



IACO (国際ケアラー組織連盟)



国際ケアラー組織連盟 (IACO=The International Alliance of Carer Organizations) は、ケアラーへの社会的認知度 (awarenessやrecognition) を高めるために協働するグローバルなケアラー組織のネットワークです。

# Global State of Caring

(グローバルなケアリングの状況)



## はじめに

ケアラーがケアの必要な人にケアを提供するだろうという期待が政府や社会にはあります。このGlobal State of Caring (グローバルなケアの状況) 報告が示しているように、ケアしないことへの法的な措置を課している国もあります。法律、政策、制度を通じて、ケアラーの重要(vital)な役割を支えることは持続可能な医療と社会的ケア体制には必要です。

ケアすることは貴重な恩恵を得ることもありますが、無償のケアラーとなることは長期なかわりとなり、時間を費やすことにもなり、ケアラーの健康やウェルビーイングに重大な損失をもたらしかねないものです。さらに働くケアラーが仕事の責任と無償のケアの責務の双方に対処しようとする際、ケアラーが離職せざるを得ないために将来にわたってネガティブな経済的影響を受ける可能性があります。

ケアラーの多大な貢献を鑑みると、社会における無償のケアをより明確に認識し、感謝・評価することが求められます。世界中の新型コロナウイルスの蔓延により、多様なケアラーの存在、ケアラーの不可欠な役割、緊急にグローバルな実行計画を作成すべきことが明らかになりました。

グローバルなケアラーのチャンピオンとして、国際ケアラー組織連盟(IACO=The International Alliance of Carer Organizations)は、政府や国際的保健医療組織に対して、国の経済を上手に発展させながらケアラーの貢献が維持できるための複数の行動を行う道筋を示しています。ケアリングは一つの政党の課題や特定の国のユニークな課題ではありません。我々は互いに学ぶ機会に恵まれ、学ばなければならないのです。

2018年グローバルなケアリングの状況レポートをもとに、2021年版はケアラー支援に必要な課題、アプローチ、政策や革新的な対応をより詳細に示しています。2021年度版はすべてのIACO加盟国が対応しより多くの国が含まれています。国ごとに政治、社会、経済の状況は異なりますが、この10年でケアラーを重視した動向が明らかに進んでいます。このレポートは6つの普遍的なケアラーに対する重点事項に基づくケアラーへのイニシアティブを示しています。

1. 社会的認知 (recognition) : 法律とケアラーの社会的認知度を高めるキャンペーンを通じて、ケアラーの大事な役割を認める。
2. 経済的支援 : ケアリングがもたらす経済的負担を軽減し、自己負担、収入減、年金の制限、その他の金銭面での負担を最小限にとどめる。
3. 仕事&教育 : ケアラーが仕事や学校にとどまったり、戻ったりできる平等な機会がもてるよう、職場や教育現場で支援が得られる環境をつくる。
4. 健康&ウェルビーイング : ケアラーの心身の健康を守り、社会的つながりを促し、ケアラーがケア責任以外のことへの関心をもてるようにする。
5. 情報&知識 : ケアラーのニーズやケアラーとしての旅路の段階にあった資源や知識へのアクセスを通して、ケアラーをエンパワーする。
6. エビデンスに基づく実践 : ヘルスケアと社会的ケアを統合しケアラーのニーズへの対応を革新的な政策や実践の概要を描き、広めていく。

この画期的なレポートはケアリングに関する国際的な協働の成果です。ケアラーに対する具体的な活動に焦点をあて、本報告に貢献してくれた国々の社会的・文化的状況を少しずつ反映したものです。この報告はすべてを網羅した概要ではありませんが、リソース、役立つよりどころとなります。

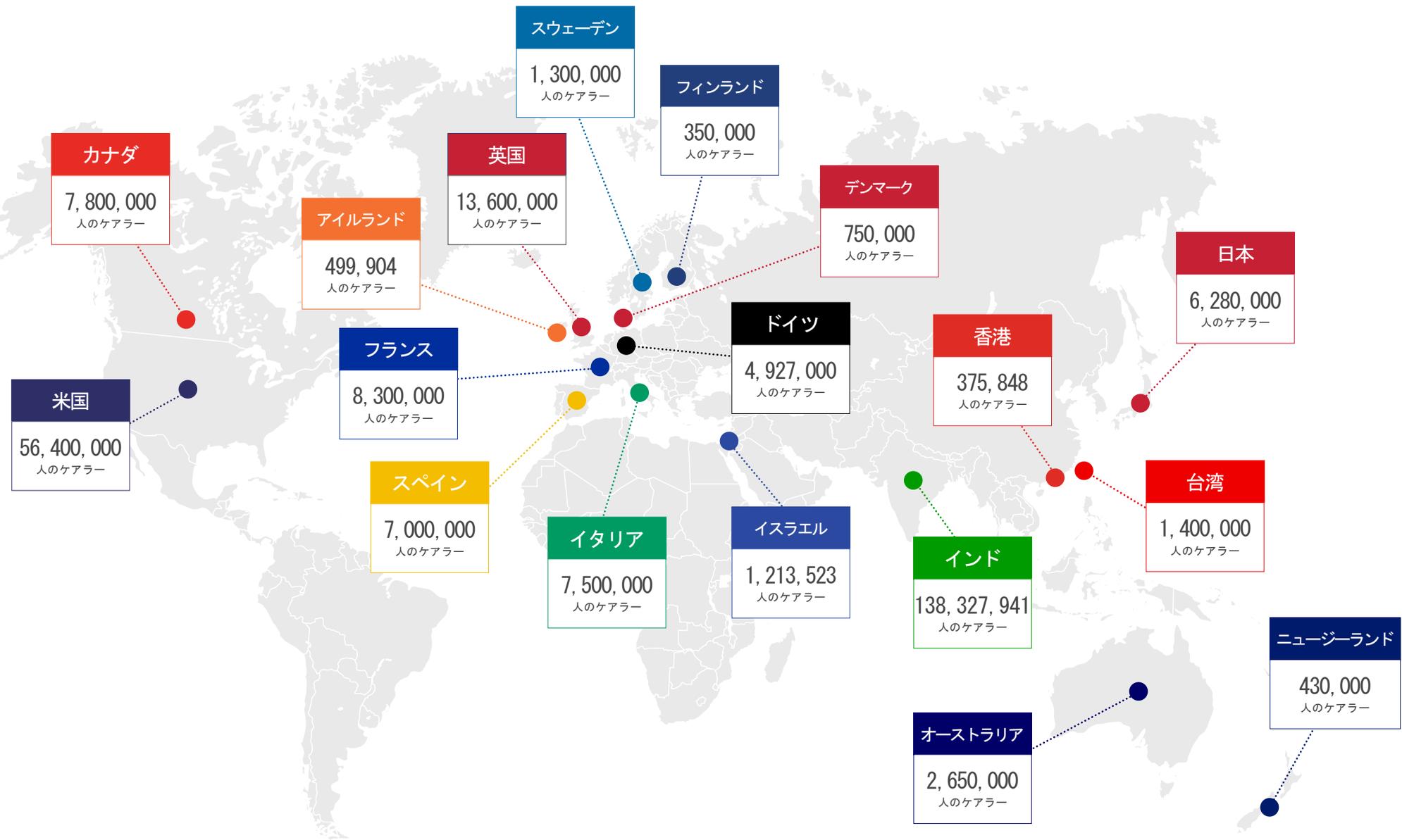
このレポートを読んで、あなたのご意見やフィードバックを特定のケアラー支援組織や私たち連盟に届けてくださることをおすすめします。IACOのメンバーは引き続き、世界のチャンピオンとしての役割をにない、ケアラーを擁護し、ケアラーが普通の暮らしができるような支援を続けていく所存です。この目標が達成できれば、政策、実践、革新的取り組みがより充実したものになることでしょう。

関心をもっていただき、ケアラーの働きをたたえる将来をつくるためのあなたのご尽力に感謝しています。

NADINE HENNINGSEN

IACO(国際ケアラー組織連盟)代表、Carers Canada代表(CEO)

2021年6月



オーストラリアでは、Carer（ケアラー）という言葉が最も頻繁に使われます。ケアラーとは、障害、精神疾患、慢性的な症状、終末期の疾患、アルコールもしくは他の薬物問題がある人、または虚弱な高齢者に、無償のケアや支援を提供する家族や友人のことです。



# オーストラリア

人口密度.....	3人/km <sup>2</sup> *
都市部人口.....	85.9% *
中央年齢.....	37.9歳 *
従属人口指数*.....	55.1 **

\* Worldometer  
\*\*Wikipedia

(年少人口 [0-14歳] + 老年人口 [65歳以上]) / 生産年齢人口 (15-64歳) × 100。  
従属人口指数が高いほど、生産年齢人口の負担も大きい。



ケアラー数：  
2,650,000人<sup>1</sup>  
人口の10.6%<sup>2</sup>

1 オーストラリア政府社会サービス省. Supporting Carers (ケアラーの支援)  
2 オーストラリアの人口 (2020年) : 25,564,996 (Worldometer)

# ケアラーの社会的認知

要介護者のウェルビーイング、地域力、社会全体、そして経済的な繁栄で、ケアラーが果たす中心的な役割について、recognition（社会的認知度）を向上させる政策やプログラム。



オーストラリア

## 法律

オーストラリア政府は2010年Carer Recognition Act（ケアラー認識法）を制定しました。これは、ケアラーへの recognition や awareness（社会的認知度）を高め、ケアラーが社会にもたらす貴重な貢献を acknowledge（評価）するための法律です。

この法律では、法的に強制できる権利や義務はありませんが、附則1では、ケアラーがどのように処遇されるべきかについて、10原則を明示しています。

6つの州と2つの準州ではそれぞれ、ケアラーの法律や政策を定めています。

首都特別地域（ACT） - [ACT Carers Strategy \(ACTケアラー戦略\)](#)

ニューサウスウェールズ州 - [Carers \(Recognition\) Act 2010 \(2010年ケアラー「認識」法\)](#)

北部準州 - [Carers Recognition Act 2006 \(2006年ケアラー認識法\)](#)

クイーンズランド州 - [Carers \(Recognition\) Act 2008 \(2008年ケアラー「認識」法\)](#)

南オーストラリア州 - [Carers Recognition Act 2005 \(2005年ケアラー認識法\)](#)

タスマニア州 - [Tasmanian Carer Policy 2016 \(2016年タスマニア・ケアラー政策\)](#)

ビクトリア州 - [Carers Recognition Act 2012 \(2012年ケアラー認識法\)](#)

西オーストラリア州 - [Carers Recognition Act 2004 \(2004年ケアラー認識法\)](#)



## 社会的認知

[全国ケアラー週間](#) は、10月の第2週に定められています。これは [Carers Australia](#) による取り組みで、オーストラリア政府の社会サービス省が資金を提供し、州や準州のケアラー団体が支援・参加してコーディネートされています。

全国ケアラー週間は、オーストラリアのあらゆる人々を対象に、ケアラーの多様性や役割について地域での認知度向上を図る機会となっています。



## ヤングケアラーの社会的認知

オーストラリアでは、[ヤングケアラー](#) は25歳以下の人とされています。

Carers Australiaは [ヤングケアラーズ・ネットワーク](#) と呼ばれるバーチャルプラットフォームを支援しています。ここではヤングケアラーが、利用できる支援サービスについて学んだり、実際に資源へアクセスしたり、自分たちのストーリーや意見を共有できます。



## チャンス・機会



ケア提供モデルの変更が検討される中、在宅ケアの中で、ケアラーを独立し極めて重要な貢献者として recognize（認識）するよう、Carers Australiaは [Response to Home Care Hearing on Draft Propositions \(提案草稿に関する在宅ケアヒアリングへの回答\)](#) で求めています。

またインフォーマルケアラーの需要について、2020年は約125万でしたが2030年には154万へと23%増加するため、その対応への準備を進める必要性も指摘しています。

Carers Australiaでは、政府全体による全国ケアラー戦略を策定するよう呼び掛けており、そこではケアに関わるあらゆる人々に向けて、現在および将来にわたる明確なビジョンや方策を示すよう求めています。



## 経済的支援

ケアラーの経済的安定を支援したり、ケア提供による経済的なプレッシャーの軽減を図る施策。



オーストラリア

Carer Allowance (ケアラー手当) は2週間ごとに支払いが行われる所得補償プログラムで、これはケアに伴う追加的コストについて支援するためのものです。この手当を受給できるのは、障害（精神面の健康状態から生じる障害も含みます）のある人、重病の人、または虚弱高齢者へ、在宅でケアを提供している人たちです。受給資格としては、年間の家計所得が基準を満たすこと、日常的にケアを提供していること、要介護者の病気や障害が6か月以上続いている（専門家が評価して終末期である場合を除きます）ことなどが含まれます。



Carer Payment (ケアラー給付) は、ケアの役割を担うために実質的な有償労働を通じて自活できない人たちへ、所得補助を行うものです。この受給資格を得るには所得や資産の調査があり、また給付は、他の社会保障年金の基礎部分と同額です。主な住居は、資産に含まれません。ケアは常に行われ、要介護者は重度の障害や病気があるか、または虚弱高齢者でなければなりません。ケアラー給付を受給している人のほぼ全員が、ケアラー手当も受け取っています。

Carer Supplement (ケアラー上乘せ給付) は、要介護者一人ずつに対して、ケアラー手当の受給者へ毎年支払われます。

Carer Adjustment Payment (ケアラー調整給付) は、1万豪ドルを上限として単発で支払われる見舞金です。この対象となるのは、どのような政府の所得補助プログラムも受給する資格がなく、かつ7歳未満の子供が重度の障害や病気の診断を受け、非常事態に直面している家族です。

チャンス・機会



研究によると、ケアラーが支払っている追加的な費用で、日常生活費の増加以外の内容として、IT機器の入手や設置、そして適切なインターネット接続に関わるコストが挙げられます。これらはサービスへのアクセスや社会的つながりの維持、そして就労や学業のためのものです。

2020年5月現在、オーストラリア政府はケアラーへのサービスや支援の改善に向け、5年間で7億豪ドルを投資してきました。





## 仕事 & 教育

就労・学業の継続・復帰で、ケアラーが他の人と同じチャンスや機会を得られるよう、協力的な職場や教育環境を作る実践。



オーストラリア

### 仕事 & ケア

職場での対応は、オーストラリアの職場について規定する [Sex Discrimination Act 1984 \(1984年性差別禁止法\)](#) と [Fair Work Act 2009 \(2009年フェアワーク法\)](#) でカバーされています。

[The National Employment Standards \(全国雇用基準\)](#) では、オーストラリアの従業員に保証される最低限の権利を定めています。

- ・ [Sick & carer's leave \(病気・介護休暇\)](#) : フルタイムの従業員は、年間で最長10日間の有給休暇を取ることができます。パートタイムの従業員には、労働時間に応じてこの休暇が付与されます。
- ・ [Unpaid carer's leave \(無給介護休暇\)](#) : これは臨時従業員も含めて、すべての従業員が対象の休暇です。家族や同居者が緊急でケアや支援を必要とする事態が発生した際、雇用主と従業員が休暇取得に合意し、また有給の個人・介護休暇が使えない場合、1回ごとに2日間まで無給休暇を取れます。
- ・ [Compassionate & bereavement leave \(特別・忌引休暇\)](#) :



職場のケアラー支援に関する [Australian Human Rights Commission toolkit \(オーストラリア人権委員会\)](#) のツールキットでは、ケアの役割を担う職員の支援メカニズムが紹介されています。

従業員の家族や同居者が死亡したり、命にかかわる病気やけがを負った場合に付与されます。

従業員は2009年フェアワーク法の下で、柔軟な勤務形態を要請できる法的権利があります。

ニューサウスウェールズ州の [Carers + Employers program \(ケアラー+雇用主\) プログラム](#) では、ケアの役割を担う職員の支援について、優れた実践の基準を定めています。これらの基準を満たした組織は、Accredited Carer Employer (認定ケアラー雇用主) としてrecognizeされ(認められ)、画期的な方策を組織全体に組み込むことができます。



### 教育 & ケア



Carers Australiaの[ヤングケアラー奨学金プログラム](#) では、受給資格のあるヤングケアラーに対し、学業を続けられるよう経済的な支援を行っています。この奨学金を受けられるのは、大学や他の承認された高等教育機関に通う25歳以下のヤングケアラーです。このプログラムの評価では、ヤングケアラーへの優れた効果が示されています。

### チャンス・機会



介護で重要な役割を担うようになった場合、育児休暇と同じように介護休暇の権利を提供すべきである、という主張には強い説得力があります。[有給育児休暇](#)は、新生児や新たに養子となった子供の主なケアラーで受給資格のある従業員が、18週間を上限として取ることができ、国の最低賃金が支払われます。有給育児休暇を利用する従業員は、無給の育児休暇も使えます。



## 健康 & ウェルビーイング

ケアラーの心身の健康を保ち社会的なつながりを促し、またケアラーがケアの役割以外の関心を追求できるようにする支援。



オーストラリア

### レスパイトケア

社会サービス省では、無償ケアラーが緊急時のレスパイトケアを使えるよう関連団体に資金を提供したり、レスパイトに使える消費者主導サービスへの経済的支援（訳注：利用者への現金給付）を行ったりしています。要介護者の短期施設宿泊という形でのレスパイトは、[全国障害保険制度 \(NDIS\)](#) を通じて利用できます。

計画的なレスパイトは、以下の高齢者ケアシステムを通じて利用できます。

高齢者ケア施設でのレスパイト：事業者は助成金を受け取ります。

連邦在宅支援プログラム (CHSP) の下で提供される地域でのレスパイト：センターで行われる日中のレスパイトが含まれます。サービス提供時間は午前10時から午後3時までの所が多く、送迎サービスを提供しているセンターもあります。

Cottage respite (短期滞在型レスパイト)：一晩あるいは週末にかけて、地域で有償ケアラーがいるレスパイトホームやホストファミリーの家で行われます。一度に2~3日、連続で利用できます。

### 心理 & 社会的サポート

[統合的ケアラー支援サービス](#) 統合的ケアラー支援サービス (ICSS) では、ケアラーに幅広いサービスや支援を提供しており、そこにはたとえばピアサポート、セルフガイド型のコーチング、カウンセリング、実務スキルコースなどが含まれます。

詳細は、後述するCarer Gateway (ケアラー・ゲートウェイ) をご覧ください。



### チャンス・機会



レスパイトは提供されているものの、資金不足でなかなか利用できません。また、様々な政府プログラムの中で、柔軟なレスパイトの調整も十分に行われていません。この問題で高齢者のケアラーを対象とした内容については、[高齢者ケアの質と安全に関するオーストラリア王立委員会の最終報告](#)で取り上げられるとみられており、この報告は2021年2月に発表予定です。



IACO は特定の疾患の患者のケアラーの役割と影響についての認識を高める対応をしています。 [\(詳細リンク有\)](#)





## 情報 & 知識

ニーズや状況に合った形で、ケアラーをエンパワーする資源。



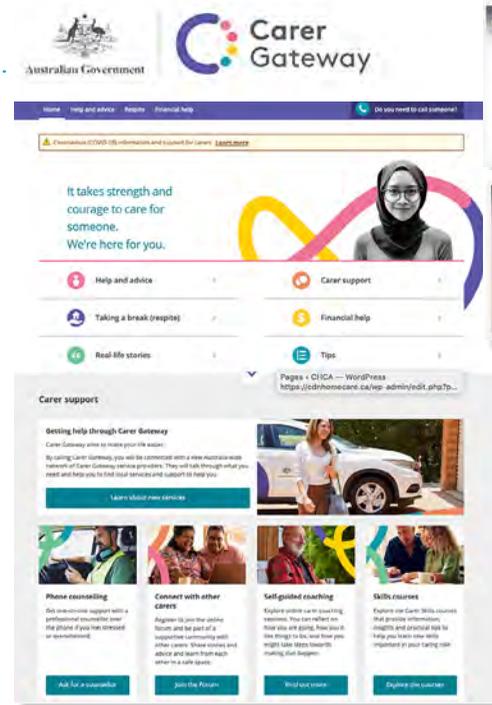
オーストラリア

[Carer Gateway](#) は、オーストラリア政府の社会サービス省とサービス事業者が資金を提供する全国的なウェブサイトと電話サービスであり、ケアラーが自らの役割を担う上で役立つ実用的な情報や資源を提供しています。また電話相談、ケアラー同士がつながりあえるオンラインフォーラム、オンラインで行うセルフガイド型のコーチングやスキルコースも提供しています。

オーストラリアでは地域ごとに、Carer Gatewayのサービス事業者が存在します。Carer Gatewayのコンタクトセンターに電話をかけると、サービス事業者の全国ネットワークにつながります。そこでケアラーのニーズについて詳細を話し、地域でのサービスや支援を見つける支援が行われます。

ケアラーは他の機関を通じて、役立つようなサービスを見つける支援を受けることができます。たとえばNDISは障害者を、[My Aged Care \(マイ・エイジド・ケア\)](#) は高齢者を、[退役軍人省](#) は退役軍人を支援しています。

ケアラー教育プログラムやケアラーのサポートグループは、全国各地に多数あります。



## チャンス・機会



デジタル包摂とは、オンラインテクノロジーとのつながりやその効果的な使用について、アクセス・支払い・活用能力があるかどうか、という意味です。政府のサービスや支援が、徐々にオンラインのみで行われるようになる中、ケアラーのデジタル包摂を改善することは極めて重要です。

この改善がなければ、「デジタルデバイス（情報格差）」拡大のリスクがあり、ケアラーの様々な能力に影響が及びます。たとえばケアの役割自体、ケアラー自身の健康やウェルビーイングの管理、教育・金融サービス・支援へのアクセス、友人・家族とのつながり、仲間のサポートなど、影響は多岐にわたります。

# 画期的なケアラー実践



Innovative Carer Practices (画期的なケアラー実践)とは、医療と社会的ケアの統合を通じてケアラーのニーズに応える、エビデンスに基づいた政策や実践のことです。このような実践を特定および共有することで、IACOでは世界で行われている先進的な実践の認知向上や普及を進めています。[\(詳細リンク有\)](#)

## オーストラリアでのイノベーション

[Carers + Employers プログラム](#)は、ニューサウスウェールズ州で行われている取り組みです。ここでは、ケアの役割を担う職員の支援について優れた実践の基準を定め、雇用主を3つのレベルで認定しています。参加組織はまず「Active」(アクティブ)から始まり、「Commit」(コミット)、最後に「Excel」(エクセル)へとレベルアップします。このシステムによって雇用主は、各職場でのケアラー支援を初期レベルから積み上げて、画期的な方策を組織全体に組み込むことができます。



レベル1「アクティブ」:

ケアラーフレンドリーな職場の方針作成や実践を始めようとしている組織向け。より高いレベルへ進むには、このレベルを終了しなければなりません。



レベル2「コミット」:

ケアラーフレンドリーな職場実践の改善に向け、明確な行動や道筋を組織へ提供するために、レベル1で確立した最低限の職場の権利から積み上げていきます。



レベル3「エクセル」:

最高の認定レベルです。ケアラーフレンドリーな職場の実践を組織へ既に組み込んでおり、リーダーとして認められたいと希望する組織向けの認定です。

Carers + Employersでは、様々な産業を横断した先進的な雇用主のネットワークを構築しており、優れた実践の共有や柔軟性の推進、働くケアラーの支援策を実施した雇用主の紹介に取り組んでいます。ネットワークのメンバーは、会員限定の資料にアクセスできます。



Carers Australia (1993年設立)は、オーストラリアのケアラーを代表する全国団体です。オーストラリアのケアラーに代わって、全国レベルで政策やサービスに影響を及ぼすために働きかけており、パートナーや加盟組織、州や準州のケアラー協会と連携しています。

Liz Callaghan氏 (Carers Australia CEO) には、専門的なご助言や本章原稿のレビューを行っていただきました。この場をお借りして感謝申し上げます。

カナダでは、Caregiver（介護者）という言葉が最も頻繁に使われます。Caregiverとは、身体または認知機能障害、けが、または慢性的で生死にかかわる病気によって支援を必要とする人へ、無償でケアを行う家族または友人のことです。



人口密度.....	4人/ km <sup>2</sup> *
都市部人口.....	81.3% *
中央年齢.....	41.1歳 *
従属人口指数.....	51.2 **

\* Worldometer

\*\* (Wikipedia)

(年少人口 [0~14歳] + 老年人口 [65歳以上]) / 生産年齢人口 (15~64歳) × 100。  
従属人口指数が高いほど、生産年齢人口の負担も大きい。



# カナダ

ケアラーの数：  
7,800,000人<sup>1</sup>  
人口の20.6%<sup>2</sup>

<sup>1</sup> Statistics Canada 2018

<sup>2</sup> カナダの人口 (2020年) : 37,818,548 (Worldometer)

# ケアラーの社会的認知

## 要介護者のウェルビーイング、地域力、社会全体、そして経済的な 繁栄で、ケアラーが果たす中心的な役割について、 recognition (社会的認知度) を向上させる政策やプログラム。



カナダ

### 法律

ケアラーを正式にrecognize (認識) している連邦法はありませんが、(10の州と3つの準州のうち) 2つの州ではケアラーについて言及した法律があり、そこではケアラーの重要性、recognition (社会的認知) や支援への権利、社会的な価値など、ケアラーに関する原則のリストが記載されています。

マニトバ州では、[The Caregiver Recognition Act \(介護者認識法、42号法案\)](#) が2011年6月に採択され、カナダで初めてケアラーを法的に認識する州となりました。この法律の目的は、ケアラーの重要な役割をacknowledge (評価) するとともに、政府や関連機関が推進すべき一般原則を定めることです。この法律ではまた、同州のケアラーについて、ニーズや提供サービスの進捗報告を2年ごとに行うよう定めています。

オンタリオ州では2018年の [Caregiver Recognition Act \(介護者認識法、59号法案\)](#) が、ケアラーに関する一般原則を定めています。省庁や政府機関では、この一般原則を推進するための対策をとったり、またケアラー支援の展開・実施・提供・評価でこれらの原則を考慮することがあります。

### 公共政策

ケアラーは、ケアの重要な貢献者としてacknowledge (評価) されています。したがって、政府は公的資金を投じて在宅ケアプログラムを提供しますが、これはあくまでも、家族や友人であるケアラーの援助を得ながらセルフケアを行う際の、補助的な役割として位置付けられており、ケアラーの役割に取って代わるものではありません。 [\(詳細リンク有\)](#)

ケベック州はカナダで初めて且つ唯一、インフ



ォーマルなケアラーを代表する大臣を任命した地域です。[シニア・介護者担当大臣](#)は、2019年に任命されました。

最近では、ケアラーのニーズを要介護者のニーズとは別のものとしてrecognize (認識) する傾向が高まっています。ケアラーのアセスメントを定期的に行うケースが増えており、これによって、ケアの提供時間や要介護者の状態など、ケアの提供状況がケアラーに及ぼす影響について、理解を深めることができます。

様々なアセスメントツールが使われており、たとえば[interRAI Home Care Assessment System \(HC、インターライ方式在宅ケアアセスメントシステム\)](#)などが用いられています。HCはエビデンスに基づいたアセスメントシステムであり、地域在住者の総合的なケアやサービス計画での参考やガイドとして、世界中で使われています。また、82項目から成るinterRAI Caregiver Survey (インターライ方式介護者調査) も開発されており、たとえば基本属性、心身の健康、ケアの役割、ウェルビーイング、支援、生活の質(QOL)など、幅広い領域をカバーしています。

ケアラーに関する全国のデータ収集

[介護の授受に関する2018年の総合社会調査\(GSS\)](#)では、カナダで家族や友人にケアを提供している人およびケアを受けている人たちにに関する情報を収集しました。

Care Count (ケア・カウント) と呼ばれるシリーズが発表されており、ここではカナダにおけるケアの授受に影響を及ぼす重要な動向や社会の変化を掘り下げています。最新版では、カナダのケアラーの概要、支援やメンタルヘルスケアを受けているケアラー、高齢ケアラーの体験やニーズなどについてカバーしています。 [\(詳細リンク有\)](#)

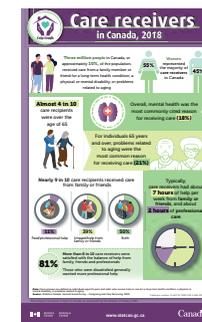
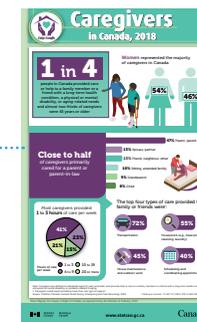
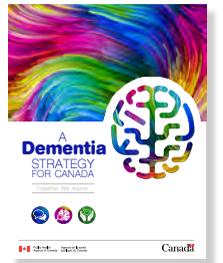
Canadian Institute for Health Information (CIHI、カナダ衛

生情報局)が開発した6つのpan-Canadian indicators ([汎カナダ指標](#))のひとつは、ケアラーの苦痛に関する内容であり、そこでは在宅や地域ケアへのアクセスを測定しています。

### 全国戦略

[Framework on Palliative Care in Canada \(カナダの緩和ケアに関する枠組み\)](#)では、ケアラー支援に向けた具体的な施策が組み込まれています。この枠組みではカナダの緩和ケアについて、共通のビジョンや行動計画を定めおり、カナダでは生死にかかわる病気があっても、誰もが最期まで豊かな暮らしを送れることを目指しています。

認知症の人やそのケアラーのQOL向上は、[Dementia Strategy for Canada \(カナダ認知症戦略\)](#)の原動力となっています。この戦略は、ケアラーへの支援改善に向けた行動についてまとめており、そこには資源や支援へのアクセス提供が含まれます。





## ケアラーの社会的認知 (続き)



カナダ

### 社会的認知

カナダ連邦議会は、「見えない」無償ケアの重要性をrecognize（認識）するため、毎年4月の第1火曜日を National Caregiver Day (全国介護者デー) とするよう、全会一致で採択しました。

Carers Canadaではこの11年間、この大切な日を記念して、認知度向上キャンペーンを主導してきました。

ケアラーの社会的認知度向上は、カナダ全国で地域の擁護団体が主導して取り組んでおり、年間を通じて様々な活動が行われています。

サスカチュワン州 では、3月の第3週にケアラーを称える活動を行っています。マニトバ州とオンタリオ州ではCarer Recognition Act (ケアラー認識法) で、4月の第1火曜日をCarer Recognition Day (ケアラーの日) としています。

また ブリティッシュコロンビア州、ノバスコシア州およびアルバータ州では、5月の第1週に家族ケアラーをrecognize（認識）する活動を行っているほか、ケベック州 では、11月第1週をNational Caregiver Week (全国介護者週間) と定めています。

### ヤングケアラー

Young Caregivers Association (ヤングケアラーズ協会) は、都市部や農村部に住むヤングケアラーやその家族への支援と同時に、カナダ全国で認知度向上に取り組んでおり、このような活動を行うカナダ初の組織として2003年に設立されました。

15歳未満のケアラーは、カナダ統計局の総合社会調査には含まれておらず、大切な人にケアを提供する多くの児童や若者が除外されています。

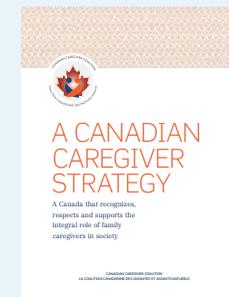
### チャンス・機会



連邦法を定め、カナダの医療や社会的ケアシステムにおけるケアラーの重要な役割や権利について明示する。

インターライ方式介護者調査を実施し、ケアラーへの理解を深め支援を改善するために、豊富なデータを提供する。

全国ケアラー戦略を採り入れ、5つの共通優先事項について全国的に取り組む。





## 経済的支援

ケアラーの経済的安定を支援したり、ケア提供による経済的なプレッシャーの軽減を図る施策。



カナダ

### 税額控除

[Canada Caregiver Credit](#) (CCC、カナダ介護者控除) は、全国で適用される非還付型税額控除です。これは、身体的あるいは精神的な障害によって介護支援に依存している各親族について申告できます。依存状態として見なされるのは、基本的な日常生活（衣食住など）で定期的かつ継続的な援助を必要としている人です。控除額は、要介護者との関係や状況、純所得、その人が他に申請している控除によって異なります。

[Medical Expense Tax Credit](#) (METC、医療費税額控除) は、対象となる医療費（医療用品、デンタルケア、通院費など）について、ケアラーが支払った分を申請できる非還付型税額控除です。

[Disability Tax Credit](#) (DTC、障害税額控除) は、重度で長期的な障害のある人へのケアを対象とした、非還付型税額控除です。

このような人たちは、他の納税者には無い追加的な支出が避けられないため、DTCでは障害に伴うコストをいくらか軽減することで、税の公正化を目指しています。

この控除を受けるには、特定の基準を満たさなければなりません。

DTCの適用資格を得ることにより、たとえば [登録制障害積立基金 \(RDSP\)](#)、[勤労所得手当](#)、[児童障害給付](#) など、連邦・州・準州での他のプログラムでも受給資格が得られます。

[Home Accessibility Tax Credit](#) (HATC、住宅アクセシビリティ税額控除) は、住宅改修を対象とした非還付型の連邦税額控除であり、高齢者またはDTCの受給資格がある障害者を支援するためのものです。

[Provincial and Territorial Caregiver Tax Credits](#) (州および準州

[の介護者税額控除](#)) も利用できます。いくつかの州（マニトバとケベック）では、無償ケアラーを対象とした還付型の税額控除があります。しかしカナダの大半の地域や連邦政府では、提供されているのが非還付型の税額控除のみであり、これは所得として扱われます。

### 手当

[Caregiver Recognition Benefit](#) (介護者認識給付) では、退役軍人のケアラーに対して毎月1,000カナダドルが支払われ、これは非課税です。

ノバスコシア州は、ケアラーへ給付金を毎月支払っている唯一の州です。[Caregiver Benefit \(介護者給付\)](#) として知られるこのプログラムには、ケアラーと要介護者の両方に受給要件が定められており、ミーンズテスト（資力調査）も行われます。

カナダ政府は、[Benefits Finder \(給付案内\)](#) ツールを作成しました。このツールでは、いくつかの質問に基づいて、見えそうな連邦・州・準州政府の給付やサービスを見つける支援を行っています。このツールでは、情報の収集や追跡は行っていません。

### チャンス・機会



ケアラーを対象とした連邦政府の経済的支援について、認知度や利用を向上させる（複数の調査では、政府の経済的支援を受けているケアラーの数が少ないことが報告されています）。

CCCを還付型控除に変更し、所得税の支払対象金額に満たない低所得のケアラーへ対応する。

現在のカナダ公的年金制度を改革してケアラーの価値を認め、働くケアラーが直面する課題に対応する（「仕事&教育」セクションを参照）。



## 仕事 & 教育

就労・学業の継続・復帰で、ケアラーが他の人と同じチャンスや機会を得られるよう、協力的な職場や教育環境を作る実践。



カナダ

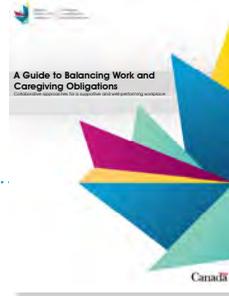
### 仕事 & ケア

カナダの人権法では、家族の状況を根拠とした差別を禁じています。つまり、従業員が家族をケアしなければならない場合、雇用主にはその従業員の状況へ対応する法的義務があるということです。 [\(詳細リンク有\)](#)

カナダ政府ではケアラーのために、[Balancing work and caregiver responsibilities \(仕事と介護者としての役割の両立\)](#) および [Helping employees balance work and caregiving responsibilities \(従業員の仕事とケア提供の役割の両立支援\)](#) というオンラインの資料を提供しています。

カナダでケアラーを支援するための全国的な介護給付は、連邦政府の[雇用保険](#)を通じて3種類あり、週に595カナダドルを上限として、所得の55%まで経済的支援を提供しています。ケアラーは、親族や同居者でなくてもよいですが、family(家族)として見なされる必要があります。

- ・ [Family Caregiver Benefit for Children \(児童向け家族介護者給付\)](#) : 生死にかかわる病気の児童をケアするための給付で、52週のうち35週まで可能。
- ・ [Family Caregiver Benefit for Adults \(成人向け家族介護者給付\)](#) : 重病の成人をケアするための給付で、15週まで可能
- ・ [Compassionate Care Benefit \(終末期ケア特別給付\)](#) 終末期ケアが必要な人を対象としており、28週まで可能。



カナダではそれぞれの州や準州の雇用基準法で、job-protected leave(就労保障休暇)について、雇用主が守らなければならない最低限の法的要件が定められています。

すべての州や準州では、「終末期ケア特別給付」を雇用基準や労働法に組み込んでいます。これらは無給ですが就労が保障されており、8~28週間の休暇が与えられます。また「family member」(家族)の定義は、州によって様々です。 [\(詳細リンク有\)](#)

「Family」(家族)、「Family Medical」(家族医療)、「Family Responsibility」(家族の責任)、および「Critical Illness」(重病)に関する就労保障休暇も提供されています。大半の州や準州では、雇用契約や労働協約で定められている場合を除き、雇用主が休暇中に給料や給付を支払う義務はありません。

**連邦政府** : 連邦政府管轄の従業員に対し、17週(重病の成人)または37週(重病の児童)まで提供。

**ブリティッシュコロンビア州** : 「従業員の近親者のケア、健康または教育に関する責任を果たす」ために、5日まで可能。

**アルバータ州** : 自身の病気または近親者の短期的なケアのために、5日まで可能。

**サスカチュワン州** : 雇用主の判断による。サスカチュワン州 : 雇用主の判断による。

**マニトバ州** : 家族の責任を果たすために、3日まで可能。

**オンタリオ州** : [Family Caregiver Leave Act, 2012](#) (2012年家族介護者休暇法) 30号法案で示されるように、8週まで可能。

**ケベック州** : 個人のケア提供状況に関連した理由により、16週まで可能。

**ニューブランズウィック州** : [Family Responsibility Leave \(家族責任休暇\)](#) で示されるように、3日まで可能。

**ノバスコシア州** : [Critically Ill Child Care Leave \(重病の児童介護休暇\)](#) では37週まで、[Critically Ill Adult Care Leave \(重病の成人介護休暇\)](#) では16週まで可能。

**プリンスエドワードアイランド州** : [Employment Standards Act \(雇用基準法\)](#) で示されるように、3日まで可能(無給)。

**ニューファンドランド・ラブラドール州** : [Labour Standards Act \(労働基準法\)](#) で示されるように、家族休暇は7日まで可能。

**ユーコン準州** : 31号法案で示されるように、休暇は連邦政府の休暇に準ずる。

**ノースウエスト準州** : 重病の成人および児童のための休暇は、連邦政府の休暇に準ずる。

**ヌナブト準州** : 5日まで可能。



## 仕事 & 教育 (続き)



カナダ

Canadian Standards Association (CSA、カナダ規格協会) グループはマックマスター大学と共同で、新たに [Carer-Inclusive and Accommodating Organizations Standard \(ケアラー包摂・対応組織基準\)](#) を策定しました。この基準では、カナダの雇用主が法的要件を満たし、ケアラーのワークライフバランスを向上させ、職員の定着率を改善し、医療費を抑えることを目指しています。 [\(詳細リンク有\)](#)

独立した全国慈善団体である [Vanier Institute of the Family](#) は3か所の大学と連携し、雇用主の視点から見たケア提供と就労に関する情報の入手や調査に取り組んでいます。ここでは、柔軟な勤務形態の提供について職場で行われている様々な実践のほか、従業員の就労とケアの両立に向けた休暇の方針や支援について調査しています。



### 教育 & ケア

[Young Carers Association \(ヤングケアラーズ協会\)](#) は、オンタリオ州の一部の地域で教育委員会と提携し、エビデンスに基づいたPOWERHOUSE In Schools Program (パワーハウスinスクール・プログラム) を提供しています。学校で提供されるこのプログラムでは、ケアラーである生徒が自らの生活状況に対応できる力を強化しながら、孤立感を和らげる支援を行っています。



“ It's called POWERHOUSE because you learn to have POWER over your emotions ♡ ”  
— In School Member

### チャンス・機会



雇用主がケアラーフレンドリーな職場を整備・支援するよう、取り組みをrecognize (認識) し、インセンティブを提供する。

短期の有給家族介護休暇を、全国で標準化する。

現在のカナダ公的年金制度を改革してケアラーの価値を認め、働くケアラーが直面する課題に対応する。このようなケアラーは、仕事とケアを両立させるために働き方を変える際、自身の年金保障で深刻な影響を受ける可能性があります。

プログラムを、教育の場にいるヤングケアラーへ拡大する。



## 健康 & ウェルビーイング

ケアラーの心身の健康を保ち社会的なつながりを促し、またケアラーがケアの役割以外の関心を追求できるようにする支援。



カナダ

### レスパイトケア

家族ケアラーのレスパイトについては、州や準州がガイドラインを定め、資金を提供しています。

レスパイトサービスでカバーされる内容は、地域によって様々です。多くの州や準州では、本人の所得または所得と資産を用いて、在宅レスパイトサービスの受給資格を評価しており、コストの一部は家族が負担します。

一方で、在宅レスパイトケアで利用者の直接的な負担がまったくない地域もあります。

レスパイトは通常、在宅ケアプログラムや社会・障害ベースのプログラムおよびチャリティを通じて提供されます。

受給資格は全国各地で異なり、同じ州や準州の中でも様々です。大半の地域では、在宅や地域ベースのレスパイトを増加させるよう取り組んでいます。

ケベック州の専門レスパイトには、ケアラーに代わって重度障害者の在宅ケアを行うサービスが含まれます。このレスパイトサービスの提供者は、どこかに雇用されている場合も自営の場合も企業に所属する場合がありますが、いずれにしても、承認された分野で認められた履修証書を持っていないければなりません。

障害のある成人向けのデイプログラムでは、ケアラーの日中レスパイ

トを提供しています。無料で提供されているプログラムもあります。

施設ベースのレスパイトや成人向けのデイプログラムによって、無償ケアラーは長時間休むことができます。

ケベック州政府は2009年、[Act to Establish a Caregiver Support Fund \(介護者支援基金設立法\)](#) の下で、ケアラー基金を設立しました。この基金は、ケアラーを支援する以下の活動・プロジェクト・取り組みに、資金を提供するためのものです。

- ・レスパイトサービスの提供・増加・多様化
- ・援助や個人・地域・社会的支援サービスの提供
- ・ケアラー関連事項に取り組む地域コミュニティへの、効果的で継続的な支援の提供
- ・ケアラーへの研修や教育サービスの提供
- ・ケアラー支援分野におけるイノベーションや知識獲得・移転の支援

この基金の対象となるのは、ケベック州政府が設立または承認した通常のプログラムに該当しない活動・プロジェクト・取り組みに限られています。

各州のケアラーグループでは、ケア提供のあらゆる問題について取り組み、また州内で様々な直接的支援を提供しています。

アルバータ州：  
[Caregivers Alberta](#)

ブリティッシュコロンビア州：  
[Family Caregivers of BC](#)

ノバスコシア州：  
[Caregivers of Nova Scotia](#)

オンタリオ州：  
[Ontario Caregiver Organization](#)

ケベック州：  
[L'Appui pour les proches aidants](#)

### チャンス・機会



公的資金による在宅ケアサービスを拡大して、自己負担なしの柔軟なレスパイトの選択肢を含めるようにする。

カナダの全国各地にケアラー団体を設立し、地域のニーズへ応え、それぞれの状況に合ったケアラー支援を提供できるようにする。

あらゆる疾病の全国患者団体（ガン、心臓・脳卒中、糖尿病など）で、教育活動の一環としてケアラー支援プログラムを組み込む。



## 健康&ウェルビーイング(続き)



カナダ

### 心理&社会的サポート

ケベック州で活動を行う [L'Appui pour les proches aidants d'aînés](#) では、ケアラーへのサービスとして、(1) 地域ごとの資源リストおよび (2) ケアラー支援(専門職による秘密厳守の無料電話相談サービス)を提供しています。

[Ontario Caregiver Organization](#) でも様々な教育資料や支援を提供しており、たとえばヘルプライン(毎日24時間)、ライブチャット(月~金の午前7時~午後9時)、バーチャルでの [ピアサポートグループ](#) グループおよび個別サポート)、ケアラーのニーズごとに整理されたオンラインでの [資源や教育のリスト](#) などが含まれます。この団体ではまた、[Young Caregivers Connect](#) (ヤングケアラーズ・コネクト) ウェブサイトも運営しており、サイト利用者は、サポートグループや情報、フォーラム、ケアラーのストーリーにアクセスできます。

[Caregivers Alberta](#) ではケアラー向けに、資料、メンタルヘルスでの支援および教育を提供しています。たとえば [Caregiver Coaches](#) (介護者コーチ) や [Caring for the Caregivers](#) (介護者のケア) [ワークショップ](#) のほか、[COMPASS](#)をはじめとするサポートグループなどのプログラムがあります。COMPASSは、ケアラーが自分のウェルビーイングとケア提供の課題の両方を支援するワークショップであり、複数回開催されます。

[Service Provider Guide Understanding Caregivers](#) (介護者を理解するためのサービス事業者ガイド) : アルバータ州政府が [Caregivers Alberta](#) と共同で作成したこの簡易ガイドでは、ケアラーのストレスや燃えつき、高齢者虐待について説明しているほか、実践の中でケアラーを支援するための実用的なヒントも紹介しています。



の要約やスライド、配布資料や追加の参考情報など、学びや検討のためのツールが掲載されています。

[Family Caregivers of British Columbia](#) では、フリーダイヤルの電話サポート、[ケアラーのサポートグループ](#)、[医療システムのナビゲーション\(案内\)](#)、および無料の [教育リソース](#) を通じて、ケアラーへ直接的支援を提供しています。

[Caregivers Nova Scotia](#) では、秘密厳守で中立的な [電話およびメールでの支援サービス](#) のほか、ピアサポートグループも提供しています。生死にかかわる病気の人へのケアラーには、電話による4週間のサポートグループ [Caregiver Tele-Connect](#) も提供されています。

[SE Health Elizz](#) では、タイムリーなコンテンツやブログ、教育リソースおよびビデオを、カナダ全国のケアラーに発信しています。1対1のセッションを行うElizzコーチもあり、ケアラーの計画や対応、ストレスなどについて支援を行っています。

[Huddol](#) ではオンラインコミュニティを立ち上げ、全国で同じような経験をしている人たちや専門家のネットワークによって、人々のつながり作りに取り組んでいます。



IACOは医療と社会的ケアを含んだケアラーのニーズに対応した4つの先駆的実践をまとめました。

(詳細リンク有)





## 情報 & 知識

ニーズや状況に合った形で、ケアラーをエンパワーする資源。



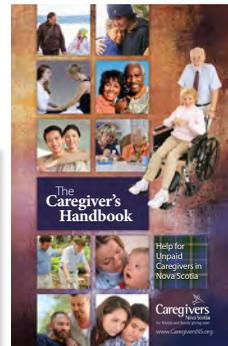
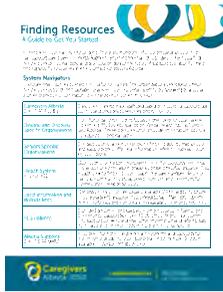
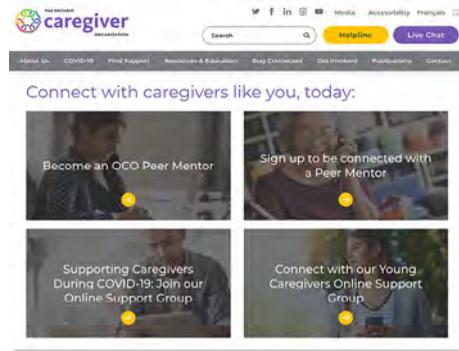
カナダ

Ontario Caregiver Organizationの [SCALE Program \(Supporting Caregiver Awareness, Learning and Empowerment、介護者の認知・学び・エンパワーメント支援\) プログラム](#)は、自己覚知の深化に向け、実用的な情報やスキルでケアラーをエンパワーすることを目指しており、特にケアラー自身のニーズやウェルビーイングに重点を置いています。このサイトではまた、[地域のサポート検索エンジン](#)も運営しています。

Caregivers Nova Scotia では [The Caregivers Handbook介護者ハンドブック](#) (2018)を無料で提供しており、ここではケアラーを支援するための様々なツールやヒント、資源が紹介されています。

[Ontario 211](#) は、ケアラーなどを対象とした無料のヘルプラインで、地域や地元の社会サービスにつなげています。このヘルプラインは年中無休の24時間体制で運営されており、150か国語で対応しています。

Caregivers Alberta では、[役立ちリソース](#)のリストや[Finding Resource Tip Sheet \(リソース発見のヒント集\)](#)を提供しています。



ノースウエスト準州 (NWT) ではContinuing Care Services Action Plan - 2017/18-2021/22 (継続的ケアサービス行動計画: 2017/18~2021/22) に基づいて、ケアラー支援の強化に取り組んでいます。[The NWT Caregivers Guide \(NWT介護者ガイド\)](#) はケアラー向けの教育資料で、どのようにしてケアの役割を担っていくかについて紹介していますが、この資料は現在更新中です。

[Ability411](#) はウェブベースのサービスで、アシティブ・テクノロジーや機器に関する実用的な情報を、ブリティッシュコロンビアの高齢者やその家族、医療事業者へ提供しています。高齢者やそのケアラーが、適切なソリューションについて自分で見つけられない場合、Ability411に支援を依頼して、効果的な市販のテクノロジーを探すことができます。

St. John AmbulanceはOrder of St. Lazarusと共同で、全国的な[Home Caregiver Support Program \(HCSP、在宅介護者支援プログラム\)](#)をオンラインで無料提供しています。対象となるのは、慢性的または終末期の病気の家族や友人にケアを提供している、専門職ではないケアラーです。

[Alberta Caregiver College](#) は、ケアラーを対象としたリソースおよび教育プログラムで、ケガ、病気、障害のある大切な人のニーズへの対応方法を教えています。プログラムの例として、「家族介護者のパワフルツール」(4つのモジュール)、「高齢者の介護者向け講座」、「ケア提供に関するネット配信学習シリーズ」などが挙げられます。

## チャンス・機会



テクノロジーの応用に投資し、情報やケアラー支援へのアクセスを推進する。

医療や社会的ケアサービス事業者が、ケアのパートナーとしてケアラーを認識および支援するためのツールを、確実に得られるようにする。

「ハブ&スポーク」モデルを構築し、ケアラー・リソースへのアクセスを推進する(地域と国のリソースをつなげる)。



情報 & 知識 (続き)



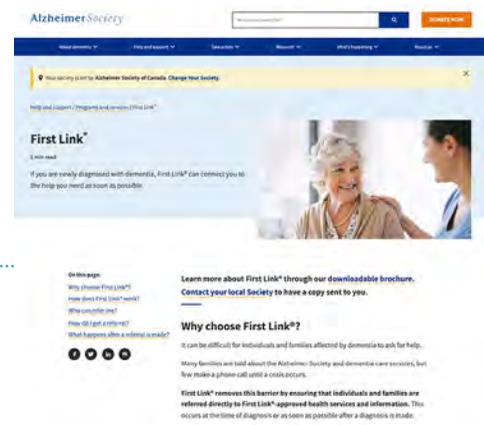
カナダ

Regroupement des aidants naturels du Québec (RANQ、ケベックケアラー協会) は、ケベックの地域団体から成る協会です。加盟団体ではアドボカシーや認知度向上、研究を通じてケアラーの生活向上に取り組んでいます。



Ontario Caregiver Coalition では、ケアラーが医療システムにもたらす付加価値に関する社会的認知度の向上に取り組んでいるほか、ケアラーが必要とする支援へ公平にアクセスできるよう働きかけています。

Alzheimer Society First Link® (アルツハイマー協会ファーストリンク®) は、認知症の人やその家族を対象にしており、地域で使える支援やリソースへの案内サービスを提供しています。 [\(詳細リンク有\)](#)

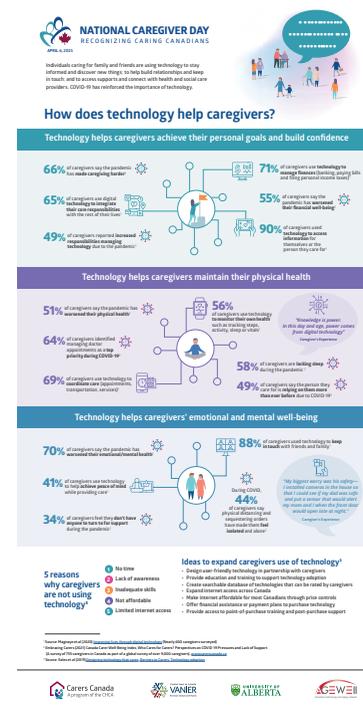


Caregiver-Centered Care Education (介護者中心のケア教育) は、家族ケアラーへのパーソンセンタードケアに関する教育プログラムであり、家族ケアラーと接するすべての医療従事者を対象としています。この無料オンラインプログラムを修了すると、参加者は継続的能力の証明をもらえます。



介護事業者、各疾病別の団体、ケアラー協会、高齢者やその他の利益団体では、幅広い教育的支援を提供しています。

AGE-WELL では高齢者やそのケアラーに、テクノロジーベースのソリューションを提供しています。4,700人を超えるシニアやケアラーたちが、様々なデジタルソリューションの構築に関わっており、そこにはたとえば、コミュニケーションプラットフォームやスマートフォンセンサー、徘徊探知システムやウェアラブル端末などが含まれます。 [\(詳細リンク有\)](#)



IACOはケアが必要な人の健康や医療や社会的ケア体制と経済にケアラーが影響を与えていることの気づきと理解を深める対応をしています。

[\(詳細リンク有\)](#)



# 画期的なケアラー実践



Innovative Carer Practices (画期的なケアラー実践)とは、医療と社会的ケアの統合を通じてケアラーのニーズに応える、エビデンスに基づいた政策や実践のことです。このような実践を特定および共有することで、IACOでは世界で行われている先進的な実践の認知向上や普及を進めています。[\(詳細リンク有\)](#)

## カナダでのイノベーション

[Connecting the Dots for Caregivers \(介護者のために点と点をつなぐ\)](#) は、ケアラーの状況改善に重点を置いた取り組みです。地域の医療提供者とケアラーが共同で、ケアラーのニーズに応える解決策をデザインし、ケアラーが自分の役割の中で、これまでより支援・理解され、また深く関わっていると感じられるよう取り組みます。このプロジェクトはまず、ケアラーや医療提供者と話し、改善のチャンスについて理解を深めるところから始まりました。そこから、ケアラーの体験を改善するのに役立つ3つのテーマとして、「awareness (認知)とrecognition (認識)」、「コミュニケーションと情報」、「教育、研修、支援」が特定されました。

[Caregiver Readiness](#) は全国的な認知度向上および情報キャンペーンであり、これはCarers Canadaがカナダ連邦政府のために立ち上げたものです。このキャンペーンではたとえば、ケアラーとしての準備を行えるよう、ユーザーフレンドリーな言語や形式でヒントを紹介したシートやチェックリストを掲載しているほか、将来的にケアラーとなるすべてのカナダ人向けに、重要な心構えについて紹介したビデオも提供しています。2つの公用語（フランス語と英語）で実施されているこのキャンペーンでは、以下について情報提供を行っています。

ケアの提供とは何か？

ケアラーの役割を担う準備とは、どのようなことなのか？

ケアについての対話：これからケアラーとなる人たちは要介護者と、どのようにしてケアニーズについて対話を行えるか？

ケアの選択肢：ケアラーとしての準備を整えるために、どのような課題を検討したほうがよいか？



Carers Canada は、ケアラーのrecognition (認知度) 向上や支援に取り組む全国的な連合会です。会員たちは連携した取り組みを通じて、ケアラーが担う役割や直面する課題についてawareness and recognition (認知度) 向上に努めています。

Carers Canadaは、Canadian Home Care Association (CHCA、カナダ在宅ケア協会) の優先プログラムです。

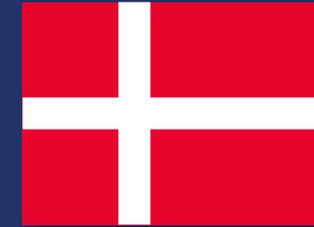
Carers CanadaのNadine Henningsen氏 (CEO) およびCatherine Suridjan氏 (政策・知識移転部長) には、専門的なご助言や質問へのご回答、また本章原稿のレビューを行っていただきました。この場をお借りして感謝申し上げます。



出典：

- Carers Canada. (2013). [A Canadian Caregiving Strategy \(カナダのケア提供戦略\)](#)
- Government of Canada. (2020). [Provincial and territorial tax and credits for individuals \(個人を対象とした州および準州の税および控除\)](#)
- National Institutes on Ageing. (2018). [National Seniors Strategy – Supports for Caregivers \(全国シニア戦略：介護者への支援\)](#)
- カナダ統計局 (2018). [Caregivers in Canada, 2018 \(カナダの介護者 2018\)](#)

デンマークでは、Pårørendeという言葉が最も頻繁に使われます。ケアラーを表す特定の言葉はなく、påørendeには「ケアラー」と「親族」の両方の意味があります。



# デンマーク

ケアラーの数：  
750,000人<sup>1</sup>  
人口の13%<sup>2</sup>

人口密度.....	137人/ km <sup>2</sup> *
都市部人口.....	88.2% *
中央年齢.....	42.3歳 *
従属人口指数.....	57.3 **

\* Worldometer

\*\* Wikipedia

(年少人口 [0-14歳] + 老年人口 [65歳以上]) / 生産年齢人口 (15-64歳) × 100。従属人口指数が高いほど、生産年齢人口の負担も大きい。

<sup>1</sup> Carers Denmark 推計

<sup>2</sup> デンマークの人口 (2020年) : 5,798,813 (Worldometer)

## ケアラーの 社会的認知

要介護者のウェルビーイング、地域力、社会全体、そして経済的な  
繁栄で、ケアラーが果たす中心的な役割について、  
recognition (社会的認知度) を向上させる政策やプログラム。



デンマーク

### 法律

デンマークには、インフォーマルケアラーを定義したりケアラーの権利を守る法律はありません。

Social Services Act (社会サービス法) では、重病や終末期の人びとのケアに対応しています。ここで重点が置かれるのは、様々なサービスに対する要介護者の権利です。ケアラーのニーズに対応しているのは、レスパイトケア (日中および24時間ケア) に関する内容のみです。サービスの割り当てについては国の基準がなく、自治体が個別に決定します。

### 社会的認知

National Health Authority (デンマーク保健当局) では、ケアラーの支援方法について詳細な提言を行っているものの、それらは殆ど実現されていません。保健医療専門職は皆、ケアラーへの支援を奨励されていますが、これは義務ではありません。

2017年に Carers Denmark は、全国で98か所ある地方自治体の一つと連携して、毎年2月2日を Pårørendedagen (ケアラーデー) と決めました。メインイベントとして会議を開催し、研究者や実務者、政治家、NGO、ケアラーなどが集まりました。



Carers Denmark と Dane Age では、インフォーマルケアラーの状況改善への5原則に基づく全国戦略の策定に向けて、取り組みを始めました。

1. ケアラーの法的権利を改善すべき
2. ケアラーは認識および包摂され、また情報を得られるべき
3. ケアラーのニーズや関連の介入に関するエビデンスを改善すべき
4. ケアラーの健康問題や社会的孤立を予防すべき
5. ケアラーが仕事・ケア・生活のバランスを更に図れるよう取り組むべき

30か所のNGOがこの戦略に署名し、これは2019年11月に国会議員へ提出されました。

### チャンス・機会



デンマークではフォーマルな介護サービスを幅広く利用できるため、ケアラーの多くは軽度や中度の要介護者に対応しています。しかしこの15年間で予算が削減されたことにより、ケアの責任や業務が専門職からインフォーマルケアラーに移ってきました。したがって、以下のようなチャンスがあります。

- ・ケアラーが支援を受けられる権利を法律に明記する。
- ・研究や情報発信を行う全国的なセンターを設立する。
- ・各自治体や病院に、ケアラーのガイダンスカウンセラーを雇用する (2020年現在、このようなカウンセラーを雇用しているのは約15の自治体であり、病院ではどこも雇用していません)。
- ・個人やケアラー支援団体を対象に、年間ケアラー賞を設ける。

現状ではヤングケアラーへの公式な対応が全くないため、ケア提供が児童や青年に及ぼす現実的で日常的な影響について、理解を深めるチャンスです。



## 経済的支援

ケアラーの経済的安定を支援したり、ケア提供による経済的なプレッシャーの軽減を図る施策。



### 介護手当

介護手当は、課税対象の現金給付という形で提供されます。対象となるのは、障害があつたり重病の近親者または、在宅で最期を迎えたいと願っている終末期の親族や友人をケアしており、かつ退職年齢になっていないケアラーです。[\(詳細リンク有\)](#)

雇用されているケアラーの給付額は、通常の病気休暇の1.5倍相当です。雇用されていないケアラーの場合、給付額は定額で約1,600ユーロ（2020年）です。

[\(詳細リンク有\)](#)

給付は所得税の対象となっており、税率は毎年調整されます。2020年は、率の調整が2%に定められています。ケアの関係が終了すると、介護手当の権利はなくなります。要介護者が死亡した場合、手当は最長14日間続きます。[\(詳細リンク有\)](#)

ケアラーには引き続き、失業給付や有給休暇などの権利があります。年金への拠出は給与の12%で、8%は雇用主から拠出されます。

### 給付

障害児の親には、減収の補償として現金給付も行われます。

要介護者が18歳未満で、親の少なくともどちらかが、子供をケアするために有給雇用（自営業も含む）の量を減らしたり辞めたりしなければならない場合、以前の所得に基づいて減収が補償されます。上限額は、常勤換算で年間約3万ユーロ強となっています。この補償には、期間の制限がありません。地方自治体が個別に評価し、その結果に基づいて支払われます。

[\(詳細リンク有\)](#)



### チャンス・機会



ケアラーが労働時間の短縮や早期退職、または労働市場からの離脱を選ばなければならない前に、公式な金融教育を行う。これによってケアラーは、自分や家族にもたらされる経済面での長期的な影響について、合理的で情報に基づいた予測を行うことができます。インフォーマルケアの性差を踏まえると、この点は特に懸念される問題です。

給付要件について、国の基準を定めるべき。地方自治体で決定を行うと、地域の予算的制約によって、補償を受けられるインフォーマルケアラーが減りかねません。



2018～2022年のIACO戦略計画では、以下4点の戦略的優先事項を挙げています。

- ・ケアラーの社会的認知向上
- ・ケア提供の影響に関する理解の深化
- ・ケアラーのための行動に向けたグローバルな戦略とコミットメントの作成
- ・能力開発の促進



## 仕事 & 教育

就労・学業の継続・復帰で、ケアラーが他の人と同じチャンス  
や機会を得られるよう、協力的な職場や教育環境を作る実践。



デンマーク

### 仕事 & ケア

身体的あるいは精神的な機能に著しく障害がある近親者、または重度、慢性もしくは長期的な病気（終末期を含む）の近親者のケアを、その人の自宅で提供したいと考えており、かつ現在働いているケアラー（労働市場とつながっている人）は、要介護者が住む自治体と雇用契約を結ぶことができます。ですが、数々の条件を満たす必要があります。

ケアラーの雇用は6か月を上限としており、特別な事情が認められた場合には、最長で3か月延長できます。この合計期間は短期間（たとえば1か月ごと）に分割でき、また複数の人がケアの役割を分担することもできます。しかし、1つの診断に対して各要介護者が利用できる期間は、1度のみ（6か月または9か月）となっています。 [\(詳細リンク有\)](#)

この介護雇用条件は契約ベースとなっており、ケアの専門職採用時と同様に、労働条件（例：期間の長さ、業務、解約通知、雇用中断）が定められます。

### 教育 & ケア

学校生活に困難を抱える児童に対し、すべての学校で1対1の心理カウンセリングを行っています。すべての中等および高等教育機関の学生カウンセラーも、同様のサービスを提供しています。

ケアの役割が児童や青年に及ぼしうる影響について、理解を深めるチャンスがあります。25歳未満の人であれば誰でも利用できる無料の心理療法提供に向けて、働きかけが現在行われていますが、これと協調して取り組むことで、ヤングケアラーの問題に関する認知向上に役立てることができます。



### チャンス・機会



Carers Denmarkと12か所のNGOは2018年10月の議会公聴会で、ケアラーが柔軟な対応を受けられる権利について3つの提言を行いました。

1. ケアラーデー（ケアラー休暇）の制定を求める欧州連合（EU）の指令に基づいて、減収補償付きのケアラーデーを実施する。
2. 複数のケアラーが給付を分けられるよう、柔軟性を向上させる。
3. ケアラーが有給雇用を継続できるよう、レスパイトケアを改善する。

給付の柔軟性に関する問題では、前進が見られます。デンマークの労働市場は、政府の指示というよりは、政府・使用者団体・労働組合の三者合意によって規制されるため、Carers Denmarkでは、以下の点を提案しています。

- ・労働組合は、ケアラーの権利に関する問題へ対応する（これまではケア専門職の組合のみで、ケアラーの権利に対応してきませんでした）。
- ・大規模な使用者およびその団体は、ケアラーにとって優れた雇用主であるための方策を採り入れる（Carers Denmarkでは、この点に関心を持つ製薬会社1社と協働しています）。



## 健康 & ウェルビーイング

ケアラーの心身の健康を保ち社会的なつながりを促し、またケアラーがケアの役割以外の関心を追求できるようにする支援。



### レスパイトケア

レスパイトケアは、3つの方法で提供されています。

1

活動センターまたはデイセンターでは、利用者に合った活動が行われており、多くの場合は高齢者向けで、日常生活動作 (ADL) の機能維持に関係した内容です。送迎や食事は、低価格で提供されたり含まれていることが多く、ケアは無料で提供されます。

2

介護施設では、食事と洗濯代はかかりますが、その他のサービスは無料です。施設レスパイトは様々で、空き状況によって利用できないこともあります。

3

在宅レスパイトは通常、標準的な労働時間のみで提供されます。このサービスは地方自治体にとってコストが高く、また家族ケアラーの間でも認知されていないため、あまり使われていません。



付き添いサービスはレスパイトケアと似ていますが、これは要介護者のためのものであり、対象は67歳未満で、支援なしでは外出できない長期的な障害のある人に限定されています。この付き添いサービスは、ケア専門職が月に15時間提供しており、個々に日程調整を行います。要介護者は、外出に関わるすべての費用 (例：電車賃、美術館のチケット代、食費) をカバーしなければなりません。

### 介護支援

病気や障害のある人の自立を支援するために、自治体では幅広いサービスを提供しており、たとえばリハビリ訓練、福祉機器、特殊な車両改造、障害者用移送サービス、住宅改修などが挙げられます。受給者は、自己負担なしでこれらのサービスを利用できますが、車両改造については例外で、一部自己負担が発生します。これらのサービスで目指しているのは、自立を推進するとともに有償ケアのニーズを減少させることですが、無償ケアへの影響は分かっていません。

また要介護者の個別および医療ニーズについても、自治体のサービスが利用でき、たとえば身体の衛生や着替えでの支援、調理済み食品、薬の提供、軽度な在宅看護などが含まれます。食事には料金がかかりますが、他のサービスはすべて無料です。

自治体では、限られた範囲の中で基本的な家事援助を行うことがあり、これは通常、このような家事をできる家族ケアラーがいない場合のみ提供されます。

すべてのサービスは、各自治体が定めた基準に沿って提供されており、自治体間で大きな差が見られます。また全国的な予算削減によって、これらの基準はこの15年間で非常に厳しくなりました。



デンマークではケアラーの数が、フォーマルな介護労働者の2倍以上となっています。またカナダ、ニュージーランド、米国およびオランダでは、10倍以上です。

IACO Strategic Plan  
(IACO戦略計画) 2018-22





## 健康&ウェルビーイング (続き)



デンマーク

### 心理&社会的サポート

およそ1/6の自治体では、ケアラーのガイダンスカウンセラーを雇用しており、カウンセラーの通常業務にはたとえば、個別支援の提供、権利や資源に関する情報提供、講座の運営、講演のアレンジ、ピアサポートグループの企画などが含まれます。

ケアラー同士のサポートグループは、いくつかの患者団体や [Carers Denmark](#) が提供しており、Carers Denmarkでは最近、疾病の垣根を超えたサポートグループを実施するための資金を得ました。グループは専門職が管理することもできますが、多くの場合はボランティアが運営しており、中にはメンバーが完全に自律して運営している所もあります。

ケアラーは心理士の相談サービスを受けることができ、4割の自己負担で12回まで利用可能です。利用にあたってケアラーは通常、トラウマとなる出来事(例: 事故、重症の診断、緊急での病院治療)の発生時から12か月以内に支援を求める必要がありますが、この期間制限が適用されることは殆どありません。ケアラーは同様のサービスを、要介護者が死亡した際にも利用できます。

### ヤングケアラーへのサポート

NGOの [Children, Young Adults and Loss](#) (全国グリーフセンターの一部) では、親やきょうだい重病になったり死亡した経験を持つ児童や青年に、専門的な治療やカウンセリングを行っています。

数か所の患者団体(特に [Danish Cancer Society](#) and the [Alzheimers' Association](#)) では、青年ケアラー専用の活動を展開してきました。

Carers Denmarkでは2020年、ケアラーの自助グループを地元で立ちあげたいと考えるボランティアへアドバイスを提供する、[総合的な冊子](#) を作成しました。



### チャンス・機会



24時間のレスパイトケアが更に多く提供されるべき。質の高いレスパイトケアを定期的にご利用できるようにすることで、ケアラーはしわ寄せを感じずに自らの役割を長く継続でき、したがって施設ケアへの政府支出を抑えることができるということを [Carers Denmark](#) は提唱し続けています。

すべての自治体と病院で、ケアラーのガイダンスカウンセラーを雇用すべきである、とCarers Denmarkは考えます。このコンセプトへの関心は高まっており、自治体で雇用されるカウンセラーも増えていますが、現状ではまだ、病院や自治体で広く活用されているとは言えません。



## 情報 & 知識

ニーズや状況に合った形で、ケアラーをエンパワーする資源。



[Carers Denmark](#)では、ケアラーの支援とウェルビーイング向上のために情報やツールを提供しており、特にケアラーに関するデータ収集、国や地域レベルでの働きかけ、ケアラーのネットワークづくり促進を優先事項に掲げています。またケアラーの関心事に対応するウェビナー開催も拡大しています。

[Dane Age](#)では、権利や支援について幅広い情報を提供しているほか、電話でのヘルプラインも運営し、様々な地域の専門家につなげています。

患者団体では、支援への権利、経済的支援および資源に関する情報を提供しており、これらの情報は通常、要介護者に重点を置いたものとなっています。[Alzheimer's Association](#)や[Danish Cancer Society](#)などいくつかの団体では、ケアラー向けの電話カウンセリングを行っています。

NGOの[Børns Vilkår](#)では、公的資金の支援を得ていくつかのサービスを提供しています。

電話、メール、チャットなどによる児童への助言サービス

電話による親への助言サービス



「[Learn to manage everyday life as a carer](#)」(ケアラーとしての生活術を学ぼう)は、長期的な病気の人をケアする成人向けの、全国的な支援プログラムで、Danish Committee for Health Education (デンマーク保健教育委員会)が提供しています。

デンマークには98の自治体がありますが、その半数以上でこの教育プログラムが採り入れられており、また2021年までには全国でプログラムを展開するよう取り組みが進んでいます。このプログラムでは、エンパワーメントと自己効力感に重点を置いており、自治体やプログラムスタッフの支援を得ながら仲間同士で教え合います。この介入は、スタンフォード大学のChronic Disease Self-Management Program (慢性疾患自己管理プログラム)に基づいて開発されました。初期の評価によると、参加者たちはプログラムにとっても満足しており、全体的なウェルビーイングを向上する力を得たと感じていました。

Danish Health Authority (デンマーク保健当局)では現在、このプログラムのデジタル自己学習版を開発するプロジェクトに資金を提供しています

### チャンス・機会



ケアラーの全国戦略案にある5原則の一つとして、ケアラーのニーズや関連の介入に関するエビデンスを強化・改善する必要性が挙げられています。Carers Denmarkでは、National Centre for Research on Carers and Caring (全国ケアラー・ケア研究所)の設立を働きかけており、ここでの役割は、研究の実施、研究成果の収集や発信、そしてケアラー本人や、家族ケアラーと業務を行う医療専門職向けの情報や資源の情報拠点を想定しています。このコンセプトは、いくつかの国内NGOから支持を得ています。

# 画期的なケアラー実践



Innovative Carer Practices (画期的なケアラー実践)とは、医療と社会的ケアの統合を通じてケアラーのニーズに応える、エビデンスに基づいた政策や実践のことです。このような実践を特定および共有することで、IACOでは世界で行われている先進的な実践の認知向上や普及を進めています。(詳細リンク有)

## デンマークでのイノベーション

[Carer Self-Help Groups Across Diagnoses \(Pårørende grupper på tværs, 診断名を超えたケアラー自助グループ\)](#) : Carers Denmarkは2019年、ケアラーの役割という共通点を持つすべての人びとが集まれる場へのニーズを調査するために、約1万1000米ドルの初期資金を得ました。

特定の診断に絞ったケアラーのグループでは多くの場合、ケアラーの生活の質(QOL)改善に向けてどのようにケアの業務や課題に取り組むか、というよりは、要介護者のためにどうしたら良いケアラーになれるか、といった点に重点が置かれてきたということは、様々なケアラーの経験や語りで長く聞かれていました。新たな自助グループ設立に向けた初期資金はTrygFondenが提供しており、各グループで8回の会合を開催するための資料づくり、ファシリテーターの研修、広告、およびアウトカム報告に使われます。

このプロジェクトは3か所(首都、地方都市、農村部で1か所ずつ)で試験的に行われる予定ですが、コロナ関連の制限によって、第1段階のみ完了状態となっています。残りの段階は、2021年春まで延期されました。

評価は、たとえば [WHO-5 Well-Being Index](#) を使った参加者の自己テストなどに基づいて行われる予定です。

この試験事業で参加者への価値が認められた場合、Carers DenmarkではLearn-to Tackle(対処方法の習得)講座に選択式で追加できるプログラムとして、グループを実施していきます。



Carers Denmark (2014年設立)は、要介護者の診断や障害に関わらず、ケアラー自身の生活状況改善に向けて取り組んでいます。特に、政策の変更やケアラーの権利改善に重点を置いており、また上記2点ほどではありませんが、ケアラーへのサービス提供も行っています。国内外で保健政策に携わる幅広い関係者と連携しています。

Carers Denmark全国会長のMarie Lenstrup氏には、専門的なご助言や質問へのご回答、また本章原稿のレビューを行っていただきました。この場をお借りして感謝申し上げます。

出典:

- [デンマーク保健当局ウェブサイト](#).
- Eurocarers. Towards carer-friendly societies. (ケアラーフレンドリーな社会に向けて: Eurocarers 国別プロフィール) (2020).
- European Commission (欧州委員会). (2020). Employment, Social Affairs & Inclusion (雇用、社会問題、包摂). デンマーク.
- International Labour Organization (国際労働機関). NATLEX. Database of national labour, social security and related human rights legislation. (労働、社会保障および他の人権法の国別データベース. デンマーク.

フィンランドでは、Informal carer（インフォーマルケアラー）という言葉が最も頻繁に使われます。Informal carerとは、在宅の高齢者や障害者、または病気の人へケアや支援を提供する家族や大切な人のことです。



人口密度.....	18人/km <sup>2</sup> *
都市部人口.....	86.1% *
中央年齢.....	43.1歳 *
従属人口指数.....	62.4 **

\* Worldometer

\*\* Wikipedia

(年少人口 [0-14歳] + 老年人口 [65歳以上]) / 生産年齢人口 (15-64歳) × 100 (2020年現在)。従属人口指数が高いほど、生産年齢人口の負担も大きい。



# フィンランド

ケアラーの数：  
350,000人<sup>1</sup>  
人口の6.3%<sup>2</sup>

1 Carers Finland

2 フィンランドの人口 (2020年): 5,541,862 (Worldometer)

## ケアラーの 社会的認知

要介護者のウェルビーイング、地域力、社会全体、そして経済的な  
繁栄で、ケアラーが果たす中心的な役割について、  
recognition（社会的認知度）を向上させる政策やプログラム。



フィンランド

### 法律

フィンランドでは、18歳未満の児童を除いて、親族のケアを行う法的な義務はありません。ですが親が高齢になったり、より多くのケアを必要とするようになった場合はケアを行う、という強い文化的規範があります。

- ・ 家族介護（専門職—必ずしも家族が知っている人とは限らない—がケアラー宅で提供する有償ケア）について最初に述べられたのは、Social Welfare Act（社会福祉法）710/1982第3章第26節（311/92）です。これは、インフォーマルケア支援で最も古い基盤の一つとなっており、重要な法律です。
- ・ インフォーマルケアについて最初に述べられたのは、[Social Welfare Decree（社会福祉法令）607/1983](#)です。インフォーマルケア支援に関する最初の法令は、1993年に遡ります。
- ・ 2004年に行われたインフォーマルケア（要介護者が自宅で家族や親しい人から受けるケア）の全国的な改革の一環として、調査担当者が任命され、あらゆる保健医療福祉サービスにインフォーマルケアを組み込むための提言作成に取り組みました。
- ・ 2005年の[Act on Support for Informal Care（インフォーマルケア支援法）](#)では、インフォーマルケアラーと要介護者を支援するために、フォーマルな社会サービスの提供を進めています。

### 社会的認知

インフォーマルケアの発展に向けた政府プログラムは2012年に始まり、現在も政府のアジェンダ（検討課題）となっています。現在の政府プログラム [Inclusive and Competent Finland—a socially, economically and ecologically sustainable society（包摂的で力のあるフィンランド：社会的・経済的・環境的に持続可能な社会）](#)では、より公正・平等・包摂的なフィンランドという更に大きな文脈の中で、インフォーマルケアに取り組んでいます。

社会保健省のプロジェクト [Reform of home care for older people and informal care for all age groups 2016-2018（高齢者在宅ケアおよび全年齢層のインフォーマルケア改革2016-2018）](#)は、高齢者在宅ケアの発展および、あらゆる年齢層のインフォーマルケア強化を目指したものです。このプロジェクトの主な目標は、高齢者、インフォーマルケアラーおよび要介護者の平等を検討するとともに、サービスのコーディネーションを改善したり支出増加を抑えることでした。あらゆる年齢層のインフォーマルケアに関しては、優れた実践の確立や、インフォーマル・家族介護センターなどのプログラム開発に取り組みました。

様々なプログラムやCarers Finlandおよび地域の団体では、フィンランドに住むケアラーのウェルビーイング向上に役立つ解決策を見つけたり、遠距離介護を支援したり、ケアラーが仕事と介護を両立できるための支援に取り組んでいます。

Carers Finlandは加盟団体と共同で、ケアラー週間（第48週）を毎年企画しており、この期間中は全国各地でおよそ200のイベントや活動が行われます。

Carers Finlandはまた、2020年10月6日に第1回欧州ケアラーデーに参加し、今後もこの活動を続けていきます。

### ヤングケアラー

フィンランドでは、ヤングケアラーの認知や政策対応は始まったばかりです。Carers Finlandの[project Jangsterit（若者プロジェクト）](#)（2016年より継続）では、ヤングケアラーや彼（女）らが直面する課題について認知度を高めることを目指しています。

[ヤングケアラーに関する最初の全国データセット](#)は、[Finnish Institute for Health and Welfare（フィンランド保健福祉研究所）の調査（2020）](#)を通じて見ることができます。

### チャンス・機会



インフォーマルケアラーの基準や介護手当は、[310か所の市町村（地方自治体）](#)が決定するため全国で統一されておらず、地域で格差が生じています。いくつかの政府では、市町村の数を減らして郡（地域）がインフォーマルケアのアレンジを担当するよう試みてきました。フィンランドの保健医療福祉システム（介護を含む）全体は、2020年より実施予定だった保健医療福祉改革（SOTE）を通じて大きく変わることが期待されていましたが、政府内で変更が生じたために、この改革は延期されました。[（詳細リンク有）](#)

[Carers Finland](#)では、インフォーマルケアやその多様性について、あらゆる政策で認識されるよう取り組んでいます。インフォーマルケアへの支援提供について、全国的な基準が定められるべきです。[（詳細リンク有）](#)



## 経済的支援

ケアラーの経済的安定を支援したり、ケア提供による経済的なプレッシャーの軽減を図る施策。



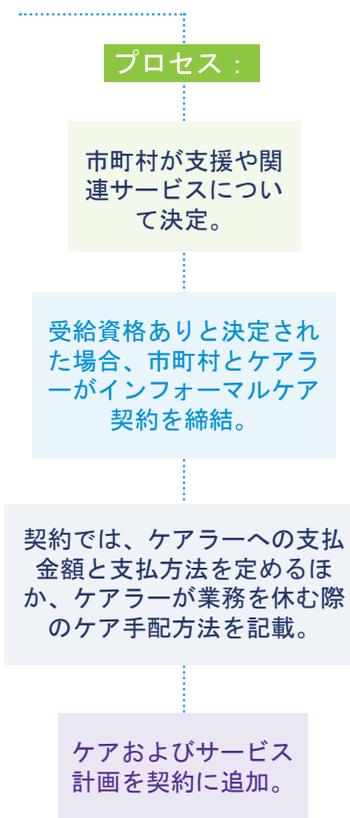
フィンランド

### 介護手当

[Act on Support for Informal Care](#) (インフォーマルケア支援法) では、支援受給要件や介護手当の最低金額を定めているほか、市町村の責任についてまとめています。支援を受ける人たち (インフォーマルケアラー全体の14%) は「契約ケアラー」と呼ばれ、インフォーマルケア支援に関する統計は主に、契約ケアラーを対象としたものです。

インフォーマルケア支援は、長期的なニーズにも短期的なニーズにも提供可能です。インフォーマルケアラーと市町村の間に、雇用関係はありません。ですが市町村では傷害保険に加入しており、この保険では、インフォーマルケアラーがケアを提供したり業務関連で移動する際に起きた、すべてのケガをカバーします。また市町村からインフォーマルケアラーへ、担当者が割り当てられます。

フィンランドでは、310の市町村がそれぞれ受給要件や介護手当の金額を決めるため、提供される経済的支援は、ケアラーが住む市町村によって異なります。



またインフォーマルケアラーは、以下のように様々な社会サービスを受けることもできます。

- ・ ソーシャルワーク
  - ・ 児童相談や家族カウンセリング
  - ・ 家事サービス
  - ・ 住宅サービス
  - ・ 施設ケア
  - ・ 家族ケア
  - ・ 雇用支援や障害者向けの特定就労へのアクセス支援
  - ・ 児童養育費の確立策
- [\(詳細リンク有\)](#)

### 税制優遇

契約を結んだインフォーマルケアラーは、以下の受給資格があります。

- ・ 介護手当
- ・ 経費分の税控除
- ・ 家事援助や家計費の税控除

市町村を通じてインフォーマルケアラーに支払われた所得は課税対象であり、(給付額確定率は低いですが) 年金受給権の対象です。

また障害者や慢性疾患のある人には、[Kela](#)と呼ばれるフィンランド社会保険庁を通じて支払われる3段階の非課税給付もあり、これらの給付は、ケアラー支援の維持や雇用支援に役立てることができます。このうち2つの給付では、3種類の支払レートが定められています。

### チャンス・機会



[家計費の税控除に関する情報普及](#) この点についてはあまりよく知られておらず、活用しているのは主に中高所得世帯のため、世帯格差が広がります。また申請方法も複雑です。



## 仕事 & 教育

就労・学業の継続・復帰で、ケアラーが他の人と同じチャンス  
や機会を得られるよう、協力的な職場や教育環境を作る実践。



フィンランド

### 仕事 & ケア

[Employment Contracts Act 2001 \(雇用契約法\)](#) では、仕事に関する基本的な法規定をまとめています。この法律の下で、無給の家族介護休暇が提供されます。ニーズの証明を求められることがあり、また雇用主は、追加の休暇要請へ対応するよう努力しなければなりません。[\(詳細リンク有\)](#)

ALaura Kallioma-Puhalによる報告書「[Coordinating informal care and gainful employment](#)」(インフォーマルケアと有給雇用のコーディネート) (2019) は、高齢者の在宅ケア改善を目指す政府の取組みの一環として、社会保健省向けに作成されました。この報告書では、インフォーマルケアラーがケアの役割と有給雇用に両立でき、ひいてはあらゆる年齢層の人たちへのインフォーマルケアを改善するための選択肢を検討しています。

### 教育 & ケア

[Finnish Institute for Health and Welfare \(フィンランド保健福祉研究所\)](#) では4~6年ごとに[School Health Promotion Study \(学校保健推進調査\)](#) を行っており、その中にヤングケアラーが含まれます。この調査は、ヤングケアラーの役割や課題のモニタリングに役立つほか、ヤングケアラー支援の特定や提供を行う上での基盤にもなります。

### 働いている人の約28%は、ケアラーです

[\(詳細リンク有\)](#)

働く世代の所得レベルを見ると、ケアラーは他の人たちより若干低く、またインフォーマルケアの支援を受けている人たちは、所得補助を必要とする確率が高くなっています。[\(詳細リンク有\)](#)

高齢者のケアラーと比べると、特別な支援を必要とする児童のケアラーのほうが、利用できる休暇が多くなっています[\(詳細リンク有\)](#)



### チャンス・機会



[Carers Finland's Project \(2020-2022\)](#) では、働く世代のインフォーマルケアラーの支援ニーズに対応しています。その背景には、外来ケアを推進するフィンランドでの政策変更があり、その結果、働く世代の人が提供するインフォーマルケアが急増しました。

このプロジェクトの主な目的は、以下3点です。

1. 情報のニーズへ対応するために、アクセスしやすいデータバンクを作成する。
2. 焦点を絞ったサポートグループのモデルを開発する。
3. 働く世代のケアラーの視点を、既存の社会保障や保健医療福祉改革のプロセスに組み込む。そこには [欧州連合 \(EU\) のWork-life Balance Directive \(ワークライフバランス指令\)](#) の国レベルでの実施が含まれる。





## 健康 & ウェル ビーイング

ケアラーの心身の健康を保ち社会的なつながりを促し、またケアラーがケアの役割以外の関心を追うことができるようにする支援。



フィンランド

### レスパイトケア

2016年に改定されたAct on Support for Informal Care (インフォーマルケア支援法)に基づき、インフォーマルケアラーはケアニーズの重度によって月に2~3日、法定のレスパイトケアサービスを受けることができます。

代理ケアの運営は市町村が担当しており、自宅または施設ケアを選択できます。市町村はインフォーマルケアラーに代わる人として、民間介護事業者からでも本人の家族内からでも雇用でき、公式な契約を結びます。インフォーマルケアラーの法定休暇中に手配されたケアの料金は、Act and Decree on Social and Health Care (保健医療福祉法および法令)のClient Fees (利用者料金) に沿って支払われます。この日割り料金は、毎年決められます。

Family Foster Care (一般家庭によるケア) は、ケア提供者が要介護者の自宅へ訪問して行うこともできますし、提供者宅で行うこともできます。このプログラムは市町村が手配、支援および監督を行います。



### 心理 & 社会的サポート

市町村では、ケアラーを対象としたコーチングや研修、健康診断(全体的な健康状態や健康リスクなど)を行っており、これらは個々のケアラーのニーズや状況を踏まえて実施しています。[\(詳細リンク有\)](#)

Carers Finlandやその加盟団体70か所、また他のNGOでは、ケアラー向けにピアサポート(グループやチャット)や研修、情報や案内、1対1でのディスカッション、旅行やレクリエーション活動を行っています。

### チャンス・機会



様々な方策を活用して、レスパイトケアへのアクセスを向上させる。2017年現在、インフォーマルケアラーで使える休暇を利用したのは、わずか54%でした。



## 情報 &amp; 知識

ニーズや状況に合った形で、ケアラーをエンパワーする資源。



フィンランド

The [Act on Support for Informal Care](#) (インフォーマルケア支援法)の下、補償を受けているインフォーマルケアラーは、研修や教育のほか、ウェルビーイングや健康状態のチェックを受けることができます。また、ケアラー自身のウェルビーイングやケア業務を支援する、保健医療福祉サービスも受けられます。

介護、利用できる支援サービス、権利、給付の関連情報は、[オンライン](#)や電話で入手できます。また全国で約270か所ある地域の保健所や診療所 (terveyskeskusとして知られています) でも、情報を得られます。

Mikkeli Carers Association (Carers Finlandの加盟団体) でのインフォーマルケアラーのOSSI Project Service Counselling (OSSIプロジェクトサービスカウンセリング) [Omatori](#) (旧称はOssi-center) は、マルチステークホルダーのセンターであり、インフォーマル・家族ケアラーのために、公共・民間・社会セクターのサービス事業者が1か所に集まっています。

2016~2018年に実施されたOSSIプロジェクトで目指していたのは、南サヴォ地域でインフォーマル・家族ケアサービスを強化するとともに、顧客重視のサービス案内ネットワークやインフォーマル・家族ケアに関する専門センターを構築することでした。このプロジェクトは、政府の主要事業である「高齢者の在宅ケア改善および全年齢層のインフォーマルケア強化」の一環として行われました。このプロジェクトは3つの地域が連携して行い、南サヴォの保健医療福祉機関であるEssoteがコーディネートを担当しました。このプロジェクトの目標は、より平等でコーディネートされ、費用対効果の高いインフォーマルおよび家族ケアサービスを構築することでした。 [\(詳細リンク有\)](#)

[Digital and Population Data Services](#) (デジタル&人口データサービス) では現在、インフォーマルケア支援の情報を探している人向けに、サービス・パス (利用経路) を作成中です。

ピアチャットでは、ケアラーがオンラインで考えやアイデアを安全に交流しあえる場を提供しています。これは特に、コロナ禍の中で重要な取り組みとなっています。ボランティアはチャット運営の研修を受けており、またボランティアが支援を必要とする場合には、Carers Finlandや加盟団体の専門職がサポートします。ケアラー向けのチャットは週に1回、2時間行われます。Carers Finlandで現在行っているチャットでは、インフォーマルケアの問題に関する情報や助言のほか、ピアサポートも行っています。

チャットは、[Carer Finlandのウェブサイト](#)から入れます。

Carers Finlandでは、オンラインや電話、印刷物での情報に加えてチャットも使って、ケアラーや専門職向けに、インフォーマルケア支援の情報提供や案内を行っています。

ケアラー向けのピアチャットは、2020年10月に始まりました。

無償ケアの提供は、世界中で最も重要な社会的・経済的政策課題の一つとなりました。人口の高齢化に伴い、無償ケアラーはあらゆる社会で重要な役割を担い続け、世界中で大きな経済的価値を提供していくこととなります。



# 画期的なケアラー実践



Innovative Carer Practices (画期的なケアラー実践)とは、医療と社会的ケアの統合を通じてケアラーのニーズに応える、エビデンスに基づいた政策や実践のことです。このような実践を特定および共有することで、IACOでは世界で行われている先進的な実践の認知向上や普及を進めています。[\(詳細リンク有\)](#)

## フィンランドでのイノベーション

[Ovet-valmennus](#)® (インフォーマルケアラー向けの研修)は、ケアラーの知識、スキルおよびウェルビーイングを向上させる方法であり、十分なテストや裏付けが行われ、妥当性が示されています。Ovet-trainingは、ケアラーが無料で利用できるグループ活動で、そこではインフォーマルケアに関する問題について対応したり話し合ったりします。トピックはたとえば、生活状況の変化、援助やケアワークの基本、利用できるサービス、またとても重要な点としてセルフケアや、個人のニーズおよびウェルビーイングの気づきなどが挙げられます。

Ovet-trainingの目的は、参加者がピアサポートを得たり、ケアラーや個人として自らの強みを見つけられるようにすることです。コーチングでは、1時間半のセッションが8回(合計12時間)行われます。

Carers FinlandがOvet-trainingをコーディネートしており、インフォーマルケアラ

ーの福祉向上の一環として実施しています。このプログラムは、政府が国および地方レベルで資金を提供しており、また団体のボランティア活動に基づいて行われています。加盟団体の半数には雇用された職員がいますが、このプログラムは地域のボランティアが行っています。地域レベルでOvet-trainingを運営する講師の教育は、Carers Finlandが行い、講師養成プログラムは、年に4回まで実施されます。

Ovet-trainingは、オンラインでも提供されています。Carers Finlandではまた、インフォーマルケアラーの基本的な研修モデルに加えて、ケアラーの様々なニーズを支援するために、焦点を絞った研修も開発しました。

特別研修の内容例は、以下の通りです。

- ・ 認知症の人のケアラー向け研修
- ・ 働くケアラー向け研修
- ・ 障害や慢性疾患がある児童のケアラー向け研修
- ・ メンタルヘルスの問題がある人のケアラー向け研修
- ・ インターネットを通じた遠隔研修

2010~2012年に開発されたこの研修プログラムは、これまで全国で約4,250人のケアラーが受講しました。

研修プログラムに参加したケアラーからは、スキルや知識が向上したり、気持ちも楽になったと報告されています。

研修受講後は、これまでより自分が休む時間を増やしたり、考えや気持ちをオープンに共有するようになったほか、利用できる支援サービスについても知識が増えたとのことでした。



Carers Finland (1991年設立)は、ケアラーのためにアドボカシーや支援を行う団体です。使命として、法律や人々の意見に影響を及ぼして、インフォーマルケアを行っている家族の社会的状況を改善することを掲げており、全国70か所の加盟団体と協働しています。

Carers Finlandは、Carers Network Finlandをコーディネートしています。2005年に設立されたこのネットワークには、インフォーマルケアの分野に取り組む23の全国団体や財団、研究機関が集まっており、インフォーマルケアや部門間協力の発展を推進および提唱することを使命としています。

Carers Finlandの以下の方々には、専門的なご助言や質問へのご回答および本章原稿のレビューを行っていただきました。この場をお借りして感謝申し上げます。

Malla Heino氏(コーディネーター)

Marjo Ring氏(メンタル・ウェルビーイング特別顧問)

Sari Tervonen氏(事務局長)

出典:

- Finnish Institute for Health and Welfare [ウェブサイト](#)
- Eurocarers. Towards carer-friendly societies. [Eurocarers country profiles \(ケアラーフレンドリーな社会に向けて: Eurocarers国別プロフィール\)](#) (2020).
- Joseph, S., Sempik, J., Leu, A. & Becker, S. (2019). Critical perspective on possible future directions (今後考えられる方向性に関する批判的視点). *Adolescent Research Review*, 5, 77-89.
- Kunta Litto (Association of Finnish Municipalities). [ウェブサイト](#)

フランスでは、Close caregiver（近しい介護者）という言葉が最も頻繁に使われます。Close caregiverとは、定期的かつ頻繁に、また職業としてではなく日常生活動作を援助する人のことです。

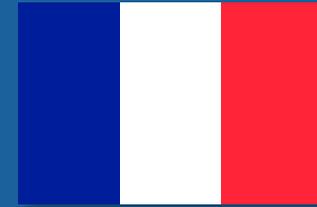


人口密度.....	119人/km <sup>2</sup> *
都市部人口.....	81.5% *
中央年齢.....	42.3歳 *
従属人口指数.....	62.4 **

\* Worldometer

\*\* Wikipedia

(年少人口 [0-14歳] + 老年人口 [65歳以上]) / 生産年齢人口 (15-64歳) × 100。従属人口指数が高いほど、生産年齢人口の負担も大きい。



# フランス

ケアラーの数：  
8,300,000人<sup>1</sup>  
人口の12.7%<sup>2</sup>

1 [Enquête Handicap Santé Aidants 2008, DREES](#)

2 (フランスの人口 (2020年) : 65,306,979 (Worldometer))



## ケアラーの 社会的認知

要介護者のウェルビーイング、地域力、社会全体、そして経済的な  
繁栄で、ケアラーが果たす中心的な役割について、  
recognition (社会的認知度) を向上させる政策やプログラム。



フランス

### 法律

家族介護者の役割に関する社会的認知は、2005年2月11日の法律で始まり  
ました。これは、障害者の権利と機会の平等、参加および市民権のための法  
律です。

公式な定義は、2015年12月の[Law on the adaptation of the aging  
society \(ASV、高齢化社会適応法\)](#) に記載されていますが、この法律で  
は、要介護者の状態については特定していません。ASVでは高齢者の近い  
介護者の定義を、「配偶者、民事連帯契約パートナー、パートナー、親も  
しくはその姻戚、または同居していたり緊密で安定したつながりを維持し  
ている人であり、日常生活動作・活動のすべてまたは一部を定期的に、職  
業としてではなく援助する人」としています。

[ケアラーの社会的認知向上を目指したLaw n° 2019-485 of May 22, 2019  
\(2019年5月22日法律第2019-485号\)](#) では、近い介護者の認知度向上に  
取り組んでいます。たとえば、働くケアラーの仕事と生活の両立支援に向  
けた団体交渉の取り組みも、この法律に含まれます。また、保健福祉専門  
職によるケアラー「リレー(交代)」「(「住み込み」形態の支援) システ  
ムの実験も、この法律で計画されています。

2020年8月には、コロナウイルスの経済的影響へ対応するため、[社会保障  
債務と自律に関するorganic law n° 2020-991 \(基本法第2020-991号\)](#)  
が導入されました。この法律によって、自律の喪失に伴うリスクを対象  
とした、5つ目の社会保障の部門ができ、また実質的に、高齢者や障害者  
のケアラーのニーズへ応えています。この部門の仕組みや資金調達方法  
は、2021年初めの時点で開発途中です。[\(詳細リンク有\)](#)

### 社会的認知

フランスでは2010年より、10月6日を全国ケアラーデーと定めています。そ  
れ以前は、特定の疾患との関連でケアラーを認識していました。たとえば  
2001年には、アルツハイマー病やその関連障害の第1次国家計画が策定され  
ています。

政府は2019年10月、「[Caregivers: A New Support Strategy](#)」(介護者：  
[新たな支援戦略](#))を発表しました。この報告書は、連帯・保健省の報告書  
[「Consultation: Old Age & Autonomy」](#)(高齢と自律に関する諮問)を参  
考にしています。この戦略では、以下6つの優先事項と17の具体的な取り組  
みを挙げているほか、資金調達方法やスケジュールも記載しています。

1. ケアラーの孤立を軽減し、支援を強化する。
2. ケアラーの社会的権利を確立する。
3. ケアラーが仕事と生活を両立できるようにする。
4. レスパイトを増加および多様化させる。
5. ケアラーの健康やウェルビーイングを改善および支援する。
6. ヤングケアラーを支援する。

連帯・保健大臣は、2022年までに全国で45万のケアラーを支援する、という  
目標を掲げました。2020年に公式な支援を受けていたのは6万人ですので、  
大幅な増加となります。

ケアラー戦略の全国的な実施状況をモニタリングするために、Direction  
générale de la cohésion social (DGCS、社会的結束総局)は委員会を設立  
しました。このモニタリング委員会は、2020年10月5日に第1回の会合を持  
っており、年に4回会議を開催する予定です。この委員会の任務は、様々な試  
験的取り組みを監督するために、[National Solidarity Fund for Autonomy](#)  
(CNSA、全国自律連帯金庫)の全国的な役割を改善することです。

ケアラーの役割や位置づけは、  
要介護者との関係においても社会  
においても、認知が高まっていま  
す。様々な年齢層の間に見られる  
バリアは(特に高齢者と障害者の  
間で)残っていますが、公共政策  
では脱カテゴリー化が進んでいま  
す。施策は整備されていますが、  
権利、選択肢およびアクセスのし  
やすさについては、現在も問題と  
なっています。本人の自己決定を  
尊重するために、「ケアラーはヘル  
スケアの実践に役立つ」または  
「ケアラーの役割は専門職化され  
る」という期待がケアラーに付い  
てまわらないよう、あらゆる関係  
者がしっかりと注意しなければな  
りません。



## ケアラーの社会的認知 (続き)



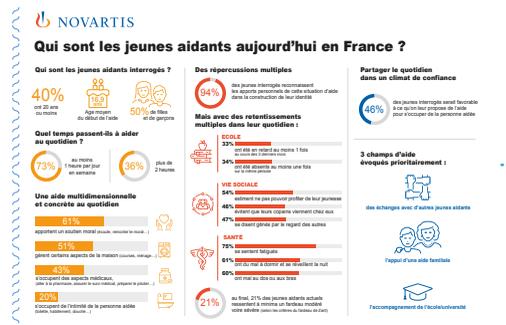
フランス

全国自律連帯金庫 (CNSA) は、2004年6月30日の法律で設立された公共機関です。予算規模が310億ユーロを超えるこの機関では、高齢者、虚弱者および障害者の支援資金調達を行い、どのような障害であっても、どのように自律を喪失した状態であっても、全国で平等な処遇を保証する、という役割を担っています。CNSAでは、高齢者、障害者およびその家族へ、情報やネットワークへの参加を保証する、という使命を遂行しています。そして年齢や障害の原因に関わらず、自律へのアクセスに関する問題の専門知識構築や研究を担当しています。CNSAでは、全国101の県の関係者から成るグループ（「高齢者の自律喪失予防に向けた資金提供者会議」と呼ばれています）を集め、戦略を立てているほか、資金提供面での優先事項や様々な関心事項の詳細を決めています。

### ヤングケアラー

ヤングケアラー とは、病気や障害があったり依存状態の近親者を、定期的かつ頻繁に援助するようになった25歳未満の児童や青年のことです。この定期的に提供される援助は、長期で続く場合もありますし、短期の場合もあります。また援助の形態も様々で、たとえば看護、介護、外出時の同行、事務手続き、コミュニケーション、家事、コーディネート、常時の見守り、心理的サポートなどが含まれます。

Novartis-Ipsosによる2017年の調査「Who are the young caregivers in France today?」(フランスでは今、誰がヤングケアラーなのか?) では、ケアの役割がヤングケアラーの学校生活や友人関係に及ぼす影響のほか、この状況が及ぼす身体および心理的な影響を分析しました。



French Association of Caregiversには、ヤングケアラーに特化した専門家グループがあります。ここでは定期的およびオンデマンドで、理論や事例、ワークショップ、ディスカッションから成るセミナーを開催しており、ヤングケアラーのニーズについて専門職への教育を行っています。JAIDプロジェクト「ヤングヘルパーに関する研究」では、フランスにおけるヤングケアラー研究の発展を目指しています。2016年に設立されたThe National Association for Young Caregivers (JADE)では、ヤングケアラーや家族ケアラーのニーズへの画期的な対応構築を推進し、このようなケアラーの状況について社会的認知度を向上させるよう取り組んでいます。JADEでは、支援を提供したり認知向上の取り組みを行ったり、行動を促したりしています。



### チャンス・機会



コロナ危機によって、ケアラーの役割が強化されましたが、更なる認知向上が求められます。依存の状況に関わらず、ケアラーのニーズを幅広く考慮した部門横断型の政策が必要です。ケアラーの生活を支援するためには、人びとの考え方が変わらなければなりません。

CIAFF (Collectif Inter-Associatif des Aidants Familiaux、家族介護者連合会)が最近発表した報告書でまとめられているように、コロナの健康危機による自宅待機期間や支援の減少で、ケアラーは大きな影響を受けてきました。ケアラーが子供、配偶者または親に提供してきた援助や支援がしっかりと認識されるよう、この報告書では、国民による結束した取り組みを呼びかけています。

社会保障の5つ目の部門 (社会保障債務と自律に関する基本法第2020-991号 (Organic law n2020-991))では、自律の喪失リスクに対応しています。これによって、高齢者と障害者のケアラーを対象とした政策を、一つの機関内でまとめたり検討したりする手段ができました。



## 経済的支援

ケアラーの経済的安定を支援したり、ケア提供による経済的なプレッシャーの軽減を図る施策。



フランス

### 給付&手当

フランスでは、給付や手当は総合的に社会福祉として説明されています。社会福祉は、社会保障や準備基金と並んで社会的保護の要素の一つとなっています。ここには、住民の生活を改善するために、公共機関（自治体、県、州、社会保障基金）が行うあらゆる活動が含まれます。

ケアラーは [allocation personnalisée d'autonomie \(APA、個別自律手当\)](#) を通じて、間接的に経済的支援を受けています。つまりAPAでは、要介護者の自律を保証したり障害者のニーズを支援するために、費用の一部をカバーしているのです。ですが要介護者には、この資金を使ってケアラーに支払いを行う義務がないため、ケアラー本人への手当を整備するよう、働きかけが強まっています。

2017年12月31日現在、60歳以上の130万人がAPAを受給していました。(DREES, dans Études et Résultats, n° 1082, d' octobre 2018)

[在宅APA](#) は、在宅生活の継続に必要な費用（特にレスパイト）の支払いに役立てられます。たとえばホームヘルプサービスや機器、衛生用品、住宅改修などがここに含まれます。申請は、県内の地域で行われるほか、オンラインで可能な場合もあります。

[障害補償給付 \(PCH\)](#) は、居住地、年齢（60歳まで）および恒常的障害など、特定の要件を満たした障害者を対象としています。

補償額は、本人のニーズに応じて個別に設定され、障害に伴うあらゆるコストをカバーします。そこにはたとえばケアラー支援、技術的援助、住宅改修、移送、車両の改造などが含まれます。

2015年12月現在、18万3000人がPCHの経済的支援を受けていました。2015年12月31日現在、フランスでPCHの受給資格があったのは27万1000人ですので、実際に「支払い」を受けていたのは全体の70%近くとなります。[\(詳細リンク有\)](#)

[Decree n° 2020-1208 of 1 October 2020 \(2020年10月1日法令第2020-1208号\)](#) では、[ケアラーの日割り手当や子供の付き添いに関する日割り手当について](#) まとめており、家族給付担当機関による66日間の有給休暇の実施や支払いの手順について、説明しています。また、要介護であったり病気や障害がある親族へ定期的な援助を行っている人たちに給付される、子供の付き添いに関する日割り手当についても、同様の運営方法を定めています。

### 年金クレジット

障害のある児童や成人を家庭内でケアするために仕事を中断したケアラーは、ある一定の条件の下、家族介護者の老齢年金で年金受給権が継続して保証されます。また、老齢保険の期間延長も認められます。インフォーマルケアラーは、67歳ではなく65歳から年金を満額申請できることもあります。2020年10月現在、年金受給権用に補償されたケアラー休暇分は、公式な申請がなくても自動的に考慮されます。

### チャンス・機会



コロナ禍

で年金制度が2021年まで延期されたことによって、医療サービス利用の予防でケアラーがもたらした貢献の価値について、更に働きかけることができます。ケアラーによる貢献の重要性は、引き続き社会から注目される必要があります。

要介護者のニーズによってケアの提供が区別されない、中立的な政策が必要です。最近では、ケアラーの日割り手当に厳しい条件が設けられており、高齢者と障害者のみに限定されています。ガンなど長期的な病気の人は、対象となっていません。

新たな権利が法的に設けられたことで、人びとも考え方を改めて、ケアラーの権利を認識すべきです。あらゆるレベルで政府の事務手続きを簡素化することで、ケアラーは、利用可能な給付にアクセスしやすくなります。



## 仕事 & 教育

就労・学業の継続・復帰で、ケアラーが他の人と同じチャンス  
や機会を得られるよう、協力的な職場や教育環境を作る実践。



フランス

### 仕事 & ケア

2019年のEuropean Parliament Directive on the [Work-Life Balance for Parents and Carers](#) (欧州議会による両親およびケアラーのワークライフバランス指令) について、フランスでは2020年10月現在、そこで定められた義務の多くを果たしました。2022年までに、すべてを実施完了するよう求められています。

[家族連帯休暇](#)は、従業員や自営業者が重病を患う大切な人を3か月間支援できる制度です。この休暇は更新が1度でき、最大で6か月間の休暇を取得できます。この休暇では雇用主からの支払いはありませんが、終末期の支援では、休暇のうち21日分について、医療保険から日割りの手当を支払うことができます。

[ケアラー休暇](#)では、従業員（民間セクターおよび公務員）、自営業者および求職者へ3か月（66日）まで有給を付与しています。ケアラーは、生涯の就労期間全体を通じて合計365日を上限として、この休暇を使うことができます。休暇は1日単位でなくとも部分的に利用でき、また延長や複数の期間にわたる利用も可能です。給付の減額を避けるために、ケアラー休暇は失業保険支給額の計算対象とはなっていません。2020年10月現在、1日当たりの手当は、カップルで43.83ユーロ、単身で52.08ユーロと定められています。支払いは、家族手当金庫およびMSA（農業者に特化した社会保障スキーム）から行われます。

ケアラー戦略では、企業の社会的責任（CSR）の必須要素として、「社会部門」での交渉（代表する労働組合と雇用主の団体）で、職場のインフォーマルケアラーに関する議論を含めるよう指示しています。このような交渉は、民間セクターの企業に影響を及ぼすものであり、企業では競争上の理由から、従業員と企業の社会部門が同等に話し合える状況を維持することを目指しています。

2020年に発表された「[Aid and Employment: a psychosocial approach to the careers and trajectories of caregivers](#)」（援助と雇用：ケアラーと介護者が進む道への心理社会的アプローチ）は、ケアラーの状況に関する視点を獲得するための質的研究で、社会的認知の向上や、公共政策および実践の改善を目指したものです。最終的には、ケアラーの仕事や私生活について他人が決めるのではなく、本人が情報に基づいて選べる環境を作ることを目標としています。



2021年にはまず、以下のグループを支援するために、ワークショップを実施することとしました。

- ・ケアラー：ケアの提供期間中に得た経験について、雇用の観点から気づきを行う
- ・関係者：ケアラーのスキル強化における自らの役割を明確化する
- ・採用担当者・雇用主：組織の全体的なパフォーマンスを最大化させるために、ケアラーが持つ可能性を評価する

### 教育 & ケア

[全国ケアラー戦略](#)にある優先事項の6点目では、教育者がヤングケアラーのニーズについて気づき敏感に察するようコミットしています。その中にはたとえば、柔軟な学習スケジュールへの対応などが含まれます。



[既得職業経験の認定制度](#)（VAE）では、経験を学位の資格要素として認めています。年齢や国籍、地位または研修レベルに関わらず、当該資格に直接関係した経験が1年以上あることを証明できれば、VAEの申請が可能です。この認定は、学位や肩書、または専門資格であったりしますが、いずれにしても全国職業資格目録（RNCP）に登録される必要があります。VAEは、労働市場への再統合を促進するのに役立つほか、家族介護者にとっては、医療セクターへのキャリアパスを拓ける可能性があります。しかし、家族をケアする人たちが必ずしもケアの仕事に就きたいと思っているわけではない、という点に注意することが重要です。



### チャンス・機会

ケアラー休暇についてケアラーや雇用主が理解するのを支援し、またケアでの休暇要請で一貫したプロセスを開発する。

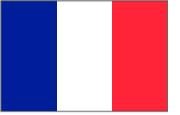
ケアラー休暇（1年まで取得可能）を有給休暇と協調させる。

教員および保健医療福祉専門職が、ヤングケアラーのニーズについて理解を深め、またニーズへの支援・認識・対応や移行支援をより効果的にできるようにする。



## 健康 & ウェル ビーイング

ケアラーの心身の健康を保ち社会的なつながりを促し、またケアラーがケアの役割以外の関心を追求できるようにする支援。



フランス

### 福祉 & 保健

要介護者の健康状態やケアラーの状況が複雑化していることにより、地域でのコーディネーションが進んでいます。また神経変性疾患（例：アルツハイマー病、パーキンソン病、多発性硬化症）の患者には、長時間（3時間）の相談が行われます。訪問では、患者のアセスメントやケアに加え、別個にケアラーの詳しいアセスメントも行います。このようなアセスメントは、ケアラーのニーズを把握し事前に介入するためにとっても重要です。

治療上の患者教育プログラムで、医療専門職はケアラーのニーズに対応する内容を組み込んでいます。これは、ケアラーが効果的に貢献し続け、またその能力を強化できるようにするためです。

2022年までには、PTA、MAIAおよび、複雑な医療や生活問題のコーディネーション支援システム（DAC）を統合する、単一窓口ができる予定です。

- ・ [PTA（地域支援プラットフォーム）](#)では、かかりつけ医（GP）の要請で、複雑な健康問題を抱える人を支援します。専門職が効果的に対応できるよう、患者のニーズに沿って支援を展開し、また適切なサービスを組み合わせるとともに、ケアラーにもシステムのコーディネーションや支援が行われます。
- ・ 2015年のASV法で強化されたMAIA（[自律と包括的ケアのためのネットワーク](#)）では、自律を喪失した60歳以上の人の支援を改善し、在宅生活の継続を促すことを目指しています。
- ・ ヘルスネットワーク（Les réseaux de santé）は、医療専門職（医師、看護師）や他の専門職（ソーシャルワーカー、事務スタッフなど）の多職種グループです。

2020年9月現在、フランスには118のDACがあり、複雑なニーズのある人やそのケアラーへ、統合やコーディネートされた医療や社会的支援を提供しています。

2015年の高齢化社会適応法では、共生型住宅の開発枠組みができました。この取り組みではグループホームやシェアハウスを提供し、年齢や病気、障害のために自立生活が難しくなった人たちが地域生活を続けられるようにします。

#### 住宅

シェアハウスでは入居者へ、個別のスペースとともに、交流を促すための共同エリアが提供されます。このような住宅では、同じような症状の人と同居することもあれば、家族や若い人たちと住むこともあります。

このような共生型の住宅モデルは、草の根運動として発展し、たとえば[Familles Solidaires](#)や[Les Aidants Concepteurs d' Habitats Partagés et Accompagnés](#)など様々な団体が支援しています。2018年にはAG2R LA MONDIALEとの連携によって、7つの住宅プロジェクトがオープンしました。

2021年2月に政府は、今後2年間でフランス全国に600の共生型住宅ユニットを建設する、と発表しました。

### レスパイトケア

ケアラーのレスパイト（休息）は、ケアラーと要介護者の両方のウェルビーイングとつながっています。レスパイトにはいくつかの形態があり、たとえば要介護者支援を自宅で行うか施設で行うか、短期か長期か、またレスパイトを要介護者と一緒に過ごすかどうか、という選択肢があります。

レスパイトへの権利は、2015年の[高齢化社会適応法](#)で採り入れられました。レスパイトへの経済的支援の対象は、著しく自律を喪失してケアラーの雇用を選択した高齢者のみに限定されています。金額は少なく、また政府への一部返済義務もあり、これが相続者に課されることもあります。

[全国ケアラー戦略](#)では、疲弊を予防するためのレスパイトや支援の必要性が挙げられています。全国で利用できるレスパイトを倍増させるために、2020～2022年の間で、1億500万ユーロを超える投資が行われました。

#### 教育・支援・短期レスパイト

自律を喪失した人のケアラーを支えるために、支援やレスパイトのプラットフォームが構築されました。当初は、アルツハイマー病の人の日常的な支援に重点が置かれていましたが、その後は病気の種類に関わらず、自律を喪失したあらゆる高齢者のケアラー支援へと拡大しました。フランスでは現在、支援やレスパイトのプラットフォームが100か所以上あります。



## 健康&ウェルビーイング (続き)



フランス

支援やレスパイトの各プラットフォームでは、独自のケアラーサービスを提供しており、たとえば以下が挙げられます。

- ・セルフケアや支援へのアクセスに関する研修
- ・家族が留守にできるよう、半日またはそれ以上の在宅レスパイトケア
- ・保健福祉システムの支援へのアクセス（例：ケアラーや要介護者専用の短期宿泊施設やデイケアサービス）
- ・高齢者と大切な人が、一緒に時間を楽しんだり他の人と会ったりできるような、外での文化・社会活動
- ・ケアラーのネットワークグループ
- ・心理カウンセリング

(詳細リンク有)

日中レスパイトは主に、アルツハイマー病や関連の認知症の高齢者を対象としています。デイケアによっては、パーキンソン病など他の神経変性疾患や、身体面で自律を喪失した高齢者向けの所もあります。日中レスパイトにはまた、自閉症の人が利用できる所もあります。

日中レスパイトは、独立した団体が提供する場合もあれば、EHPAD（要介護高齢者居住施設）が提供する場合もあります。後者では、施設の主要な活動に加えてレスパイト専用のスペースを設けて、サービスを提供しています。日中レスパイトでは大半の場合、ウェルビーイング改善に向けて計画された活動を提供しており、終日または半日のサービスを行っています。1回当たりの費用は、県議会が毎年定めます。デイケアへの支払いでは、在宅APAを使うことができます。また、年金基金や保険でも部分的に支払いが可能ですし、いくつかの自治体では追加的な支援も行っています。

在宅レスパイト

新たなパイロットプログラム「リレー」は、3年間（2019～2021年）の試験的事業として[Direction Générale de la Cohésion Sociale](#) (DGCS) から認可されています。リレーは、Baluchonage®に基づいた長期在宅レスパイトの画期的なソリューションです。このプログラムでは、専門職のガイドが数日間（上限は6日間）連続（24時間体制）で在宅ケアラーに代わって要介護者のケアを行い、ケアラーが一定期間休めるようにします。代理ケア終了時に、この専門職は「付添日誌」を書き、ケアラーへの支援や状況への介入策を提供します。このようなプロジェクトは73か所で行われており、保健医療福祉機関が「ボランティアワーカー」と共同で実験的に取り組んでいます。

2021年までには規則を作成し、給料や納税義務、雇用形態、そして全ての関係者にとって公平な契約の作成といった問題に対応する予定です。またこのプロジェクトが採り入れられた場合には、研修やスーパービジョン、プログラムの継続的評価も検討していく予定です。

[Baluchon France](#)や[Bulle d' air](#)などのプログラムは、ケアラーのための在宅レスパイトサービスです。このようなプログラムによって要介護者は、一番快適な自宅で安全に暮らし続けることができます。事業者はサービスの質を確保するために、研修機関と連携して、職員のスキル維持向上に向けた集中的な研修を行っています。教育費やリレーランナーへの支払いは、AGEFOS PMEがカバーしており、ここはフランスで職業訓練基金を管理する主要ネットワークです。コストは要介護者のニーズによって異なり、また既存の給付金で一部補われます。

施設レスパイト

2013年に設立された[France Répit Foundation](#)では3つの主な目標を掲げており、具体的には（1）自宅で病気の人や障害者、高齢者をケアする家族へ、施設やレスパイトサービスを作る、（2）レスパイトを巡る科学的な活動を展開する、（3）保健医療福祉やメディア業界で働くインフォーマルケアラーのレスパイトや支援を推進する、となっています。

2013年には、[PRO BTP](#)（フランスの建設業界団体）や[AFM-Téléthon](#)（筋疾患に取り組むフランスの団体）との連携で、[VRF association](#)が設立されました。ここでは、ケアラーや要介護者が安全で楽しい環境の中で、レスパイト休暇を過ごせる場の提供を目指しています。

[GRATH](#)（障害者の短期 [レスパイト] ホームのシンクタンクおよびネットワーク）は、専門職と親が1997年に立ち上げた団体で、短期的なレスパイトの解決策の開発を目指しています。この団体では、障害や慢性疾患がある全年齢層の人を対象とした、専門的な短期その他のレスパイトパッケージを推進しています。



## 健康 & ウェルビーイング (続き)



フランス

### 心理 & 社会的サポート

障害者やケアラー向けのサポートラインが、2020年に立ち上がりました。これは、家族介護者の全国戦略から生じた提言の一つであるとともに、コロナ禍での孤立問題への対応として始まったものです。[Lescommunautés 360](#)は政府のプログラムで、ここでは、ワンチームとして切れ目ない障害者支援に取り組むあらゆる関係者（事業者、政府、団体）が関わり、すべてを「包み込み」連携した形で支援やサービスにアクセスできるようにすることを目指しています。電話での相談者は、地域のチーム「lescommunautes360」に紹介され、そこでは情報や支援を提供しています。現在は86か所のlescommunautes360が稼働しています。 [\(詳細リンク有\)](#)

[メモリー・ビストロ](#)は、記憶障害のある人やそのケアラーが集まれる公共の場で、通常はカフェで実施されています。フランスでは、そのようなビストロが54か所あります。

[Avec nos proches](#): この傾聴および情報提供ラインは、毎日午前8時から午後10時まで受け付けています。2012年に立ち上がったこのサービスは、情報や資源を紹介するウェブサイトや、ケアラーを代表するアドボカシーへと拡大しました。



## Café des Aidants®

[Cafés des Aidants](#)は、要介護者の年齢や病気に関わらず、あらゆるケアラーのための場所、時間および情報スペースです。会合は月に1度行われ、ケアラー問題の専門知識があるソーシャルワーカーと心理士が、共同でファシリテーターを務めます。各会合では、ディスカッションを始めるためにテーマが提案されます。ここで目指しているのは、ケアラーが友好的な環境の中で、支援を受けたりアイデアを交換したり他のケアラーと会ったりできる場を提供することです。このコンセプトは、オンラインプラットフォームへと拡大しました。 [\(詳細リンク有\)](#)



### チャンス・機会



レスパイトの選択肢について認知度を向上させ、ケアの状況に関わらず、各地域で平等にレスパイトを利用できるようにする。

レスパイトの場を増やし、また民間資金と公的資金によるレスパイトの合理的なバランスを図る。自宅でのケアラー支援を改善するために、医療や在宅支援の人材ニーズへ対応する必要がある。

慢性的な神経変形疾患の患者担当医が許可する3時間の自宅訪問（長時間訪問）を、あらゆる状態の要介護者に採り入れ、ケアラー支援の改善を図る。



## 情報 & 知識

ニーズや状況に合った形で、ケアラーをエンパワーする資源。



フランス

[CNSA](#) (全国自律連帯金庫) では、[自律を喪失した高齢者やその家族向けの全国情報案内ポータル](#)を運営しています。2015年に立ち上げられたこのポータルでは、全国で一貫した情報が確実に得られるようになっており、支援や手続き、施設、サービスについて、信頼性や質が高く分かりやすい情報を提供しています。

[Maison Départementale de l' Autonomie](#)は、高齢者や障害者が関連制度の情報へ一括でアクセスできる所です。旧CLIC (地域情報・コーディネートセンター) やMDPH (県障害者センター) のいくつかは、ここにとって代わられました (CNSAによる認定は、2015年の高齢者支援に関する法律で可能となりました)。Maison Départementale de l' Autonomieの中には、自律支援給付の申請を出せる所もあります。

600か所ある[CLIC](#) (地域情報・コーディネートセンター) のネットワークでは、高齢者関連の専門職や在宅ケアコーディネーターのチームを通じて、高齢者やその家族へ情報やカウンセリングを提供しています。紹介は、高齢者本人やその家族、社会サービス、担当医、または保健医療福祉事業者や病院などからできます。秘密厳守かつ個別化されたサービスが、無料で提供されます。 ([詳細リンク有](#))

研修は様々な団体が行っており、たとえば[France Alzheimer](#)、[Alliance Maladies Rares](#)、[UNAFAM](#)、[France Parkinson](#)、[France AVC](#)、[Ligue contre le Cancer](#)、[APF](#)、[AFSEP](#)、[UNAPEI](#)、[UNAF](#)などが挙げられます。新型コロナウイルスによって、多くのプログラムがオンラインへ移行しました。

他の資源を見ると、たとえばリオンの[Métropole aidante](#)は3年間の試験的プロジェクトで、ケアラーを支援する関係者のリスト作成に取り組んでいます。

### 社会的保護の資源

[Ma boussole](#) (私のコンパス) は社会的企業で、公共や民間セクター、団体、医療心理社会分野の企業を活用してケアラーのために役立つことを目指しています。このサイトは、それぞれのケアラーのニーズに対し、個別化された支援を提供するようデザインされており、そこにはたとえば、仕事と生活の両立に向けたレスパイトや支援へのアクセスなどが含まれます。この資源には、各疾病の団体や施設の職員、ソーシャルワーカーなどが配置されています。

[Aidons les nôtres](#)はケアラー向けのコミュニティ・ポータルで、[AG2R LA MONDIALE](#)が資金を提供しています。このポータルでは、専門家のネットワークによる記事にアクセスできます。AG2R LA MONDIALEから資金を得ているため、このサイトはすべて無料で提供され、広告もありません。

[Essential autonomie](#)はウェブベースの総合案内で、ケアラー向けの情報や、ケアラー支援に特化したサービスの情報を提供しています。

### チャンス・機会



コロナ危機によって日常生活の問題や格差が悪化し、その中には物理的およびデジタル面での分断も含まれます。その両方を経験している人は、情報や他の人とつながる能力が著しく損なわれています。オンラインへのアクセスができない人たちへ、インターネットへのアクセスやポータブル機器の提供を行って、教育や研修が受けられるようにしたり、また人びとが有意義な形でつながれるような支援が必要です。

The French Association of Caregiversでは、ヤングケアラー・ワークショップを試験的に行っており、そこでは分野の専門職や心理士と共同で、3時間のワークショップを3回実施します。この取り組みでは、ヤングケアラー同士が出会ったり経験を共有したりする機会を作ることを目指しています。各グループの参加人数を制限することにより、打ち解けた雰囲気の中でオープンに話し合うことができます。ですがコロナ関連の制限により、このワークショップはまだ実施に至っていません。

# 画期的なケアラー実践



Innovative Carer Practices (画期的なケアラー実践)とは、医療と社会的ケアの統合を通じてケアラーのニーズに応える、エビデンスに基づいた政策や実践のことです。このような実践を特定および共有することで、IACOでは世界で行われている先進的な実践の認知向上や普及を進めています。[\(詳細リンク有\)](#)

## フランスでのイノベーション

オンラインケアラー研修。Cafés des Aidantsのコンセプトに基づいて、French Association of Caregiversではケアラーの研修・交流プログラムをオンラインプラットフォームに拡大し、2017年に立ち上げました。どちらの形態も、[CNSA](#)と[AG2R LA MONDIALE](#)の支援を得て開発され、両方とも目標として、インフォーマルで友好的な環境の中で、ケアラーたちが話したり共有したり交流したりできる場の提供を掲げています。

オンラインケアラー研修の中には6種類のモジュール(それぞれ30分)があり、ここではケアラーが要介護者の状態を理解したり、また支援を見つけたり地域資源にアクセスする方法を学べるツールを提供しています。このようなモジュールを通じてケアラーは、ケア提供について理解や知識を深め、対処方法を学び、また燃え尽きたりしないよう自らの耐性や自信を高めることができます。

最も人気が高いのは、ケアの役割の限界、仕事・生活とケアの両立、大切な人との関係性についてのモジュールです。

1年目の評価では、素晴らしい結果が示されました。

回答した153人のケアラーは、プログラムの内容・形態・技術について、10点満点で7.80点と評価しました。

回答者の91%は、このオンライン研修をケアラーに勧めると述べていました。

回答者の76%は、このプログラムを続けたいと思っていました。

67%のケアラーは、行動や決定の能力が上がったと感じていました。

これまでに、約1,865人のケアラーが受講しました。

このサイトには現在、年間で1万1000以上の訪問があり、2,000人以上がプログラムの受講を始めています。



The French Association of Caregivers (2003年設立)は、ケアラーの役割に関する認知向上に取り組んでおり、公共機関や代表者団体と協力して、ケアラー関連問題への対応や、ケアラーズカフェによるケアラーへの直接的な支援、また介護の優れた実践の推進を行っています。

French Association of Caregiversの以下の方々には、専門的なご助言や質問へのご回答および本章原稿のレビューを行っていただきました。この場をお借りして感謝申し上げます。

- Clémentine Cabrières氏(所長)
- Gwenaëlle Thual氏(会長)

出典:

- Anaëlle Cappellari (dir.), [La reconnaissance des proches aidants : regards franco-suisse et pluridisciplinaires](#), Presses universitaires d'Aix-Marseille, 2020. Collection du centre de droit social, 431 p.
- French Association of Caregivers. [Retirement for Caregivers](#). Page 1. [Accessed: Sept 2020].
- フランス政府. (2019) ニュース. [Aidants: une nouvelle stratégie de soutien](#) (2020年10月アクセス)
- Isabelle Robineau. Les aidants familiaux : de leur reconnaissance à la fraternité. Philosophie. Université Paris-Est, 2018. Français. <NNT : 2018PES0037>.
- Olivier Giraud. [La monétarisation de l'aide apportée par des proches : clivages éthiques et tensions identitaires](#)

ドイツでは、Informal caregiver（インフォーマル介護者）という言葉が最も頻繁に使われます。Informal caregiverとは、身体、精神または情緒的な病気・障害によって長期的なケアを必要とする人へ、職業としてではなく在宅でケアを提供する人のことです。



# ドイツ

ケアラーの数：  
4,927,000人<sup>1</sup>  
人口の5-6%<sup>2</sup>

人口密度.....	240人/km <sup>2</sup> *
都市部人口.....	76.3% *
中央年齢.....	46歳 **
従属人口指数.....	55.4 ***

\* Worldometer  
\*\* Eurostat 2019  
\*\*\* Wikipedia

(年少人口 [0-14歳] + 老年人口 [65歳以上]) / 生産年齢人口 (15-64歳) × 100 (2020年現在)。  
従属人口指数が高いほど、生産年齢人口の負担も大きい。

<sup>1</sup> DIW Berlin による計算 (2001~2012) : 巻末の出典1を参照。  
<sup>2</sup> German Institute for Economic Research, DIW Berlin



## ケアラーの 社会的認知

要介護者のウェルビーイング、地域力、社会全体、そして経済的な  
繁栄で、ケアラーが果たす中心的な役割について、  
recognition（社会的認知度）を向上させる政策やプログラム。



ドイツ

### 法律

ケアラーは、1994年5月の[Social Code-Book XI（社会法典第11編）の Social Care（社会的ケア）](#)で定義されており、第19条でインフォーマルケアラーは、身体、精神または情緒的な病気・障害によって長期的なケアを必要とする人へ、職業としてではなく在宅でケアを提供する人、と定められています。この法典ではまた、要介護者へ週に14時間以上ケアを提供するケアラーに、特定の社会的保護への権利が与えられています。

ドイツでは1995年、社会保障制度の5本目の柱として介護保険が導入されました（[社会法典第11編：介護保険—SGB XI](#)）。2009年以降、保険は全国民に義務付けられています。

2015年1月1日に施行された[First Long-Term Care Strengthening Act（Pflegestärkungsgesetze - PSG I／第一次介護強化法）](#)では支援が改善され、インフォーマルケアラーが無料でケア研修を受けられるようになったほか、年金・失業に関する権利も強化されました。続く第二次介護強化法—[PSG II（2015）](#)では、要介護の定義が変更されたほか、医療サービス機構（MDK）が用いる評価方法も更新され、また新たな5段階の要介護度ができました。[PSG III（2017）](#)では、要介護者やその親族（インフォーマルケアラー）へのマネジメント、コーディネーションおよびアドバイスサービスの役割が、自治体に移されました。

2008年の[Care Leave Act（Pflegezeitgesetz／介護休暇法）](#)に関する2015年の新たな規則は、既存法を土台としています。変更点としてはたとえば、「close family relation」（親しい家族関係）の定義が拡大され、祖父母、両親、義理の親族、継父母、配偶者、パートナー、きょうだい、子ども（養子や里子を含む）、孫が含まれるようになりました。

### 社会的認知

ドイツには、全国的なケアラーの日や週間はありません。[Wir Pflegen](#)などドイツの協会は2020年10月6日、欧州のケアラーデーに参加し、この日は欧州およびドイツでケアを提供する親族への認識を新たにしたり、と述べています。

### ヤングケアラー

ヤングケアラーとは、自身がつながりや責任を感じる人（1人または複数）を長期にわたって支援する、18歳以下の若者のことです。要介護者が心身の病気や障害、依存症または加齢に伴う変化によって支援が必要な状態になると、ケアでかなりの義務が生じます。この役割を担う中で若者たちは、通常であれば成人が担うような多大な責任を担うのです。

[Jump Young Carers](#) という作業グループでは、様々な状況下にいるヤングケアラーについて人々の関心を集めるとともに、ヤングケアラーへの支援について諸機関の感度を高めるよう取り組んでいます。このグループには、教育・社会・医療部門の専門家のほか、青年ケアラーや、元ヤングケアラー・青年ケアラーたちも積極的に活動に参加しています。

### チャンス・機会



高齢者へのインフォーマルケア提供に対するスティグマへ対応し、特に知識や認知度向上を通じてこれを実施する。



IACOは世界中のケアラーへの認知と認識を得るために2012年に設立されました。

[（詳細リンク有）](#)



## 経済的支援

ケアラーの経済的安定を支援したり、ケア提供による経済的なプレッシャーの軽減を図る施策。



ドイツ

### 手当

ドイツでは、州や政府からインフォーマルケアラーに直接提供される経済的支援はありません。ドイツ政府では介護保険を通じて、要介護者にCare allowance（介護手当）または現物支給での在宅ケアを提供しています。

**介護手当**は、**介護保険** (LTCI) から要介護者に支払われる金銭給付です。要介護者はこの給付金を、経済的対価として家族ケアラーに渡すことができます。介護手当の給付額は、本人の**要介護度**によって異なります。要介護度1は最も軽度であり、たとえば自立能力で軽い障害がある人などが含まれます。要介護度5は重度の障害がある人です。要介護者は、ケアに適した住宅環境の中で、親族またはボランティアからケアを受けていなければなりません。

SGB XIでまとめられている通り、2021年には、介護手当の増額と介護保険の給付に関する変更が見込まれています。

介護手当は、移民ケアラー（例：東欧出身者）への支払いに使うこともでき、これは特に24時間ケアが必要な時に多く見られるケースです。ドイツと派遣元の国の機関を通じて、法的要件が課されます。24時間ケアを提供する移民労働者は、たとえばポーランドなどのサービス事業者に雇用されており、この人たちは介護保険基金の契約下に位置付けられてはおらず、個人的に支払いを行う必要があります。また、保険会社が提供・支払いを行うケアや支援サービスの一部のみを利用し、部分的に自分でケアをアレンジすることも可能です。この場合、部分的な現物給付に加えて、その割合に応じて介護保険から介護手当の

一部が支払われます (**複合サービス**)。 [\(詳細リンク有\)](#)

介護ニーズへ対応するための住宅改修費を支払う、特別手当もあります。本人の資金源が他にない場合、各案件につき4,000ユーロを上限として付与されます。要介護度がゼロであり、日常生活で著しく制限がある人も、この手当を受給できます。

介護手当は、「所得」とは見なされません。これは非課税であり拠出も不要のため、働くケアラー（通常はパートタイム）は、この手当を純所得にそのまま加えることができます。また社会扶助でのミーンズテストでも、介護手当は考慮されません。

**追加的なケアおよび休息サービス** (SGB XI第45条b) は、要介護度に関わらず、在宅でケアを受けている人たちへ一律で提供され、デイケアやナイトケア、ショートステイ、prevention care（予防ケア）などのサービスに対して支払われます。

### 年金

介護手当は、年金所得に影響を及ぼしません。

介護保険ではSGB XI第44条に沿って、身体介護または家事援助を週に14時間以上行うインフォーマルケアラーの、法定年金保険を支払います。支払額のレベルは、毎週のケア提供時間数や要介護度に基づいて決まります。ただしケアラーは、週に30時間を超えて働くことはできません。週に30時間を超えて働く場合は、ケアラー自身が年金保険を支払う責任があります。

[\(詳細リンク有\)](#)

状況によって、要介護者の介護保険がケアラーの社会年金保険 (SPI) をカバーすることがあります。受給要件には、週に14時間以上ケアを提供することや、以下の内容が含まれます。

- ・ 欧州経済領域 (EEA) またはスイスに住んでいる
- ・ 年に60日以上、ケアに携わっている
- ・ 週に30時間を超えて有給で雇用されていない
- ・ 老齢年金を満額で受け取っていない

2013年1月1日以降は、週に14時間以上の要件を満たすために、複数の要介護者に提供されるインフォーマルケアを合算できるようになりました。 [\(詳細リンク有 : 107ページ\)](#)





## 仕事 & 教育

就労・学業の継続・復帰で、ケアラーが他の人と同じチャンス  
や機会を得られるよう、協力的な職場や教育環境を作る実践。



ドイツ

### 仕事 & ケア

2008年現在、要介護度1（自立やスキルで軽度の障害）以上の近親者に在宅ケアを提供している人には、ケアラー休暇を取得する権利があり、これは社会保険を継続した形での最長6か月の無給休暇です（[Care Leave Act, 2008/Pflegezeitgesetz/2008年介護休暇法](#)）。この休暇が義務付けられているのは、従業員が15人を超える企業に限られています。休暇開始の10日以上前に、雇用主へ書面で伝える必要があり、そこでは休暇の日付けや期間に関する情報を記載します。近親者にケアの必要性が突然生じた場合、そのアレンジを行うために、就労者へ最長10日間の有給休暇が付与されます。（[詳細リンク有](#)）

2012年1月には、在宅ケアを行う従業員を対象とした新たな法律が施行されました（[Family Care Leave Act/Familienpflegezeitgesetz - FPfZG /家族介護休暇法](#)）。この法律では従業員が、雇用主と合意の上で、労働時間を週に15時間まで減らすことができ、最長で2年間適用されます。

2008年介護休暇法と2012年家族介護休暇法は2015年、[Law on the 'better reconciliation of family, work and long-term care'](#)（Gesetz zur besseren Vereinbarkeit von Familie, Pflege und Beruf/家庭・仕事・介護の調和を改善する法律）によって更に強化されました。上記の諸制度が、ドイツにおける現在の介護休暇政策の法的枠組みを成しており、そこには以下の内容が含まれます。

- ・就労者が要介護の近親者へ在宅ケアを行っている場合、最長24か月の部分的な休暇を取る権利
- ・緊急での介護休暇を対象とした、最長10日間の給与補

償（通常は純所得の90%）。これは介護保険を通じて Pflegeunterstützungsgeld（介護支援金）として支払い。

- ・自宅以外（施設など）に住む未成年者へケアを提供する人が使える家族介護休暇
- ・終末期の家族を支援している人を対象とした、最長3か月の休暇

部分的な休暇を取ったり労働時間を短縮する従業員は、減収額の半分について、[Bundesamt für Familie und gesellschaftliche Aufgaben \(BAFzA\)/Federal Department for Family and Civil Society Affairs（連邦家族・市民社会任務庁）](#) から無利子で借りることができます。

介護期間終了後は、借入れ分を返済するまでフルタイムで働く必要があります。

ドイツはEU加盟国として、新たに承認された[Directive on the Work-Life Balance for Parents and Carers（ワークライフバランス指令）](#)で謳われるケアラーの権利要件を満たす必要があります。この指令では、ケアラー休暇と柔軟な勤務形態がカバーされています。ドイツでは、ケアラーの休暇に対する権利については優れた制度があり、すでに上記指令の要件に沿っています。一方で柔軟な勤務形態については、働くケアラーにとって課題が残されていることが多く、これは文化的なバリアや雇用主の後ろ向きな態度によるものです。

### チャンス・機会



10日を超える休暇に対する経済的支援は、介護保険制度を通じては提供されませんが、ケアラーは無利子の貸し付けをBAFzAに直接申し込み、労働時間の短縮による減収額の半分を毎月受け取ることができます。

この貸し付けは、インフォーマルケアラーの社会的保護で大きな改善といえますが、2015年介護休暇法でも結局、コストがシフトされた先は、長期にわたり家族をケアする人たちでした（Schneekloth, et al.）。

2015年の家庭・仕事・介護の調和を改善する法律で定められた介護休暇の取得率は、低い状況が続いています。

その理由としては、借入れの返済義務のほか、給付の法的受給資格が、従業員数15人（パートタイムでは25人）超の企業に限定されている点が挙げられます。

状況によっては、ケア提供期間中の年金クレジットがケアラーに付与されますが、既に老齢年金を満額受給している人にもこれを適用すべきです。



## 仕事 & 教育 (続き)



ドイツ

### 教育 & ケア

成人の家族ケアラーの状況については研究が蓄積されてきているのとは対照的に、ドイツではヤングケアラー特有の状況やニーズについて、ほとんど分かっていません。医療、社会、教育のどの部門でも、ヤングケアラーという認識はありません (Leu, et al.)。

2016年に行われた初のヤングケアラー実態調査では、12~17歳の児童のうち5%がヤングケアラーであると推定されています (Lux, et al.)。

ヤングケアラー・フレンドリー・スクールのコンセプトでは、ケアラーでもある生徒たちのニーズへ敏感となるために、教員や生徒を支援することを目指しています。

ヴィッテン・ヘアデッケ大学 (2018) が連邦保健省に代わって実施した調査によると、ドイツ全国で約47.9万の児童や若者が、慢性的な病気や要介護の親族をケアしています。支援の内容は、調理、買い物、掃除など多岐にわたり、かなりの介護業務を行うケースもあります。このような若者の多くは、要介護や要支援の親族について非常に心配している一方で、学校とケア以外にとれる自由な時間が少なすぎ、身体的にきつい業務に携わっていますが、自らの状況について話せる人が誰もいません。



2018年1月には、「Pausentaste——誰かを助けている人も、自分が助けを必要とする時がある」というプロジェクトが始まりました。BMFSFJ (連邦家族・高齢者・婦人・青少年省) によるこのプロジェクトでは、基本的な相談サービスへのアクセスを通じて、全国のヤングケアラーを支援することを目指しています。「一時停止ボタン」というコンセプトでは、ケア提供からの一時休憩、振り返り、支援の活用、自らの状況に関する匿名での相談というメッセージを強調しています。これらの支援は、Pausentasteのウェブサイトや電話、またはメールで利用できます。またオンラインチャットでも、アドバイスを受けられます。このサイトでは専門職向けの資料も提供しており、たとえばヤングケアラーに関する学校での教材、出版物、技術文献、研究などが掲載されています。

再雇用を希望するケアラーを対象とした更なる職業訓練については、社会法典 (SGB-III) に沿って支援が提供されています。





## 健康 & ウェル ビーイング

ケアラーの心身の健康を保ち社会的なつながりを促し、またケアラーがケアの役割以外の関心を追求できるようにする支援。



ドイツ

### レスパイトケア

2012年のAct to Reorient the Long-term Care Insurance 2012 ([Pflege-Neuausrichtungsgesetz / 介護転換法](#))の下、ドイツ政府は数々の給付を改善しており、その中には介護手当の受給者を対象としたレスパイトケアや施設ショートステイなどが含まれます。ケアラーを支援するために、ショートステイ、デイケアおよびナイトケアが導入されました。 [\(詳細リンク有\)](#)

ショートステイは年に56日まで補助金の対象となり、これは介護保険基金から支払われますが、このサービスは施設で提供されなければなりません。受給できるのは、要介護度2~5の人全員と、病気や事故で突然ショートステイが必要となった人です。

介護保険の補助金対象となるのは、ショートステイの一環として発生したケアの費用であり、一括で支払われます。

ショートステイに関わるその他すべての費用は、利用者が自己負担しなければなりません。

要介護者がこの追加費用を支払えない場合には、社会福祉事務所が介入するか、親族が支払います。

[追加のケアおよび休息サービス](#)を通じて毎月定額を受給している人は、この資金をショートステイの費用に使うことができます。

ショートステイに加えて、preventive care (予防ケア) を使うこともできます。これは自宅で提供され、年に6週間まで補助金の対象です。ショートステイと異なり、予防ケアが使えるのは、6か月以上ケアを提供しているケアラーに限定されています。

二親等までの親族が予防ケアを利用した場合には、介護保険基金から介護手当が最大1.5倍支払われます。

### 心理 & 社会的サポート

ドイツにおけるケアの質は、ケア専門職の人手不足や劣悪な労働条件などが大きく影響しています。

また、インフォーマルケアラーによるケアの質も懸念されます。

その結果、2008年より介護保険機関は、インフォーマルケアラーへ無料の介護研修プログラムを提供するよう義務付けられています。インフォーマルな介護を受けている人は、認定された介護施設または相談センターが提供する相談サービスを利用するよう義務付けられ、ケアの質確保を図っています。

2009年よりインフォーマルケアラーには、専門資格のあるケアアドバイザーにケアの相談をできる法的権利が認められており、これは介護保険基金を通じて提供されます。

[\(詳細リンク有\)](#)



要介護度2以上の人のケアラーが事故にあった場合、法定の障害保険が適用されます。

適用の評価は、要介護者の介護保険を通じて行われ、これは介護提供時間の長さに関わらず実施されます。

[Young Carer Help](#)は有限事業責任会社であり、病気の親族と生活する児童や、学校・クラブ・助言センターを通じてそのような児童と接する専門家たちの連絡窓口です。この団体のウェブサイトでは、学校や地域でのヤングケアラー支援に向けた情報や実用的なコンセプトが掲載されています。対面・電話・ビデオ会議での個別アドバイスでは、セラピスト、教育者および元ケアラーとの専門的な交流ができます。アドバイスのサービスは、すべて無料です。

[Young Helping Hands](#) では、ケアを提供している児童、若者および青年に関する教育を提供しています。病気の親族と生活する児童や若者、また以前ケア提供の影響を受けた人やこの問題に関心を寄せる関係者(例: 教育分野の専門家)にとって、連絡窓口となっています。この団体では、ケアラーである児童や若者に関する他の資源と協力し、ヤングケアラーに代わって連携やアドボカシーを行っています。他の公共団体(例: 学校、大学)とも協力し、ヤングケアラーを積極的に特定および支援するための戦略作りに取り組んでいます。

予防ケアは、休暇や病気などを理由として年に6週間まで利用でき、ケアラーに代わって自宅でケアを提供します。 [\(詳細リンク有\)](#)





## 情報 & 知識

ニーズや状況に合った形で、ケアラーをエンパワーする資源。



ドイツ

連邦家族・高齢者・婦人・青少年省では2011年より、[情報ウェブサイト](#) を運営しているほか、家族ケアラー向けに相談ホットライン ([Pflegetelefon](#)) も実施しています。このサイトでは、介護のあらゆる側面について情報やアドバイスを提供しており、たとえば使える給付、在宅での支援、レスパイト、相談サービスなどを紹介しています。

また「ケアサポート・ステーション」([Pflegestützpunkte](#)) が医療および介護保険基金によって立ち上げられており、これはドイツ16連邦州の裁量で実施されています。これらのステーションにはケアアドバイザーがおり、自分や親族のことで助けを求めている人に、アドバイスや支援を提供しています。

ケアアドバイザーは通常、看護師で、特に社会や社会保障法に関する専門知識があり、相談者が選択肢を理解するのを助けてくれます。

ケアアドバイザーの多くは看護師で、家族やその親族ケアラーが使えるサービスの選択肢について、情報や専門知識を持っています。この人たちは、サービスへアクセスするために、事務書類や手続きのコーディネートを手伝ってくれます。

ケアアドバイザーが「ケアサポート・ポイント」で勤務している地域もあり、これによってサービス提供者同士の効率的なネットワーク構築やコーディネーションが可能となります。



**Pflegetelefon**  
030 20179131  
Schnelle Hilfe für Angehörige

## 教育 & 研修

介護保険では、グループや在宅で個別のケア講座を提供しており、無償ケアラーは適切なケアを行うための実用的なスキルや、疾病別でのケアの問題について学べます。実用的なスキルには、たとえば移動支援やポジショニングなどが含まれ、また栄養や衛生面でのアドバイスも受けられます。講座ではまた、ケアラーの疲労やストレス、物理的なニーズについても取り上げます。

## チャンス・機会



政府はコロナ禍がピークを迎えた頃、(高齢)要介護者への家族ケアを推進するために対策を講じました。

変更点としてたとえば、ケア提供による短期欠勤への給与補償であるケアラーへの助成金や、それに付随する休暇の付与が、10日から20日へと倍増しました。



# 画期的なケアラー実践



Innovative Carer Practices (画期的なケアラー実践) とは、医療と社会的ケアの統合を通じてケアラーのニーズに応える、エビデンスに基づいた政策や実践のことです。このような実践を特定および共有することで、IACOでは世界で行われている先進的な実践の認知向上や普及を進めています。(詳細リンク有)

## ドイツでのイノベーション

Wir Pflegenは、分野を問わずすべてのケアラーを対象とした、デジタルでのセルフヘルプ(自助) ツール開発へ積極的に貢献しています。

全国的な試験事業「親族ケアラーを対象としたオンラインでのセルフヘルプの取り組み」(OSHI-PA)は、連邦保健省とノルトライン・ヴェストファーレン州(NRW)のTechniker Krankenkasse(訳注: 大手健康保険会社)が資金を提供しており、これによってスマートフォンのアプリ「in.kontakt」の開発が可能となりました。このアプリはセルフヘルプを目指したもので、たとえば親族ケアラー同士の交流を強化するためのピアサポートグループなどが含まれます。

バーチャルなセルフヘルプの拡大によって、親族ケアラーやセルフヘルプ・グループは、様々なコミュニケーションメディア(例: コンピューター、タブレット、スマートフォン)やインターネットベースのコミュニケーション(例: ビデオチャット、フォーラム、ソーシャルメディアなどのオンラインポータル)を使って、守られた形でお互いの交流や情報提供、支援を行えるようになりました。

2018年10月にベルリンで試験版が発表された後、このアプリは2019年初頭に、あらゆるプラットフォームで利用できるようになりました。in.kontaktは無料であり、インフォーマルケアラーたちはこのアプリを使って、ケアやケア提供に関する重要な情報にアクセスできるほか、仲間のケアラーたちともつながることができます。

(詳細リンク有)



wir pflegen!

Interessenvertretung und Selbsthilfe  
pflegender Angehöriger e.V.

Wir Pflegen - - We Maintain (訳注: Google翻訳をかけると「We care」と出てきます)は、ドイツで親族をケアする人たちのアドボカシーおよび自助団体です。メンバーたちは、全国・連邦州・自治体でケアラーを支援し、更なる権利を保証するとともに、在宅ケア支援の強化や要介護者のケアを改善する、という目的を共有しています。

Allianz 

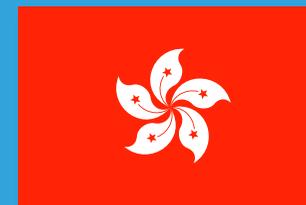
Allianz pflegende Angehörige - Alliance of Caring Relatives (親族ケアラー同盟)は、あらゆる年齢層のケアラーを代表するアドボカシーグループです。

Stecy Yghemonos氏 ([Eurocarers 事務局長](#))には、専門的なご助言や本章原稿のレビューを行っていただきました。この場をお借りして感謝申し上げます。

出典:

- 1. DIW Berlinの2001~2012年データ計算によるケアラー数推定であり、社会経済パネル調査(SOEP)に基づく。これによると、成人の5~6% (410.6万~492.7万人) が定期的にインフォーマルケアを提供している。
- Eurocarers. Towards carer-friendly societies. [Eurocarers country profiles - Germany](#) (ケアラーフレンドリーな社会に向けて: Eurocarers国別プロフィール [ドイツ])
- Eurostat. 2019. [Population: Structure Indicators \(人口: 構造指標\)](#)
- Leu, A & Becker, S. 2017. A cross-national and comparative classification of in-country awareness and policy responses to 'young carers' (「ヤングケアラー」の国内認識と政策対応に関する国際比較). *Journal of Youth Studies*, 20 (6), 750-762. ISSN 1367-6261
- Lux, K. & Eggert, S. (2017). ZQP-Analyse Erfahrungen von Jugendlichen mit Pflegebedürftigkeit in der Familie. In Zentrum für Qualität in der Pflege (ed.). ZQP-Report Junge Pflegende, 1st edn. ZQP: Berlin: 14-25.
- Schneekloth, U., Geiss, S., Pupeter, M., Rothgang, H., Kalwitzki, T. & Müller, R. (2017). Studie zur Wirkung des Pflege-Neuausrichtungsgesetzes (PNG) und des ersten Pflegestärkungsgesetzes (PSG I). Abschlussbericht, Bundesministerium für Gesundheit, München: TNS Infratest, Link (Stand: 16.10.2017).
- Zwar, L., Angermeyer, M.C., Matschinger, H., Riedel-Heller, S.G., König, H.H., & Hajek, A. (2020). Public stigma towards informal caregiving in Germany: a descriptive study (ドイツにおけるインフォーマルケアへの社会的スティグマ: 記述的研究). *Aging Ment Health*. 29, 1-10. doi: 10.1080/13607863.2020.1758913. Epub ahead of print. PMID: 32347119.

香港では、Caregiver（介護者）という言葉が最も頻繁に使われます。Caregiverは家族であり、つまり近親者に対してケアの責任があるということです。



# 香港

人口密度.....	6,880人/ km <sup>2</sup> *
都市部人口.....	100% **
中央年齢.....	44.6歳 ***
従属人口指数.....	44.7 ****

\* 香港政府, Hong Kong the Facts

\*\* Worldometer

\*\*\* 香港統計局, Hong Kong Population Projections (香港人口予測) 2020-2069, 香港特別行政区, 2020

\*\*\*\* Wikipedia

(年少人口 [0-14歳] + 老年人口 [65歳以上]) / 生産年齢人口 (15-64歳) × 100。

従属人口指数が高いほど、生産年齢人口の負担も大きい。

ケアラーの数 :  
375,848人<sup>1</sup>  
人口の5%<sup>2</sup>

1 他国の経験に基づいて、人口の5%と推定した値。

2 香港の人口 (2020年) : 7,516,975 (Worldometer)

# ケアラーの社会的認知

要介護者のウェルビーイング、地域力、社会全体、そして経済的な繁栄で、ケアラーが果たす中心的な役割について、recognition (社会的認知度) を向上させる政策やプログラム。



## 法律

香港には、無償ケアラーを公式に認知・支援する法律がありません。

Hong Kong Council of Social Services (HKCSS、香港社会福祉協議会) の高齢者サービス作業グループは2019年に、政策枠組みである [\(高齢者および障害者のケアラー支援\)](#) を立法会の福祉サービス委員会に提出しました。ここで出された提言では、6点の優先的な柱の1つとして、ケアラーを公式に認知する必要性が含まれています。



[Family Status Discrimination Ordinance](#) FSDO、(家族状況差別条例) は、1997年に可決されました。ここでは、家族状況 (つまりケアの提供) を理由とした差別を解消する条文があり、また家庭の事情がある人の保護を明記しています。 [\(詳細リンク有\)](#)

## 社会的認知

The Hong Kong Carers Allianceと [Carers Hong Kong](#) は、ケアラーの認知や支援を推進するために、10月の第3土曜日を「ケアラーデー」として働きかけており、要人や政府官僚たちに参加を呼びかけています。第1回ケアラーデー祭りとシンポジウムは、2017年10月21日に開催され、ここではケアラーを応援したほか、家族へストレス軽減策や資料を提供しました。

この数十年間で、いくつかのケアラー団体が設立されました。2017年にはHong Kong Carers Allianceができ、この設立者はSalvation Army Carer Association、Hong Kong Carer Alliance for People with Dementia、City of Love、Grace Parent AssociationおよびAssociation of Parents of the Severely Mentally Handicappedとなっています。 [Hong Kong Carer Alliance for Dementia](#) では、認知症の患者やそのケアラーの権利を保護および認知することを目指しており、そのために様々な認知症の会議へ積極的に参加したり、地域での展示イベントやネットワーキングイベントを開催しています。



STUDIES HAVE SHOWN THAT 3 OUT OF 5 PEOPLE WILL HAVE THE OPPORTUNITY TO BECOME "CAREGIVERS" IN THEIR LIFETIME

## Am I a caregiver?



第1回香港認知症ケアラーフォーラム





## ケアラーの社会的認知（続き）



香港

[Big Silver Community](#) は、高齢者に重点を置いた慈善団体です。ここでは、エイジフレンドリー・コミュニティの推進や高齢者ケアラーの支援を目指しています。この団体では、月刊誌（BIG MAG）の発行を始めたほか、高齢者、NGO、企業、専門職およびメディアの社会的ネットワークを構築するために、様々な画期的な地域活動も行っています。

Carers Voice（ケアラーの声）は、Big Silver Communityが始めた画期的な活動の一つです。ここではオンラインプラットフォーム（例：[Facebook](#)、[YouTube](#)）を使って認知症患者のケアラーを惹きつけ、参加者たちが自分の思いを表現できるようにしています。



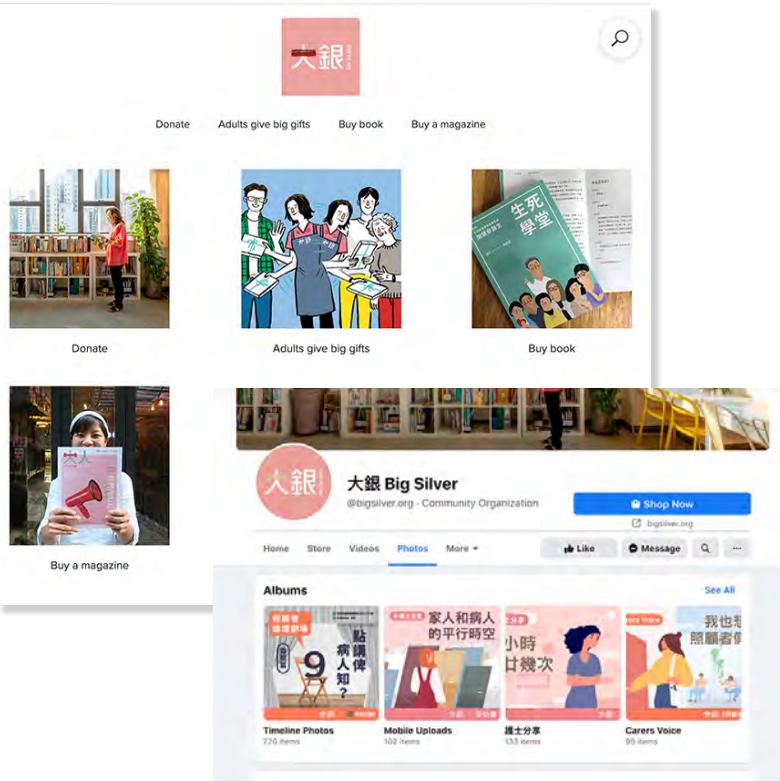
香港政府は、外国人家事労働者に研修を行って、ケアラーを支援する取り組みを始めました。[Pilot Scheme on Training for Foreign Domestic Helpers in Elderly Care](#)（高齢者ケアでの外国人家事労働者研修に関する試験的事業）は、8つのコア科目と4つの選択科目からなる総合的な講座です。この無料研修は2019年から2020年の間に約950人へ提供され、2021年も継続予定です。

### チャンス・機会



香港政府は、以下2つの活動で示されるように、ケアラーへの支援強化策を主導し始めました。

1. 香港統計局では最近の障害調査で、ケアラーへの質問を史上初めて組み込みました。同局はまた2021年の国勢調査で、ケアラーの統計をデータトピックの一つに含めることを決定しました。
2. 中華人民共和国香港特別行政区政府労働福祉局（LWB）はケアラー政策の調査を始めており、これは2021年中盤に完了予定です。この調査では、高齢者や障害者のケアラーに加えて、サービス職員や専門職ともインタビューが行われ、ケアラーのニーズ検討とともに総合的な政策提言の策定を目指しています。





## 経済的支援

ケアラーの経済的安定を支援したり、ケア提供による経済的なプレッシャーの軽減を図る施策。



香港

### 直接的な経済支援

Dependent Parent and Dependent Grandparent Allowance (親および祖父母の扶養手当) は、扶養している親や祖父母それぞれについて、本人またはその（同居）配偶者が当該年分を申請できます。

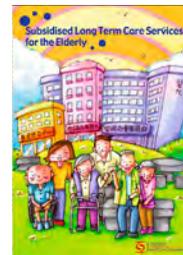
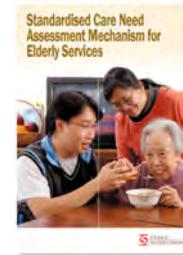
Disabled Dependent Allowance (障害者の扶養手当) は、政府の障害手当制度で受給資格がある被扶養者をケアしている場合、本人または配偶者が申請できます。

香港の強制積立金制度は、現代年金制度の第2の柱であり、そこではインフォーマルな支援は考慮されません。したがって無償ケアラーには、ケア業務に対する年金給付がありません。労働市場に参加する人のみが、特定の年金制度から給付を受けます。

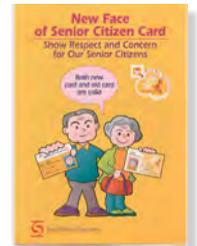


2011年に設立されたCommunity Care Fund(CCF、コミュニティケア基金)では、支援プログラムが試験的に実施されており、政府が今後拡大して、正式な支援プログラムにできる取り組みを特定する際の参考としています。CCFは2014年6月に、2か年の Pilot Scheme on Living Allowance for Carers of Elderly Persons from Low-income Families (低所得家族の高齢者ケアラー向け生活手当に関する試験的事業) を立ち上げました。これはケアラーの生活費を補足するためのものであり、手当によって、要介護高齢者がケアラーの助けを得ながら適切なケアを受け、地域で年を重ねられるようにします。受給者は「ケア提供時間記録」を自己申告し、これを期日までにサービス担当部署に提出します。この申告を基に手当が毎月支払われますが、提出が遅れると手当の支払いが延期されます。高齢者のケアラー申請者は、以下6点の受給資格要件をすべて満たさなければなりません。

1. 要介護高齢者は香港に住み、社会福祉局(SWD)の Standardised Care Need Assessment Mechanism for Elderly Services (SCNAMES、高齢者サービスのケアニーズ標準アセスメント手順) で中度または重度の障害判定があり、また2017年11月30日以前の段階で、助成金対象介護サービス(つまり施設ケアサービス[RCS] および/または地域ケアサービス[CCS])の Central Waiting List (CWL、中央待機リスト) に載っていること。
2. 介護高齢者は、地域に住んでいること。
3. ケアラーは、ケア提供の役割を担う能力があり、またケア業務を毎月80時間以上行うこと。受給資格のある高齢者を複数名ケアする場合には、毎月120時間のケアを行うこと。



4. ケアラーは香港居住者で香港に住み、また要介護高齢者とどのような雇用関係も結んでいないこと。
5. ケアラーは Comprehensive Social Security Assistance (CSSA、総合社会保障援助)、Old Age Living Allowance (OALA、高齢者生活手当) または、CCFのPilot Scheme on Living Allowance for Low-income Carers of Persons with Disabilities (障害者の低所得ケアラー向け生活手当に関する試験的事業) 第2フェーズで、同じ高齢者のケアへの手当を他に受けとっていないこと。
6. ケアラーの家族が低所得であり、毎月の世帯収入(資産を除く)が社会福祉局の基準以下であること。



試験的事業の第2フェーズは2016年10月に始まり、第3フェーズは2020年に始まりました。第3フェーズでは引き続き、高齢者のケアラーへ支援を提供しているほか、障害者のケアラーにも対象を広げています。



## 経済的支援（続き）



香港

### 間接的な経済支援

高齢者はケアラーへ経済的に依存していることがあり、その場合にケアラーの経済的負担は、高齢者の住宅ニーズ支援によって軽減されます。住宅委員会では主に、公共賃貸で2種類の高齢者向け住宅（Housing for Senior Citizens Units [ホステル式高齢者住宅]とSelf-Contained Small Flats [独立型スモール住宅]）を提供しています。



Compassionate rehousing (思いやり住宅)は、特別な住宅支援です。この対象となるのは、特別な状況によって社会的および医療的なニーズがあり、緊急で長期的に住宅を必要としており、かつ住宅問題の実現可能な解決策が他にない個人や家族です。

### Elderly Health Care Voucher Scheme (高齢者医療バウチャー制度)

は2009年に始まり、ここでは65歳以上の高齢者へ年に2,000香港ドル分のバウチャーが提供されます。バウチャーは8,000香港ドルまで積み立てが可能で、これは民間の医療サービスに使えますが、家族ケアラーには使えません。



IACO では、全世界でケアラーの生活を改善するために、6つの基本理念を定めました。

1. 認知
2. 機会平等
3. 情報と知識
4. 健康とウェルビーイング
5. 雇用
6. 経済的安定



### チャンス・機会



紹介した経済的支援では、利用資格の制約が多数設けられています。低所得家族の障害者および高齢者の低所得ケアラー向け生活手当に関する試験的事業について、Sau Po Centre on Ageingが行ったコンサルタント調査（未発表）では、重点目標の一つにケアラー手当政策の見直しが含まれています。この情報は、ケアラーへの経済的支援の改善に政府が取り組む上で、参考となります。



## 仕事 & 教育

就労・学業の継続・復帰で、ケアラーが他の人と同じチャンスや機会を得られるよう、協力的な職場や教育環境を作る実践。



香港

### 仕事 & ケア

Family Status Discrimination Ordinance (FSDO、家族状況差別条例)では、家族状況(つまり近親者へのケア提供)を理由とした差別を明確に禁止しており、これは雇用を含む様々な分野をカバーしています。

The Equal Opportunities Commission (EOC、機会均等委員会)は、FSDOに沿って実施規定(規定)を発表しました。この規定は、FSDOの下で生じる自らの責任や権利について、雇用主や従業員が理解するのに役立つことを目指したものです。EOCでは苦情対応、調査および調停システムを運営しています。被害者は、独自で民事訴訟を行うこともできます。

労働福祉局では雇用主に対し、仕事と家庭を両立する従業員を支えるために、(法的な要件はありませんが)家族に優しい雇用慣行を採用するよう奨励しています。そこにはたとえば、特別休暇や柔軟な勤務形態、生活支援などが含まれます。

1970年代に政府は、家庭での外国人家事労働者雇用を許可する労働政策を立ち上げました。この「money-for-care」(お金でケア)という解決策によって、家族が働けるよう、ケア提供の役割を分担できるようになります。



### チャンス・機会



独立系の社会サービス団体や営利企業の中には、組織の人事方針でケアラー休暇を始めた所もあります。しかし香港では、職場での対応実施は殆ど見られません。フォーマルな対応策として最も多く報告されているのは忌引き休暇(30.8%)であり、また任意での対応策では柔軟な労働時間(7.6%)が最も多く見られます。働くケアラーへの支援の価値について理解を深め、協力的な政策を採用する必要があると見られます(Lou他, 2017)。

ヤングケアラーの数や状況について理解するとともに、支援策を特定するために、更なる研究が必要です。



## 健康 & ウェルビーイング

ケアラーの心身の健康を保ち社会的なつながりを促し、またケアラーがケアの役割以外の関心を追うことができるようにする支援。



香港

### 心理 & 社会的サポート

ケアラー支援サービスでは、地域でケアラーが高齢者のケアを行えるよう支援することを目指しています。地区高齢者ケアセンター (DECC)、近隣地域高齢者センター (NEC)、デイケアセンター／高齢者ユニット (D/EおよびDCU)、総合在宅ケアサービス (IHCS) および改善型在宅・地域ケアサービス (EHCCS) など、大半の地域支援サービス機関では、様々なケアラー支援サービスを提供しています。年会費や個々のプログラムでの費用が発生する場合もあり、これは各地域支援サービス機関によって異なります。サービスには、以下のような内容が含まれます。

- ・ スキル研修や教育プログラム
- ・ 自助や助け合いのグループ
- ・ 資源コーナー
- ・ 簡単なカウンセリングや紹介サービス
- ・ 高齢者ケアに関する情報や参考資料
- ・ リハビリ機器の実演や貸与
- ・ 社会交流やレクリエーションの活動

Caregiver Support Model & Psycho-education Program on Empowerment: Development and Validation Project (ケアラー支援モデル&エンパワーメントに関する心理教育プログラム：開発および検証プロジェクト) は、Simon K. Y. Lee Foundation と 香港城市大学 の共同事業です。成果物としてたとえば、ケアラーのニーズアセスメント・ツール、個別化されたケアラー介入計画ガイドライン、ステップごとのケースモニタリングひな形、そして家族ケアラー支援に向けたケアラーへの資源やサービスに関する情報などが作成されました。これらのツールによって、虚弱高齢者の家族ケアラーを支援およびエンパワーし、ケアラーのストレスを軽減し、またケアラーの生活の質 (QOL) を改善する枠組みとして、検証済のケアラー支援モデルが実施できるようになります。

Caritas Jockey Club Resource and Support Centre for Carers では、ケアラー向けにケアラー支援ホットラインを提供しています。



Hong Kong Federation of Women's Centres は社会福祉局と協力して、ケアラーが寛げるよう「ケアラーカフェ」を10か所で提供しています。



## 健康 & ウェルビーイング (続き)



香港

### レスパイトケア

社会福祉局では、高齢者と 障害者を対象とした施設レスパイトサービス や、高齢者向け緊急入所サービスを提供しています。施設レスパイトにはサービス費用がかかり、また期間の制限がありますが、高齢者向け緊急入所では、最初3か月間のサービス費が免除されます。

高齢者用施設レスパイトサービス：このサービスの期間は24時間から6週間(=42日)です。この42日という期間はまた、12か月間での利用上限でもあります。指定された施設レスパイトサービスの事前予約は、6か月前から受け付けています。

障害者用施設レスパイトサービス：期間は一般的に、連続して14日間以内とされており、複数回の利用が可能です。

高齢者向け緊急入所サービス：期間は原則3か月以内となっています。ただし極めて特別な状況の場合は例外措置が取られ、その際には紹介職員がその理由および退所計画を出す必要があります。

デイケアセンターを通じたレスパイトは、高齢者、重度障害者および幼児に提供されています。

総合在宅サービスでは、高齢者、障害者および社会的ニーズのある家族へ、在宅レスパイトサービスを提供しています。

### チャンス・機会



高齢者のケアを行いながら働く人のうち40%は、高い負担感、うつ症状および家族機能の低下を同時に経験しており、既存サービスを超えた支援が求められます(Lou他, 2019)。長期的には、ケアラーを中心とした政策を策定し、そこではケアラーの権利を守りケアラーをエンパワーして、セルフケアと家族ケアの最適なバランスを図れるようなサービスを提供する必要があります。

短期および中期的な施策には、以下が含まれます。

1. ケアラーのアイデンティティやニーズについて、社会的認知を向上させる。
2. サービス情報へのアクセスを改善する。
3. テクノロジーを更に活用したサービスを展開する。
4. 働くケアラーを支援するための、画期的なサービスモデルを試験的に行う。
5. 順応的な施策を推進する。
6. ケアラーの仕事と生活の統合を推進する。

ケア提供には、貴重な心理的メリットがありますが、時間や手間がかかり、ケアラーの健康やウェルビーイングへかなりの負担がかかることもあります。





## 情報 & 知識

ニーズや状況に合った形で、ケアラーをエンパワーする資源。



香港

健康およびサービス関連の一般向けオンライン情報は政府（例：医院管理局、社会福祉局）、学術機関（例：[Sau Po Research Centre on Ageing](#)）およびNGO（例：Caritas Jockey Club Resource and Support Centre for Carers、[656carer](#)）が提供しています。

[ケアラー支援サービス](#)では、高齢者ケアラー向けのスキル研修や教育プログラムを提供しています。

非政府組織（NGO）でも、高齢者ケアラーへ教育研修を行っています（例：[CARE college \[CARE大学\]](#)、[SAGE Jockey Club Integrated Transitional Care Programme \[SAGEジョッキークラブ総合移行ケアプログラム\]](#)、[J \[ジョッキークラブ輝くケアラープロジェクト\]](#)）。

[Sau Po Centre on Ageing](#)では、行動・心理症状（BPSD）や認知症ケアに関するケアラー向けの講座を設けており、修了者には証書が渡されます。

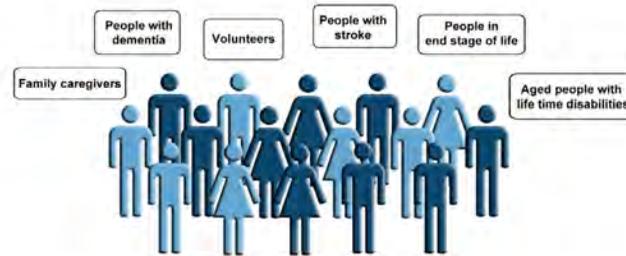


## チャンス・機会

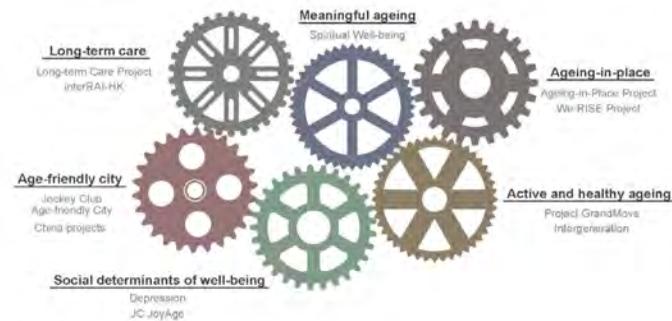


情報や教育研修は、提供されていますが断片的であるため、なかなか利用しにくい状況です。高齢者ケアラー向けに、ワンストップ情報プラットフォームはあります（例：[WeRISE - Stroke Family Empowerment Project \[脳卒中の家族エンパワーメントプロジェクト\]](#)、[656carer](#)）が、これらは特定の疾患に限定されています（例：脳卒中、認知症）。包括的なワンストップ情報プラットフォームを開発して、様々なニーズを持つ多様なケアラーを支援できるようにするのが望ましいです。またケアラーが情報に基づいて意思決定を行えるよう、ケアラーの知識向上を図る学習コミュニティを構築することも重要です。

### Research by population



### Research by themes



# 画期的なケアラー実践



Innovative Carer Practices (画期的なケアラー実践) とは、医療と社会的ケアの統合を通じてケアラーのニーズに応える、エビデンスに基づいた政策や実践のことです。このような実践を特定および共有することで、IACOでは世界で行われている先進的な実践の認知向上や普及を進めています。 [\(詳細リンク有\)](#)



## ケアラー問題の認知度を向上させる

## ケアラーのための政策やプログラムに関する取り組みを前進させる

## 先進的なケアラー実践の普及や拡大を、世界的に加速させる



Carers Hong Kong (2018年設立) は、ケアラー、患者グループ、分野横断的な専門職団体およびNGOの助言を受け、ケアラーの政策やサービスの改善を推進しています。

香港大学の以下の方々には、専門的なご助言や質問へのご回答および本章原稿のレビューを行っていただきました。この場をお借りして感謝申し上げます。  
 - Vivian Weiqun LOU博士 (Sau Po Centre on Ageing所長、Department of Social Work & Social Administration准教授)  
 - Benita Pui Yin CHENG氏 (Sau Po Centre on Ageing研究助手)

出典:  
 - 香港統計局. (2015). *Persons with Disabilities and Chronic Diseases in Hong Kong* (香港の障害者および慢性疾患患者). 香港特別行政区. 9月15日入手.  
 - Lou, W. Q. V. & Lai, W. L. D. (2017). Financial Impacts of Family Caregiving: An Investigation of the Moderating Effects of Workplace Accommodative Measures and Domestic Helpers (家族ケア提供の経済的影響: 職場での対策および家事労働者の緩和効果に関する調査). 中央政策組  
 - Lou, V. W. Q., Chui, E., Fu, Y. Y., Wong, S. B. K., Cheung, E., Leung, R., Cheng, C., Leung, E., Szeto, R., Wong, K., & Choi, B. (2019). Family Caregivers Caring for Community-dwelling Older Adults: Profiles, Well-being and Unmet Needs (地域在住高齢者の家族ケアラー: 概要、ウェルビーイングおよび既存ニーズ). 香港: Hong Kong Council of Social Service

インドでは、Family caregiver (家族介護者) という言葉が最も頻繁に使われます。Family caregiverとは、障害、長期的な疾病または加齢に伴う症状がある人へケア、支援または援助を提供する家族のことです。



人口密度.....	464人/ km <sup>2</sup> *
都市部人口.....	35% *
中央年齢.....	28.4歳 *
従属人口指数.....	48.7 **

\* Worldometer

\*\*Wikipedia

(年少人口 [0-14歳] + 老年人口 [65歳以上]) / 生産年齢人口 (15-64歳) × 100 (2020年現在)。

従属人口指数が高いほど、生産年齢人口の負担も大きい。



# インド

ケアラーの数 :  
138, 327, 941人<sup>1</sup>  
人口の10%<sup>2</sup>

1 他国の経験に基づく推計。

2 インドの人口 (2020年) : 1,383,279,413 (Worldometer)

## ケアラーの社会的認知

要介護者のウェルビーイング、地域力、社会全体、そして経済的な  
 繁栄で、ケアラーが果たす中心的な役割について、  
 recognition (社会的認知度) を向上させる政策やプログラム。



インド

### 法律

インドでは、家族ケアラーは公式に認知されていないものの、法律でケアラーの責任について述べている箇所がいくつかあります。

2007年に成立し2019年に改正された [Rights of Persons with Disabilities Act \(障害者の権利法\)](#) (親および高齢者の扶養と福祉法) では、子供が親のケアを行うよう義務付けられています。2019年の改正で子供の定義が拡大され、継子、養子、義理の子供および未成年児童の法的保護者が含まれるようになりました。子供はケアラーとして、実際の家族ケア活動のほか、扶養裁判所からの命令があった場合には、親に扶養料を毎月支払わなければなりません。違反した場合には罰金や懲役が科されますが、これらの罰則も厳しくなりました。この法律ではまた、在宅ケアの要件を定めているほか、病院に対して高齢者用施設を設けるよう義務付けていたり、警察には各県(インドには718の県があります)で高齢者担当部署を設けるよう求めています。2007年版の法律では、ジャンムーとカシミール地域が免除されていましたが、この免除はなくなりました。

2016年の [Rights of Persons with Disabilities Act \(障害者の権利法\)](#) ではケアラーの定義が、障害者にケア、支援または援助を有償または無償で提供するあらゆる人となっており、そこには親や他の家族も含まれます。この法律では、支援ニーズが高い人のケアラーを対象とした、ケアラー手当の要件をまとめています。

2017年の [Mental Health Act \(精神保健法\)](#) ではケアラーの定義が、「精神疾患のある人と同居し、その人へのケア提供で責任を負う人であり、そこには親族や、上記機能を遂行する他のあらゆる人が含まれ、報酬の有無は問わない」となっています。

家族は、高齢者の主介護者として役割を担うよう期待されています。インドでは、子供や孫との多世代同居が広く見られます。

2011年の [National Policy on Senior Citizens \(全国高齢者政策\)](#) では、家族が自宅で高齢者にケアや支援を提供できるよう、家族システムを強化する必要性について述べています。施設ケアは、「最後の手段」として説明されています。





## ケアラーの社会的認知（続き）



インド

### 社会的認知

Carers Worldwideは、村レベルのケアラーグループを連合させてクラスターレベルのグループを作り、さらに県レベルで5つのケアラー連盟を設立するよう支援してきました。またカルナータカ、アンドラ・プラデーシュ、ジャールカンドおよびオリッサの4州では、州レベルのケアラーフォーラムが結成されました。これらの連盟は年に4回会合を持ち、村のグループで出された課題への対応を検討したり、政府や他の関係者との取り組みについて計画を立てたり、県レベルでのイベントを企画したりします。 [（詳細リンク有）](#)



政府関係者は現在、ケアラーの個別およびグループとしてのニーズを認識しています。たとえばカルナータカ州政府の障害担当長官は2018年に、ケアラー支援および州全体での取り組み拡大に向け、100%のコミットメントを発表しました。カルナータカの障害センサスでは、ケアラーに関する質問が含まれましたが、政権交代とCOVID-19によってセンサス実施が遅れています。

目標は、草の根レベルでのケアラーの取り組みから、市民社会の力強い運動へと移行していくことです。2019年末までに、7万3000のケアラーや家族に働きかけを行いました。



### チャンス・機会



県、州および国レベルで家族ケアラーのまとまった意見を強化し続け、政策の取り組みで無償ケアラーが認知されるようにする。

National Council for Senior Citizens（高齢者全国評議会）に家族ケアラーが含まれていないため、そこで代表されるよう働きかける。

政策や実践に、ケアラーを組み込むよう推進する。Carers Worldwideでは州レベルのケアラーフォーラムと連携して、州レベルの行動計画を作成しているほか、他の団体や政府向けに様々なツールキットも作成して、政策や実践でケアラーが更に多くかつ効果的に組み込まれるよう取り組んでいます。Carers Worldwideは2021～2022年に、India National Alliance of Carersを結成する予定です。



## 経済的支援

ケアラーの経済的安定を支援したり、ケア提供による経済的なプレッシャーの軽減を図る施策。



インド

### 手当&税優遇策

インドのケアラーは、どのような形のケアラー手当も受け取っていません。

2011年のNational Policy on Senior Citizens (全国高齢者政策) では、高齢家族にケアを提供している人へ、税優遇策を講じるよう求めています。

身体または精神障害者のケアラーは、所得税控除を受けられます。1961年のIncome Tax Act (所得税法) 第80条DDでまとめられているように、身体的または精神的な健康問題による要介護者の障害レベルに基づいて、ケアラーは所得税で一定額の控除が受けられます。この法律は最近改正され、控除額が引き上げられました

2016年のRights of Persons with Disabilities Act (障害者の権利法)

では、支援ニーズの高い障害者を対象とした、ケアラー手当の条項があります。しかしこの手当が提供されているのは数か所のみであり、どの州でも公式に実施されていません。(詳細リンク有)



### 年金

インドでは、社会保障給付があまり普及しておらず、就労関連の年金は、フォーマルな労働に従事している人のうちわずか10%程度にしか提供されていません。他の年金は、高齢者、遺族および障害者に提供されています。

(詳細リンク有)

ケアラーに特化した年金はありませんが、Indira Gandhi National Old Age Pension Scheme (IGNOAPS、インディラ・ガンディー全国高齢者年金計画) では、非拠出制の年金を提供しており、対象となるのは貧困ライン未満の世帯に住む60歳以上の人です。また上記対象者で孫や女性のケアも行っている高齢者には、追加で資金が提供されます。



### チャンス・機会



民間や公共セクターを通じて、家族ケアラーへ経済的支援を直接提供する。

高齢者の家族ケアラーへ税優遇策を提供し、ケア提供が実質的にも経済的にも可能となるようにする。

IGNOAPS政策を拡大し、60歳以上の貧困者で、孫や女性に限らずあらゆる人(例: 障害のある息子、夫など)のケアラーを対象に、追加の年金が提供されるようにする。



## 仕事 & 教育

就労・学業の継続・復帰で、ケアラーが他の人と同じチャンス  
や機会を得られるよう、協力的な職場や教育環境を作る実践。



インド

### 仕事 & ケア

インドの雇用法では、ケアラーの権利に関する規定がありません。(詳細リンク有)

インドでは、働く人の大半がインフォーマルセクターに所属しているため、たとえば有給や柔軟な勤務形態などの福利厚生がありません。

Carers Worldwideが行った調査では、カルナータカ、ジャールカンド、オリッサおよびアーンドラ・プラデーシュの各州農村部に住む無償ケアラーやその家族のうち、貧困生活を送っているのが97%までのぼることが分かりました。Carers Worldwideでは、無償ケアラーが生計を立てられるよう、主にケア提供と並行してできる在宅でのビジネスを通じて支援しています。経済的支援は、ケアラーグループを通じてローンが行われており、これが参加者たちにとって更なるエンパワメントや支援となります。

2005年に成立したMahatma Gandhi National Rural Employment Guarantee Act (MGNREGA、マハトマ・ガンディー一全国農村雇用保障法)が、地域レベルで支持および適用されることで、雇用の機会を得ている家族ケアラーたちもいます。Commonwealth Foundationが資金を提供しているプロジェクトを通じて、このプログラムを知っていたり利用しているケアラーの数が増えています。(詳細リンク有)

COVID-19発生以降、都市部の(特に多国籍企業の)雇用主の間で、ケアラーが担う重要な役割について認知度が高まっています。Carers Worldwideでは、家族ケアラーでもある従業員への支援で企業にアドバイスを行うために、研修やコンサル用のパッケージを作成しています。



### 教育 & ケア

2009年のRight of Children to Free and Compulsory Education Act (無償義務教育に関する子供の権利法)では、6~14歳のあらゆる児童は初等教育を終了するまで、近隣地域の学校で無償義務教育を受ける権利がある、と定めています。(この法律は、ジャンムーとカシミールの2州では適用されません。)この法律によって事実上、障害児をケアする家族ケアラーは、日中レスパイトを受けられることとなります。しかし実際には障害児の大半が、普通学校にアクセスできなかったり受け入れられなかったりしています。さらに、この法律がヤングケアラーを含む、と明示した具体的な条項がありません。ヤングケアラーはケア提供という役割のために、退学したり出席が不定期になりがちだということは、既に分かっています。

Carers Worldwideでは、ヤングケアラーを特定し、ヤングケアラーと協力して復学できるようにするとともに、ヤングケアラーのグループで社会的なつながりを作るようにしたり、福祉的なアセスメントや支援を行ったりして、状況を変えていくよう取り組んでいます。2012年以降、約300人のヤングケアラーが復学できました。

### チャンス・機会



働き方を体系的に変化させ、家族ケアラーがフォーマルな雇用への参加継続と家族へのケア提供を両立できるようにする。

学校当局と関わって、退学していたり欠席の多い可能性があるヤングケアラーへの認知度を高める。

ヤングケアラーが教育へアクセスしようとする際に差別されないよう、ヤングケアラーを社会的弱者として認知および特定するよう、あらゆる努力を行う。



## 健康 & ウェル ビーイング

ケアラーの心身の健康を保ち社会的なつながりを促し、またケアラーがケアの役割以外の関心を追求できるようにする支援。



インド

### レスパイトケア

インドのレスパイトケアは、供給量が少ない、アクセスしにくい、あるいは非常に高額であることから、多くのケアラーは自由な時間がまったくとれず、社会的孤立やストレスを感じていると述べています。この課題を克服するために、Carers Worldwideでは2012年以降、2,825人のケアラーへレスパイトや短期の休息を提供し、寛いだりリフレッシュする支援を行ってきました。

費用を支払える人には、[Elders & Dementia Center](#)、[Nema Elder Care](#)、[Heritage](#)、[Nightingale](#)、[AajiCare](#)および[ElderAid](#)などのセンターがレスパイトを提供しています。サービスには以下が含まれます。

- ・ 在宅レスパイトケア
- ・ 高齢者ホームでの日中レスパイト（デイケア）
- ・ 高齢者ホームでのレスパイト（ショートステイ）
- ・ 高齢者向け医療レスパイトケア

[Community Caring Centre \(CCC、地域ケアセンター\)](#) は、Carers Worldwideがパートナー団体と行っている取り組みで、障害児へ代替的なデイケアを提供すると同時に、ケアラーが休息をとれるプログラムです。家族ケアラーはこの時間を、仕事や他の人との交流に使えます。そのうちオリッサ州にあるセンターは、Carers WorldwideのパートナーであるEktaが管理し、地方政府が資金を提供しています。このセンターでは理学療法士、特殊教育の教師および言語療法士が児童に支援サービスを行っています。現在では、Carers Worldwideが支援する地域で22か所、CCCが運営されています。CCCはとて人気があり、新たなセンターの開設を求める声が止みません。

### 心理 & 社会的サポート

Mental Health Act（精神保健法）では精神保健サービスに対し、精神疾患のある人の家族ケアラーを支援するよう求めています。この法律の下で、Central Mental Health Authority (CMHA、中央精神保健機関) と State Mental Health Authorities (SMHA、州精神保健機関) が設置されており、これらの機関には、精神疾患の人のケアラーまたはケアラー代表組織から、2名の代表を含めなければなりません。

Carers Worldwideでは、家族ケアラーが集まって精神的な支えを得られるよう、自助グループの設立を主導してしています。これまでに557のグループが展開され、自立運営できるようになりました。

Carers Worldwideと地域団体はプロジェクトレベルで提携し、ケアラー向けのヘルスクャンプ（巡回医療）を実施しています。ここでは地方政府の医師を動員して、ケアラーへ無料で診察や診断を行います。

Carers Worldwideでは、[Barefoot Counselling（裸足のカウンセリング）](#) という取り組みを始めました。ここでは地域の人やケアラーに研修を行い、ケアラーにメンタルヘルスの応急処置ができるようにしています。これまでに、120人のカウンセラーが研修を受けました。



### チャンス・機会



レスパイトケアへの資金を増やしてサービスの価格を手頃にし、すべての家族ケアラーにとって使いやすくする。

老人ホームに加え、地域でのデイケアセンターなど他のケアの仕組みを確立する。これによって高齢者が自宅での生活を続けられると同時に、ケアラーに自由な時間ができ、生計を立てたり休息を取ったりできます。

ケアラーの健康ニーズについて、地方政府保健当局の意識を向上させる。ケアラーへのメンタルヘルスやカウンセリング支援を増加させる。緊急支援用の電話ヘルプラインを開設する。



## 情報 & 知識

ニーズや状況に合った形で、ケアラーをエンパワーする資源。



インド

インドでは、多くの州や国レベルのNGOが、特定の症状に関する情報や研修を提供しています。 [\(詳細リンク有\)](#)

[ARDSI](#) (インドアルツハイマー・関連障害協会) は、認知症の人やそのケアラーにとって、中心的な資源の一つです。ARDSIは、認知症やケア提供に関する意識向上を目指した活動や、サービスの展開、家族や専門職への研修、研究活動を行っています。ARDSIではまたヘルプラインを運営して、アルツハイマー病やケアに関する情報を提供しています。

[Adeva Foundation](#) は非営利の非政府組織であり、身体的または精神的な健康問題がある人へケアを行う人の、精神的なウェルビーイングに重点を置いています。セッションでは、ケアラーのレジリエンス (回復力) や健全な対処スキルの向上および、負担感やストレスの軽減を目指しています。

[Caregiver Saathi™](#) は、終末期や慢性疾患患者のケアラーについて、彼 (女) らの生活やウェルビーイングを改善するために、認知向上や支援に取り組んでいます。プログラムでは、ケアラーが自分自身や自分の役割、課題について理解したり、ケアや対処でのスキルを向上させるための支援を行っています。ワークショップやコーチング、カウンセリングおよびサポートグループが行われています。

[Carers Worldwide](#) とパートナーはケアラーグループのネットワークを通じて、ケアとの付き合い方やサービスへのアクセスに関する情報を広めています。これは、クラスターレベルでの委員会やケアラー連盟におけるケアラーの能力構築で、カギとなる要素です。

[HelpAge India](#) は、高齢者が孤立や貧困、ネグレクトと闘うのを支援しています。HelpAgeでは、認知症ケアや緩和ケアも含めて、高齢者を対象とした多くの取り組みを支援しています。

[Hope Ek A. S. H. A](#) は、アルツハイマー病の患者とそのケアラーのケアに取り組むボランティア団体です。2001年に設立されたこの団体では、患者やそのケアラーを対象に、情報、研修、オンライン支援やサービスを提供しています。

### チャンス・機会



インドの州レベルで電話ヘルプラインを設立するための資金を得る。目標は、国内29州すべてで資源を確保することです。

Carers Worldwideが2019年に出した政策レビューについて、電話ヘルプラインと併せて、ケアラー向けの情報 (information)、アドバイス (advice) および支援 (support) (= IAS) の資料を補足する。



 **Hope Ek A.S.H.A.**  
Give Care...Who cannot care for themselves

# 画期的なケアラー実践



Innovative Carer Practices (画期的なケアラー実践)とは、医療と社会的ケアの統合を通じてケアラーのニーズに応える、エビデンスに基づいた政策や実践のことです。このような実践を特定および共有することで、IACOでは世界で行われている先進的な実践の認知向上や普及を進めています。[\(詳細リンク有\)](#)

## インドでのイノベーション

[Carers Worldwide model](#)は、画期的なケアラーの実践です。このモデルはIACOの原則（認知、機会平等、情報と知識、健康とウェルビーイング、雇用、経済的安定）を網羅し、組み入れています。Carers Worldwideはこれらの原則を統合して、グローバルサウスのあらゆるセクターによる体系的な変化を起こし、個々のケアラーや家族への支援提供を促進して、彼（女）らの健康やウェルビーイング、経済的安定を改善するよう取り組んでいます。

このモデルは5つの中核的要素から成り、これらがまとまって、ケアラーの全体的なウェルビーイングを変えていきます。



このモデルの効果は、国内および他の実施国において、政策、提供および個々のケアラーレベルで測定されています。Carers Worldwideモデルが更に大きな規模で採り入れられれば、複数の国々で、家族ケアラーの生活を変化させたり改善を支援できる可能性があります。このモデルを適用することで、各国では以下のような持続的な変化を促進しています。

インド：公共政策における家族ケアラーの認知や支援に向けた、新たな機会づくり

ネパール：女性主導のケアラー連盟設立による、ケアラーの社会的および経済的なエンパワーメントの推進

バングラデシュ：弱い立場にいる家族ケアラーの社会経済的包摂の実現



Carers Worldwide (2012年設立)は、中低所得国の家族ケアラーについて取り組みを行っています。ここでは、病气、虚弱、障害、またはメンタルヘルスの問題がある家族や友人へのケア提供、という課題と共に生活する人びとへの支援、サービスおよび認知向上を目指しています。

Carers Worldwideは現在、英国に拠点を置いており、インド、ネパールおよびバングラデシュにある10か所のパートナー団体と協力しています。これまで7万3000のケアラーや家族の生活に、変化をもたらしました。Carers Worldwideは変化の推進者として、南アジアにある他の国際NGOと提携し、より幅広く働きかけたり、持続的な支援サービスや政策変更を推進し続けるよう取り組んでいます。

Anil Patil氏 (Carers Worldwide創設者および事務局長)には、専門的なご助言や質問へのご回答および本章原稿のレビューを行っていただきました。この場をお借りして感謝申し上げます。

### 出典:

- Carers Worldwide. (2019). [Carers Worldwide policy review for carers in India. Carers in India Policy Review](#) (インドのケアラーに関する政策レビュー).
- Gupta, R., Rowe, N., & Pillai, V.K. (2009). Perceived caregiver burden in India: Implications for social services (インドにおけるケアラーの負担感: 社会サービスへの示唆). *Affilia*, 24(1), 69-79.
- Shaji, K.S. & Reddy, M.S. (2012). [Caregiving: a public health priority \(ケア提供: 保健分野の優先事項\)](#). *Indian Journal of Psychological Medicine*, 34(4), 303-305.
- Math, S.B., Gowda, G.S., Basavaraju, V., et al. (2019). The Rights of Persons with Disability Act, 2016: Challenges and opportunities (2016年障害者の権利法: 課題と機会). *Indian Journal of Psychiatry*, 61(Suppl 4), S809-S815.
- Nooreydzan, N., Abraham, A., Singh Chandel, A. & AZB & Partners. (2015). Employment and employee benefits in India: overview (インドの雇用および福利厚生: 概要). [Thomson Reuters Practical Law](#).
- Nicholson, V. (2019). Just because they care: developing the capacity of family carers to advocate for their rights (家族ケアラーが自らの権利を擁護するための能力開発). [Commonwealth Foundation](#).
- Ugargol, A.P., Hutter, I., James, K.S. & Bailey, A. (2016). Care needs and caregivers: Associations and effects of living arrangements on caregiving to older adults in India (ケアニーズとケアラー: 居住形態がインドの高齢者ケアに及ぼす影響と両者の関連性). *Ageing International*, 41, 193-213.

アイルランドでは、Family carer（家族ケアラー）という言葉が最も頻繁に使われます。Family carerとは、長期的な病気、健康問題または障害のある友人や家族へ、定期的は無償の個別支援を提供する人のことです。



人口密度.....	72人/ km <sup>2</sup> *
都市部人口.....	63% *
中央年齢.....	38.2歳 *
従属人口指数.....	52.7 **

\* Worldometer

\*\* Central Statistics Office (2016) 統計目的で定義されている従属人口は、通常の生産年齢人口（15-64歳）以外の人。従属人口指数は、人口の年齢構造に関する有益な指標として使われており、これは生産年齢人口に対する年少人口（0-14歳）と老年人口（65歳以上）の割合。



# アイルランド

ケアラーの数：  
499,904人<sup>1</sup>

人口の10.1%<sup>2</sup>

15歳以上人口の13%

<sup>1</sup> Care Alliance IrelandとCentral Statistics Officeの個別コミュニケーション（2020年12月）

<sup>2</sup> アイルランドの人口（2020年）：4,956,456 (Worldometer)

## ケアラーの社会的認知

要介護者のウェルビーイング、地域力、社会全体、そして経済的な繁栄で、ケアラーが果たす中心的な役割について、recognition（社会的認知度）を向上させる政策やプログラム。



アイルランド

### National Carers Strategy (全国ケアラー戦略) 2012が、ケアラー支援の枠組みとなっています。

この戦略ではケアラーを、「病気、障害または虚弱によって自宅でケアを必要としている人へ、継続的に相当のケアを提供している人」と定義しています。ここではまた、ヤングケアラーの貢献も認識しており、重点を置くべきグループとして特定しています。

ケアラーの全国4大目標は、以下の通りです。

1. ケアラーの価値や貢献を認識し、要介護者に関する決定でケアラーを含めるよう推進する。
2. ケアラーが自らの身体、精神および情緒的健康やウェルビーイングを管理できるよう支援する。
3. 十分な情報、研修、サービスおよび支援の提供を通じて、ケアラーが自信を持ってケアを行えるよう支える。
4. ケアラーが経済および社会生活へできるだけ参加できるよう、エンパワーする。

**ヤングケアラー**は、18歳未満の児童または若者で、自宅で家族へケアや援助、支援を提供することによって、生活で何らかの影響を受けている人を指します。青年ケアラーは18~24歳で、別個のグループとして認識されています。



An Roinn Coimircí Sóisialaí  
Department of Social Protection

**社会保護省** はケアラーフォーラムを毎年開催しており、これは全国ケアラー戦略の一環として行われています。個々の家族ケアラー、ケアラー団体の代表および様々な政府省庁の職員が参加するこのフォーラムでは、ケアラーが政策レベルで自らの声を届けられるようにすることを目指しています。このフォーラムはまた、他の政府省庁がケアラーの代表グループや個々の家族ケアラーたちと会い、当事者にとって最も重要な事項について理解を深めるとともに、セクター内の優先事項を学び検討する機会でもあります。毎年行われるこのイベントではたとえば、ケアラーへの公的支援、ケアラーの健康やウェルビーイング、研修、住宅支援、移送や交通の問題、ヤングケアラーへの支援などが議論されます。近年ではケアラーへの取り組みが大幅に改善されており、こういった密接な関わりがその実現に役立っています。

### Programme for Government (政府プログラム)

(2020)の一環として、現政府は全国ケアラー戦略の更新を約束しました。





## ケアラーの社会的認知 (続き)



アイルランド

### 社会的認知プログラム

2007年よりCare Alliance Irelandは、毎年6月に行われる全国ケアラー週間のコーディネートで、主導団体の役割を担っています。Care Alliance Irelandは、非営利のパートナー団体など多くの人びとや組織と連携して、この企画を行います。イベントはアイルランド全国で開催され、国内で39万1000人の家族ケアラーを称えます。 [全国ケアラー週間2020に関する詳細リンク有](#)

年に1度、[Netwatch Carer of the Year Awards \(年間ケアラー一賞\)](#) を通じて、ケアラーに感謝の気持ちが示されます。賞には2つのカテゴリーがあります。



### チャンス・機会



COVID-19によって、ケアラーの認知度が高まりました。またCOVID-19の有無にかかわらずケアラーが直面する課題について、より多くの人びとの認識が高まり始めており、たとえばその中には、孤立や要介護者を守る必要性など含まれます。



[Family Caring and Minority Populations Discussion Paper #9 \(家族介護とマイノリティグループ：ディスカッションペーパー No. 9\)](#) でまとめられているように、アイルランドでは人口の多様化によって、家族介護におけるマイノリティグループのニーズ理解および、文化的に適切なサービスや支援の提供が進んでいます。

アイルランドの人口は高齢化しており、またデータでは、高齢者がケア提供の役割を通じて社会へかなり貢献していることが示されています。具体的には、70歳以上の人の31%が、配偶者、親族(孫を除く)、近隣者または友人に支援やケアを提供しています。高齢の家族ケアラーは多くの場合、目に見えにくい存在であり、直面する特有のニーズや課題を浮き彫りにして支援を提供する必要があります。 [\(詳細リンク有\)](#)



Carer of the Year (年間最優秀ケアラー) :

Family Carers Irelandが各県から1人ずつ選び、各県代表が、全体でのNetwatch年間最優秀ケアラー選定の対象となります。

Young Carer of the Year (年間最優秀ヤングケアラー) :

Family Carers Irelandが各地域(レンスター、マンスター、コノート、アルスター)から1人ずつ選び、それぞれがNetwatch年間最優秀ヤングケアラーとなります。



## 経済的支援

ケアラーの経済的安定を支援したり、ケア提供による経済的なプレッシャーの軽減を図る施策。



アイルランド

### 給付&手当

Carer's Benefit (ケアラー給付) は、フルタイムでケアを提供するために仕事を離れる被保険者へ支払われます。要介護者1人当たり、合計104週分を請求できます。1回で継続して請求することもできますし、回数を問わず何度かに期間を分けることもできます。請求者は、16歳以上でなければなりません。

Carer's Allowance (ケアラー手当) は、フルタイムのケアラーへ毎週支払われ、これはミーンズテスト(資力調査)が行われます。受給対象ケアラーは18歳以上であり、また自宅以外の場所で雇用、自営または教育に18時間半以上携わっていない人です。

Domiciliary Care Allowance (在宅ケア手当) は毎月支払われ、対象となるのは16歳未満の重度障害児です。同年代の児童よりも、はるかに多く継続的なケアや見守りを必要とすることが要件です。ミーンズテストは行われません。

### Carer's Support Grant (ケアラー支援助成金)

ケアラー手当またはケアラー給付の受給者へ毎年自動的に支払われ、自由に使えます。ミーンズテストの上限を超えたために、ケアラー手当の受給資格を得られなかったケアラーは、この助成金に申し込むことができます。受給資格要件は、以下の通りです。

- ・16歳以上である
- ・国の常住者である
- ・要介護者と同居しているか、または直接的なコミュニケーションシステム(例: 電話、アラーム)で迅速に連絡がとれる
- ・要介護者をフルタイムでケアしている
- ・要介護者を6か月以上ケアしている

Carers GP Visit Card (ケアラーGP訪問カード) では、ケアラー手当またはケアラー給付を受給するケアラーが、無料で自分のGP(かかりつけ医)にかかることができます。



### 年金

ケアラー向けの年金クレジット は、ケアのために仕事を離れ、ケアラー手当またはケアラー給付を受けている人に付与されます。ケアラー休暇中で、上記のいずれも受けていない人も、このクレジットの受給資格があります。

長期でケアを提供している人(大半は女性)の中には、就労期間中に支払った社会保険料が十分でない、または全くないケースもあり、そのような場合、将来的に公的年金(拠出制)の受給資格が得られなくなります。

The HomeCaring Periods Scheme (在宅ケア期間スキーム)(2012年より運営)によって、児童や成人のケアを行うために仕事を休む人が、公的年金(拠出制)の受給資格を得やすくなりました。1946年9月1日以降に生まれ、成人または児童のケアをフルタイムで行っている人は誰でも、このスキームに申し込むことができます。このプログラムは、Total Contributions Approach(総保険料方式)を用いて公的(拠出制)年金が計算される場合のみ、利用できます。

### チャンス・機会



Family Carers Irelandが司法・平等省に提出した、柔軟な働き方に関する文書で提案されているように、ケアラー給付とケアラー手当との移行を政府が効率化するよう望まれます。

ケア提供のために雇用を中断することで、ケアラー(特に女性)に経済的な影響が及びます。それは現役期間中の収入だけでなく、高齢期の所得にも言えることです。ケア提供が年金に及ぼす経済的影響は、年金政策で中心的に議論されなければなりません。

障害やケア提供のコストに関して未発表の研究報告がありますが、これは所得支援策を今後変更する際に参考となるでしょう。



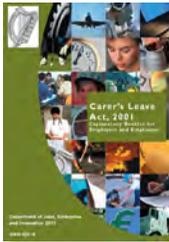
## 仕事 & 教育

就労・学業の継続・復帰で、ケアラーが他の人と同じチャンスや機会を得られるよう、協力的な職場や教育環境を作る実践。



アイルランド

### WORK & CARE



Carer's Leave Act (ケアラー休暇法) 2001 の下で従業員は、明らかに支援を必要としている人へフルタイムでケアを提供するために、臨時的な無給休暇を取る権利があります。要介護者は、家族である必要がありません。利用資格を得るには、休暇を取得する雇用主の所で、休暇前に継続して12か月以上働いている必要があります。雇用中の就労時間の要件は、特に定められていません。休暇の期間は13週から104週まで（13週未満の休暇取得要請の場合、雇用主には拒否権があります）であり、この期間中は雇用権利が守られます。休暇は1度に継続して取ることもできますし、いくつかの期間を分けることもできます。期間を分ける場合には、休暇の間を6週間以上空ける必要があります

European Directive on Work Life Balance for Parents and Carers (両親およびケアラーの欧州ワークライフバランス指令) (2019) では、女性の労働参加推進や家族関連休暇の利用、柔軟な勤務形態に対応しています。

Force Majeure Leave (不可抗力休暇) では、近親者のケガや病気によって、従業員が至急その場にいる必要がある差し迫った家庭の事情で、短期休暇が認められます。利用できる期間は、12か月間で3日まで、または36か月間で5日までとなっています。

### 教育 & ケア



青少年・児童省が発表したNational Youth Strategy (全国ユース戦略) 2015-2020では、若者がケア提供の役割を担っているサインや、ケア提供が彼（女）らの教育、健康および娯楽の追求へ及ぼす影響について、教育、保健およびユースサービス提供者の認知や理解を向上させるよう取り組んでいます。

### チャンス・機会



雇用主との関わりに重点を置いた、新たな取り組みが展開されています。その一例であるCaring Employersでは、企業とパートナーを組んで、ケアラーが職場で支援されエンパワーされていると感じられるよう、取り組みを行っています。

ケアを提供するために仕事をあきらめる家族ケアラーには、機会費用が発生しますが、より広範な経済にも重大な影響が及びます。たとえば現役世代の女性の就業率が低いと、これが年金に悪影響を及ぼす可能性があり、国にとって大きな懸念となるべき問題です。家族ケアラーが仕事とケアを両立できるよう支援を改善することで、この懸念の緩和に役立つでしょう。

Family Carers Irelandが司法・平等省に提出した、柔軟な働き方に関する文書での提案には、休暇への権利促進の改善、休暇付与に関する柔軟性の向上、休暇利用資格の変更（13週未満のケア休暇を利用可能にすることも含む）、コンプライアンスの保証に向けた監視の強化が含まれます。

ユースサービスとフォーマル教育を統合するプロジェクトは、ケア提供による悪影響を緩和する上で、より大きな役割を担うことができます。また学生が担うケアの役割と支援ニーズの増加に関して、高等教育セクターとの協力を強化することも必要です。





## 健康 & ウェル ビーイング

ケアラーの心身の健康を保ち社会的なつながりを促し、またケアラーがケアの役割以外の関心を追求できるようにする支援。



アイルランド

### レスパイトケア

レスパイトサービスは、個々の利用者へ健康ニーズアセスメントが行われた後に、本人へ提供されますが、利用できる資源の状況によって使えない場合があります。レスパイトサービスに関する情報は、地域のプライマリケアチームや保健師、または地域の保健所で入手できます。レスパイトの重要性は認識されていますが、システムのサービス提供能力は限られており、要介護者の83%は、適切なレスパイトを全く利用できていません。

[\(ケア提供の影響に関する詳細リンク有\)](#)

[Health Service Executive \(HSE、保健サービス委員会\)](#)では、保健サービスを直接提供しているほか、本人やケアラーへ支援やサービスを提供するために、ボランティア団体へ資金を出しています。

[Emergency Care Plan \(緊急ケアプラン\)](#)では、家族ケアラーが各要介護者の支援やケアのニーズを記録できます。概要を記入し、それをFamily Carers Irelandに送ると、そこでは名刺大のカードをケアラーに発行し、24時間の緊急ヘルプラインで対応します。



### 心理 & 社会的サポート

[Carer's Needs Assessment \(ケアラー・ニーズアセスメント\)](#)は、ケアセクターの団体と連携して作成されました。ですが医療や社会的ケアのシステム内で、このアセスメントツールが優先されているというエビデンスは、殆どありません。このツールが採用され、主流化され、そしてすべてのフルタイム・ケアラーを含むくらい拡大されれば、アセスメントによって、システム内における家族ケアラーの経験を劇的に変えられる可能性があります。

[Family Carer Online Support Group Ireland \(家族ケアラーオンライン支援グループアイルランド\)](#)のFacebookページなど、オンラインでの支援は、より多くの家族ケアラーに届く可能性を秘めています。特に地理的に孤立している人や、対面での支援を受けられない/受けたがらない人たちも使えます。

在宅ケアサービスの改善に関するパブリックコメントでは、ケア提供の大半を家族ケアラーに大きく依存している状況が浮き彫りとなり、そこにはかなり複雑なケアニーズのある人たちも含まれます。そのため、一連の在宅ケアを提供して家族ケアラーを支援する重要性も強調されています。関連の課題としては、在宅ケアに関する制定法上の権利がないこと、サービス提供のばらつき、そして未規制の在宅ケアサービスが挙げられます。[\(詳細リンク有\)](#)

### チャンス・機会



急性期サービスの規制やプレッシャーが増えたことで、レスパイトケアの提供増加が困難となり、最終的には実現できませんでした。在宅レスパイトケアサービスへ、更に資源を投入することが望まれます。たとえばホテルでの休息や在宅レスパイトなど、斬新で適応性のある選択肢を検討する必要があります。アイルランドではまた、他の欧州各国での展開を参考にして、更に画期的なデイケアのモデルを開発できる可能性もあります。

家族ケアラーは、在宅ケアを通じて現在提供されているサービスよりも多くの支援を必要としています。在宅ケアのアプローチは現在、範囲が狭く供給側が主体となっていますが、これを抜本的に変えて、要介護者の具体的なニーズを反映し家族ケアラーを支援する、よりパーソンセンタード（本人中心）で需要主導型の統合モデルにシフトする考えが、強い支持を得ています。

保健省では、この抜本的なシフトを実現するチャンスをもたらす、在宅支援サービスの新たな法定スキームや規制システムを開発中です。[\(詳細リンク有\)](#)



## 情報 & 知識

ニーズや状況に合った形で、ケアラーをエンパワーする資源。



アイルランド

家族ケアラーへの研修は、数々の団体が提供しています。[Family Carers Ireland](#)は2016年に、Carers AssociationとCaring for Carersの合併を通じて設立されましたが、ここでは様々な1日研修（非認定）を提供しています。このプログラムは、具体的なトピックのワークショップとなっており、資金の有無によって提供状況が異なります。

Family Carers Irelandでは、秘密厳守で親身な支援を行う [National Freephone Careline \(全国無料電話ケアライン\)](#) を提供しており、ここでは経験豊富で訓練を受けたスタッフやボランティアが、電話相談者の悩みを聞いたり、実務的な情報・助言・紹介を行っています。内容は幅広く、たとえば以下のトピックなどに対応しています。

- ・ ケアラー手当
- ・ ケアラー給付
- ・ ケアラー支援助成金
- ・ Family Carers Irelandのサービス（例：カウンセリング、レスパイト、研修）
- ・ ケアラーのサポートグループ
- ・ Family Carers Irelandへの加入
- ・ 地方自治体、Ireland Health Services（アイルランド保健サービス）および社会保護省が提供する支援

[ケアラー支援マネジャー](#)は、ヤングケアラーも含めてケアラーを援助しており、ケアの役割に関する具体的な問い合わせ対応や、ケアラーに代わっての働きかけ、また支援ニーズの特定に役立てる個々のケアラーのウェルビーイング評価を行っています。Family Carers Irelandには、ケアラー支援マネジャーのネットワークがあり、全国各地の支援センターで家族ケアラーと個別に会うことができます。

ケアラー（ヤングケアラーや障害者を含む）のスキル向上や教育研修機会への資金提供のために、社会保護大臣のHeather Humphreys氏は、Dormant Accounts Action Plan（休眠預金行動計画）2020を通じて500万ユーロを提供すると[発表しました](#)。

[The Alzheimer Society of Ireland](#)ではケアラー向けに、認知症に特化した研修や情報を、オンラインや対面で提供しています。家族ケアラー支援でのトピックには、以下が含まれます。

- ・ 診断方法、メモリークリニック、診断が出た場合の次のステップに関する情報
- ・ 家族ケアラーのセルフケアに関するヒント
- ・ サイン、症状、進行、および行動の変化に関する情報
- ・ 日常生活に役立つ情報やヒント（例：コミュニケーション、自宅内の安全）
- ・ ケアラーのストーリー
- ・ 支援やサービスへのリンク

## チャンス・機会



具体的な単発でのオンライン研修や教育的介入（例：[Facebook](#)）を更に活用することで、より多くの家族ケアラーに支援が届きます。



状況によっては、心理教育的介入の活用を考慮すべきです。この介入の重点は、家族ケアラーと要介護者の二者に置かれ、また両者の関係性や、ケア提供が両者の関係性に及ぼす影響も重視します。そしてケアの問題や今後のケアプランについて、対話を促します。

# 画期的なケアラー実践



Innovative Carer Practices (画期的なケアラー実践)とは、医療と社会的ケアの統合を通じてケアラーのニーズに応える、エビデンスに基づいた政策や実践のことです。このような実践を特定および共有することで、IACOでは世界で行われている先進的な実践の認知向上や普及を進めています。[\(詳細リンク有\)](#)

## アイルランドでのイノベーション

オンラインでのアウトリーチ：Care Alliance Irelandでは2020年3月、オンラインの家族ケアラー支援プロジェクトを立ち上げました。これはプライベートの[Facebookグループ](#)プラットフォームを通じて効果的に広がり、アイルランド全国で1,900人を超える家族ケアラーが参加しています。

このプロジェクトでは、7つの活動を行っています。

- |                              |                  |
|------------------------------|------------------|
| 1) 投稿／モデレーション                | 4) オンラインクイズ      |
| 2) プライベートメッセージを通じた1対1のケースワーク | 5) 冊子資料の配布       |
| 3) 教育的介入                     | 6) インフォーマルなコンテスト |
|                              | 7) オンラインでの読書会    |

は確実に多くの人びとへ届いており、特にケアの役割が最も多いと報告されている45～54歳の女性が、多く参加しています。

定着について量的な分析を行ったところ、立ち上げ以来、参加者の95%がグループに残っています。

Carer's Assembly (ケアラー会議)は、[Centre for Economic and Social Research on Dementia](#) が開発した画期的なアプローチです。この会議には家族ケアラーたちが参加して、自分たちに影響を及ぼす問題を議論するほか、政府が直ちに政策上で注目すべき最重要課題はどれかについて検討します。

2019年10月の会議には、28人のケアラーが参加して4人の発表を聞き、発表で紹介されたエビデンスを議論し、優先事項を以下のようにランク付けしました。

1. 在宅ケアサービス
2. 経済的支援
3. レスパイトケア
4. 社会的支援

この会議での提言は、在宅ケアに関する2019年の政策対話で発表されました。ケアラー会議の短いビデオ[クリップ](#)や[議事録](#)は、閲覧可能です。



Care Alliance Ireland (1995年設立)は、家族ケアラーを支援するボランティア団体95か所の全国ネットワークであり、これらの団体では家族ケアラー支援のために、情報の提供、研究や政策の展開、資源の共有および連携機会の推進を行っています。

以下の方々には、専門的なご助言や質問へのご回答および本草原稿のレビューを行っていただきました。この場をお借りして感謝申し上げます。

- Liam O'Sullivan氏 (Care Alliance Ireland事務局長)
- Zoe Hughes氏 (Care Alliance Ireland政策・研究担当)
- Maria Pierce博士 (独立系研究者、ダブリン)

出典：

- The Alzheimer Society of Ireland. [Services in My County](#) (私たちの国のサービス).
- Eurocarers. Towards carer-friendly societies (ケアラーフレンドリーな社会に向けて). [Eurocarers country profiles \(Eurocarers国別プロフィール\)](#). (2020).
- Family Carers Ireland. [ウェブサイト](#).
- Family Carers Ireland, the College of Psychiatrists of Ireland and the UCD School of Nursing, Midwifery & Health Systems. (2019). [The Physical, Mental and Psychological Impact of Caring \(ケア提供の身体、精神および心理的影響\)](#).
- Health Service Executive (2020).
- McGarrigle, C., Ward, M., Scarlett, S., & Kenny, R. A. (2020). [The Contributions of the Over 70s to Irish Society: Results from Wave 5 of the Irish Longitudinal Study on Ageing \(アイルランド社会における70歳以上の人びとの貢献: 加齢に関するアイルランド縦断調査Wave 5の結果\)](#).
- [The Irish Longitudinal Study on Ageing](#) Trinity College Dublin 2.
- Mulligan, E., Wijeratne, D., & Maher, M. (2019) Pensions in Ireland: The Perspectives of Irish Citizens and Implications for Pensions Systems and Reforms in Ireland and other EU Member States (アイルランドの年金: 市民の視点ならびにアイルランドおよび他のEU加盟国の年金制度および改革への示唆). Institute for Lifecourse and Society, NUI Galway. ISBN: 78-1-908358-61-5.
- The Institute of Public Health in Ireland. (2018). [Improving Home Care Services in Ireland: An Overview of the Findings of the Department of Health's Public Consultation \(アイルランドの在宅ケアサービス改善: 保健省のパブリックコメント結果概要\)](#). Dublin: Institute of Public Health in Ireland.

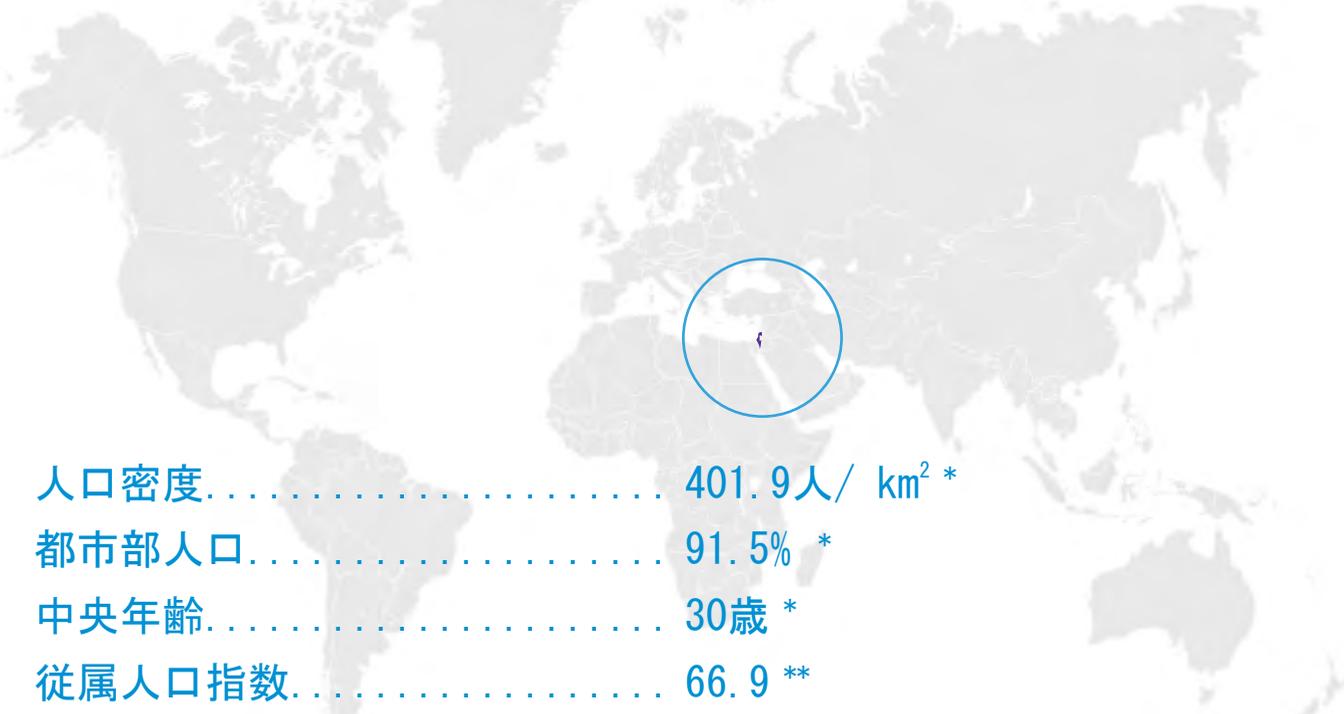
イスラエルでは、Family caregiver (家族介護者) という言葉が使われています。Family caregiver は、身体能力や認知能力が低下したり、慢性的で死に至る病気の人を支援するために、ケアを提供する家族、友人または重要な関係者のことです。



# イスラエル

ケアラーの数 : 1, 213, 523人<sup>1</sup>

人口の21%<sup>2</sup> (20歳以上)



人口密度.....	401.9人/ km <sup>2</sup> *
都市部人口.....	91.5% *
中央年齢.....	30歳 *
従属人口指数.....	66.9 **

\* 中央統計局 (CBS) Population Statistical Abstract of Israel 2020 (2020年イスラエル統計要覧)

\*\* 同上。(年少人口 [0-14歳] + 老年人口 [65歳以上]) / 生産年齢人口 (15-64歳) × 100 (2020年現在)。

1 イスラエル中央統計局2019 Social Survey (社会調査)

2 同上

## ケアラーの社会的認知

要介護者のウェルビーイング、地域力、社会全体、そして経済的な  
 繁栄で、ケアラーが果たす中心的な役割について、  
 recognition (社会的認知度) を向上させる政策やプログラム。



イスラエル

### 法律

ヘブライ語では、「ケアラー」を表す言葉がありませんが、「ben mishpacha metapel」(家族へのケア)という新しい言葉が採り入れられました。

#### [Israeli Family Law \(Maintenance\) Amendment Law of 1959 \(イスラエル家族法 \[扶養\] 1959年改正法\)](#)

では市民に対し、自身および配偶者の親を支援するよう義務付けています。ただしこれは、本人が自身、配偶者および未成年の子供のニーズを十分に満たせることが前提となっています。親は扶養を受けるために、子供を訴える権利があります。



イスラエルは2013年に、[National Strategic Plan to Address Alzheimer's and Other Types of Dementia \(アルツハイマー病および関連認知症への対応に向けた全国戦略計画\)](#) を採択しました。ここでは家族ケアラーに重点を置いており、注目および支援すべき社会の特定グループとして明記しています。

### 社会的認知

政府は、支援サービスを展開すべき対象グループとして、家族を認識しています。[労働・福祉省 \(MOLSA\)](#) は、特定のニーズを持つ対象グループとして家族を捉え、家族政策の策定を主導しています。ここで目指しているのは、家族ケアラーに援助や支援を提供する専門的な方針や組織モデルを確立し、これが社会サービスで普及し採り入れられるようにすることです。(詳細リンク有)

家族ケアラーへの認知や政策策定に向けて、以下2点の重要な活動が土台を築きました。

1. The [Central Bureau of Statistics \(CBS, イスラエル中央統計局\)](#) は2019年に調査を行い、そこでは家族ケアラーに関する質問が組み込まれました。CBSの調査で家族ケアラーが最後に含まれたのは2006年です。これは重要なステップでした。
2. コロナパンデミックへの対応で、[分野横断型チーム](#)が2020年3月に設立されました。このチームは首相府を代表して活動しており、家族ケアラーの認知や支援サービスの推進に取り組んでいます。家族ケアラー問題を議論するために、複数の政府省庁がこのように幅広い連携を行ったのは、今回が初めてです。

この取り組みには7つの省庁が参加しているほか、外部リソースとして、社会セクター団体 [ESHELJDC](#)、[Caregivers Israel](#) および [Myers-JDC-Brookdale Institute](#) の代表も関わっています。

このチームでは、以下2点を重点的に行っています。

1. 家族ケアラーの役割の円滑化および簡易化：たとえば関連情報を提供するほか、医療や介護の記録にケアラー情報を記載して、情報や支援での重要な資源としてケアラーが認識されるようにしています。
2. 既存の支援や援助へのアクセス改善：家族ケアラーが重要で複雑な業務に対応する上で、レジリエンス(回復力・強靭力)を強化するために、支援の利用しやすさを改善しています。

2020~2021年にコロナでロックダウンが行われた際、チームは家族ケアラー向けに[特別ガイドライン](#)を発表しました。





## ケアラーの社会的認知 (続き)



イスラエル



CBSによる2019年社会調査。

### チャンス・機会



イスラエルのケアラー支援に向けた国の政策を推進する。そこではプライバシーや守秘義務を守りつつ、ケアラーがケアの役割で役立つ関連情報を、自動的に知らされることが期待されます。

要介護者の医療や介護記録で主介護者を特定し、情報や支援での重要な資源として認識されるようにする。

世界保健機関 (WHO) の2020年政策文書 [Preventing and managing COVID-19 across long-term care services](#) (介護サービスにおける新型コロナウイルス感染症 [COVID-19] の予防と管理) に記載されている、ケアラーへの提言を採り入れる。

そこには、以下が含まれます。

- ・ 医療や介護記録に、主介護者を記載する。
- ・ 情報、研修、支援、および可能であればレスパイトケアを、国レベルでケアラー（特に認知症高齢者のケアラー）に提供する（ケア業務やストレス増加への対応方法に関する情報を含む）。助言や情報、支援を提供するための、電話ヘルプラインやオンラインポータル の開設を検討する。
- ・ 家族ケアラーのニーズをモニタリングするために、アセスメントを実施する。
- ・ テクノロジーを通じたケアラーへの新たな支援サービス提供方法を検討し、またケアラーが関連テクノロジーにアクセスできるよう支援する。
- ・ 家族ケアラーへの経済的および心理社会的支援を、導入・拡大する。





## 経済的支援

ケアラーの経済的安定を支援したり、ケア提供による経済的なプレッシャーの軽減を図る施策。



イスラエル

### 給付

[Long-Term Care Benefit \(介護給付\)](#) は、[退職年齢](#)に達して自宅に住み、日常動作で支援を必要とする人へ提供されます。この給付は、高齢者やその家族ケアラーを支援するためのものです。給付は、[6段階の受給資格](#)に基づいて支払われます。受給者は、現金給付と現物給付（介護サービス）の両方を選ぶことができ、介護サービスには在宅介護、デイケア、オムツや緊急通報装置の支給、洗濯サービスなどが含まれます。[\(受給資格やアクセスに関する詳細リンク有\)](#)

[Family Caregiver Benefit \(家族ケアラー給付\)](#) は2018年4月に設立され、ここでは家族ケアラーが要介護の親族へ提供するケアに対して、支払いを受けることができます。家族関係の近さに関わらず、そのケアラーが相応しいと地域の委員会が判断し、要介護者が認めれば、支払いが行われます。

家族がケアラーとして申請し、それが承認されると、事実上の従業員としてとらえられ、支払われる給与は最低賃金を下回ってはいけません。労働時間の範囲は、患者が利用できる介護給付レベルによって異なります。

[Disabled Child Benefit and Related Benefits \(障害児給付および関連給付\)](#) は、障害児を対象として毎月支払われる手当です。児童の障害重度や他者への依存度に基づいて、給付額が定められます。この給付の受給資格が得られると、他の権利や給付の資格も得られ、たとえば様々な割引のほか、児童のケアで外国人労働者を雇用することも認められます。

[Disability Pension and Related Benefits \(障害年金および関連給付\)](#) は、身体、知的または精神障害によって自活能力（または主婦の場合は家事能力）に50%以上の影響が出ている人へ、毎月支払われます。障害年金の受給資格が得られると、住宅や交通、医療など他の分野の給付も受給できます。

[Special Services Benefit \(Attendance Allowance、付き添い手当\)](#) は、医療的な原因により75%以上の障害が認められた（特別サービスに関して）成人へ支払われます。この手当はまた、[General Disability Pension \(一般障害年金\)](#) 受給者で医療的な原因により60%以上の障害が認められ、かつ日常動作で他者の支援をかなり必要としているか、自傷・他傷のリスクを予防するために常時見守りを必要とする人にも支払われます。

### Long-Term Care



2018年11月1日現在、受給者は介護給付のすべてまたは一部を、介護サービスではなく現金で受け取ることができます。給付額や選択肢は、給付レベルによって異なります。現金給付を満額受け取れるのは、受給者が週に6日、1日12時間以上フルタイムで家族以外のケアラーを雇用している場合です。[\(詳細リンク有\)](#)

IACO

IACOでは知識移転を促進し、またケアラーのニーズを支援する総合的な政策やプログラムに向けて働きかけています。

[\(詳細リンク有\)](#)





## 経済的支援（続き）



イスラエル

### TAX CREDITS

Tax Credit for a Parent or Spouse Living in an Institution (施設入居の親または配偶者の税額控除)は、従業員の配偶者または親が特別施設に入居している場合に受けられます。控除額は、配偶者／親の施設入居費で支払った金額と、申請者に支払義務がある所得の12.5%との差額の35%です。控除を受けるには、施設入居者の所得や、本人および配偶者の合計所得が、指定上限を超えないことが条件となっています。

Tax Credit for a Child in Housing Outside the Home (自宅以外に住む児童の税額控除)は、自宅以外に住む障害児の親またはその法的配偶者に適用されます。控除額は、自宅以外に住む子供の入居費で支払った金額（課税所得の1/8を超えることが前提）と、親の支払義務がある所得の12.5%との差額の35%です。

Tax Credit Points for a Child or Adult with Disabilities (障害児または障害者の税額控除)は、「障害者」と定義された児童または18歳以上の人の親に対し、イスラエル税務当局が2種類の税額控除を付与するプログラムです。親がいない場合この給付は、「身体的および経済的」な**保護者**に任命された、障害者のきょうだいに付与されます。

### チャンス・機会



病人をケアするために離職した人が、年金への権利を維持できるようにする。

離職後に労働市場への復帰を希望する人へ、職業訓練を提供する。

自営業者が病気になり所得がなくなった場合、税額控除の権利を指定された家族に移せるようにする。

高齢者のケアラーに提供される支援への資金を、少なくとも保育での支援と同レベルにする。

有償家族ケアラーを支援するための政策や手順、研修およびインフラを構築する。

持続可能な介護システムを保証するためには、保健福祉の政策やプログラムで、ケアラーのユニークなニーズや貢献を考慮しなければならない、とIACOは考えます。 [\(詳細リンク有\)](#)





## 仕事 & 教育

就労・学業の継続・復帰で、ケアラーが他の人と同じチャンスや機会を得られるよう、協力的な職場や教育環境を作る実践。



イスラエル

### 仕事 & ケア

法律では、障害者の親族であるという理由で従業員を差別することを禁止しています。[\(詳細リンク有\)](#)

働くケアラーは、家族ケアを提供するために欠勤することが認められています。欠勤可能日数は、状況や家族（子供、配偶者または親）の特性によって異なります。[\(詳細リンク有\)](#)

- ・ 日常動作で完全に依存状態の親がいる場合には6日、配偶者が悪性疾患（ガン）の場合には年に60日まで可能。
- ・ 本人または配偶者の親が病気の場合は、未使用の病気休暇のうち年に6日利用可能。親が病気の場合は、部分的な（時間単位での）休暇も利用可能。
- ・ 16歳未満の子供が病気の場合は、年に8日まで利用可能（ひとり親の場合は16日）。
- ・ 悪性疾患のある、または人工透析を必要とする18歳未満の子供をケアする場合は、年に90日利用可能（ひとり親の場合は110日）。
- ・ 特別なニーズのある子供をケアする場合は、年に18日まで利用可能（ひとり親の場合は36日）。臓器提供を行った配偶者または親をケアする場合は、7日まで利用可能。

雇用主の同意を得れば、従業員は家族をケアするために、年内で残りの病気休暇を前借りしたり、未使用の休暇日を利用したり、[無給休暇](#)を要請したりできます。

病気の配偶者をケアするために離職する従業員は、1963年のSeverance Compensation Act（退職金法）によって退職金を受け取る権利があります。権利が発生するのは、従業員が仕事の継続とケア提供を両立できるよう、労働条件を変えることができなかつた場合に限られています。

### チャンス・機会



従業員と自営業の間で休暇の給付が一致するよう、年金の権利を守る。

ガン患者の配偶者へ60日間付与されている休暇への権利を、他の致命的な疾患や長期ケアが必要な疾患（認知症や筋ジストロフィーなど）がある重度患者の配偶者ケアラーにも拡大する。

家族が在宅ホスピスを利用し、更に多くの休暇や精神的な支援を必要とする働くケアラーの、状況や権利を改善する。

ヤングケアラーに関する情報を集め、自宅や学校で支援するための政策や資源を構築するのに役立つ。





## 健康 & ウェルビーイング

ケアラーの心身の健康を保ち社会的なつながりを促し、またケアラーがケアの役割以外の関心を追求できるようにする支援。



イスラエル

### レスパイトケア

Vacation (nofshon、休暇)は、高齢者にケアや見守りを短期間提供する枠組みで、これによって家族ケアラーは介護の役割を休むことができます。このサービスは、[福祉省](#)を通じて提供されます。

状況によっては、リハビリテーション目的であったり[ナーシングホーム](#)での[高齢者](#)向けVacationが利用できます。ホリデーステイ（ショートステイ）では、宿泊施設、食事、身体介護、医療、社会サービスおよび社会活動が短期間提供されます。Vacationは、要介護高齢者および超正統派の高齢者のためのものです。

障害児の家族は年に1度、2週間のVacationを使えます。



IACOでは世界中で、またオピニオンリーダーや主要な国際保健福祉機関と協力して、ケアラーの世界的な認知向上に取り組んでいます

[\(詳細リンク有\)](#)

### チャンス・機会



ケアラーが医療専門職によって確実に認識され、また身体的にも心理的にも支援されるようにする。

認知症の人の家族ケアラーへの支援を増やす。

レスパイトとして、余暇や活動の時間をとれるようにする。

社会活動やスポーツなどの紹介を行う。





## 健康 & ウェルビーイング (続き)



イスラエル

### 心理 & 社会的サポート

高齢者向け**デイセンター**は、家事能力が低下したり身体介護を必要とする在宅高齢者が、日中活動を行う場です。このサービスによって高齢者や家族は支援サービスを受けられ、施設入所を予防したり遅らせたりできます。このようなセンターは166か所あり、週に5~6日、朝から昼まで利用できます。運営は、福祉省の高齢者サービスによる監督の下、高齢者関連の地域団体を通じて行われています。

家族がフルタイムのケアラーを必要としている場合には、外国人介護労働者の雇用許可を受けられる場合があります。 [\(詳細リンク有\)](#)

NGOと福祉省 (MSAS) は、家族ケアラー向けのプログラムを開発しました。そこではケアラーのニーズを評価するほか、適切なサービスへ紹介し、またマネジドケアのアプローチを用いてサービスシステムの利用支援を行います。このモデルは、ソーシャルワーカーの専門職とボランティアを組み合わせることで実施します。

Masa (Journey、旅) は、イスラエルの労働・福祉省、**国民保険局**およびEshel JDC が主導するプログラムです。ここでは地域で家族ケアラーの専門ソーシャルワーカーを任命し、家族ケアのサービス統合を強化します。このプログラムは30か所の地方自治体で、社会サービス局が提供しています。

**Caregivers Israel Association**では家族ケアラーへ個別の電話カウンセリングを行い、個別の相談や支援、情報、地域サービスへの案内、対処方法やフォローアップなどを提供しています。

[\(カウンセリングや支援の重要性に関する詳細リンク有\)](#)





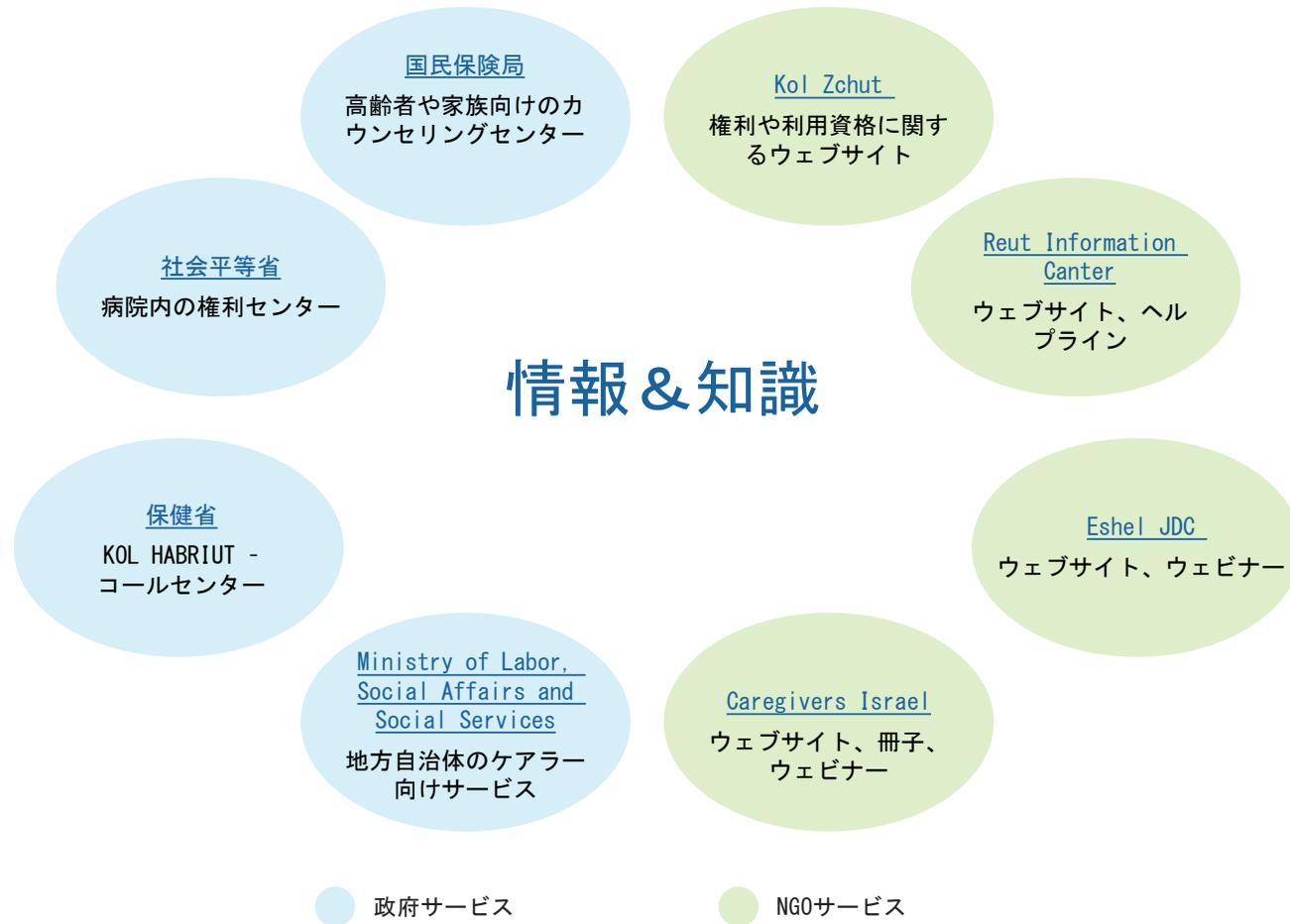
## 情報 & 知識

ニーズや状況に合った形で、ケアラーをエンパワーする資源。



イスラエル

非営利団体では、ウェブサイトやセミナー、講演、学習グループおよびホットラインを通じて、家族ケアラーへ情報を提供しています。



### チャンス・機会



政府ウェブサイトを提供し、全政府機関のケアラー向け関連情報を一元化する（権利、サービスへのアクセス方法、実施プロセスなど）。

要介護者の疾患や状態に関わらず、ケアラーのサポートグループを提供する。



# 画期的なケアラー実践



Innovative Carer Practices (画期的なケアラー実践)とは、医療と社会的ケアの統合を通じてケアラーのニーズに応える、エビデンスに基づいた政策や実践のことです。このような実践を特定および共有することで、IACOでは世界で行われている先進的な実践の認知向上や普及を進めています。[\(詳細リンク有\)](#)

## イスラエルでのイノベーション

[JDC Israel Eshel](#)と[Caregivers Israel](#)は[Civil Service Commission](#) (行政職委員会)と連携して、公共セクターで働く家族ケアラーのための、ケアラーフレンドリーな職場づくりを行いました。2019年9月にCivil Service Commissioner (行政職担当長官)は、家族ケアラーに適用できる横断的な政策指示を発表しました。省庁の管理部門はその結果、家族ケアラーを支援および認識する文化を醸成する組織環境のデザインや実践で、責任を負うこととなりました。家族ケアの役割に関連して、ケアラーが職場で影響を受けないよう、ケアラーが守られる職場環境でなければなりません。

各省庁では支援委員会が、家族ケアラーである従業員を担当し、ここは人事部長またはその代理が主導します。

委員会の権限は、以下の通りです。

- 1 従業員がケアのために病気休暇を利用することを承認する。
- 2 家族をケアする従業員が、年に24日まで無給休暇を取れるよう認可する。
- 3 部署の異動、パート就労、就労場所の変更または他の解決策を許可する。
- 4 支援時間：家族をケアする従業員には、減給せずに月に3時間まで支援を認める。
- 5 状況に応じて、ケア提供期間のパート就労、就労場所の変更、または他の可能な解決策を認める。
- 6 家族ケアラーである従業員へ、専門的なカウンセリングを手配する。

Caregivers IsraelとEshel-JDCはいくつかの民間セクター機関で、ケアラーフレンドリーな職場プログラムを運営しています。Caregivers Israelでは組織を対象に、人材定着を推進し家族ケアラーを認識および支援する内部人事方針の作成や実施を援助しています。

[\(詳細リンク有\)](#)



[Caregivers Israel](#) (2014年設立)は非営利団体で、介護問題への認知向上や、国内家族ケアラーの認知や支援に取り組んでいます。これらの取り組みは、安定したコミュニティを創造する絆の強い家族にとって、極めて重要です。

Caregivers Israelの以下の方々には、専門的なご助言や質問へのご回答および本章原稿のレビューを行っていただきました。この場をお借りして感謝申し上げます。

- R- Rachel Ledany氏 (CEO)
- Eli Carmeli教授 (理事長)

出典:

- Mevorach, G. (2016年10月). [Israel national report for the third review and appraisal cycle of the implementation of the Madrid International Plan of Action on Ageing and its Regional Implementation Strategy \(MIPAA/RIS\)](#) (高齢者問題に関するマドリード国際行動計画および地域実施戦略の実施に関する第3次レビューおよび評価サイクル:イスラエル国別報告). State of Israel. Ministry of Labour and Social Affairs Service for Senior Citizen. Jerusalem. P. 4.
- Bentur, N. & Sternberg, S. A. (2019). [Dementia care in Israel: top down and bottom up processes](#) (イスラエルの認知症ケア: トップダウンおよびボトムアップのプロセス). Israel Journal of Health Policy Research, 22.
- Hacker, D. (2019). [Aging Population And The Law: A Comparative Approach Filial Piety In Israel: Between The Law In The Books And The Law In Action](#) (高齢者と法律: イスラエルにおける孝行の比較アプローチ: 法の理念と実際). Frontiers of Law In China, 14 (2). Doi 10.3868/S050-008-019-0009-6
- [International Alliance of Carer Organizations](#)
- S. Azran-Shadmon, S. Resnizky, M. Laron, J. Brodsky, (2018). [Review of Programs for Family Caregivers of People with Dementia](#) (認知症の人の家族ケアラー向けプログラムの検討). Jerusalem: Myers-JDC-Brookdale Institute

イタリアでは、Family caregiver (家族介護者) という言葉が最も頻繁に使われます。



人口密度.....	206人/ km <sup>2</sup> *
都市部人口.....	69.5% *
中央年齢.....	46.7歳 **
従属人口指数.....	57 ***

\* Worldometer  
\*\* Eurostat 2019  
\*\*\* Wikipedia

(年少人口 [0-14歳] + 老年人口 [65歳以上]) / 生産年齢人口 (15-64歳) × 100 (2020年現在)。  
従属人口指数が高いほど、生産年齢人口の負担も大きい。



# イタリア

ケアラーの数：  
7,500,000人<sup>1</sup>  
人口の14.9%<sup>2</sup>

<sup>1</sup> Istituto Nazionale di Statistika

<sup>2</sup> イタリアの人口 (2020年) : 60,439,461 (Worldometer)



## ケアラーの 社会的認知

要介護者のウェルビーイング、地域力、社会全体、そして経済的な  
繁栄で、ケアラーが果たす中心的な役割について、  
recognition（社会的認知度）を向上させる政策やプログラム。



イタリア

### 法律

[Provisions for the recognition and support of family caregivers Act（家族介護者認識・支援法）](#)は2020年7月に  
まとめられ、2020年11月現在、イタリア上院の雇用・社会保  
護委員会で検討中です。この法案ではケアラー（caregiver  
familiari）を定義しているほか、ソーシャルワーカー、看護  
師、一般医およびボランティア団体から成る「支援ネットワ  
ーク」を通じてインフォーマルケアラーに提供すべき支援策を定  
めています。また、要介護者一人に対して複数のケアラーを指  
定できない旨も明記されています。

[2018年の予算法](#)を通じて、2017年には2,000万ユーロの全国ケ  
アラー基金が設けられ、その後2021年まで、基金は毎年500万  
ユーロ増額されることとなりました。この基金は、無償家族ケ  
アラーの社会的および経済的価値を認識するための法的措置の  
費用をカバーするために創設されました。

家族ケアラーは、「病気、虚弱または障害によって自立やセ  
ルフケアができず、総合的で継続的な長期介護を必要とする  
配偶者、パートナー、家族、または二親等以内の親族（例外  
的に三親等も含む）に対し、自発的に無料でケアを継続して  
提供する個人」と定義されています。（Provisions for the  
recognition and support of family caregivers Act（家族介  
護者認識・支援法））

### 社会的認知



イタリアには家族ケアの強い伝統があり、高  
齢家族のインフォーマルケアは、女性が大半  
（77%）を担っています。（[詳細リンク有](#)）

ケアラーは、全国各地で公式に認識されてい  
ます。イタリアには20の州があり、すべての  
州には定められた権力を伴う自治権がありま  
すが、そのうち5州では、自治権の範囲が他州  
より広く設けられています。家族ケアラーの役割や支援策実施の  
必要性を最初に認識したのは、エミリア＝ロマーニャ州で、これ  
は[2014年3月28日の州法](#)（Legge Regionale）に定められていま  
す。無償ケアラーはまた、ロンバルディア、ラツィオ、アブルッ  
ツォ、プッリャおよびカンパニア州でも、公式に認識されていま  
す。

2016年の[Disegno di Legge n. 2266（法案第2266号）](#)は、家族ケ  
アラーの認識や強化に向けた全国的な枠組み法です。ここでは毎  
年5月の最終土曜日を、全国家族ケアラーデーと決めました。  
ケアや家族支援の社会的な価値について、学校で議論されること  
が期待されます（第7条）。

多くの州や団体では、5月19日から6月6日にかけて、家族ケア  
ラーを認識するイベントを開催しています。エミリア＝ロマーニャ  
州では2020年、「ケアラーデー」の10周年を記念して様々なイベ  
ントが行われ、たとえばケア提供に関して6回の無料ウェビナー  
が開催されました。

2011年以降、[Anziani e Non Solo](#) (ANS) では家族ケアラーデー  
を推進しており、家族ケアラーの認知向上に向けたセミナー  
や会議、文化や教育的イベントを開催しています。



イタリアでは、ANSも含めて多くの団体がEurocarersの会員で  
あり、2020年10月6日を、第1回[欧州ケアラーデー](#)として認知  
しました。





## ケアラーの社会的認知（続き）



イタリア

### ヤングケアラー

最近の全国統計によると、イタリアでは39万を超える青年（15～24歳）がケア提供の役割を担っており、この年齢層全体の6.6%を占めています [IStat]。若者と関わる意思決定機関や専門職の間では、ヤングケアラーに対する認知がほとんどなく、注意も払われていません。



18歳未満のヤングケアラーについては、実践も政策もありません。 [イタリアのヤングケアラーに関する発表](#)

メンバーは、ケアラーやケアラーの問題について認知向上を図るため、個別および共同で取り組んでいます。

([詳細リンク有](#))

### チャンス・機会



無償ケアラーの定義を拡大し、2018年予算法の全面的な政策実施を改善し、地域格差を縮小させる。

イタリア国内におけるヤングケアラーの規模について更に研究を行い、ヤングケアラーへの認知や支援を行う政策を策定する。





## 経済的支援

ケアラーの経済的安定を支援したり、ケア提供による経済的なプレッシャーの軽減を図る施策。



イタリア

### 手当

在宅で障害のある高齢者にとって主な支援は「付き添い」手当 ([Indennità di Accompagnamento](#)) で、これは毎月支払われます。この手当は全国共通の施策であらゆる市民が受給でき、そこには完全に依存状態と認められた児童も含まれます。[National Institute of Social Security](#) (INPS、全国社会保障機関) から支払われるこの手当は受給者が自由に使用でき、たとえばこの手当を使って、移民による低コストの在宅支援サービスを受けることもできます。

この手当ではミーンズテスト(資力調査)は行われず、これはケアラーに支払われます。また、付加価値税を支払わずに車を購入できる場合もあります。現金手当はイタリアのGDP(支出側)の0.86%を占めていますが、その大半をこの手当が占めています。手当の狙いは、重度障害がある人の家族を支援し、また家族が要介護者をケアするのを後押しすることで、施設ケアの利用を避け公的な介護支出を減らすことです。(第1268号判決、2005年1月21日)

[家族支援バウチャー](#) (BAF、Buono assistenza familiare) は、ロンバルディア州が提供する経済的支援で、対象者は要介護高齢者の介護サービスを利用する家族となっています。金額は、家族支援者の社会保障費の50%を超えてはならず、受給者一人当たりの上限も設けられています。このボーナスの受給者はまた、家庭内の状況によって更に追加的な経済支援を受けることができ、これは家族要因 (FFL、Fattore Famiglia) に関する州政府の審議915/2018で述べられている要因やスコアを用いて測定できます。考慮する要因には、たとえば子供の数や、主な住宅でのローンの有無、家庭内での高齢者・妊婦・他の障害者や依存状態の人の有無などが含まれます

同様のプログラムは他の州(例: エミリア=ロマーニャ)でもありますが、通常は、受給資格で定められている所得の上限が非常に低いため、施策は限定的です。(詳細リンク有)

### 年金クレジット

受給資格のあるケアラーは、国の社会保険料を政府が肩代わりし、これは最長3年間適用されます。この資格を得るには、四半期ごとに援助時間をINPSに提出する必要があります。

[Disegno di Legge n. 2128](#) (2015年の家族介護者認識・支援規則) では、年金保険料が介護休暇中に支払われる (contributi figurativi)、と述べられています。金額は家事労働者の保険料に相当し、政府が支払います。期間は、要介護者である家族の重度障害が認められた時点から始まり、援助やケアの業務が実際に行われている間、適用されます。保険料の支払い期間の合計が30年となった際に早期退職年金が受け取れるよう、これは就労活動で既に支払われた保険料に追加されます。

ケアラーはまた、当初は重労働者 (lavoratori gravosi) 向けだった早期退職も利用できます。「quota 41 pension」と呼ばれる年金では、41年間の保険料支払いが求められており、これは通常、19歳になる前に保険料を12か月以上支払った労働者が対象となっています。(詳細リンク有)

チャンス・機会



障害者や病気のある人の無償ケアラーだけでなく、すべての無償ケアラーへ経済的支援を提供する。



## 仕事 & 教育

就労・学業の継続・復帰で、ケアラーが他の人と同じチャンスや機会を得られるよう、協力的な職場や教育環境を作る実践。



イタリア

### 仕事 & ケア

介護休暇を利用できるのは、重度障害の親族をケアしなければならない労働者に限定されています。

第183/2010法（第24条）では、「単独ケアラー」の原則が導入されました。つまり、世帯内で重度障害者のニーズに対応できる労働者は一人だけである、ということです。また対象となるのは、公共および民間部門の従業員のみです（自営業者や家内労働者は含まれません）。この法律ではケアラーが、以下2種類の介護休暇を利用する権利があると述べられています。

1. 短期休暇として月に3日の有給：障害者の親や近親者がこの休暇を利用でき、要介護者と同居している必要はありません。この3日分の休暇は、半日や時間単位でも利用可能で、緊急時に対応したり通院同行を行ったりできます。
2. 重度障害の子供や親族をケアするための最長2年の有給 (Congedo biennale retribuito (Congedo biennale retribuito (第151/2001法)) : この休暇では、賃金の100%が支払われますが、年間上限（インフレに応じて適宜調整）があります。利用できるのは、重度障害者と同居している親や近親者などであり、この同居要件によって有給が利用しにくくなっています。同居要件が設けられた背景には、この規制がそもそも重度障害児を持つ働く親を対象としていたという理由があります。この休暇が虚弱高齢者のインフォーマルケアラーにも適用されるようになったのは、つい最近のことです。

EU加盟国としてイタリアは、2019年のWork-Life Balance for Parents and Carers (両親および介護者のワークライフバランス) 指令で導入された権利を、2022年までに実施するよう求められています。そこには、年に5日のケアラー休暇を新たに設けたり、ケアラーへの柔軟な勤務形態を推進することが含まれます。イタリアはこの指令を完全に遵守していますが、法律では家族介護者の役割が狭く定義されています。



Provisions for the recognition and support of family caregivers Act (家族介護者認識・支援法) ではケアラーに対して、労働時間を見直したり、要介護者宅に最も近い職場を選ぶ上で優先権を得る権利を認めており、これを実現するための労働法改正をまとめています。また終末期のケアや援助で、家族ケアラーの配置や移転を支援する特定のプログラムも提供しています。

DA. L. I. A はイタリアの機会均等省が資金を提供しており、2004年から運営しています。ここでは家族や働くケアラーを支援するためのプロジェクトや介入を行っており、たとえば研修、情報、社会や職場での包摂に向けた支援、差別に立ち向かうための方策を提供しています。このプロジェクトでは、働くケアラーが仕事とケアを両立するのに役立つ優れた実践について研究や情報発信を行ったり、また働くケアラーが直面する障壁やワークライフバランスでの課題について認知度を高めることを目指しています。DA. L. I. Aではイタリア職人・中小企業全国連盟 (CNA、Confederazione Nazionale dell' Artigianato e della Piccola e Media Impresa) と協力して、働くケアラーが経験している問題について認知向上に取り組んでいます。また解決に向けた企業方針と一緒に作成するために、作業グループの立ち上げや支援を行っているほか、ケアラーである従業員を支える取り組みを行う企業を積極的に推進および支援しています。



## 仕事 & 教育 (続き)



イタリア

1946年に設立された、[Confederazione Nazionale dell' Artigianato e della Piccola e Media Impresa](#) (CNA、イタリア職人・中小企業全国連盟) は、地域最大の団体です。実際に職人や小規模企業は、大都市から小さな自治体まで幅広く存在しています。CNAはイタリア全州に存在し、また州レベルでのCNAは18か所、地域レベルでは96か所あり、1,100を超える州・地域・地方事務局では約7,500人の協力者が活動しています。

### 教育 & ケア

[Care2work project](#) (「ケア→仕事」プロジェクト) は、ヤングケアラーに特化した無料のデジタル学習プログラムです。短く楽しく魅力的でエンパワーされるこのデジタルツールは、ヤングケアラーが、家族ケア提供の経験で得た自らのスキルや能力を掘り下げるのに役立ちます。またヤングケアラーと関わる専門職向けのモジュールもあります。



[Educating to care](#) は、カステルヴェトロのロータリークラブが資金を提供し、CFP Nazareno di Carpiと共同で実施しているプロジェクトです。ここでは、病気や障害の家族のケアで大きな役割を担う児童の支援を行っています。学校との協力によって、ケアの専門家たちは以下のことができます。

- ・ 教師への情報提供：適切な研修によって教師は、早期発見や、ケアと学校活動の連携支援で重要な役割を担えます。
- ・ 生徒への働きかけ：認知向上によって仲間の生徒たちは、ヤングケアラーへ適切な支援を提供したり、ケアラーを受け入れたり、また病気や障害に伴うスティグマや偏見の克服を支援できたりします。

このプロジェクトでは、機関内の教師や指導員、教育者を対象に、初歩的な認知向上や研修プログラムを実施していきます。この認知向上プロセスは2つのグループを対象に行われ、ケア提供の意味や影響を検討します。このプロジェクトは、「Personal Path」(パーソナル・パス)と統合していく予定です。

### チャンス・機会



あらゆるインフォーマルケアラーのニーズについて、より総合的かつ包摂的に捉えるために、イタリアで利用できるケアラー休暇の範囲や定義を拡大・改善する。

コロナ禍で導入された家族支援政策(例: 障害、高齢、要介護の家族をケアおよび支援する労働者へ、月に12日までの有給(通常は3日)を付与)を拡大し、通常のプログラムに組み込む。



## 健康 & ウェル ビーイング

ケアラーの心身の健康を保ち社会的なつながりを促し、またケアラーがケアの役割以外の関心を追求めるようにする支援。



イタリア

### レスパイトケア

国レベルでのレスパイトケアはありませんが、いくつかの州では無償ケアラーへ、休工期間や休憩（休日、短期レスパイト）を提供する施策を導入しました。

ポーランドの自治体では、ケアラー支援に100万ユーロを割り当てました。[Caregiver 2020 \(ケアラー2020\)](#) プロジェクトでは、障害があったり依存状態の人へインフォーマルケアを提供している家族への、支援システムを導入しています。その一つが、2020年春に始まった電話カウンセリングサービスであり、ケアラーはそこで専門的なアドバイスや指導を受けることができます。このプロジェクトではまた、実務的な業務管理で家族を支援するために、自宅でのカウンセリングサービス実施も期待されています。

モデナ裁判所では[情報サービス](#)を提供しており、これはボランティアが運営しています。対象者は、依存していたり障害がある人をケアしており、要支援者の機能制限によって法定後見人となっている人です。

### 心理 & 社会的サポート

ANSでは、オンラインや対面で家族ケアラーグループを実施しており、日々の経験を共有する機会を提供しています。

ANSはTerre D' Argine地区に代わって家族ケアラーのピアサポートグループを運営しており、そこでは情報や案内、研修や自助のリソースなどを提供しています。自助グループでは、依存状態の成人だけでなく、障害のある児童や思春期の子供をケアする家族にも重点が置かれています。グループミーティングはファシリテーターが支援し、ケアラーたちが社会的ネットワークを構築し、孤独を乗り越え、ストレスを軽減し、問題に対応する個々のスキルをのばし、連帯や助け合いを促すのを手伝います。

ANSではまた、ヤングケアラーグループも始めました。対象は、支援を必要としている家族や大切な人をケアしている、24歳までの若者です。

[TOGETHER](#) では、ドイツ、イタリア、ギリシャおよび英国のヤングケアラーの社会的包摂や参加を支援しており、具体的には、ヤングケアラーやケア専門職が「家族全体のアプローチ」を採り入れるよう取り組んでいます。世帯の全メンバー（要介護者を含む）が、病気やケア提供についてオープンに話し合うよう後押しされます。TOGETHERの目標は、ケア提供がヤングケアラーに及ぼす悪影響を予防／軽減するとともに、ヤングケアラーのウェルビーイングや社会的包摂、地域参加を改善することです。





## 情報 & 知識

## ニーズや状況に合った形で、ケアラーをエンパワーする資源。



イタリア

様々な団体が、ケアラーへ情報や資源を提供しています。状況は州によって異なり、患者またはケアラー団体が提供しています

ANSが立ち上げた[中央オンライン情報ハブ](#)では、イタリア全国で、情報のギャップを埋めたりケアラーのニーズに応えたりしています。このウェブサイトで提供される情報は多岐にわたり、策定中の政策の状況や、ケアラーであることの意味、ケアラー自身のウェルビーイングの維持・改善方法、ケア提供・社会生活・仕事のバランスのとり方などが含まれます。

この情報ハブではまた、[オンライン研修プログラム](#)も受講でき、内容としては、ケアラーの役割やケア提供の課題、利用できるサービスやケアコーディネーションの改善策、日常的なケア提供のヒント（例：栄養、衛生、移動介助、加齢性疾患、認知症、ケアラーと要介護者のコミュニケーション、応急処置）などをカバーしています。この研修プログラムは、オンラインまたはDVDで受講でき、個人で自己学習用に活用もできますし、グループ学習でも使えます。



ANSはケアラー向けのオンライン講座として、「ALSの人への支援：基本研修」と「認知症やアルツハイマー病の患者支援コース」も立ち上げました。この講座は2011年に始まり、Moodleプラットフォームで運営されています。これまでに、2,353のアカウントが作成されました。資金は地域の協会やヘルスケア企業、ボランティア団体が提供しています。

オンライン研修は、ケアラーが自分のペースで取り組むことができます。プログラムは3つの基本モジュールから成り、合計18の単元で構成されています。各単元には、自己評価のテストが含まれています。

より詳細なモジュールでは、要介護者の病理学についてもカバーしており、ここではネットワークが選定した関連のサイトや資料、ビデオへのリンクが紹介されています。自己研修は、自助グループやクラスルーム／演習活動と統合することもでき、ここでは専門家が、自己研修で学んだ一般的な要素を具体的なケアや援助の状況に結び付けていきます。

ANSではカルピおよびコッレジジョ地区で、ケアラー向けのeラーニングや教室での研修プログラムを推進しています。

### 1 ケア提供の役割と問題

- 家族ケアラー：複雑な役割と業務
- ケアへのコミットメント：ストレスや燃えつきのリスク
- ケアでのコミュニケーションや関係性
- 高齢者の法的保護
- 病気とグリーフ
- ケアを終えた後の人生（アフター介護）

### 2 サービスの知識とケア業務の組み立て

- 地域サービスのシステム
- ケアラーと家族の支援
- 雇用主としてのケアラー
- ケア活動の組み立て
- 自宅の安全対策

### 3 日常生活の機能支援

- 食品衛生
- パワー
- 身体衛生
- 移動介助
- 高齢者の病理学
- アルツハイマー病：活動やケア関係
- 救急：応急処置

# 画期的なケアラー実践

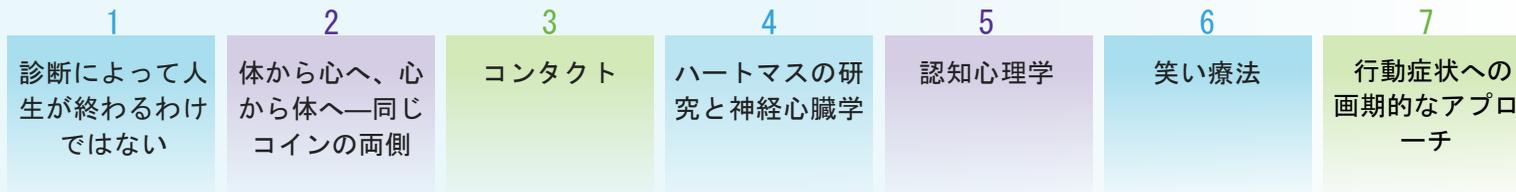


Innovative Carer Practices (画期的なケアラー実践)とは、医療と社会的ケアの統合を通じてケアラーのニーズに応える、エビデンスに基づいた政策や実践のことです。このような実践を特定および共有することで、IACOでは世界で行われている先進的な実践の認知向上や普及を進めています。[\(詳細リンク有\)](#)

## イタリアでのイノベーション

[Sente-Mente® Model](#) では、認知症となった大切な人の中核的な要素に、ケアラーが目を向けてそれを育むのを支援することを目指しています。このモデルではまず、本人を病気で定義するのではなく、その人の尊厳を守るための新しい考え方からスタートします。ケアラーが、無力感から脱して自己効力感を得たり、大切な人と有意義で共感的な関係性を維持しながら自らのウェルビーイングを向上できるよう、このモデルは支援します。

Sente-Mente® Modelは、以下7つの柱に基づいています。



このモデルの画期的な点として、たとえば以下が挙げられます。

誰もが持っている「感情を経験する能力」を重視することで、病理学重視のケアモデルを乗り越えられるようケアラーをエンパワーする。

効果的でパーソンセンタード（本人中心）のケアモデルを採り入れる。

認知症の人の中に存在し続ける内面の美しさに光を当てる。

ケアラーが、優しさと機転を持って自分自身や要介護者と向き合うことが、双方のウェルビーイングや健康を回復する第一歩であることを教える。



Anziani e Non Solo (ANS) は、2004年より社会的イノベーション部門で活動する社会的協同組合で、福祉援助や社会的包摂分野での介入、製品およびサービスのデザインや実施を重点的に行っています。

Stecy Yghemonos氏 ([Eurocarers事務局長](#)) には、専門的なご助言や本章原稿のレビューを行っていただきました。この場をお借りして感謝申し上げます。

出典：  
 - Anziani e Non Solo. [Family Caregiver 家族介護者](#)  
 - European Parliament, Directorate-General for Internal Policies (欧州議会事務局域内政策局 (2014). [The social and employment situation in Italy](#) (イタリアの社会および雇用情勢)  
 - ISTAT. (2015). [Rapporto sulle condizioni di salute e ricorso ai servizi sanitari in Italia e nell'Unione Europea](#)  
 - Boccaletti, L. (2017). 発表 - [Young carers in Italy - an overview](#) イタリアのヤングケアラー:概要

日本では家族介護者という言葉  
が最も頻繁に使われます。



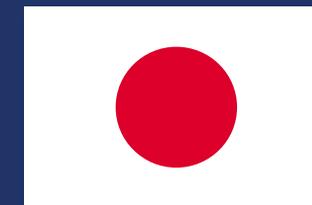
人口密度.....	347人/ km <sup>2</sup> *
都市部人口.....	91.8% *
中央年齢.....	48.4歳 *
従属人口指数.....	69 **

\* Worldometer

\*\*Wikipedia

(年少人口 [0~14歳] + 老年人口 [65歳以上]) / 生産年齢人口 (15~64歳) × 100

従属人口指数が高いほど、生産年齢人口の負担も大きい。



# 日本

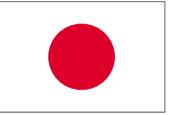
ケアラーの数 (18歳  
以上) : 6,280,000人<sup>1</sup>  
人口の5%<sup>2</sup>

1 就労構造基本調査 (2017) に基づいた推計。15歳以上対象。

2 日本の人口 (2020年) : 126,397,022 (Worldometer)

## ケアラーの社会的認知

要介護者のウェルビーイング、地域力、社会全体、そして経済的な繁栄で、ケアラーが果たす中心的な役割について、recognition（社会的認知度）を向上させる政策やプログラム。



日本

### 法律

ケアラーの権利や生活に特化して言及した法律はありません。

2020年3月に日本の47都道府県の一つである埼玉県（日本の47都道府県の一つ）で、ケアラーへの支援を体制として構築すべく、日本初の[埼玉県ケアラー支援条例](#)が成立しました。

2020年に成立した埼玉県ケアラー支援条例には、家族介護者である未成年者を支援するための具体的な規定が含まれています。[（詳細リンク有）](#)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が2005年に制定されましたが、虐待防止の観点からの養護者支援にとどまっておらず、十分な介護者支援の施策とはいえないものです。

### ヤングケアラー

2020年3月に埼玉県が制定したケアラー支援条例では日本の児童福祉法上の児童にあたる17歳以下を「ヤングケアラー」としました。

県は教育の機会と健全な成長を保障し、自立を促進するためにヤングケアラーを支援しなければならないとケアラー支援条例に規定しました。

厚生労働省は2020年12月に家族のケアを常時している子供の状況を把握するため、高校などの機関を対象に「全国ヤングケアラー調査」の実施を計画中です。

### 社会的認知

2018～2019年の参議院予算委員会・厚生労働委員会において、介護者支援に関する議論がありました。

2019年に策定された「認知症施策推進大綱」において、「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」が5つの柱の一つに位置付けられました。[（詳細リンク有）](#)

日本ケアラー連盟は、デンマークのケアラー憲章を翻訳するなど、諸外国の動向を参考にしながら、ケアラー支援に関する[ビジョン](#)をより明確にしています。

国で定めた「家族介護者の日」はありません。

### チャンス・機会



日本ケアラー連盟は、国のケアラー支援法制定に向けて啓発活動を引き続き行っています。

同連盟は、家族介護者の社会的孤立の問題にも対応しており、2020年の社会福祉法が改正により取り組まれる予定の総合相談（ワンストップサービス）の中に、ケアラー支援を位置づけるようロビー活動をしています。

同連盟は、埼玉県でケアラーをシステムで支援するために制定された条例が他の都道府県や市町村でも制定されるよう働きかけをしています。



2017年の時点で、15-19歳の37100人が普段介護が必要な人をケアしています。

最近発表された埼玉県の調査では高校生の20人に1人は家族等をケアしています。[（詳細リンク有）](#)



## 経済的支援

ケアラーの経済的安定を支援したり、ケア提供による経済的なプレッシャーの軽減を図る施策。



日本

家族介護者を特定した税額控除はありません。介護保険制度のなかで一定の医療費控除の仕組みがあります。これらの控除は介護サービス受給者からの請求となります。 [\(詳細リンク有\)](#)

### 介護休業給付：

従業員が介護のために休業する場合に、給与の67%(2016年に40%からアップ)が介護休業給付金として支払われます。 [\(詳細リンク有\)](#)



介護離職者の8割は女性です。

ケアラーは再就職にも困難があり、生涯にわたって経済的な不利益を被っています。

(統計局2017年就業構造基本調査)

### チャンス・機会



日本ケアラー連盟は、最低限の権利保障として、介護休業中の社会保険料の支払い免除が必要と考えています。

国際ケアラー組織連盟  
(IACO, International Alliance of Carer Organization)によると、無償のケアの提供は世界中で最も重要な社会的、経済的課題の一つです。

人口の高齢化に伴い、無償のケアラーはグローバルな経済的価値のある重要な役割を担い続けることとなります。





## 仕事 & 教育

就労・学業の継続・復帰で、ケアラーが他の人と同じチャンスや機会を得られるよう、協力的な職場や教育環境を作る実践。



日本

### 仕事 & ケア

2016年に閣議決定された「[ニッポン一億総活躍プラン](#)」において「介護離職ゼロ」が重点課題の一つとなりました。 [\(詳細リンク有\)](#)

育児介護休業法により93日まで、継続的にあるいは3回まで分割して介護休業を申請できます。 [\(詳細リンク有\)](#)

介護者はまた、3年で2回まで所定労働時間の短縮の措置や残業の制限の措置を得られます。 [\(詳細リンク有\)](#)

介護が必要な人1人に対して年間5日の[介護休暇](#)が取得できます。

事業主は休業の取得を拒むことができません。

さらに、均等法に関連して、企業は育児休暇や介護休暇をとりにくくしている上司や同僚の対応を改善する取り組みの措置を確立しなければなりません。

企業は子供や家族のケアをする従業員を支援する措置を確立しなければなりません。

介護離職ゼロの取組みの一つとして、「[介護離職ゼロのポータルサイト](#)」（厚生労働省のホームページ内）、仕事と介護の両立支援に取り組む企業を支援するための「両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）」、「[介護支援プラン](#)」の策定支援などがあります。



仕事を辞めることなく、働きながら要介護状態の家族の介護等をするために、介護休業制度、介護休暇制度、所定外労働の制限（残業免除）、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮等の措置、不利益取扱いの禁止、介護休業等に関するハラスメント防止措置などの、[育児・介護休業法](#)に基づく制度が利用できます。

### 教育 & ケア

埼玉県のケアラー支援条例では県内の学校や教育委員会に教育の機会を高めるためヤングケアラー支援をするように定めています。

同条例では県はヤングケアラー支援の計画をたてます。

担任や他の担当者の面談、家庭訪問、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーその他関係者間の情報共有などの支援が考えうる今後の手立てとしてあげられます。 [\(詳細リンク有\)](#)



## 健康 & ウェルビーイング

ケアラーの心身の健康を保ち社会的なつながりを促し、またケアラーがケアの役割以外の関心を追求できるようにする支援。



日本

### 休息 & レスパイトケア

ケアラーアセスメントは実施されていません。ケアラー自身を対象としたレスパイトケアはありません。

介護保険制度の要介護者向けサービス（ショートステイ、デイサービス、訪問介護など）がレスパイトケアとしての機能の一部になっています。

これらのサービスのアクセスと利用可能性に地域格差が生じています。



### 心理 & 社会的サポート

介護保険法に基づいて設立された地域包括支援センターが地域支援事業の総合相談として家族介護者への支援事業を行っています。

2018年に厚生労働省は『市町村・地域包括支援センターのための 家族介護者支援マニュアル 一家族介護者の人生の支援』を作成しました。

認知症の家族介護者を対象とした相談支援が提供されています。

いくつかの先駆的な地域では、ケアラー支援組織がケアラーカフェを運営しています。



### チャンス・機会



いくつかの自治体では独自に、介護者の心の相談や相談支援を実施しています。日本ケアラー連盟では、これらの施策の全国への波及を目指しています。



IACOの2018-2022年の戦略計画では、ケアラーに対する認知度と認識を向上させる、ケアの影響の理解を高める、ケアラーのための行動に関する国際的な戦略とコミットメントを作成する、キャパシティ・ビルディングを促進するの4つの戦略的重点課題を示しています。



# 情報 & 知識

ニーズや状況に合った形で、ケアラーをエンパワーする資源。



日本

高齢・障がいなどの領域ごとに厚生労働省や自治体HP・パンフレットなどで情報はありますが、ケアラーを対象にケアラーが必要な情報が簡単に得られる状況とはなっていません。

いくつかの自治体では家族介護者を独立した領域として対応している場合もありますが、十分ではありません。

日本ケアラー連盟では、ケアラーを応援し、基本的な情報を提供するための「ケアラー手帳」や、「あなたの街のケアラー支援ガイド」を発行しました。



## チャンス・機会



ケアラーの情報提供の体制は不十分な状況にあります。

日本ケアラー連盟は、高齢者介護に関する情報だけでなく、ヤングケアラーも含め多様なケアラーに柔軟に対応した情報提供体制の構築にむけて国・県・自治体・企業などに働きかけていきたいと考えています。

IACOはケアに必要な人を尊重しながら、ケアラーがケアに必要な人、医療や社会システム、そして社会にエッセンシャルな役割を担っていることに対するグローバルな理解と認識を深めるために、強固で不可欠なケアラー組織のネットワークを構築しています。



# 画期的なケアラー実践



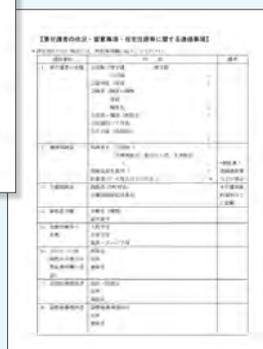
Innovative Carer Practices (画期的なケアラー実践) とは、医療と社会的ケアの統合を通じてケアラーのニーズに応える、エビデンスに基づいた政策や実践のことです。このような実践を特定および共有することで、IACOでは世界で行われている先進的な実践の認知向上や普及を進めています。 [\(詳細リンク有\)](#)

## 日本でのイノベーション

新型コロナウイルス感染症をきっかけに、ケアラーが感染隔離等緊急時にケアを代替者に引き継ぐための「[ケアラー緊急引継ぎシート \(ケアラーのバトン\)](#)」を作成・公表しました。

新型コロナウイルス感染症とケアラー支援に関する日本ケアラー連盟の政府への要請の結果、[厚生労働省の新型コロナQ&Aのサイト](#)に、全国の[地域包括支援センター](#)一覧を含む、家族介護者用の情報サイト項目が追加されました。

日本ケアラー連盟は、ケアラー緊急引継ぎシートは平時でも必要なものであることから、平常時にも使えるよう改良を重ねています。



日本ケアラー連盟(2010年設立)は家族介護の問題への国民の関心を高め、ケアラーの抱える問題を社会的に解決し、支援するために設立されました。

同組織はケアの必要な人もケアラーも困ることなく暮らせる社会を目指しています。日本ケアラー連盟はアドボカシー、調査研究、啓発、ケアラーへの情報と助言の提供、政策提言、自治体条例化・法制化によってこれを達成しようとしています。

日本ケアラー連盟にはヤングケアラー支援のためのヤングケアラープロジェクトがあります。

山口麻衣氏(日本ケアラー連盟理事)には、専門的なご助言や質問へのご回答および本章原稿のレビューを行っていただきました。この場をお借りして感謝申し上げます。

出典:

- Baker & McKenzie. (2016). [Amendments to the Child and Family Care Leave Act and the Equal Opportunity Act.](#)
- Ikeda, S. (2017). Family Care Leave and Job Quitting Due to Caregiving: Focus on the Need for Long-Term Leave. *Japan Labour Review*, 14(1), 25-44..

ニュージーランドでは、Carer（ケアラー）という言葉が最も頻繁に使われます。ケアラーとは、障害や症状、または病気のため、日常生活で支援が必要な友人、家族、whānau（拡大家族）および aiga（家族）をケアする人のことです。

人口密度.....	18人/ km <sup>2</sup> *
都市部人口.....	86.9% *
中央年齢.....	38歳 *
従属人口指数.....	55.8 **

\* Worldometer  
\*\* (Wikipedia)

(年少人口 [0-14歳] + 老年人口 [65歳以上]) / 生産年齢人口 (15-64歳) × 100。  
従属人口指数が高いほど、生産年齢人口の負担も大きい。



# ニュージーランド

ケアラーの数：  
430,000人以上<sup>1</sup>  
人口の10%<sup>2</sup>

<sup>1</sup> NZ Census 2018

<sup>2</sup> ニュージーランドの人口 (2020年) : 4,829,948 (Worldometer)

# ケアラーの社会的認知

要介護者のウェルビーイング、地域力、社会全体、そして経済的な  
 繁栄で、ケアラーが果たす中心的な役割について、  
 recognition (社会的認知度) を向上させる政策やプログラム。



ニュージーランド

## 法律

ニュージーランドには、ケアラーを認識したりケアラーへの認識を促したりする特定の法律はありません。

2008年のケアラー戦略では、政府によるケアラーのビジョンが提示されました。

「ニュージーランドは、日常生活で援助を必要とする人を支援する個人、家族、whānauおよびaiga1を大切に  
 する社会です。」

このビジョンを実現するためにケアラーは、家庭生活、社会活動、仕事および教育に参加する選択肢や機会を得る必要があります。またケアラーに影響を及ぼす決定を行う際には、本人の声に耳を傾ける必要があります。

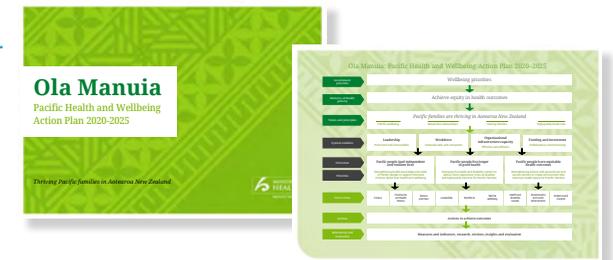
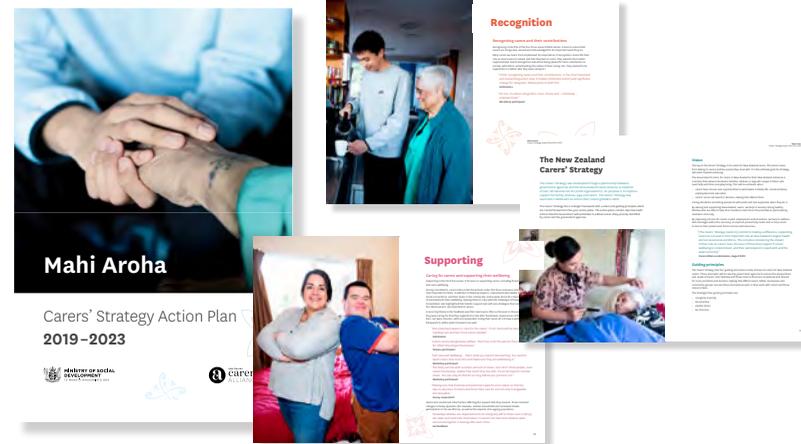
New Zealand Carers' Strategy Action Plan (ニュージーランドケアラー戦略行動計画) 2014-2018 および、最近では新たな the new Mahi Aroha: Carers' Strategy Action Plan (ケアラー戦略行動計画) 2019-2023 で、以下を含めた優先目標が挙げられています。

- ・ケアラーの健康とウェルビーイング
- ・仕事・生活・ケアの役割のバランスに向けた情報や支援へのアクセス
- ・ケアラーの役割に対する認知向上

ヤングケアラーは、政府の戦略で優先的なグループとなっており、また2019—2023年の行動計画では、研究、政策策定および具体的な施策にヤングケアラーを含め、彼（女）らが支援を受けやすくなるようにすることを明示しています。

他にも様々な政府の戦略が、ケアラーの認知向上とつながり  
 があります。家族介護と関連のある戦略にはたとえば、NZ Disability Strategy and Action Plan (ニュージーランド障害戦略および行動計画)、Better Later Life-He Oranga Kaumatua (より良い高齢期) 2019-2034、Ola Manuia: Pacific Health and Wellbeing Action Plan (太平洋地域の健康およびウェルビーイング行動計画) 2020-2025が含まれます。

2000年のNew Zealand Public Health and Disability Act (ニュージーランド公衆衛生および障害法) は、給付政策という点で、ケアラーに関係しています。



IACOでは知識移転を促進しているほか、ケアラーのニーズを支援する総合的な政策やプログラムに向けて働きかけています。 (詳細リンク有)





## ケアラーの社会的認知 (続き)

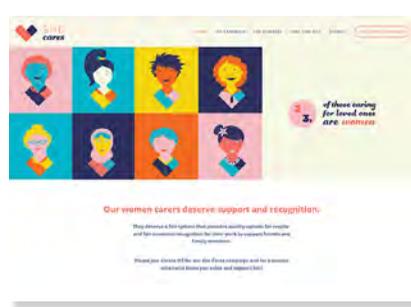


ニュージーランド

### 社会的認知

[Carers New Zealand](#) (Carers NZ)と[Carers Alliance](#)は2021年、ニュージーランドで初めてのケアラー週間を企画しており、全国的なイベントを予定しています。

[She Cares](#)は、Carers NZが主催しているウェブ上のキャンペーンで、ケアの役割における女性への認知向上に取り組んでいます。キャンペーンのサイトでは、国内の素晴らしい女性ケアラーたちの実話に加え、Carers NZのウェブサイトやFacebookページで紹介されている「小休憩」の取り方について役立つヒントも掲載しています。



[CareWise](#)は、ケアラーフレンドリーな職場づくりを推進するためのプログラムと認知向上キャンペーンです。ここでは雇用主を支援するために、使いやすいヒントやツール、提案を紹介しています。



これまでのキャンペーンではたとえば、ケアラーの「ウェルビーイング年」を企画し、毎月テーマを決めて、ケアラー自身のケアを行うよう気づきを促しました。

### ヤングケアラー



ニュージーランドでは15~24歳の人のうち、8%がヤングケアラーです(2018年国勢調査)。

Young Carers NZ (YCNZ)は、ケアの役割を担う24歳までの児童や若者のネットワークであり、Carers NZはYCNZの法的な包括組織です。このネットワークは、元ヤングケアラーやヤングケアラーの諮問委員会が主導しており、主に[Young Carers NZのFacebookページ](#)を通じてソーシャルメディアでつながっています。

Carers NZでは、ヤングケアラーと関わる専門職や親、そしてヤングケアラー自身向けの資料を、印刷版とウェブ版で作成しました。諮問グループが、このネットワークの活動運営を支援しており、中にはたとえばイベント、情報、オンラインでの集まり、若者によるケア提供への認知向上を図るメディア露出などが含まれます。(詳細リンク有)

YCNZでは、ニュージーランドのヤングケアラーについてプロフィールを作成するために、[Saul Becker](#)のMultidimensional Assessment of Caring Activities (MACA、ケア活動の多面的評価)調査ツールを採用しました。

### チャンス・機会



Carers NZとCarers Allianceは、ニュージーランドの将来的な方向の参考とするために、グローバルなケアラー法を精査するよう政府に働きかけてきました。

ケアラーの認知向上は、戦略的および政治的な目標です。社会、政府および保健福祉サービス全体を通じて、ケアラーを独自の大きなグループとして捉えるよう考え方を転換する必要性を、Carers NZでは認識しています。主要な機関でケアラー担当の「長」を任命したり、またおそらく「ケアラー大臣」を任命する必要があります。このような転換を行うために、ケアラー運動は新たにかなりの努力を行う必要があります。実現するには何年もかかるかもしれません。他国の経験が参考となるでしょう。

ニュージーランドのヤングケアラーに関する情報が、2022年に発表される予定です。これにより、特にMACAツールを使っている他の国と比較できるようになります。



## 経済的支援

# ケアラーの経済的安定を支援したり、ケア提供による経済的なプレッシャーの軽減を図る施策。



ニュージーランド

ニュージーランドは2013年、世界でもかなり早い段階で、ケアラーの役割を認識する給付を導入しました。これは家庭状況による給付の差別撤廃を求めて、家族が主導し、長年にわたって人権および裁判での働きかけを行ってきた成果です。

[Resident Family Care \(在住家族ケア\)](#) は、重度以上の支援ニーズがある人のケア提供者が対象です。Carers NZとCarers Allianceが代々の政府にロビー活動を行って、受給資格がより公平となるよう政策改善を求めており、最近の変更では、配偶者や16~18歳のヤングケアラーが受給できるようになりました。給付金額は現在、公式な支援職と同程度です（それまでケアラーへの給付金額は、最低賃金でした）。給付には資産調査やミーンズテスト（資力調査）は行われません。[（詳細リンク有）](#)

多くの支援を提供することで雇用労働が難しい人は、ケアラーへの給付に加え、[Supported Living Payment \(SLP、生活支援給付\)](#) を受給できます。これはミーンズテストや資産調査が行われるため、あまり多くのケアラーが使えるものではありません。配偶者は、SLPを受給できません。[（詳細リンク有）](#)

[Carer Support Subsidy \(ケアラー支援補助金\)](#) は、障害者や高齢者、慢性疾患のある人、メンタルヘルスの問題がある人をケアする多くの人たちに提供されています。多くのケアラーにとって、これが唯一の公的支援となっています。現在は、ケアラーがレスパイトサービス（在宅、施設、またはサービスベース）利用に役立てるために、日額で支払われる少額の給付となっていますが、利用規則が厳しいため、この補助金はケアラーからあまり好まれていません。



## チャンス・機会



ニュージーランドでは現在、ケアラー手当もなく、ミーンズテストなしの資金もありません。ユニバーサル・ベーシック・インカム (UBI) に関する議論が、現在行われています。UBIは、ケアラーであることも含めて支援ニーズの理由に関わらず、ケアラーを含むすべての市民に経済的支援を提供するというものです。

さらなる検討が必要な事項として、無償ケア提供で女性に頼りすぎるのは不公平である、という問題があります。ニュージーランドでは、女性がケアラー全体の2/3を占めています。そしてこの国ではケアラーが配偶者の場合、SLPを受給できません。このような経済的支援のバリアは、女性にとって重要な問題です。

IACOでは、国際的なパートナーシップやグローバルなアドボカシーを構築して、ケアラーの声を強化し大切にしています。[（詳細リンク有）](#)





## 仕事 & 教育

就労・学業の継続・復帰で、ケアラーが他の人と同じチャンスや機会を得られるよう、協力的な職場や教育環境を作る実践。



ニュージーランド

### 仕事 & ケア

ニュージーランドでは、ケアラーのほぼ90%が働く世代（15～65歳）ですが、Carers NZによるCOVID-19調査では、パートタイムまたはフルタイムで仕事ができるケアラーは、わずか39%でした。

Carers NZが開発し、社会開発省が資金を提供している [CareWise](#) は、雇用主がケアラーフレンドリーな職場づくりを行うのを支援するプログラムです。これは2020年5月に立ち上がり、雇用主へ無料で提供されています。CareWiseでは、広く一般的なコミュニケーションと雇用主向けのコミュニケーションを通じて、雇用主と働くケアラーの両方に向けて、仕事とケアのバランスに関する情報や知識を提供しています。雇用主は、ケアラーフレンドリーな職場づくりにコミットする意思を示すと、ダウンロード可能なツールにアクセスできます。CareWiseの参加雇用主は、自組織のあらゆるレベルの仕事へ、ケアラーが自由に応募できるようにすることが求められます。

The New Zealand Carers Strategy Action Plan (ニュージーランドケアラー戦略行動計画) 2019-2023では、ヤングケアラーへの柔軟な学習、研修、教育機会を支援するようコミットしています。またこの計画では、スキルや経験を、研修や資格、雇用で考慮できる方法づくりにも取り組んでいます。

[Employment Relations Act Part 6AA Flexible Working \(雇用関係法パート6AA 柔軟な働き方\)](#) の下でニュージーランドの人びと（ケアラーを含む）は、柔軟な勤務形態を要請する権利があります。COVID-19によって、あらゆる業界で柔軟な働き方の受け入れが加速しました。これによって、ケア提供で柔軟な働き方や在宅勤務が必要な人たちに、新たな雇用機会がもたらされるでしょう。

### 教育 & ケア

Carers NZは [Student Volunteer Army \(SVA\)](#) と連携して、ヤングケアラーが友人や家族へ提供する支援の認知に取り組んでいます。[SVA学校ボランティアプログラム](#) では生徒が、友人や家族の支援に費やした時間を記録でき、その重要な役割を評価されます。若者によるケア提供は、SVAプログラムでユニークな支援カテゴリーであり、現在は国内中等学校の大半が参加しています。

[CareWise](#) プログラムのアウトカムの一つとして、働き始めて間もないヤングケアラーを支援するための、情報やパートナーシップが構築されているところです。Carers NZではまた学校や高等教育機関と協力して、ケア提供が若者の学習に及ぼす影響についてこれらの機関が理解を深めたり、就職準備にあたってヤングケアラーを支援するための実務的な対応を行えるよう取り組んでいます。



### チャンス・機会



ケアラーが以下のことをできるよう支援するために、Carers NZでは現在、ワークライフバランスを最優先事項に掲げています。

- ・仕事を続ける
- ・自分の選択肢を理解する
- ・利用できる支援を見つける
- ・ヤングケアラーが利用できる選択肢を決める



## 健康 & ウェル ビーイング

ケアラーの心身の健康を保ち社会的なつながりを促し、またケアラーがケアの役割以外の関心を追求できるようにする支援。



ニュージーランド

### レスパイトケア

レスパイトは、Carers AllianceのNGO連合会で優先事項の一つとなっています。この課題は、2019年に政府へ出された報告書「Respite in New Zealand: We must do better」(ニュージーランドのレスパイト：改善が必要)で取り上げられました。[\(詳細リンク有\)](#)

レスパイトの支援やサービスは、[Needs Assessment and Service Coordination \(NASC、ニーズアセスメントおよびサービス調整\)](#) 団体が割り当て、保健省が資金を提供しており、以下が含まれます。

- ・ [ケアラー支援](#)
- ・ [個別資金](#)
- ・ 家族whānau在宅支援(「Buddy」(仲間)または支援ワーカーが週に数時間提供)
- ・ レスパイトハウスや他の施設での滞在

各地域では、様々なレスパイトの選択肢があります。サービスや連絡先情報のリストは、保健省を通じて入手できます。[\(詳細リンク有\)](#)

[Carer Support \(ケアラーサポート\)](#) は、レスパイトケアで支援者の雇用コストを返済する補助金です。対象者はフルタイムのケアラーであり、その定義は、障害者への無償ケア提供時間が1日4時間を超える人となっています。金額は、ケアラーや要介護者のニーズによって異なります。資金の支払者について見ると、加齢に伴う支援ニーズや、メンタルヘルスおよび長期的な疾患のある人は、地域の衛生局を通じて支払われ、また障害者は保健省を通じて支払われます。

[I Choose \(私の選択\)](#) は、柔軟性を増したCarer Supportであり、これは導入予定でしたが延期され、一方で持続可能な実施計画が作成されています。この重要な変更により、レスパイトの選択肢で柔軟性が向上するほか、資金の口座振り込みが可能となり、また記入書類も減少します。

進展中の柔軟な資金モデル(レスパイトを含む)では、ケアラーが十分な情報を得て、また処遇や資金で公平に扱われるようにする必要があります。またニュージーランドのCarer Support補助金を個人予算へ移行させ、利用者が有意義な休息を取れるように、商品やサービスを購入できる柔軟性を持たせる必要があります。



LoseとTita。写真家Terry Winn氏の全国Caring Momentsコレクションより。

ケアラーを認識し支援するために、IACOではGlobal Carers Strategy and Action Plan(世界ケアラー戦略および行動計画)の策定と推進を通じて世界的な運動を促進していきます。[\(詳細リンク有\)](#)



## 健康 & ウェルビーイング (続き)



ニュージーランド

### 心理 & 社会的サポート

Carers NZでは、ケアラー向けの資料や活動の大半が、オンラインまたは0800 (フリーダイヤル) のヘルプラインを通じて行われます。以下に支援内容の例を紹介します。

ヘルプライン：営業時間内で電話での支援を行い、個別の問い合わせに答えたり、また必要に応じて他の支援サービスへ紹介したり指導を行ったりします。

Eメールホットライン：Carers NZでは、年中無休でインターネットを通じた問い合わせが増えています。内容は、情報の依頼もあれば、複雑なケースで保健福祉機関との集中的な働きかけが必要な場合もあります。

ウェルビーイングの資料：ケアラーにとって重要な幅広いトピックについて、情報や資料を紹介しています。たとえば[Time Out Guide \(小休止ガイド\)](#) や [MeetUps Toolkit \(集まりの場づくりツールキット\)](#) などがあり、両方ともCarers NZのウェブサイトから無料でダウンロードできます。



ほかの例として、[Take 1 Minute Take 5 \(ちょっと休憩\)](#) では、ウェルビーイングのオーディオや瞑想エクササイズ、楽しいビデオなど、ケアラーが様々なメニューから選べます。また、ストレッチバンドを使ってケアラーが15分でできる運動プログラム ([Strength for Life](#)) や、ストレッチやリラクゼーション方法などウェルビーイング関連のオーディオや動画 ([Stretch Focus & Relax](#)) もあります。さらに、休憩やレスパイトの休息を計画するのに役立つプランナーも、ダウンロードできます。

[Supporting people to move at home \(在宅での移動支援\)](#) は、スタッフやケアラーのケガ防止に対応する無料ガイドで、印刷版とウェブ版があります。このガイドはHome and Community Health Association とCarers NZが作成し、Accident Compensation Corporationが資金を提供しました。



### チャンス・機会



ニュージーランドでは、「individualised funding」(個別資金) が強調されるようになっており、これによって、ケアラーや要介護者の支援に割り当てられる資源の使用方法について、選択肢が広がります。報告書「[Flexible Funding To Support Disabled People and Their Families \(障害者やその家族支援に向けた柔軟な資金\)](#)」では、現在の柔軟な資金アプローチの範囲や推計コストについて、参考となる情報を提供しています。

「現実世界」のイベントや物理的な活動に参加しづらいケアラーにとって、影響を及ぼす手段として、Carers NZでは2021年、1万5000のFacebook登録者数を倍増させる予定です。



## 情報 & 知識

ニーズや状況に合った形で、ケアラーをエンパワーする資源。



ニュージーランド

### 情報

情報パック：これは、Carers NZに加入する個別のケアラーに提供されるほか、Carers Allianceの団体や他の地域ネットワークへまとめて配布されます。このパックは、デジタル版と印刷版があります。パートナーは、自組織ネットワークのケアラーへこの情報パックを配布する前に、独自の資源を加えてアレンジできます。

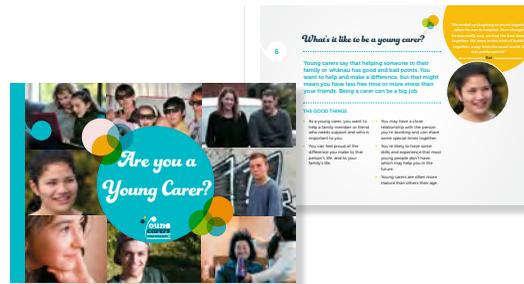
アドボカシー：ケアラーが可能な限りタイムリーで十分な支援を得られるよう、働きかけています。これは、保健福祉サービスや政府機関、また[Needs Assessment and Coordination Services \(ニーズアセスメントおよび調整サービス\)](#) (ニュージーランドで公的資金を使って行われるすべてのケアラー向けサービスの入り口) と共に行われます。

ソーシャルメディア：[www.facebook.com/carersnz](http://www.facebook.com/carersnz)や[www.facebook.com/youngcarersnz](http://www.facebook.com/youngcarersnz)で、ケアラーの活発なコミュニティが提供されています。

eニュースおよびアラート：定期的なeニュースレターは約1万2000人に配信され、これは他のネットワークが自分たちのケアラーメンバーと共有します。全体としてネットワークの規模は5万件ですが、そのうち郵送での情報受け取りを希望するのは、わずか700件です。



wecare.kiwi：これはパンデミックで、ケアラーや高齢者、障害者、またコロナ禍で支援や話を聞いてくれる人を必要とするすべての人びとへの対応として設立されました。そして活動は、人びとをつなぐことを長期的な目標とした取り組みへと拡大し、多くのケアラーが経験する孤立の軽減を目指しています。



冊子「[Are you a Young Carer?](#)」(あなたはケアラー?)では、ヤングケアラーの活動、意味、ヒントや支援リソースなどに関する情報が掲載されています。

### 教育 & 研修

アクセスしやすく手頃な価格のテクノロジーによって、ケアラーが学び、共有し、つながる新たな方法ができています。COVID-19で、このようなツールの利用や関心が加速し、たとえば多くのケアラーは現在、つながる方法としてZoomになじんでいます。

[CareWise](#)を通じてケアラーは、自分たちの教育や研修の選択肢について知ることができます。たとえばケアラーにとって経済的なメリットがあり、ケア提供についても知識を深められる、公的資金での新たなプログラムなどがあります。

Carers NZのCEOは、年に4回「[Family Care](#)」という雑誌を発行しており、これは国内で広く読まれています(7万5000人以上)。1996年以来これは、信頼される情報や支援ソースとなりました(あるケアラーは、この雑誌を「背中に置くクッション」と表現しています)。現在は、グローバルな「[Family Care World](#)」(電子版のみ)を検討中です。



ケアラーが自らの権利や選択肢(たとえば選挙)について理解するための支援が、Carers NZの定期的な情報キャンペーンの役割です。

### チャンス・機会



ニュージーランドでは、ケアラーの役割をインフォーマルに支援するための体系的なケアラー教育がありません。過去のCarers' Strategy Action Plans (ケアラー戦略行動計画)では、これが優先事項となっていました。したがって、政権が変わったことで、全国で一貫したケアラー向けの学習プログラム構築ができなくなりました。

ケアラーは、レスパイトや給付など、自分たちが関心のあるトピックについて詳細な情報を強く求めています。メディアやコミュニケーションを充実させて、ケアラーへ豊富なコンテンツを提供するよう、取り組みが進んでいます。たとえばCarers NZが主催するポッドキャストが、2021年に開始する予定です。

数年ぶりのケアラー会議は、COVID-19のため延期されました。ケアラーの集まりを主催したり、他の機関が主催するイベントに参加する新たな方法を、検討する必要があります。COVID-19によってこのような対応は、パンデミック以前よりも早急に必要となりました。

# 画期的なケアラー実践



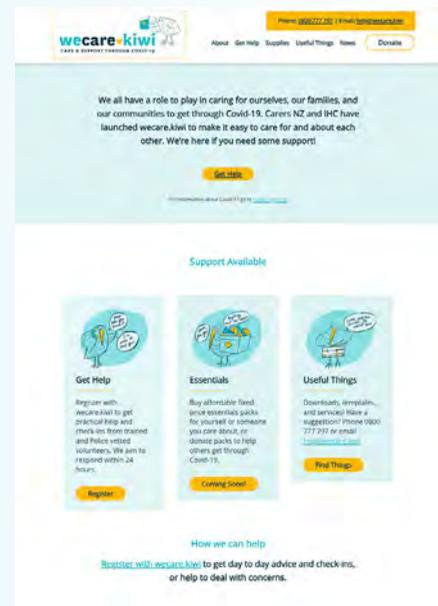
Innovative Carer Practices (画期的なケアラー実践)とは、医療と社会的ケアの統合を通じてケアラーのニーズに応える、エビデンスに基づいた政策や実践のことです。このような実践を特定および共有することで、IACOでは世界で行われている先進的な実践の認知向上や普及を進めています。[\(詳細リンク有\)](#)

## ニュージーランドでのイノベーション

[wecare.kiwi](#) : Carers NZは数々のNGOと協力して、パンデミック発生への迅速な対応としてwecare.kiwiを立ち上げました。この使いやすいオンライン情報ソースでは、ケアラーや一人暮らしの人、障害者、慢性疾患がある人、あるいは無力感を覚えるあらゆる人がウェブサイト登録でき、連絡を取ったり、実践的な支援や楽しく気持ち上がるグッズを得たりします。

実務的な支援は、パートナー慈善団体であるIHCの全国ネットワークを通じて提供しており、ここでは警察の身元調査をパスしたボランティア(3,000人以上)が活動しています。IHCはニュージーランドで最も歴史があり最大の慈善団体であり、ここでは人びとが初期のロックダウンを乗り切るのを援助するために、パンデミック資金の一部を使って楽しいグッズなどの提供支援を行いました。

Carers NZはIHCと共にwecare.kiwiを長期的に続け、孤立したケアラーがお互いつながり合え、友人や地域の楽しいイベントを見つけられ、Zoomウェビナーに参加できるよう支援しています。wecare.kiwiのサービスとして、ケアラー向けのポッドキャストを現在計画中です。



Carers New Zealand (1995年設立)は、家族やwhānau およびaigaのケアラーを支援する国の最高機関です。ここでは5万を超えるケアラーやパートナー団体の直接的なネットワークを支援するほか、50か所近くある全国非営利団体が集まるNZ Carers Allianceの事務局として、役割を担い続けています。

Alliance全体で、何万にもわたるニュージーランドのケアラーを代表しており、様々な年齢や民族のほか、メンタルヘルス、障害、緩和ケア、長期で慢性的な症状など健康面でも多様なメンバーがいます

Carers NZとAllianceでは現在、優先事項として、公平で信頼でき全国的に一貫したレスパイト、排せつ支援およびケアラー給付システム、ならびに新しい柔軟な資金モデルにおけるケアラーの適正評価を挙げています。働く世代のケアラーやヤングケアラーへの支援を保証することも、さらなる重点事項となっています。

Laurie Hilsgen氏(Carers NZ CEO)には、専門知識のご提供、質問へのご回答および本章原稿のレビューを行っていただきました。この場をお借りして感謝申し上げます。

- 出典:
- New Zealand Ministry of Health (ニュージーランド保健省). [ウェブサイト](#).
  - New Zealand Ministry of Social Development (ニュージーランド社会開発省). [ウェブサイト](#).
  - Parliamentary Counsel Office (議会法制局).
  - New Zealand Legislation (ニュージーランドの法律). [ウェブサイト](#).
  - Sapere. [ウェブサイト](#).

スウェーデンでは、Carer（ケアラー）という言葉が最も頻繁に使われます。ケアラーとは、長期的な病気、障害、および／または虐待に苦しむ人々へ、精神的や実務的な援助、支援、ケアを提供する家族、親しい友人、パートナーまたは近隣者のことです。



人口密度..... 25人/km<sup>2</sup> \*  
都市部人口..... 88.2% \*  
中央年齢..... 41.1歳 \*  
従属人口指数..... 61.2 \*\*

\* Worldometer  
\*\* Wikipedia

(年少人口 [0-14歳] + 老年人口 [65歳以上]) / 生産年齢人口 (15-64歳) × 100 (2020年現在)。  
従属人口指数が高いほど、生産年齢人口の負担も大きい。



# スウェーデン

ケアラーの数 :  
1,300,000人<sup>1</sup>  
人口の12.8%<sup>2</sup>

1 [Swedish Family Care Competence Centre](#)

2 スウェーデンの人口 (2020年) : 10,107,657 (Worldometer)

## ケアラーの 社会的認知

要介護者のウェルビーイング、地域力、社会全体、そして経済的な  
 繁栄で、ケアラーが果たす中心的な役割について、  
 recognition（社会的認知度）を向上させる政策やプログラム。



スウェーデン

### 法律

スウェーデンでは、ケアラーのみに特化した法律はありません。

1982年のSocial Services Act(社会サービス法)は、年齢や障害の種類に関わらずすべての要介護者をカバーしており、その責任は自治体に課されています。この法律では2009年以降、自治体(コミュニティ)がケアラー支援を行うよう定めていますが、18歳未満のケアラーについては明確に言及していません。

The Act on Support and Service for Persons with Certain Functional Impairments (LSS、一定の機能障害をもつ人々に対する援助とサービスに関する法律)は、アクセシビリティ、影響、参加、自己決定、総合的視点および継続性という基本原則に基づいており、人々の生活状況や社会への完全参加における平等の推進を目指しています。活動は、個人の自己決定と尊厳の尊重に基づいていなければなりません。

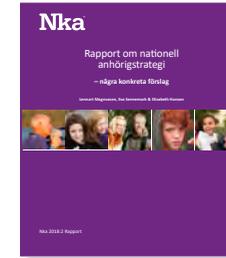
Health Care Act(保健医療法)では2010年以降、医療従事者が児童に対して、近親者として働きかけ情報や支援を提供するよう義務付けています。この児童とは、精神疾患、重度の身体障害またはあらゆる薬物依存のある親の子ども(18歳以下)を指します。

医療従事者はまた、親やほかの成人同居者を予期せぬ形で亡くした児童に対しても、支援を行わなければなりません。



### 社会的認知

Minister of Health and Social Affairs(社会保健省)は Swedish Family Care Competence Centre(Nationellt kompetenscentrum anhöriga - Nka/スウェーデン家族介護能力センター)の取り組みや Carers Swedenのロビー活動に加え、National Board of Health and Welfare(保健福祉庁)に対して、全国ケアラー戦略(あらゆる年齢層のケアラーをカバー)を策定し、2020年12月末までに同省へ第一次報告(高齢者のケアラーに重点)を提出するよう命じました。他の主要なケアラーグループに関する報告は、2021年夏までに提出されることとなっています。



スウェーデンでは様々な会議やイベントを開催し、ケアラーを recognize(認識)したり、政策やプログラムを前進させる機会を提供しています。

- ・2019年5月7~8日に、スウェーデン西部のヴァールベリで行われた第21回ケアラー年次会議で、保健・社会大臣のレーナ・ハッレングレン氏は、ケアラーのための全国戦略に向けた取り組みの意向を表明しました。
- ・2015年9月3~7日に、スウェーデンのヨーテボリで行われた第6回国際ケアラー年次会議(NkaとCarers UKが共催)では、映画、セミナーおよびワークショップを通じて、ケアラーの認知度を高め、世界的なレベルで問題を提起し、世界中から訪れた参加者たちの心をつかみました。会議でのインタビューや写真は、[Nkaのウェブサイト](#)で閲覧できます。
- ・ケアラー年次会議2020は、コロナ禍での制限によってオンライン開催となりました。テーマは「終末期のケアラー」でした。

### チャンス・機会



全国ケアラー戦略の構築を通じて、政策策定の枠組みを提供する。

現在進行中の大規模な医療改革 God och Nära vård (good and close care/良質で親密なケア)は、パーソンセンタードの統合医療で、プライマリヘルスケアに重点を置き医療を自宅に移していく動きであり、この取り組みに参加する。これによって、ケアラーが提供するケアの増加につながると考えます。Nkaはステークホルダーとの協議に応じ、ケアラーやケアラー団体、その他ステークホルダーからのフィードバックに基づいて、詳細な文書を提供しました。

新たな社会サービス法として計画中の「持続可能な社会サービス」で、ケアラーが出来るだけ含まれるようにする。この法案は最近、フォーマルな審査にかかっており、Carers SwedenやNkaなど招待された専門家やステークホルダーがこのプロセスに関わっています。

Nkaは2021年5月3~6日、Eurocarersと共同で、第3回国際ヤングケアラー会議をオンラインで開催します。この会議は、ヤングケアラー自身やその団体、政策立案者も含め、様々なステークホルダーを対象としています。

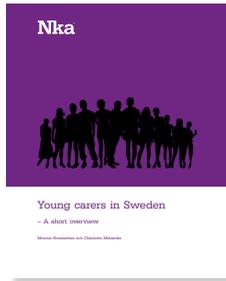


## ケアラーの社会的認知(続き)



スウェーデン

### ヤングケアラー



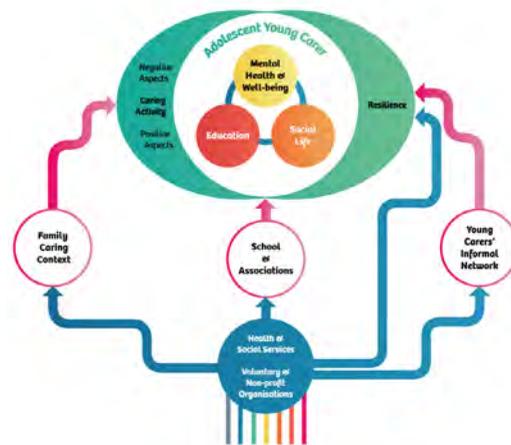
一般的にヤングケアラーは、2014年まで recognize (認識) されていませんでした。この年に2つの調査が実施され、ケアを提供している児童の推定数や支援ニーズが特定されたのです。

2017年にNkaは、[スウェーデンのヤングケアラーに関する概要](#)を作成しました。この報告書では、ヤングケアラーを支援する取り組みを更に展開し、教育や医療、社会的サービスとコーディネートする必要性が示されています。

Me-We (欧州で思春期のヤングケアラーのメンタルヘルスやウェルビーイングを推進するための心理社会的支援) は、欧州の研究・イノベーションプロジェクトであり、これは ([EU Horizons Program 2020](#) EUホライズン2020プログラム) を通じて資金が提供されています。

このプロジェクト (2018~2021) はリンネ大学がコーディネートしており、欧州6か国 (スウェーデン、オランダ、イタリア、スロベニア、英国およびスイス) の有名大学・研究機関・市民社会団体および、インフォーマルケアラーを代表する欧州ネットワークである [Euro-carers](#) が共同で取り組んでいます。Me-Weが目指しているのは、思春期のケアラーのレジリエンスを強化して、彼(女)らのメンタルヘルスやウェルビーイングを向上させることであり、これによってメンタルヘルスやウェルビーイングに好ましい影響をもたらすと同時に、心理・社会・環境面における生活での悪影響を緩和するよう取り組んでいます。

これまでの取り組みや現在の政策環境に基づいて、Me-Weプロジ



エクトは[スウェーデンの政策立案者に提案](#)を行っており、そこには以下のような内容が含まれます。

- ・ヤングケアラーの概要やニーズについて、さらに研究を行う。
- ・優れた実践を発信し、それを他国と共有する。
- ・European Youth Strategy (欧州ユース戦略) や高等教育に関するEUアジェンダに、ヤングケアラーを組み込む。
- ・ヤングケアラーが有意義な形で参加できるように、耳を傾ける。
- ・欧州全体におけるヤング (青年) ケアラーの特定・支援・社会的統合に向けて、一体化したアプローチの展開を推進するために、使えるツールを活用する (例: [European Semester \(ヨーロッパ・セメスター\)](#)、[European Pillar of Social Rights \(欧州社会権の柱\)](#)、[European Structural and Investments Funds \(欧州構造投資基金\)](#)、[European Youth Strategy \(欧州ユース戦略\)](#)、高等教育に関する欧州アジェンダ [European agenda on higher education](#)、[European Platform for Investing in Children \(児童への投資に向けた欧州プラットフォーム\)](#)、および [Youth Guarantee and Open Method of Coordination](#) (若者保証制度および開かれた政策協調手法) )。

Me-Weの第一次報告ではまた、スウェーデンに住む14~16歳児の7%が、かなりのケアを行っていることが示されています。





## 経済的支援

ケアラーの経済的安定を支援したり、ケア提供による経済的なプレッシャーの軽減を図る施策。



スウェーデン

### 手当

[Home care allowance](#) (Hemvårdsbidrag/在宅介護手当) (親族手当、看護手当、有償親族とも呼ばれています) では、自宅でケアを受けている要介護者に月次の金銭補償を行っています。

ケアラーは、家族、親族、親しい友人または近隣者と定義されています。

手当を受給できるのは、ケア提供者の追加業務が相当量あり、提供されるケアが家庭内で通常行われる支援とは異なる内容である場合です。要介護者が、この手当を使ってケアラーに支払うことが見込まれています。

この助成金は、すべての自治体で提供されているわけではありません。また助成金の受給資格や規模、名称も自治体ごとに異なります。給付担当者が、申請者の受給資格有無を決定します。

在宅介護手当が同居のケアラーへ支払われた場合、これは非課税となりますが、別居の場合、ケアラーは納税時に手当分について所得を申告しなければなりません。

助成金で福利厚生はカバーされません。

手当が必要なくなると、翌月末に支払が止まります。要介護者が、たとえば日中活動やショートステイを利用しており、自宅にいる時のみケアを必要としている場合、認定支払額は少なくなる可能性があります。在宅介護手当は、過去にさかのぼって受け取ることができません。

ケアラー手当は、家族がケアを提供している場所の自治体から支払われます。支給額は、ホームヘルプ提供で雇用されている人と同額です。この種の手当を提供している地域は、以前よりも減少しています。このような手当は、特に移民の人たちの間で家に縛り付けることにつながり、労働市場に参画しにくい状態が続いてしまう、という意見が見られます (Sand, 2016)。

[近親者介護給付](#) (Närståendepenning) またはCompassionate Care leave (終末期ケア特別休暇) は、重病 (つまり生死にかかわる状態) の近親者をケアするために仕事を休んでいるケアラーに対し、自治体から支払われます。

支払額は通常、ケアラーの病気休暇対象所得 (多くの場合、これは年間の就労所得と同額です) の80%弱ですが、上限が定められています。

給付は1日のうち一部のみで利用することも可能で、要介護者1人につき100日まで支払いが行われます。この日数を複数のケアラーで分けることもできますが、同じ時期に複数のケアラーへ給付を支払うことはできません。

要介護者は書類に記入して、ケアに同意しなければなりません。本人が同意できない場合は、医師が書類に記入して本人が同意できない旨を記す必要があります [\(詳細リンク有\)](#)

ケアラー給付という形で一般的に広く給付を行っている自治体は、スウェーデンで約55か所あります。個別のニーズアセスメントに基づいてケアラーに経済的支援を行っている自治体は、国内で25か所のみです。 [\(詳細リンク有\)](#)

### 年金クレジット

スウェーデンではすべての国民が、退職後に[国の退職年金](#)を受け取る権利を持っています。スウェーデンで雇用されていた人の大半は、職域年金も受給しており、これは雇用主の拠出額に基づいて支払われます。



チャンス・機会



すべてのスウェーデン人が公平に支援を受けられるよう、290の自治体すべてでサービスを標準化する。



## 仕事 & 教育

就労・学業の継続・復帰で、ケアラーが他の人と同じチャンス  
や機会を得られるよう、協力的な職場や教育環境を作る実践。



スウェーデン

### 仕事 & ケア

従業員が近親者介護給付を利用する間、雇用主はその人のポジションを保証することが法的に義務付けられています。

「Family」（家族）の定義は幅広く、近隣者や友人も含まれます。2018年に行われた分析では、近親者介護給付の利用者（つまり仕事を休んでいる人）から介護を受けている人の数は、1996年には5,300人でしたが2017年は14,700人へと増加しました。この給付の利用者は大半が女性（70%）であり、男性はわずか30%です

### チャンス・機会



NkaとCarers Swedenが（Carers UKのEmployers for Carers' Forumから発想を得て始まり）実施してきたこれまでの取り組みを継続して積み重ね、雇用主に対して働くケアラーへの認知度を高め支援のリソースを提供する。

働くケアラーの問題に関する持続可能な労働環境報告で、Nkaは、Corporate Social Responsibility Sweden (CSRスウェーデン) の作業グループメンバーとして招かれています。[\(詳細リンク有\)](#)

欧州連合（EU）のWork-life Balance Directive（ワークライフバランス指令）が、2019年8月2日に施行されました。

この指令では、家族休暇や柔軟な勤務形態へのアクセス改善を目指していますこの指令の下で行われている施策には、たとえば以下が含まれます。

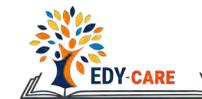
- ・父親の産休導入：この指令の下、父親は子どもの誕生前後で10日以上以上の産休をとれなければなりません。この休暇中、病欠休暇と同等以上の補償を行う必要があります。
- ・育児休暇の変更：4か月ある育児休暇のうち2か月は、両親の間で譲り合うことができません。補償額のレベルは、加盟国の判断で決まります。
- ・ケアラー休暇の導入：親族へ身体介護や支援を提供している就労者には、年に5日の休暇をとる権利があります。
- ・柔軟な勤務形態を要求する権利の拡大：ケアラーや、8歳以下の子どもがいて働いている親も対象になりました。

すべてのEU加盟国（MS）は2022年8月2日までに、この指令をどのようにして各国の法律に落とし込むか合意することとなっています。たとえばスウェーデンや他の加盟国は、休暇を有給とするか無給とするか、また5日を超えて休暇をとれるようにするか決めることができます。各加盟国はまた、柔軟な勤務形態の適用期間を制限することもできます。スウェーデンの法律の中でEUの目標をどのように達成するかについて、[雇用省](#) 内部で現在取り組みが行われています。

### 教育 & ケア

EDY-CAREプロジェクト（2018-2020）は、リンネ大学とNkaがコーディネートした取り組みです。この目的は、後期中等教育（国際標準教育分類 [ISCED] のレベル3）の教師やその他学校職員（例：養護教諭、心理士、ソーシャルワーカー、管理職）をエンパワーして、クラスにいる16～19歳の思春期ケアラーをrecognize（認識）するとともに、これらのケアラーの社会的包摂に取り組みながら学習機会を最大限提供することです。EDY-CAREの具体的なアウトプットには、以下が含まれます。

- ・教師や学校職員がヤングケアラーを特定するのに役立つアセスメントの開発
- ・リソースパッケージの開発とテスト（例：教育方法のチェックリスト、教育的アプローチ、ヤングケアラーの援助や学習支援のために学校が組織的にできる調整）
- ・教師や学校職員がいかにしてヤングケアラーに対応できるかに関するガイドラインや提言を盛り込んだ、ハンドブックの作成
- ・ヤングケアラーの状況、ニーズ、希望に関する教師や学校職員の研修に向けた、大規模公開オンライン講座（MOOC）の開発





## 健康 & ウェル ビーイング

ケアラーの心身の健康を保ち社会的なつながりを促し、またケアラーがケアの役割以外の関心を追求できるようにする支援。



スウェーデン

### レスパイトケア

レスパイトの範囲は自治体ごとに異なり、サービスの柔軟性も様々です。

290か所ある自治体のうちほぼすべてで、日中の在宅レスパイトケアを無料で家族ケアラーに提供しています。このサービスを受給するには、評価担当者による要介護者の公式なニーズアセスメントを行う必要があり、ケアを必要とする人へレスパイトケアが行き渡るようになっています。

他の形態のレスパイトケアには、たとえば「24時間即時休息」(予約なしの立ち寄りサービス)や、場合によっては週末の休息(短期入所、våxelvård)サービスもあります。要介護者は必要に応じて、短期入所を定期的に利用できます。たとえば「シフトケア」では、要介護者が1週間ごとに、自宅と短期入所住宅での生活を交互に行うことができます

いくつかの自治体では、短期入所住宅のみを提供する特別部門がある一方で、地域のナーシングホームで特別にショートステイを行っている自治体もあります。短期の住宅入所については、支援担当者が決定します。

近年ではいくつかの自治体で、特別なアシステッドリビング施設が開設されており、これらもまた、短期的な休息を必要とするケアラーの支援を担うことができます。

この施設の利用は、必ずしも支援担当者の決定を必要とするわけではなく、施設管理者/オーナーと直接アレンジできることもあります。各自治体でそれぞれ入所期間やコストに関する規則を設けているため、利用要件も自治体ごとに異なります。

日中活動やデイセンターを通じた休息では、要介護者が日中を自宅以外の場所で週に1日以上過ごし、日々の活動に参加できます。これによってケアラーは、リラックスしたり自分の活動を行う時間ができます。

多くの所では、認知症やその他特定の障害がある人を対象に、特別な日中活動を行っています。

いくつかの自治体ではスパ・ホテルの宿泊サービスを提供しており、1~2日間、要介護者のケアをアレンジしてくれます。様々なレスパイトを組み合わせた混合方式は、お互いを補完するものです。(詳細リンク有)

(スウェーデン全体で290か所ある自治体のうち)約113の自治体では、[‘Feeling/keeping well’ days/activities](#) (Må bra aktiviteter/dagar/「気持ちの良い/健康な」日/活動)を提供しており、これは自治体のケアラー擁護担当者が地域のケアラー団体などと共同で行っています。

ケアラーは様々なウェルネス活動に参加でき、活動内容としてはたとえば運動、ノルディックウォーク、ヨガ、リラクゼーション、水中運動、タクティール・マッサージ、マインドフルネス、スパ、娯楽活動などがあります。活動の頻度や期間、種類は、自治体ごとに異なります。これらの活動がケアラーに提供される間、要介護者にレスパイトケアが行われるケースもあります。

(詳細リンク有)

多くのケアラーは、定期健診の受診に関心を示していますが、有資格職員によるケアラー健診を行っているのは約16の自治体にとどまっており、多くの場合、これは地域の保健所で行われています。(詳細リンク有)





## 健康&ウェルビーイング(続き)



スウェーデン

### 心理&社会的サポート

- ・ 224の自治体では、ケアラーへ個別の支援的な対話サービスを提供しています。
- ・ 170の自治体では、家族への支援的な対話サービスを提供しています。
- ・ 197の自治体では、ケアラーのサポートグループを提供しています。
- ・ 103の自治体では、死別者への支援を提供しています。
- ・ 158の自治体では、ケアラーカフェやケアラーが立ち寄れる集会所を提供しています。

コロナ以前は、ケアラーを対象としたオンラインでの心理社会的サポートがほとんどありませんでした。[\(詳細リンク有\)](#)

多くの自治体では、ケアラーを擁護するアドバイザーを雇用して、直接的な支援を提供しています。地域によっては、アドバイザーが更に戦略的な役割を担い、自治体レベルでのケアラー支援策の展開を担当している所もあります。ケアラー擁護担当者の数は、いくつかの自治体で減っており、同様に戦略的な役割を担っている人も減少しているというデータがあります。

この傾向は特に、コロナパンデミックの中で顕著に見られます。比較的先進的な自治体では、ケアラー擁護担当者が地域のケアラー団体と提携して、ケアラーの健康やウェルビーイングを支援しており、これは主に、ケアラーカフェや集会／立ち寄りの場で行われています。



### チャンス・機会



地域や地方レベルで政治家への働きかけを継続し、ケアラー擁護担当者の役割を維持する。

すべての医療および社会的ケア専門職への教育を継続し、ケアラーへのrecognize(認識)やケアラー・学校職員との連携を推進する。

現在提供されている様々な支援をフォローアップおよび評価し、多様な特性や状況のケアラーのニーズや希望へ効果的に応えるようにする(Hanson, 2019)。

IACOのメンバーはケアラーへの認識を高め、良い実践を把握・普及し、ケアラーのウェルビーイングを高めるために協働し、独自にも働きかけています。





## 情報 & 知識

ニーズや状況に合った形で、ケアラーをエンパワーする資源。



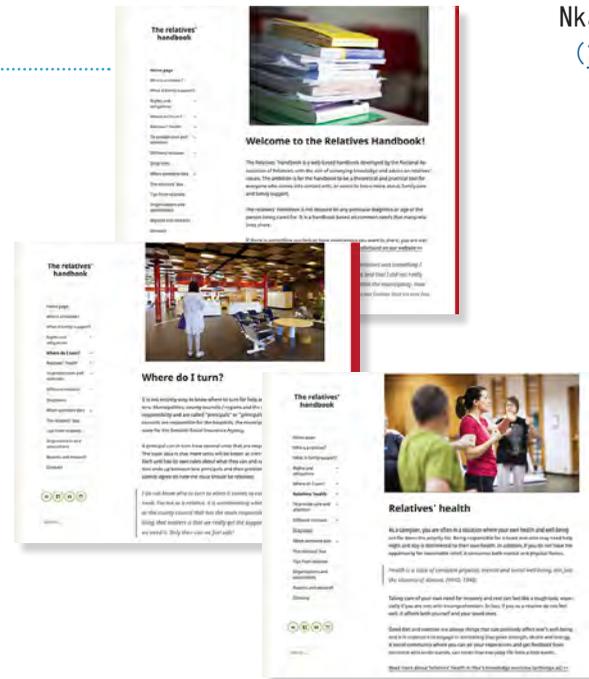
スウェーデン

### 情報

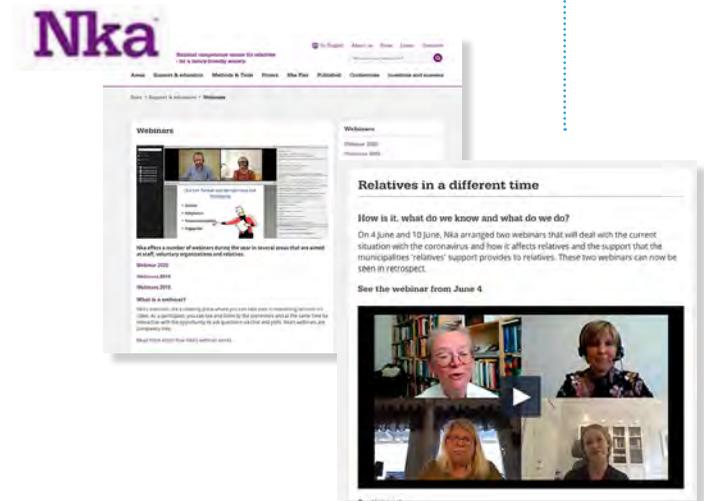
Carers Swedenによるオンラインの**ケアラー・ハンドブック**は、ケアラーがケアラーのために作成したもので、幅広い情報や教育を提供しています。この団体ではまた、ウェブサイトやソーシャルメディアを定期的に更新し、情報提供を行っています。

Nkaも独自のウェブサイトを運営し、そこでは様々な情報を提供しています。 [\(詳細リンク有\)](#)

Carers Swedenは**Helsjön folk high school (ヘルシェン・フォルケホイスコーレ)** [訳注：フォルケホイスコーレは北欧式の成人教育機関]と共同で、詳細な**ケアラー擁護者養成課程**を設けています。このプログラムの目的は、参加者が様々な視点からインフォーマルケアの意味について分析し、法的な問題について学びそれを業務に結び付け、また対話やコミュニケーションの方法を学ぶことです。プログラムでは、様々な状況のケアラーのニーズへ効果的に応えられるようにするための、教育アプローチを提供しています。また参加者が自らの態度や価値観について振り返ったり、様々な視点からケアラー擁護者としての自らの役割を考えることも後押ししています。



Nkaも独自のウェブサイトを運営し、そこでは様々な情報を提供しています。 [\(詳細リンク有\)](#)



### チャンス・機会



オンラインでの支援ソースを更に開発する。働くケアラーについてAndersson (2017)が行った調査や、Takterら (2019)のケアラー支援調査、またNkaの集団調査 (2018)では、情報やコミュニケーションベースのソリューションや福祉テクノロジーが、ケアラーへ更に役立つ大きな可能性を秘めていることが示されています。また特に働くケアラーは、より柔軟な新しい形の支援に対してオープンな姿勢を示しています。

# 画期的なケアラー実践



Innovative Carer Practices (画期的なケアラー実践)とは、医療と社会的ケアの統合を通じてケアラーのニーズに応える、エビデンスに基づいた政策や実践のことです。このような実践を特定および共有することで、IACOでは世界で行われている先進的な実践の認知向上や普及を進めています。[\(詳細リンク有\)](#)

## スウェーデンでのイノベーション

Blended Learning Networks (BLN、混合学習ネットワーク)は、様々な背景や経験の人たちが共通の関心を分かち合い、共通目標の達成に向けて協力する、多様な人々の実践共同体です。

合意した問題に重点を置いて、参加者たちはネットワークメンバーと知り合い、お互いを尊重しながら学びあいます。

2008年の開始以降、スウェーデン全国の自治体で150を超えるBLNが実施されてきました。

このユニークなアプローチは、ケアラー問題へのbuilding awareness (意識啓発) や解決策の共創で、重要な役割を担っています。

NkaではBLNを活用して、参加者たちが関連研究についてawareness (意識) や理解を効果的に深めるとともに、ケアラーのユニークな経験から実用的なノウハウや情報を得られるよう取り組んでいます。

BLNからは、以下のようなフィードバックが届いています。

- ・ケアラーたちは議論の中で、自分たちが他の関係参加者と平等のパートナーであり、積極的に耳を傾けてもらえると感じていた。
- ・多くの自治体でBLNは、家族介護支援の展開に向けた重要な諮問グループとして役割を担っていた。
- ・BLNはケアラーやその問題に関するincrease awareness (認知度向上) のほか、予防策へ更に重点を置くのに役立った。
- ・BLNは、働くケアラーを積極的に支援する企業を引き込んだ。

BLNの会合内容は記録され、コミュニケーション資料や教育コンテンツ、主要関係者グループでの勉強会でのトピックにつながっていきます。これが画期的な政策や実践の更なる取り組みへの足掛かりとなり、地域や地方レベルでの変化につながります。

 ANHÖRIGAS RIKSFÖRBUND Carers Sweden (1996年設立) は、非営利の全国ケアラー団体であり、60か所を超える地方団体やその他の支援団体および個人会員で構成されています。ここでは年齢や性別、要介護者の診断に関わらず、あらゆるケアラーを支援しています。

 Swedish Family Care Competence Centre (Nationellt kompetenscentrum anhöriga NKA/スウェーデン家族介護能力センター) (2008年設立) は、スウェーデンの保健福祉庁を通じて社会保健省から委託された機関です。NKAは、家族(インフォーマル)ケア分野における中核的研究拠点(CoE)です。Carers Sweden (Anhörigas Riksförbund) は、6か所あるセンター創立パートナーの1つです。

Elizabeth Hanson氏(リンネ大学保健・ケア科学部教授、EUホライズン2020 ME-WEプロジェクト主任研究員・コーディネーター、スウェーデン家族介護能力センター研究リーダー)には、専門的なご助言や質問へのご回答および本章原稿のレビューを行っていただきました。この場をお借りして感謝申し上げます。

出典:

- Andersson, S., Erlingsson, G., Magnusson, L., Hanson, E. (2017). The experiences of working carers of older people regarding access to a web-based family care support network offered by a municipality (高齢者をケアする就労者の体験:自治体が提供するウェブベースの家族介護支援ネットワークへのアクセスについて). *Scandinavian Journal of Caring Sciences*, 31, 487-496.
- Eurocarers. [Towards carer-friendly societies. Eurocarers country profiles \(ケアラーフレンドリーな社会に向けて: Eurocarers国別プロフィール\) \(2020\).](#)
- OECD. (2011). Help wanted? Providing and paying for Long-term care. Chapter 4, Policies to Support Family Carers (助けが必要? 介護の提供および支払. 第4章: 家族ケア支援政策).
- Johansson, L. (2004). Eurofamcare, National Background Report Sweden (国別背景報告: スウェーデン).
- Sand, A.-B. (2016). Anhöriga som kombinerar förvärvsarbete med anhörigomsorg, uppdaterad version (Family carers combining working life with care and support for a family member, updated version/働く家族ケアラーと家族への支援: 更新版) (Kunskapsöversikt 2016:3): Nationellt kompetenscentrum Anhöriga (Swedish Family Care Competence Center/スウェーデン家族介護能力センター).

スペインでは、Carer（ケアラー）という言葉が最も頻繁に使われます。ケアラーは、配偶者または血縁、姻戚もしくは養子縁組によってつながる親族（三親等以内）で、1年以上同居している人にケアを提供しています。（第39/2006法）



人口密度.....	94人/ km2 *
都市部人口.....	80.3% *
中央年齢.....	44歳 **
従属人口指数.....	52.4 ***

\* Worldometer  
 \*\* Eurostat 2019  
 \*\*\* Wikipedia  
 (年少人口 [0-14歳] + 老年人口 [65歳以上]) / 生産年齢人口 (15-64歳) × 100 (2020年現在)。  
 従属人口指数が高いほど、生産年齢人口の負担も大きい。



# スペイン

ケアラーの数：  
 7,000,000人<sup>1</sup>  
 人口の14.9%<sup>2</sup>

1 OECD, Colombo et al., 2011.  
 2 スペインの人口 (2020年) : 46,759,337 (Worldometer)

## ケアラーの社会的認知

要介護者のウェルビーイング、地域力、社会全体、そして経済的な繁栄で、ケアラーが果たす中心的な役割について、recognition（社会的認知度）を向上させる政策やプログラム。



スペイン

### 法律

Promotion of Personal Autonomy and Attention to People in a Situation of Dependency (依存状態である人の自律の推進およびケア)に関するスペイン法 (第39/2006法)では、ケアラーの状況を認識しています。

いくつかの自治州 (例: [アンダルシア](#)、[ガリシア](#)、[バレンシア](#))では、国の定義から範囲を広げて更に進歩的な定義を採り入れており、家族以外の人にケアを提供するインフォーマルケアラーや専門職以外の介護者を含めています。ここでの狙いは、たとえば孤立した依存状態の人や農村部の人たちのニーズへ、確実に対応できるようにすることです。

スペインでは、家族が「インフォーマルケア」を提供する、という強い道徳的義務があります。この義務は主に女性が担い、インフォーマルで、多くの時間を必要とします。このようなインフォーマルケアの業務やケアラーへの認識は間接的に、依存状態である家族が利用できる制度によっても異なります。要介護者とは「依存状態である人」または「依存している人」のことです。

ケア提供とは、依存状態の人に提供される「専門職以外のケア」のこと (第39/2006法)であり、これは家族またはその周りの人たちによって自宅で行われます。ケア提供者は、専門的なサービスとはつながっていません。

依存のレベルは3段階あり、1級は軽度、2級は中度、3級は重度となっています。

### 社会的認知

ケアラーに特化して全国的に認識や感謝を行う日は、設けられていません。

The [National Alzheimer's Congress \(全国アルツハイマー会議\)](#)では、家族介護者とケア専門職の両方の研修ニーズに対応しています。2年ごとに行われるこのイベントは、アルツハイマー病の人をケアするスペインの家族や専門職にとって、特に重要な存在です。このイベントは、アルツハイマー病のあらゆる側面について、知識や経験を増やすユニークな機会となっています。

### チャンス・機会



幅広く包摂的なケアラーの定義に基づいて、総合的な全国ケアラー戦略を実施し、全国で政策や実践の足並みをそろえるのに役立てる。

IACOでは、エビデンスに基づく世界中のケアラー支援について、優れた実践の認知向上に取り組んでいます。 ([詳細リンク有](#))





## 経済的支援

ケアラーの経済的安定を支援したり、ケア提供による経済的なプレッシャーの軽減を図る施策。

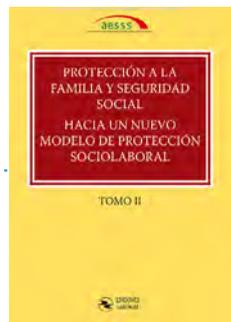


スペイン

### 手当

自宅でのインフォーマルケアおよびパーソナルアシスタンス用に、現金給付が行われており、現金給付ではサービス購入も可能です。現金給付やその金額は、本人の依存レベルや経済的資源によって決まります。

**障害児を対象とした無拋出制家族給付**：18歳未満で障害レベルが33%を超える児童の家族は、年間1,000ユーロの手当を受給できます。18歳以上で障害レベルが65%以上、または75%以上でケアラーを必要としている場合、家族はそれぞれ依存状態の人1人あたり、年間4,415ユーロおよび6,623ユーロを受け取ります。本人は家族と同居していなければならず、また家族の年間所得は最低賃金を上回ってはなりません。



**重度障害年金**：この拋出制社会保障給付には追加的な手当が含まれており、障害者（65歳未満）はこれを使ってケアラーへの支払いを行えます。手当の金額は、年金の50%です ([Social Security Act \[社会保障法\] 第194条4項](#))。

**ケアラー手当**：この給付の狙いは、家族ケアの業務や費用に対して、インフォーマルケアラーへの補償を行うことです。インフォーマルケアラーは、支援要請の提出以前に、依存状態の人と同居している配偶者または家族（三親等以内）でなければなりません。家族以外への給付は、特別な事情の場合のみ行われます。この手当ではミーンズテスト（資力調査）が行われ、また要介護者の依存レベルによって金額が異なります。

**パーソナルアシスタンス用手当**（第19条）：この給付では、パーソナルアシスタンスをある程度の時間雇用でき、依存レベルに関わらず本人の自律向上を目指しています。手当の金額は、受給者の依存レベルや経済力によって異なります。

**サービス契約用手当**：この給付は、Individual Care Programme（個別ケアプログラム）（例：ホームヘルプ、デイケアやナイトケアセンター、施設ケアサービス）で提供されるサービスの契約に利用できます。給付が行われるのは、公共でのケアサービスが利用できず、民間のサービスを購入しなければならない場合です。金額は月に300~715ユーロで、受給者の依存レベルや経済力によって異なります。

パーソナルアシスタンスや外部サービス用の金銭給付は、受給者へ直接提供されますが、実際にはこの給付が多くの場合、インフォーマルケアラーのワークライフバランスを改善するのに役立っています。

IACO のメンバーには、ケアラー支援での豊富な知識や経験があります。

[\(詳細リンク有\)](#)





## 経済的支援（続き）



スペイン

### 税額控除

ケアラーは、以下の税額控除を利用できます。

- ・ 児童または障害レベルが65%以上の依存状態の家族1人当たりの税額控除（[第35/2006法第60条](#)）。
- ・ 子供または障害のある依存状態の家族1人当たりの税額控除（負の所得税）。対象となるのは雇用されているか自営業の納税者で、年度中に社会保険料を支払った人であり、税額から差し引かれます（[第35/2006法第81条2項](#)）。
- ・ いくつかの自治州ではまた、障害のある家族の費用を対象とした税額控除があります。この控除は、納税者の課税所得によって異なります。

### 年金

長期休暇の1年目は無給で、この期間はすべて年金拠出の計算に含まれます。

[依存法](#)受給者の非専門職ケアラーは、社会保障の特約を結ぶことができ（[政令法6/2019号](#)第185条）、この場合、社会保険料を支払う必要はありません。

この特約は大半の場合で女性が結んでいます。ここで目指しているのは、ケアラーが仕事を中断して依存状態の人をケアした結果、自らが年金受給の権利で不利とならないようにすることです。この特約の保護策では、退職、障害および遺族年金をカバーしています。この特約は、[Individual Care Program](#)（PIA、個別ケアプログラム）でインフォーマルケアラーに指定された人を対象としており、申請者が住む自治体の社会サービス担当部署が準備します。

特約を結ぶ際にケアラーは、一般的な制度の最低限度と同じ拠出ベース（行政が選択した標準的な額）を選択することもできますし、あるいは将来的な年間費用の増加を見越して、より高額の拠出ベース（差額は自己負担）を選ぶこともできます。

この特約を結ぶケアラーは、フルタイムでの社会保障制度や失業給付を受けられません。また要介護者は、申請者が住む自治州の管理当局および、政府機関であるInstitute for the Elderly and Social Services（IMSERSO、高齢者・社会サービス機関）で、依存状態として認められる必要があります。

### チャンス・機会



要介護者の経済的支援を無償ケアラーが受けやすくなるよう、事務的なハードルを低くする。

依存状態の予防サービスを除いて、自律推進やテレ・アシスタンス（遠隔支援）では、現金給付と現物給付は組み合わせられないことが多いという点に注意することが重要。



The Individual Care Program is a report prepared by the Social Services corresponding to the applicant's municipality of residence and includes the most appropriate intervention modalities for the person based on the resources provided in the resolution for their grade and level.

The following questions, which are intended to serve as a basic orientation to Community Social Services, focus exclusively on those issues that may be useful to people interested in requesting both the recognition and assessment of dependency situations and the right to different benefits and services contemplated by the System.



## 仕事 & 教育

就労・学業の継続・復帰で、ケアラーが他の人と同じチャンスや機会を得られるよう、協力的な職場や教育環境を作る実践。



スペイン

### 仕事 & ケア

ケアラーが使える休暇は、3種類あります。これらは社会保障制度の枠組み (Ministry of Health, Social Services and Equality [保健・社会サービス・平等省], 2015) および11月5日の[第39/1999法](#)に基づいており、働く人びとの仕事と家庭生活の両立を推進するためのものです。この法律では、労働時間を短縮する権利が得られます。人口構造の変化や高齢化に応じて、高齢者や病気の人をケアしなければならない労働者は、休暇の期間が延長されます。

#### 短期休暇

(第1章第1条) - 年齢に関わらず、事故、重病、入院または外来手術の家族 (二親等以内) をケアする場合に2日。遠方の場合は4日まで可能。休暇分は、雇用主が満額を支払います。

#### 長期休暇

(第6章) - 高齢、事故、重病または障害の家族 (二親等以内) をケアするために、労働日数を削減。これは最長2年間 (団体交渉で延長されない限り) 適用できます。公務員の場合は、最長3年間まで延長できます。この休暇は無給ですが、最初の1年間はすべて年金拠出の計算対象となります。最初の1年間は従業員の仕事が保障され、それ以降は同等の職位が保障されます。

#### ガンまたは長期入院を必要とする他の重病を患う子供をケアするための労働時間短縮

この休暇は親を対象としており、左記に該当する子供をケアするために、労働時間を最大50%短縮できます。この休暇は、子供が回復する時点または18歳になるまで継続できます。

### チャンス・機会



ヤングケアラーを支援するために、データを収集し戦略を打ち出す。

欧州連合 (EU) の[Work-life Balance Directive \(ワークライフバランス指令\)](#)で導入された権利を遵守するために、スペインの法律 (特に短期休暇の権利) を改変・拡大する。この指令には、年に5日間のケアラー休暇および、柔軟な勤務形態を要請する権利が含まれます。



## 健康 & ウェルビーイング

ケアラーの心身の健康を保ち社会的なつながりを促し、またケアラーがケアの役割以外の関心を追求できるようにする支援。



スペイン

### レスパイトケア

デイケアセンター（第24条）は、本人が自律レベルをできるだけ高く改善・維持できるようにするとともに、家族やケアラーを支援し、ワークライフバランスを実現できるようにすることを目指しています。このサービスは最近10年間でかなり広がりましたが、多くの場合、提供量には地域差が見られます。

ナイトケアセンター（第24条）は、デイケアセンターほど普及していませんが、主にケアラーへの支援サービスとしてレスパイトケアを提供しています。

施設ケアサービス（第25条）では、短期の療養、休日、病気、またはケアラーの休息という形でレスパイトを提供しています。

在宅支援サービス（第23条）は、依存度の高い人のケアラー支援として捉えることができます。

住宅改修の補助金もあります。

[\(詳細リンク有\)](#)

Tunstallのようなテレ・アシスタンスでは、ケアラーへの継続的な連絡や支援を行っており、要介護者のニーズが高まる中でもケアラーの役割を続けていく自信を与えています。 [\(詳細リンク有\)](#)

### 心理 & 社会的サポート

全国各地で多くの公共および民間機関が、家族ケアラー向けの研修プログラムを開催しています。[自治州](#)では、ケアラー向けの多様な研修プログラムやワークショップを提供しています。

[One Caregiver - Two Lives](#) (Un cuidador, dos vidas、1人の介護者-2人の生活) プログラムは、La Caixa Foundationが資金を提供しており、家族ケアラーを支援するために、各種研修活動を含めて多様な機会を提供しています。

介護者支援グループなど[Mutual Help Groups](#) (GAM、助け合いグループ)は、スペインで比較的最近見られる社会現象です。ここではケアラーたちが感情を表に出し、経験を交流し、良い社会関係を作れる機会を提供しています。このようなグループでは、ケアラーがお互い助け合ったり、また本人や家族、ケアラーが安らげるような物理的・心理的サービスを提供することを目指しています。

### チャンス・機会



レスパイトケアを権利として全国的に認識し、すべての地域で実施するために更なる資金を提供する

Un cuidador. Dos vidas.

yo también necesito cuidarme

Talleres para cuidadores familiares

Aprende técnicas, ejercicios y consejos para cuidar y cuidar mejor, y conciliar todos los ámbitos de tu vida.

902 174 517

Obra Social Fundación 'la Caixa'



## 情報 & 知識

ニーズや状況に合った形で、ケアラーをエンパワーする資源。



スペイン

[Foundation for Research and Training in Health Sciences](#) (Fundación para la investigación en ciencias de la salud、健康科学研究研修財団)のウェブポータルでは、スペイン国内や国際レベルでのケアラー向け関連情報資源のリストを掲載しています。

スペイン赤十字社では、ケアラー向けオンライン情報ハブ [SerCuidadora/SerCuidador](#) を立ち上げ、ここではケアラーへの実践的な情報やアドバイスを提供しています。内容の例は、以下の通りです。

- ・ケアガイド：ケア提供の様々な側面に関する情報提供
- ・出版物：ケアラー関連のトピックについて
- ・SerCuidadorA TV：ケアラーにアドバイスを提供する視聴覚資料シリーズ
- ・ブログ：仲間のケアラーたちの経験を紹介



地域レベルでのケアラー研修は、2009年依存法の決議で規制されています。非専門職ケアラー向けの研修や情報の共通認定基準について、Ministry of Employment and Social Security (雇用・社会保障省)の協約では、地域があらゆるケアラーのスキルを養成し評価を行うよう義務付けています。(詳細リンク有)

[ALTERNATIVE](#) プロジェクト (2016~2018) は、EUのErasmus+プログラムからの資金で行われた取り組みです。ここでの狙いは、加齢に関係する様々な障害や病状について、家族ケアラーが詳しい知識を得られるようにすることです。スペイン、フランス、ベルギーおよびイタリアが連携したこのプロジェクトでは、要介護者のウェルビーイングや尊重を保証する専門的な実践の展開と共に、雇用可能性を高められるようなケアラーのスキル開発を目指しました。このプロジェクトのアウトカムには、以下が含まれます。

- ・専門的な参照システム
- ・スキルの参照システム
- ・研修レポジトリ

この事業では参加各国で、家族介護者から成るテストグループを対象に実験的な研修が行われ、研修全体量(240時間)の30%超をカバーしました。各国では小規模セミナーが開催され、ALTERNATIVEの最終結果を発信しました。



[La Caixa Foundation](#)が開発した[School of Caregivers \(ケアラー学校\)](#)では、病気が進行している人や終末期の人への良質なケアについて、ケアラーやボランティアに情報や技術、スキルなどを提供しています。

このプログラムは、9つのワークショップ(対面またはバーチャル)のサイクルで運営され、各回の長さは1時間半から2時間です。1グループあたりの参加者は、10~15人となっています。ワークショップは、学校でカバーする様々な分野(心理学、看護学、理学療法およびソーシャルワーク)の専門家が指導します。学校での教育内容は、以下3点の主要テーマが中心となっています。

- ・知る(技術的な内容)：知識の習得を目指します。
- ・なる(価値や原則)：愛情や動機(感情)への気づきに重点を置きます。
- ・する(ツールやスキル)：資源の促進やケアラーのエンパワメントを重視します。

### チャンス・機会



教育研修を増やすために、地域へ支援を行う。無償ケアラーが地域ベースのサービスを利用できるように、無償ケアラーへの地域支援提供で統合されたアプローチを実施する。

# 画期的なケアラー実践



Innovative Carer Practices (画期的なケアラー実践)とは、医療と社会的ケアの統合を通じてケアラーのニーズに応える、エビデンスに基づいた政策や実践のことです。このような実践を特定および共有することで、IACOでは世界で行われている先進的な実践の認知向上や普及を進めています。[\(詳細リンク有\)](#)

## スペインでのイノベーション

Caring for Carers (ケアラーのケア)は、[Cauces Association](#)が開発した画期的な研修プログラムであり、マドリッドの自治体で、依存状態の高齢者のケアラーへ心理的サポートを提供しています。この介入で取り上げているトピックは、以下4点が中心となっています。

- ・ 自己知識 (自分を知る)
- ・ 自己受容 (自分を受け入れる)
- ・ 自己評価 (自分を評価する)
- ・ 変化に向けた方策

1回目のセッションでは、グループを知ること重点を置いて、メンバー同士の関係作りを推進し、自らの内面を振り返りやすくなるよう、グループでのまとまりや一体感を醸成します。この取り組みが画期的なのは、理論的な知識の伝達のみ限定されない方法に基づいている、という点です。むしろ重点が置かれているのは、環境や人間同士のダイナミックな関係性を作ることであり、これらによって自己啓発や、ケアラーが直面する複雑な状況への対応力、また新たな人間関係の構築や協力的なグループ学習が促進されます。

Mindfulness for Carers (ケアラーのマインドフルネス)は、レイダの自治体(カタルーニャ州)が企画した取り組みです。この自治体のケアラー支援プログラムでは、参加者たちが専門的な支援の継続を求めており、それに応えるためにプログラムを拡大しました。ワークショップはマインドフルネスに基づいており、先駆的で画期的な内容です。対象となるのはケアラーですが、プログラムではケアラーを、「依存状態の家族に依存している人」と定義しています。このプログラムの狙いは、ケアラーの生活の質(QOL)改善を支援し、また依存状態の人へ適切なケアを保証することです。

この研修の目的は、ケア提供によって生じる感情や反応、思いへの対応方法を提供したり、ストレスや疲労を予防したりすることです。このワークショップは2020年4月と5月に行われ、マインドフルネスの実践を専門とする心理士が指導しました。研修対象者は、ある程度の依存が認められた人のケアラーで、レイダ市が行った基礎研修に参加した人です。



The Spanish Alzheimer's Confederation (Confederacion Española de Familiares de Enfermos de Alzheimer y otras Dementias - CEAFA)は全国的なNGOで、自治州の連合会1か所、自治州の連盟12か所、そして県レベルの協会6か所から成り、83,130人を超えるパートナーを擁する300超の地方協会をまとめています。この連合ネットワークには5,419人のボランティアと3,863人の職員がおり、アルツハイマー病の人やその家族介護者のケアを行っています。

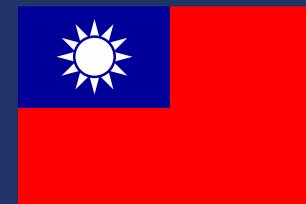


Cuidadores Familiares は、ケアラーの問題を理解する専門職が自発的に集まったグループで、必要な支援づくりに取り組んでいます。

Stecy Yghemonos氏 ([Eurocarers](#) 事務局長)には、専門的なご助言や本章原稿のレビューを行っていただきました。この場をお借りして感謝申し上げます。

出典:  
- UNECE. (2019). The challenging roles of informal carers (インフォーマルケアラーの困難な役割). [UNECE Policy Brief on Ageing](#) (高齢化に関するUNECE政策文書).  
- 第39/2006法 (12月14日). [Promotion of Personal Autonomy and Care for People in a Situation of Dependence](#) (依存状態である人の自律の推進とケア).

台湾では、family caregiver（家族介護者）という言葉が最も頻繁に使われます。Family caregiverとは、日常的な介護を家族に無償で提供している人のことです。



# 台湾

人口密度.....	651人/km <sup>2</sup> *
都市部人口.....	78.9% **
中央年齢.....	40.10歳 **
従属人口指数.....	62.4 ***

\* National Statistics, the R.O.C.Taiwan (Oct 2020 年10月)

\*\* Worldometer

\*\*\* Wikipedia.

(年少人口 [0-14歳] + 老年人口 [65歳以上]) / 生産年齢人口 (15-64歳) × 100 (2020年現在)。従属人口指数が高いほど、生産年齢人口の負担も大きい。dependents.

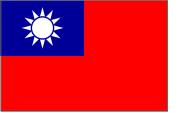
ケアラーの数：  
1,400,000人<sup>1</sup>  
人口の4.5%<sup>2</sup>

1 Taiwan Association of Family Caregivers, 2007年調査

2 National Development Council, R.O.C. Taiwan Data Query (23,571,137)

## ケアラーの社会的認知

要介護者のウェルビーイング、地域力、社会全体、そして経済的な繁栄で、ケアラーが果たす中心的な役割について、recognition（社会的認知度）を向上させる政策やプログラム。



台湾

### 法律

台湾では「Filial piety（親孝行）」という中核的な価値観の下、成人の子どもは老親をケアすることが期待されています。慣習法でも刑法でも、子どもが経済的にも情緒的にも老親を支援することが求められています。

刑法では親を遺棄した子どもに対し、世話の義務を怠ったとして、6か月から5年の懲役を科しています（第5章「遺棄罪」第294条）。[刑法の除外事項](#)では、子どもへの刑罰を免除する状況が定められており、これは親から虐待やネグレクトされていた場合となっています。

2017年には [Long-term Care Plan 2.0](#)（長期介護計画2.0）が、Ministry of Health and Welfare（MoHW、衛生福利部）によって導入されました。これは同国の人口高齢化や、家族構成の変化によるケアラー数減少へ対応するためのものです。

この計画では、家族ケアラーへの支援を改善する必要性を明確に recognize（認識）しており、「エイジング・イン・プレイスを実現し・・・地域包括ケアを構築して、要介護者とそのケアラーの生活の質（QOL）を向上させる」という目標を掲げています。

このプランでは、3層から成るサービス提供システムを構築しました。

- ・レベルA機関または地域包括サービスセンターは、身体や認知面で障害のある個人へのケアプラン作成やサービスへのリンクを担当します。
- ・レベルB機関はレベルA機関とつながっており、介護サービス提供を担当します。
- ・レベルC機関は近隣地域の介護ステーションで、予防や障害発生を遅らせるためのサービス提供を担当します。

この計画では様々なサービスを提供しており、たとえば在宅ケア、デイケア、移送、食事、機器の購入および貸与、住宅改修（事故防止）、在宅看護、在宅および地域でのリハビリサービス、レスパイトケア、ケアラー支援サービス、家族ケアラーへのサービスセンター、障害の予防訓練（例：嚥下、筋力トレーニング）などが含まれます。[（詳細リンク有）](#)

2017年6月に実施された[長期介護計画2.0](#)は、提供する在宅ケアサービスの受給者として家族ケアラーを含めることで、ケアラー支援に対応しています。

具体的に見ると、第9条の1（4）では家族ケアラー支援について述べており、センターや在宅での家族ケアラー支援サービスの提供として定めています。

第13条では、家族ケアラーに提供される支援サービスの範囲として、以下の通り記されています。

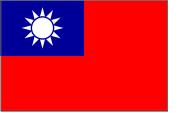
- 1 関連情報の提供および紹介
- 2 介護に関する知識や技術研修
- 3 レスパイトケアサービス
- 4 情緒的サポートおよびグループサービスへの紹介（年に30日）
- 5 家族ケアラーの能力やQOL向上に役立つその他のサービス [（詳細リンク有）](#)



台湾は1993年に「高齢化社会」となり、2018年には「高齢社会」となりました。そして2025年には「超高齢社会」（高齢化率が20%に到達）になると予測されています。



## ケアラーの社会的認知(続き)



台湾

### 社会的認知

台湾では11月の第4日曜日がFamily Caregiver Day（家族介護者デー）となっており、また11月全体がケアラーへの感謝月間としてrecognize（認識）されています。

Taiwan Association of Family Caregivers (T AFC、台湾家族介護者協会)はFamily Caregivers Appreciation Month（家族介護者感謝月間）に、家族ケアラーへ敬意を表し、ケアラーをrecognize（認識）・支援するため、ケアラー向けのコンサートなど様々な活動を主催しています。またスマートケアラー賞という企画もあり、これは介護・仕事・生活のバランスを取るために、外部の資源を利用したり助けを求めたりして、ケアラーと要介護者の両方のウェルビーイングを維持できている人をrecognize（評価）するものです。この取り組みは、ケアラーの燃えつきによってケアの悲劇を避けるための、予防的アプローチです。

TACFは、台湾で初めて家族ケアラーの権利擁護に取り組む非営利団体であり、ニュースリリースや記者会見を通じて取り組みを行っています。BNP Paribas Cardif TCB Life Insurance Co., Ltd.（訳注：生命保険会社）などがスポンサーとなっています。同社では、T AFCの取り組みや試験事業への支援にコミットしており、その内容はたとえばレスパイトアカデミーやケアラーカフェ、再雇用支援、ケアラーフレンドリーな職場、ケアラー向けコンサート、中継車、ケアラー読書会など多岐にわたります。



### チャンス・機会

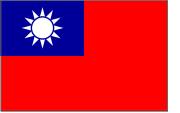


家族ケアラーに対する意識向上は、より良い支援につながります。より多くのケアラーたちが気持ちよく家族ケアラー向けの支援サービス（例：ケースマネジメント、在宅ケアの技術や研修、レスパイトサービス、サポートグループ、ストレス緩和活動、カウンセリング、電話での確認）を使えるようになるでしょう



## 経済的支援

ケアラーの経済的安定を支援したり、ケア提供による経済的なプレッシャーの軽減を図る施策。



台湾

台湾では1995年にnational health insurance (NHI、全民健康保険)が実施されていますが、2017年にはこれに介護が加わりました。NHIは、衛生福利部の下で政府が運営するプログラムであり、全市民がカバーされています。  
重大疾病または希少疾病の人は、外来ケアも入院ケアも自己負担金の支払いが不要です。

### 介護手当

Special Care Allowance for Middle or Low-income Senior Citizens (中低所得高齢者向け特別介護手当)は、16~65歳の家族ケアラー1名が受け取れます。受給要件としては年齢のほかに、要介護者と同じ自治体に住んでいること、またフルタイムで他の場所で雇用されていないことが挙げられます。  
要介護者は、Living Allowance for Mid-or Low-income Senior Citizens (中低所得高齢者向け生活手当)を受給している必要があります。ケアラーは、各世帯5,000台湾元(167米ドル)の手当を受け取れます。

### 税制優遇

Deloitte Taiwanによると、2019年の所得税法(ITA)改正で、身体的あるいは精神的な障害がある人をケアする中低所得家族のニーズが対象となりました。

衛生福利部が発表したガイドラインに沿って、障害者と見なされた場合、納税者は介護名目で120,000台湾元(4,000米ドル)の特別税額控除を受けることができます。  
支出に関する裏付け資料は提出不要であり、住み込みのケアラーを雇っても、介護施設ケアに支払っても、家族自身がケアしても構いません。



### チャンス・機会



1. 特別介護手当を、すべてのケアラーに拡大する。
2. 家族ケアラーに対して、妥当な額の補償を支払う。
3. ケアラーの自己主導型政策を策定および実施する。

IACOのメンバーはケアラーへの認識を高め、良い実践を把握・普及し、ケアラーのウェルビーイングを高めるために協働し、独自にも働きかけています。無償のケアは以前は家族のパーソナルで個人的なこととみなされていましたが、世界中で最も重要な社会的経済的な政策課題の一つとなりました。



## 仕事 & 教育

就労・学業の継続・復帰で、ケアラーが他の人と同じチャンスや機会を得られるよう、協力的な職場や教育環境を作る実践。



台湾

### 仕事 & ケア

いくつかの企業や雇用主では、家族ケアラーに優しい職場づくりに関心を寄せています。[Act of Gender Equality in Employment \(男女雇用平等法\)](#)の下、従業員は家族のケアを行うために、年に7日まで家族介護休暇を取ることができます。しかしこの給付日数では、ケアラーが家族のケアプランやサービスをアレンジするのに不十分です。



### 教育 & ケア

台湾では、ヤングケアラーを支援するための公式な資源はありません。しかし、ケアの役割がヤングケアラーに及ぼす影響は成人と異なるという点は、以前からrecognize (認識)されています。さらに、ケアの業務や経験によってヤングケアラーは、ケアを行っていない他の児童や若者とは異なる影響を受けています。現在では、以下の点を目指して政策が策定されつつあります。



ヤングケアラーを特定する重要拠点として、学校を整備する。

ヤングケアラーが自らのニーズについて、評価および対応を求める権利を持てるようにする。

ヤングケアラーに対応する際、家族全体としてアプローチする。

ヤングケアラーの範囲を定義する。

[\(詳細リンク有\)](#)

### チャンス・機会



家族ケアラーはその役割を果たすために、就労保障休暇が必要です。ケア提供の重要性について関心やawareness (意識)が高まる中、今が介護休暇について働きかけるチャンスです。ここでは、上限30日の有給および150日の無給休暇を想定しています。

職場では家族ケアラーに、柔軟な勤務形態を提供すべきです。

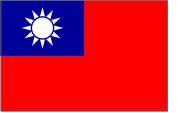
ケアラーフレンドリーな職場づくりへの取り組みを拡大し、全国で様々な企業に広げるべきです。そしてこれは、人事部門での能力開発と共に行うべきです。

学校と早急に協力して、システム内でヤングケアラーを特定し、彼(女)らのニーズに関する理解を深める必要があります。



## 健康 & ウェル ビーイング

ケアラーの心身の健康を保ち社会的なつながりを促し、またケアラーがケアの役割以外の関心を追求できるようにする支援。



台湾

### レスパイトケア

レスパイトサービスには、在宅、地域および施設でのレスパイトが含まれます。

ケアラーのレスパイトは、障害の程度（要介護度）で示される要介護者の状態に基づいて提供されます。長期介護計画2.0の下、要介護度は8段階で評価され、1が最も軽度（虚弱）で8が最も重度（寝たきり）です。

要介護度2～6の人の家族ケアラーに割り当てられるレスパイトサービスは、約14日間の施設レスパイトに相当します。要介護度が7～8の場合には、21日相当が割り当てられます。利用料の自己負担率は、平均的な所得の世帯で16%、中低所得世帯で5%、そして低所得世帯ではゼロとなっています。

家族ケアラー自身のニーズを独自に評価する必要性を踏まえ、T AFCでは1998年、同協会が開催するストレス軽減活動に参加するケアラーへ、無料のレスパイトを始めました。現在では政府や民間の財政的支援を通じて、全国のケアラーリソースセンターで活動ベースのレスパイトを提供しています。

### 心理 & 社会的サポート

2008年より衛生福利部では職能団体と協力して、ケアラーへカウンセリングサービスを提供するために、相談ホットラインの整備に取り組んでいます。

衛生福利部ではまた、家族ケアラーへの支援提供に向け、関連の地域資源とのつながり作りにも取り組んできました。

2020年末現在、同部では105か所の家族ケアラー支援サービス拠点を設立しており、そこでは以下のようなサービスを行っています。

- ・ ケースマネジメント
- ・ 介護技術の指導
- ・ 介護技術の研修
- ・ 心理カウンセリング
- ・ サポートグループ
- ・ ストレス軽減活動

AFCでは家族ケアラーホットラインやサポートグループ、ストレス軽減活動を提供しており、これらは政府資金や民間の寄付を通じて行われています。

理・情緒的な支援を求めているケアラーには、T AFCが改定・導入した Caregiver Burden Index Scale（ケアラー負担感尺度）を使ってアセスメントを行います。

明確な情緒的バーンアウト（燃えつき）または家庭問題が見られる（上記尺度で14点以上）場合には、ケースワーカーがカウンセリングを行う（受給資格がある人が対象）か、専門的支援に紹介します。

ケースワーカーはカウンセリングで、ケースマネジメントやコーディネーション（調整）を行います。また心理士／セラピストは8回を上限としてカウンセリングセッションを実施します。

ケースワーカーも心理士／セラピストも3度ミーティングを行い、結果や進捗を評価します。



ケアラー負担感尺度はエビデンスに基づいたツールであり、これは自分で行うことも支援者が使用することもできます。

尺度には5つの領域があり、情緒、身体、経済、関係性および時間管理について、本人の負担感を評価します。

14～25点は要注意で、ストレスの兆候が見られます。ケアラーは、ストレス軽減策を求めることが推奨されます。

26～42点は、ケアラーの負担感が大きいことを示しており、専門的な支援をすぐに求めるべきです。





## 健康 & ウェルビーイング(続き)

電話確認は、ソーシャルワーカーまたは研修を受けたボランティアが行う継続的なフォローアップサービスで、そこでは毎月ケアラーに電話をかけて、心身の状態が安定していることを確かめます。ケアラーたちの中には、介護に忙しく社会的なつながりが限られている人もいますので、この機会を活用して他の人と話したり発散したりできます。



高齢者ケアの計画や家族での集まりを呼びかけるのは、簡単なことではありません。TAFICではケアラーが家族での計画準備を行うのに役立つよう、ステップごとのオンラインツールを作成しました。このツールにはたとえば、ニーズアセスメント、情報収集、アジェンダや計画の作成などが含まれています。ケアラーがこのツールを活用して、ケアの計画や役割の期待・明確性について対話を始められるようにして、介護に関する不要な訴訟を減らすことを目指しています。TAFICではまた、このケア計画のアプローチやモデルを家庭裁判所でも活用するよう取り組んでいます。

IACO は世界中のケアラーの生活をよくするための6つの原則を作りました。

[\(詳細リンク有\)](#)



台湾

## チャンス・機会



台湾では、入院時に家族が付き添う文化が長年続いていました。これは看護職の人手不足によるものです。しかしSARSやCOVID-19で入院患者の家族が付き添えなくなり、台湾の医療システムがケア提供で家族ケアラーに大きく依存していることが明らかとなりました。今こそスキルミックスの看護・介護モデルを病院で推進し、入院時にケアを行う家族の数を減らせるようにすべきです。

家族ケアラー支援で現在使える多くの資源について、コミュニケーションを継続し増やす。特に長期介護計画2.0の開始によって、サービスの量は増えました。しかしあまりにも多くの家族ケアラーたちが、極度の燃えつきによって、自分や要介護者の命を終えることを選択しています。TAFICではこれらの悲劇をモニタリングしており、また事例研究を通じて、この悲惨な結果の可能性について、社会や専門職関係者に警鐘を鳴らしています。同協会では引き続き、家族支援の改善を働きかけています。

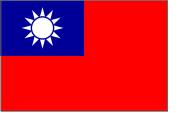
病気のケアラーを対象とした緊急の休息サービスを提供する。家族構成の変化によって、家庭内でケアラーの役割を担う人の数が減少しました。ケアラーが病気になった場合、大切な人をケアする人が誰もいなくなります。TAFICでは様々な慈善グループと協力して、病気のケアラーへ経済的支援を直ちに提供できるよう資金調達に取り組んでいます。

家族ケアラーのニーズに対するincrease recognition(認知度向上)に向けて、TAFICが民間企業と共同で行っている取り組みを強化する。同協会では、職場での介護準備クラスを開催しています。



## 情報 & 知識

ニーズや状況に合った形で、ケアラーをエンパワーする資源。



台湾

ケアラーにサービスを提供するリソースサイトやセンターの数は全国で増加しており、2020年現在で105か所あります。

現在重点が置かれているのは、ケアラーが情報や他の支援サービスを受けられるように、総合的な認知症ケアセンターを展開することです。

このようなセンターでは、サービス提供に加え、認知症リテラシーに関する公共教育も行います。

認知症の人やケアラーは、病気の症状が原因で非難されることが多くありますが、このような意識啓発の取り組みは、その予防に役立ちます。

長期介護計画2.0サービスについて人々が理解を深め、それを上手に使えるよう、TAFICでは介護サービスの費用や補助金を計算する[オンラインプログラム](#)を立ち上げました。

利用者は、本人の状況や要介護度、居住地、外国人介護労働者の利用などの選択肢から該当する情報を選び、自分のニーズに合ったサービスをアレンジします。

このオンライン計算プログラムでは、利用者が介護の補助金を計算し、在宅または地域でのケアサービスを選べます。

TAFICでは毎年、研修やワークショップ、事例研究を開催し、ケアラーリソースサイトやセンターのケースワーカーが、家族ケアラーのニーズについて理解を深め支援サービスを提供するのに役立っています。

またTAFICでは以下も行っています。

- ・ソーシャルメディアでの積極的な活動（例：Facebook、LINE、ウェブサイト）：ケアラー候補の人たちへの遠隔教育を支援するのに活用されています。

- ・活発な [Caregiver YouTube channelチャンネル](#)：個人によるケア体験のストーリー共有、介護サービスや資源の紹介、オンラインでのケアラー読書会などを行うチャンネルです。

- ・全国9か所のコーヒーショップとの連携（レスパイトを提供する介護情報センターとして機能）：ケアラーがこれらのショップに行き、ケアラーであることを確認する質問票に記入すると、年に10杯分のコーヒーを無料で楽しめます。コーヒーショップは、CSR（企業の社会的責任）の一環としてこの取り組みに参加しています。

- ・ボランティアを対象とした介護準備クラス講師（LCPCL）の養成：現在の介護情報やサービスについてケアラーが理解するのを、LCPCLが効果的に支援できるようになることを目指しています。LCPCLは、地域のお祭りやイベント、またコーヒーショップなどで意識啓発に向けて活躍しています。

- ・オンラインツールのデザインと開発：[介護サービスを上手に使う](#)、[ケアラー家族会議](#)を開催するのに活用します。

IACOは世界中に増えつつあるケアラーへの認知と理解を高めようとしています。IACOは家族介護者を擁護するために世界中の国々が国際的に協働できるよう働きかけています。



### チャンス・機会



介護のケースワーカーや専門職向けにオンラインコースを開発し、家族ケアラーとの業務を行う上での意識・知識・スキルを高める。

# 画期的なケアラー実践



Innovative Carer Practices (画期的なケアラー実践)とは、医療と社会的ケアの統合を通じてケアラーのニーズに応える、エビデンスに基づいた政策や実践のことです。このような実践を特定および共有することで、IACOでは世界で行われている先進的な実践の認知向上や普及を進めています。[\(詳細リンク有\)](#)

## 台湾でのイノベーション

T AFCでは、ケアラーのrecognizing (認識)・支援・つながり作りへ地域コミュニティが積極的に関われるよう、意識啓発やエンパワーメントに取り組んでいます。

2017年に始まったケアラーカフェは、地域を中心に据え、地元で運営・支援される全国的な取り組みであり、以下の目的を掲げています。

- ・ケアラーの特定を改善し、ケアラーが自らのニーズにrecognize (気づく)のを支援する。
- ・地域の介護資源や支援サービスについて、意識啓発や紹介を行う。
- ・ケアラーが束の間の「息抜き」をできる場を提供する。
- ・ケアラーとしての役割終了後の再就職を支援する。
- ・地域全体のケアラー支援における社会的な責任を育成する。

共有経済というコンセプトに基づき、T AFCではケアラーのニーズ(ケアラーの特定や支援を含む)へ応えるために、このユニークな方法を採用しました。

お互いにメリットがある地元コーヒーショップとの提携を通じて、T AFCでは様々な方法を用いてケアラーへの働きかけや案内を行い、またケアラーたちが自らの健康やウェルビーイングを改善できるような情報や支援を探すのを後押ししています。

地元コーヒーショップとの提携では、T AFCが活動維持費の一部を出しており、これは合作金庫銀行など企業スポンサーを通じた積極的な資金調達によるものです

この取り組みの影響は全国に広がり、現在では台湾全体で100を超えるケアラーカフェがあります。T AFCケアラーカフェは2018年、「画期的なケアラー実践」としてIACOから評価されました。[\(詳細リンク有\)](#)



Taiwan Association of Family Caregivers (T AFC、台湾家族介護者協会) (1996年設立)は、台湾で初めて家族ケアラーの権利推進に取り組む非営利団体です。T AFCではこれまで多くの成果を挙げており、たとえば2007年には公的資金を投じたレスパイトサービスを実現したほか、2015年には全国介護サービス法でケアラー給付の義務付けに尽力しました。

T AFCは、教育・サポートグループ・相談・ケースマネジメントなど全国のサービスネットワークを監督しています。T AFCは、様々な分野から集まる個人や団体が構成されており、お互い協力して、家族ケアラーの経済的安定・ワークライフバランス・健康管理に向けた未来への働きかけを継続して行っています。

T AFCの以下の方々には、専門的な御助言や質問へのご回答、また本章原稿のレビューを行っていただきました。この場をお借りして感謝申し上げます。

- Ching-Ning Chen氏(事務局長)
- Hsiao-Chan Chang氏(事務次長)
- Chia-Ning Kuo氏(政策主任)
- Tsuann Kuo氏(理事長)
- Chi-Yin Yeh氏(事務長)

写真をご提供くださった以下の団体の方々に、感謝申し上げます。

- 台湾衛生福利部
- Taiwan Association of Family Caregivers
- Taiwan Catholic Foundation of Alzheimer's Disease and Related Dementia
- Global Views Monthly

出典:

- 衛生福利部: Taiwan Health and Welfare (台湾の保健と福祉) [ウェブサイト](#)
- National Statistics, the R.O.C. Taiwan (中華民國統計資訊網) [Latest indicators \(最新の指標\)](#)

英国では「ケアラー」という言葉がもっとも頻繁に使われます。ケアラーとは、長期的な心身の疾患・障害、または高齢に伴うケアニーズによって、家族、友人などを世話する人のことです。



人口密度.....	281人/km <sup>2</sup> *
都市部人口.....	83.2% *
中央年齢.....	40.5歳 *
従属人口指数.....	57.1 **

\* Worldometer

\*\* Wikipedia

(年少人口 [0~14歳] + 老年人口 [65歳以上]) / 生産年齢人口 (15~64歳) × 100  
従属人口指数が高いほど、生産年齢人口の負担も大きい。



# 英国

ケアラーの数 (18歳以上):  
13,600,000人<sup>1</sup>  
人口の20%<sup>2</sup>

1 Carers UK. (2020) Carers Week 2020 Research Report (ケアラー週間2020 研究報告) に基づいた推計。

2 英国の人口 (2020年) : 67,969,891 (Worldometer)

## ケアラーの社会的認知

要介護者のウェルビーイング、地域力、社会全体、そして経済的な繁栄で、ケアラーが果たす中心的な役割について、recognition（社会的認知度）を向上させる政策やプログラム。



英国

### 法律

無償ケアラーはイングランドの法律で、「長期的な心身の疾患・障害、または高齢に伴うケアニーズによって、家族や友人などを世話する人」と定義されています。[The Care Act 2014 \(2014年ケア法\)](#)では、ケアラーの新たな法的権利が組み込まれ、そこにはアセスメントや支援を受けられる権利が含まれます。この法律でケアラーは、要介護者と同じように評価を受ける権利があります。[\(詳細リンク有\)](#)

イングランドでは法律上、ヤングケアラーたちは、障害や疾患でケアを必要とする人に支援を提供している18歳未満の人、と定義されています。[\(詳細情報\)](#)

ウェールズ ([Social Services and Well-being Act, 2014 \[2014年社会サービスおよびウェルビーイング法\]](#))、スコットランド ([Carers and Direct Payments Act, 2002 \[2002年ケアラーおよび直接給付法\]](#)) ではそれぞれ、ウェルビーイングや社会的ケアに関するケアラーの権利に言及した法律があります。

### 社会的認知

[ケアラー週間](#)は英国全国で毎年行われるキャンペーンで、家族や友人を世話するケアラーへの認知や評価を行っています。6月の第2週に行われるこのキャンペーンは、[Carers UK \(ケアラズUK\)](#) がコーディネートしており、首相や官僚、議員も含めて政府から広く支持されています。

ケアラー週間に向けてCarers UKが作成した、[ケアラーフレンドリー・コミュニティ](#)に関する調査報告書では、地域でのケアラー支援方法を紹介しています。ケアラーフレンドリー（ケアラーに優しい）・コミュニティとは、ケアラーたちが家族や友人の世話を行う上で周りから支えられていると感じ、またケアラー自身もニーズがある人として認められる場のことです。

[ケアラーフレンドリーなコミュニティづくり：イースト・サセックスの例](#)

[The Carers Action Plan 2018 to 2020 \(ケアラ一行動計画2018-2020\)](#) では分野に応じて（たとえば医療や社会的ケアはイングランド、税は英国全体）、イングランド・グレートブリテン・英国での政府横断型プログラムを定めています。この計画は[全国ケアラー戦略](#)に基づいており、ケアラー支援に向けて5つの優先分野で64の行動を示しています。ヤングケアラーは、優先分野のひとつに挙げられています。



イングランドの国民保健サービス（NHS）を通じて提供されている[品質マーカ一・スキーム](#)は、ケアラーやかかりつけ医のチームなどと協力して作成したもので、様々な実用的アイデアを紹介しています。このスキームでは、地域の医師（かかりつけ医）がどのようにして、様々な年齢層のケアラーを発見したり支援したりできるかについて、改善に向けた枠組みを示しており、実際の行動が重要分野ごとに整理されています。この枠組みはまた、規制機関でありケアの質評価を行う [Care Quality Commission \(CQC、ケアの質委員会\)](#) に対しても、優れた実践のエビデンスを出す上で役立ちます。



## ケアラーの社会的認知(続き)



英国

### ヤングケアラーの社会的認知

BBC(英国放送協会)は2020年6月、ヤングケアラーの課題を特集しました。エピソードでは、親や保護者ができない料理や掃除などの家事を行う、ヤングケアラーたちの役割が紹介されました。(詳細リンク有)

[The Children's Society](#)では、ヤングケアラー向けのサービスを行っており、また毎年ヤングケアラー・フェスティバルを開催しています。ヤングケアラーを対象とした世界最大のこのイベントは、参加者たちが楽しんだり新しい友人を作ったりできるだけでなく、ヤングケアラーたちの声を発信したり変化に向けて影響を及ぼしたりする場でもあります。(詳細リンク有)

[Young Carers Awareness Day\(ヤングケアラー啓発デー\)](#)はCarers Trustがコーディネートしており、ヤングケアラーたちが直面している課題について認知向上を図るほか、ヤングケアラーへの更なる支援に向けて働きかけています。ヤングケアラーたちとの協議を経て、2021年からこの日はYoung Carers Action Day(ヤングケアラー・アクションデー)と呼ばれるようになります。

イングランドの[ケアラー行動計画政府監督グループ](#)は、以下

の可能性について検討を行ってきました。

- ・全国レベルでヤングケアラー・スキームを構築し、地域での認知向上を図る
- ・ヤングケアラーが仲間と余暇活動に参加しやすくなるような、割引を提供する
- ・ヤングケアラーの議会デーを開催し、議員の間でヤングケアラーへの認知向上を図る

北アイルランドでは [Northern Ireland Regional Young Carers](#) (「北アイルランド地域ヤングケアラーズ」) が、8~18歳のケアラーたちを支援しています。

ウェールズ政府は2019年、ヤングケアラーが自分たちの権利を行使する支援を行うために、[Children in Wales \(Platn ung Nghymru、ウェールズの子供たち\)](#)へ資金を提供しました。1年に1度、このネットワークに所属するヤングケアラーたちはウェールズの閣僚たちと会合を持ち、ヤングケアラーの経験や意見を発表しています。(詳細リンク有)



IACOはすべての政策やプログラム立案時に役立つ予想を上回る成果をあげたケアラーのための6つの原則を作りました。

### チャンス・機会



ケアラーは、自分たちのことを認め平等に扱ってほしいと願っています。ケアラーの増加に伴って、認知向上キャンペーンの継続や法制化のチャンスが得られ、これによって医療機関がケアラーを特定し、ケアラーの健康やウェルビーイング向上に取り組めるようになることが望めます。[CARERS UKのケアラーズ・マニフェスト](#)





## 経済的支援

ケアラーの経済的安定を支援したり、ケア提供による経済的なプレッシャーの軽減を図る施策。



英国

### ケアラー手当

ケアラー手当は、英国で16歳以上の無償ケアラーを対象とした中心的な給付です。受給資格が定められており、フルタイムで学業を行っている人は受給できません。またケアラー手当以外に、同様の所得補償給付は受けられません。

スコットランドでは2018年、ケアラー手当補足給付が導入されました。この手当は、スコットランドに住むケアラーのみを対象としており、6か月ごとに支払いが行われます。

ケアラー手当に加え、Premium、AdditionまたはElementと呼ばれる追加金が支給されることもありますが、受給資格はミーンズテスト（資力調査）に基づいて判断されません。[\(詳細リンク有\)](#)

パーソナル・バジェット（個人予算）やダイレクト・ペイメント（直接給付）を申し込むこともでき、自治体が受給資格を認めると、サービスを直接購入できるよう一括または分割で支払いが行われます。ケアラー・パーソナルヘルス・バジェットでも、割り当てられた資金がケアラーに提供されます。

どのタイプでも多くの場合、支払は比較的少額です。

### 年金クレジット

ケアラー手当を受給すると、ケアラーは自動的に公的年金加入期間としてのクレジットを得られます。ケアラー手当を受給していない場合でも、週に20時間を超えてケアを行い他の受給資格を満たせば、公的年金の ケアラー・クレジットを申請できます。

年金受給対象年齢である無償ケアラーは、公的年金を受給できますが、ケアラー手当と国民年金の両方を同時に満額受けることはできません。なぜならば、両方とも所得補償という同じ種類の給付として分類されるためです。[\(詳細リンク有\)](#)

### ヤングケアラー助成金

スコットランド政府は、Young Carer Grantを設立しました。これは16～18歳のケアラーを対象に毎年支払われるもので、ケアに関わらない同年代の仲間たちが普通に行っている活動（例：教育・研修への参加、自身の成長）を行えるよう支援することを目指しています。

### 障害給付

障害者には様々な点で追加的なコストが発生しますが、このような状況を支援する数々の給付制度があります。たとえば障害児を対象とした障害者生活手当、現役世代の障害者を対象とした個人自立手当、年金受給世代を対象とした介護手当などがあります。

### チャンス・機会



ケア提供によって、ケアラーやその家族が経済的な困難に苦しまないよう、政府は対応しなければなりません。推計によると、120万のケアラーたちが貧困状態です。実質的なケアを行う人の2/3は、要介護者のケア費用を負担しており、また半数以上（53%）は、自らの将来や退職後に向けた貯金ができいていません。[\(State of Caring 2019, Carers UK\)](#).



## 仕事 & 教育

就労・学業の継続・復帰で、ケアラーが他の人と同じチャンスや機会を得られるよう、協力的な職場や教育環境を作る実践。



英国

### 仕事 & ケア

[Equality Act 2010 \(2010年平等法\)](#) の下でケアラーは、障害のある人との関わりによる差別から守られており、その適用範囲は職場や様々なサービス提供に及びます。無償ケアラーには、柔軟な勤務形態を求めたり、また要介護者の緊急事態では限られた期間内で無給の休暇をとる法的な権利があります。しかし有給休暇や、長期または計画的な休暇については、保証された権利ではなく、雇用者と従業員との交渉によって決まります。(詳細リンク有)

政府は [ケアラー行動計画2018-2020](#) の一環として、「復帰者」(ケア提供のために仕事を離れた後、有償の仕事に戻りたいと思っている人)を支援するために、資金を投入しました。

[Employers for Carers \(ケアラーに優しい雇者の会\)](#) では主に、介護の役割を担う従業員が適切な管理の下で働き続けられるよう、雇業者の取り組み支援を目指しています。雇業者たちが集まる会員ベースのグループとして2009年に設立されたこの組織には現在、260の雇業者が加盟しており、公共・民間・ボランティア部門で働く300万の従業員をカバーしています。この組織ではアドボカシーや認知向上の活動を行うだけでなく、ケアラーを含め、あらゆる職員にとってポジティブで包摂的な職場の枠組みを、推進・支援しています。

[The Wales Hub of Employers for Carers \(ケアラーに優しいウェールズの雇業者ハブ\)](#) は、ウェールズに拠点を置く様々な団体が、ケアラーフレンドリーとなるよう支援するために設立されました。

[Carer Confident \(ケアラーに優しい企業\)](#) のベンチマークは、ケアラーが仕事を続けられるような方針や風土の整備を職場に対して奨励するプログラムで、イングランドの保健省が後援しています。ベンチマークでは、Active (積極的に取り組み中)、Accomplished (達成)、Ambassador (アンバサダー) という3つのレベルが設けられています。

オンライン資料の [Flexible Jobs Hub \(柔軟な仕事のハブ\)](#) では、ケアラーが必要としていると言われる柔軟な仕事を紹介して、就労へのバリアを減らしています。このハブでは、勤務形態の柔軟性といった条件を基に仕事を検索できるほか、自分に合った仕事の見つけ方や個人の経験を紹介する事例も掲載しています。

[Carer Positive \(ケアラー・ポジティブ\)](#) は、スコットランド政府が資金を提供している取り組みで、Carers Scotland (ケアラーズ・スコットランド) が運営しています。ここでは、ケアラーたちに優れた支援を提供する雇業者たちを認め評価することを目指しているほか、雇業者がそれぞれの状況に応じて支援パッケージを整備する際に、役立つ資料も提供しています。また、様々な状況でケアラーに優しい職場環境を提供できるように、雇業者ができる対応の例などを紹介しています。(詳細リンク有)





## 仕事 & 教育 (続き)



英国

### 教育 & ケア

多くの大学では、ケアの役割を担う学生を支援する取り組みやプログラムが行われています。

2018年以降、大学受験者は標準的な願書で、希望すれば自分がヤングケアラーであることを明示できるようになりました。

The University and Colleges Admission Services (UCAS、大学総合出願機関)では、学業とケアの役割の両立方法について、参考となる情報を提供しています。[\(詳細リンク有\)](#)

[The Education and Libraries \(Northern Ireland\) Order 2003 \(2003年教育・図書館\[北アイルランド\]令\)](#)では、あらゆる生徒の福祉を守り推進するよう、教師の責任が義務付けられています。

したがって教員には、ヤングケアラーを特定および支援する責任があります。

Carers Trust Wales (ケアラーズ・トラスト・ウェールズ)では、ケアの役割を担う生徒の特定、働きかけ、ウェルビーイングを支援する資料を提供しています。[\(詳細リンク有\)](#)

[Young Carer Passport for Schools &](#)

[Universities \(学校・大学向けヤングケアラー・パスポート\)](#)は、ヤングケアラーを支援する効果的な方法の一つです。どのような効果があるか、上記のリンクをご覧ください。

### チャンス・機会



仕事：ケアの役割を担う従業員が増えており、またケアラーが働き続けられるようにすることで事業としてメリットがある、という点に雇用者たちが気づく中、ケアと雇用はますます重要な課題となりました。COVID-19によってケアラーのニーズが浮き彫りとなり、柔軟な勤務形態の効果を雇用者が感じるようになりました。この体験を活かして、ケアラー支援をさらに改善すべきです。

教育：ヤングケアラーやヤング・アダルトケアラーが更に多くの支援を必要としている、という認識が高まっています。

学校で、また自治体や医療機関を通じてヤングケアラーをより体系的に特定できるよう、機会を提供する必要があります。



スコットランド政府ではヤングケアラーの存在を認めており、政府が発行する [Young Scot \(ヤング・スコット\) カード](#)の一環として、[Young Carers Support Package \(ヤングケアラー支援パッケージ\)](#)を整備し、11~18歳の若者が教育や余暇活動に参加するチャンスや機会を提供しています。[\(詳細リンク有\)](#)





## 健康 & ウェルビーイング

ケアラーの心身の健康を保ち社会的なつながりを促し、またケアラーがケアの役割以外の関心を追求できるようにする支援。

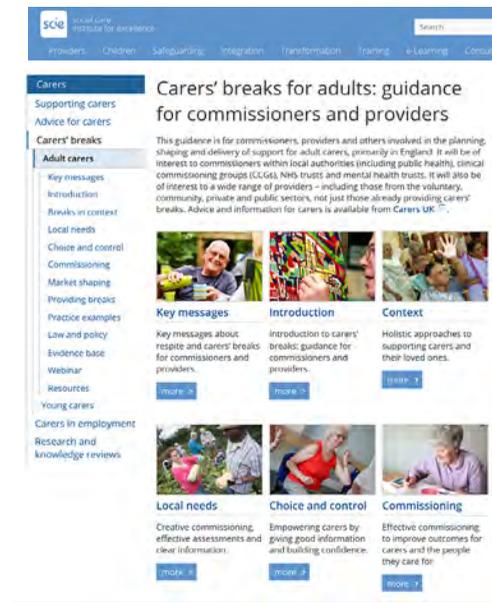


英国

### 休息 & レスパイトケア

直営または自治体を通じた委託によって、様々な形態の休息サービスが提供されています。中にはたとえばデイケア、有償ケアラーによる在宅ケア、ケアホームでのショートステイ、家族や友人による支援の確保、付き添い・見守りサービスなどがあり、無償ケアラーまたは要介護者のアセスメント実施後に提供されます。NHSでも休息やレスパイトの支援を提供しており、これは同機関によるContinuing Healthcare (継続的ヘルスケア) の受給資格があり、健康面でのニーズが高い人たちが利用できます。(詳細リンク有)

地方自治体、Clinical Commissioning Groups (CCG、臨床委託グループ) および他のコミッショナー向けの [Best Practice Guidance \(ベストプラクティス・ガイダンス\)](#) が作成されました。様々な年齢層のケアラー支援を企画・策定・提供する人たちを対象としたこのガイドでは、ケアラーの多様なニーズを理解した上で効果的なレスパイトサービスを開発することを目指しており、これによってケアラーとの共創や、関係者たちとのパートナーシップ促進が期待されます。ガイドは、成人ケアラー向けのものやヤングケアラー向けのもが掲載されています。(詳細リンク有)



### 心理 & 社会的サポート

孤独や社会的孤立への取り組みの一環として、政府では [Building Connections Fund \(つながり作り基金\)](#) を設立し、ケアラー支援を増やす数々のプロジェクトに投資しています。ケアラーの支援やつながり作りでは、デジタルリソースやバーチャルでのアプリがますます使われるようになってきました。毎週行われるオンラインプログラム [Care for a Cuppa \(お茶を一杯いかが?\)](#) では、ケアラーたちがZoomを通じて集まり交流しています。 [Share and Learn \(シェアして学ぼう\)](#) は、ケアラー週間にバーチャルで行われるウェルネスのイベントです。またウェールズ政府が資金を提供している [Me Time \(「私」の時間\)](#) では、ケアラーの健康やウェルネスに重点を置いたオンラインセッションを提供しています。セッションのテーマは、まったく自由の時もありますし、決まっていることもあり、ケアラーたちが何を一番聞いたり学んだりしたいかによって、方向性が決まります。このプログラムは交流の場であるとともに、助け合ったり時に学んだりする場でもあります。ウェールズでは、英語のほかにウェールズ語でのセッションが行われることもあります

社会的処方とはイングランド全体に広がっているコンセプトで、人々の社会的、心理的または実務なニーズを支援するためのものです。かかりつけ医 (GP) は患者をリンクワーカーへ紹介でき、そこでは薬を与えるのではなく地域の支援につなぎ、芸術のクラスや身体活動、ケアラーのサポートグループといった活動を通じて、患者の健康やウェルビーイングの改善を図ります。(詳細リンク有)





## 健康 & ウェルビーイング(続き)



英国

### 心理 & 社会的サポート

Northern Ireland Regional Young Carers (北アイルランド地域ヤングケアラーズ) では、8~18歳のケアラーを直接支援しており、たとえばニーズアセスメント、助言や指導、個人やグループでの支援、専門的サービスの利用支援、そして幅広い対象者へのレジャーやユースサービスなどを提供しています。

Young Minds (ヤングマインズ) は、児童や青年の心理的ウェルビーイングやメンタルヘルスの改善に取り組む、英国有数の慈善団体です。ヤングケアラーは平均して学校を48日欠席していることや、68%がいじめを経験しているという点を踏まえ、ここではヤングケアラーに24時間365日のテキストサポートを行っています。

**Carers UK**

Offers support to carers across the UK.  
Runs an online forum for carers to get advice and share their experiences and feelings.  
Phone: 0800 808 7777  
Email: advice@carersuk.org  
Opening times: 9am - 6pm, Monday - Friday

**Youth Access**

Provides information about local counselling and advice services for young people aged 12-25.  
You can find local services on their website.

**YoungMinds Crisis Messenger**

Provides free, 24/7 text support for young people across the UK experiencing a mental health crisis.  
All texts are answered by trained volunteers, with support from experienced clinical supervisors.  
Texts are free from EE, O2, Vodafone, 3, Virgin Mobile, BT Mobile, GiffGaff, Tesco Mobile and Telecom Plus.  
Texts can be anonymous, but if the volunteer believes you are at immediate risk of harm, they may share your details with people who can provide support.  
Text: YM to 85258  
Opening times: 24/7

## Carer Passport



ケアラーパスポートは、ケアラーの特定や支援に向けた様々な仕組みを提供するもので、病院や地域、職場などで幅広く活用されています。地域のケアラーパスポートは多くの場合、ケアラーの身分証明としても使われるほか、緊急用のカードとして機能することもあります。また地元の商店や活動で、割引を受けられる地域も多くあります。職場のケアラーパスポートは最もポピュラーで、比較的スピーディーに実用化でき、これを活用してケアラーのニーズ把握や雇用者の対応を行えます。ケアラーパスポートは、イングランドの保健省が後援しており、ケアラー行動計画2018-2020にも組み込まれています。この取り組みは、IACO（国際ケアラー支援組織連盟）から画期的なケアラー実践として選ばれました。(詳細リンク有)



### チャンス・機会



英国全体の保健システムでは、ケアラーの健康やウェルビーイングのために、ケアラーの権利拡大・認知向上・特定を通じて更に取り組めるチャンスがあります。人口が高齢化する中で、ケアラーの健康やウェルビーイングも維持しながら保健システムを運営する上で、このような取り組みは効果を発揮するはずであり、将来に向けたチャンスです。ウェルビーイングは、ますます人々の賛同を得ているコンセプトです。



## 情報 & 知識

ニーズや状況に合った形で、ケアラーをエンパワーする資源。



英国

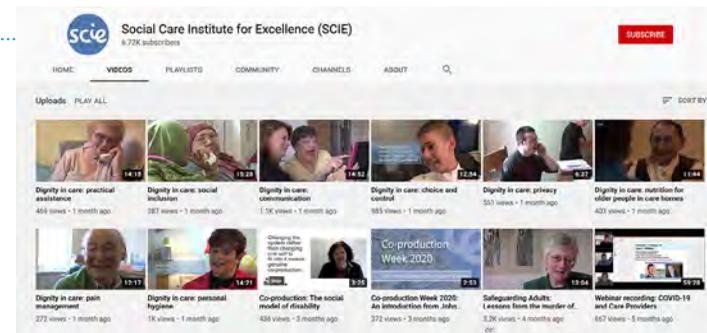
地方自治体は、ケアラーの権利や使える地域のサービスについて情報を提供する義務があるほか、研修を行うこともあります。[\(詳細リンク有\)](#)

[Upfront guide to caring \(ケアの入門ガイド\)](#) は、各ケアラーの状況に応じて関連情報へのリンクを提供する、デジタル情報サイトです。サイトを訪問したケアラーが、いくつかの簡単な質問に答えると、プログラムは膨大な資料や情報からその人に合ったものを選び、使える資源の案やプランを出してくれます。5分でできる、このインタラクティブなプロセスによって、延々と情報収集を行う必要がなくなるほか、ケアラーが自分のニーズへ対応する上で、適切な情報を得られるようなプランを作ることができます。

[MyBackUp \(マイ・バックアップ\)](#) は、ケアラーに何かが起こった際の緊急時対応計画ツールです。コロナパンデミックで不安が広がったことを受けて作成されたこのツールは、「私がケアできなくなったらどうなるのだろう？」という、ケアラーが抱える大きな不安に応えるものです。このオンラインツールでは、ケアラーがいくつかの質問に答え、それぞれの状況やニーズが評価されます。その上で、緊急時対応計画を行う際に、ケアラーが参考にできる情報や資源へのリンクを、カスタムメイドで提供してくれます。

Health Education England (イングランド保健教育機関) のプログラム e-Learning for Health Care (ヘルスケアeラーニング) では、NHS、Carers UK および [Agylia Care](#) と提携して、ケアラー向けの専門的なeラーニングプログラムを提供しており、認知症、メンタルヘルス、身体障害、感染対策および終末期ケアといったトピックをカバーしています。[\(詳細リンク有\)](#)

[Social Care Institute for Excellence \(社会的ケア研究機構\)](#) では、ケアラー向けのオンライン動画資料やアドバイスを多数掲載しており、自宅での安全なケア、リエイブルメント、認知症などのトピックをカバーしています。



Carers UKは、英国全体で幅広い情報、実務的支援およびeラーニングを提供しています。[\(詳細リンク有\)](#)

### チャンス・機会



ケアラーの情報ニーズは現在も優先分野であり、また同様に、制度やその仕組み・条件、安全で効果的なケアの方法、ケアラー自身のウェルビーイングの保ち方に関する知識も重要なニーズです。デジタル情報によって、対面での情報を支える資源にアクセスできる可能性が、大幅に広がっています。

# 画期的なケアラー実践



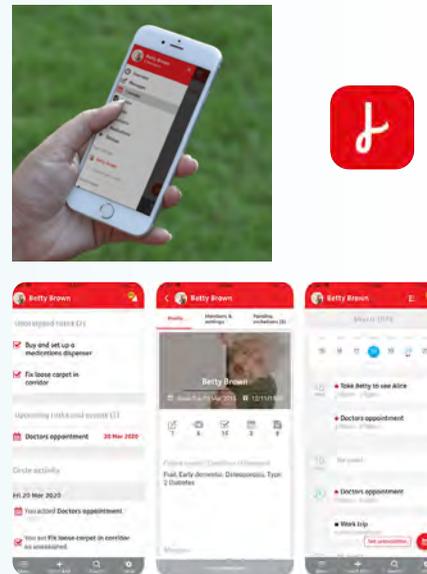
Innovative Carer Practices (画期的なケアラー実践)とは、医療と社会的ケアの統合を通じてケアラーのニーズに応える、エビデンスに基づいた政策や実践のことです。このような実践を特定および共有することで、IACOでは世界で行われている先進的な実践の認知向上や普及を進めています。[\(詳細リンク有\)](#)

## 英国でのイノベーション

Carers UKが開発した [Jointly app \(ジョイントリー・アプリ\)](#) は、ケアラーがケアラーのためにデザインした、画期的なモバイルおよびオンラインアプリです。このアプリでは、ケアの調整、薬のリスト管理、日記帳での記録や予約管理を行えるほか、重要な情報と併せて誰かに業務を割り当てる機能も備えています。このアプリは拡張性があり、ケアラーは複数のケアサークルを作成することもできます。

このアプリの主な特徴は、以下の通りです。

- ・ ケアラー自身のJointlyサークル内で誰とでも、シンプルで直感的なグループコミュニケーションが可能。
- ・ ノート管理、健康記録作成、請求書などの情報保存。
- ・ 業務の整理や対応。Jointlyサークルのメンバーへ業務を割り当てて、状況をモニタリングすることも可能。
- ・ イベントや招待によって、Jointlyサークル内外のメンバーとのつながり作り。
- ・ 要介護者に関する参考情報を簡単にアクセス・保存。
- ・ 要介護者の過去・現在の服薬管理
- ・ 連絡先がいつでもどこでも分かるよう、役立つ資源の連絡窓口リスト作成



「人の世話というのは、とても複雑なこともあります。Jointlyのおかげで上手に対応できていますし、息子のケアに関わる皆さんとも情報を共有しやすいです。」



Carers UK (1965年初頭に設立)は、ケアラーを支援し、ケアに関する情報や助言を提供し、ケアラーの実体験に基づいた研究を通じて政策に影響を及ぼし、そしてケアラーの生活改善に向けて働きかけます。

Emily Holzhausen氏 (Carers UK政策広報部長) には、専門知識のご提供、質問へのご回答および本章原稿のレビューを行っていただきました。この場をお借りして感謝申し上げます。

出典:

- House of Commons Library (英国下院図書館) (2017). [Carers Briefing Paper \(ケアラーに関する報告資料\)](#).
- International Alliance of Carer Organizations (国際ケアラー支援組織連盟). [Principles for Carers \(ケアラー原則\)](#).
- The Ministerial Advisory Group for Carers - 2018/19 Annual Plan (ケアラーに関する政府諮問委員会2018/2019年次計画).
- Department of Health & Social Care (保健省) (2019). [Carers Action Plan 2018-2020. Supporting carers today-One year on progress review \(ケアラー行動計画2018-2020:ケアラーの今を支える-1年後の進捗レビュー\)](#).

米国では、Family caregiver (家族介護者) という言葉が最も頻繁に使われます。Family caregiverは要介護者の親族に限られず、家族または友人に無償でケアまたは支援を提供する、あらゆる人が含まれます。



人口密度.....	36人/ km <sup>2</sup> *
都市部人口.....	82.8% *
中央年齢.....	38.3歳 *
従属人口指数.....	53.9 **

\* Worldometer  
\*\* Wikipedia

(年少人口 [0-14歳] + 老年人口 [65歳以上]) / 生産年齢人口 (15-64歳) × 100。従属人口指数が高いほど、生産年齢人口の負担も大きい。



# 米国

ケアラーの数 :  
 53,000,000人<sup>1</sup> (18歳以上)  
 3,400,000人<sup>1</sup> (18歳未満)  
 人口の21.3%<sup>1</sup>

<sup>1</sup> National Alliance for Caregiving & AARP Public Policy Institute (2020)

## ケアラーの社会的認知

要介護者のウェルビーイング、地域力、社会全体、そして経済的な繁栄で、ケアラーが果たす中心的な役割について、recognition（社会的認知度）を向上させる政策やプログラム。



米国

### 法律

[The Recognize, Assist, Include, Support and Engage \(RAISE\) Family Caregivers Act of 2018 \(2018年RAISE家族介護者法\)](#) では保健福祉省に対し、成人の家族ケアラーを認識および支援する戦略を策定し、それを維持するよう義務付けています。この法律では家族ケアラーを、「成人の家族または、重要な関係性がある他の個人で、慢性的または他の症状、障害または機能的制約のある人へ幅広い援助を提供する人」と定義しています。この戦略では、家族ケアラーを認識および支援するために、地域、事業者、政府などが行っている／行える活動を特定していきます。



この戦略の策定や実施を支えるために、RAISE法では[Family Caregiving Advisory Council \(家族介護諮問会議\)](#) の設立も指示しました。この会議の役割は、以下の活動を支援するための提言を行い、全国的な介護戦略の策定と実施を支えることです。

- あらゆる医療介護のサービスや支援の場で、本人や家族を中心としたケアの導入を更に推進し、そこでは本人や家族ケアラーをケアチームの中心に据える。
- アセスメントやサービス計画（ケアの移行やコーディネーションを含む）で、要介護者や家族ケアラーが関わるようにする。
- レスパイトの選択肢を増やす。
- 経済的安定や職場での問題を改善する。

この会議では、議決権のあるメンバーを最大15名含めなければならず、このメンバーは、家族ケアラーや要介護者の多様性を反映させる必要があります。また会議には、これらの問題で役割を担う連邦省庁や機関からの代表も含まれ、この人たちには議決権がありません。[\(詳細リンク有\)](#)  
[National Family Caregiver Support \(全国家族ケアラー支援\) プログラム \(Older Americans Act of 1965 \[1965年米国高齢者法\] 第371条、改正版、第III編E\)](#) では、連邦政府から州に助成金を提供しています。これは、高齢者サービス機関が家族ケアラーへの支援システムを提供できるようにする、州のプログラム実施費用を支援するためのものです。

### [Caregiver Advise, Record, Enable \(CARE\) Act ケアラー助言・記録・実現 \[CARE\] 法](#)

は、州の法律です。ここでは自宅と病院間の移行をスムーズにするため、患者が入院する際に対応すべき重要な要素が3点含まれています。CARE法は[大半の州](#)で整備されているほか、コロンビア特別区、プエルトリコおよびアメリカ領ヴァージン諸島にもあります。

CARE法で求められていること：

1 家族ケアラーの特定

2 家族ケアラーが行う複雑なケア業務のニーズ判断

3 退院予定日の提供

[2018年のSupporting Grandparents Raising Grandchildren Act \(孫を養育する祖父母を支援する法律\)](#) では諮問会議を設立し、祖父母や他の高齢親族を支援するための情報、資源およびベストプラクティスを特定、推進およびコーディネートし、広く発信するよう取り組んでいます。ここで目指しているのは、祖父母たちからケアを受けている児童の健康、教育、栄養などのニーズに応えるほか、高齢ケアラー自身の心身の健康や情緒的ウェルビーイングを保てるようにすることです。

退役軍人省は2020年、Program of Comprehensive Assistance for Family Caregivers (PC AFC、家族ケアラー総合支援プログラム) を立ち上げました。対象となるのは、かつて軍務に従事した退役軍人のケアラーです。[\(詳細リンク有\)](#)

[Plan to Create a 21st Century Caregiving and Education Workforce \(21世紀の介護および教育人材育成計画\)](#) は、2021年の大統領政権によるコミットメントです。これは7750億ドルの介護計画を前進させるもので、活用の対象として、在宅および地域ケアの提供改善、介護人材の強化、無償家族ケアラーの税額控除や社会保障クレジットの設立などが挙げられています。



## ケアラーの社会的認知（続き）



米国

11月はNational Family Caregivers Month（全国家族ケアラー月間）です。これは要支援の家族へ（多くの場合は無償で）ケアを提供している人たちを評価し、称え、支える期間です。ケアラー月間の大統領布告に初めて署名したのはクリントン大統領で、これは1997年に行われました。その後すべての大統領が後に続いて大統領布告を毎年発表し、11月には家族ケアラーを評価し称えています。この全国的な取り組みは、[Caregiver Action Network](#)が他の多くの全国団体と共に主導しています。（詳細リンク有）

### ヤングケアラー

[Caregiving Youth Institute \(CYI\)](#) は、[American Association of Caregiving Youth](#)の一部門です。ヤングケアラーは認知されておらず見



えない存在であり、医療、教育および地域で制度の狭間に陥っています。CYIはこのようなケアラーの増加を受け、直接対応するために設立されました。CYIでは、複数のシステムにまたがるヤングケアラーのニーズについて、更なる認知向上を図るとともに、つながり（connection）、アドボカシー（advocacy）、研究（research）および教育（education）、つまりC. A. R. E. での複数の取り組みを通じて、ヤングケアラー支援の解決策提供にも取り組んでいます。

推計によると、米国では児童ケアラーの割合が、白人以外は20%である一方、白人では9%です。（詳細リンク有）



米国では、全国的に合意を得たセンサスデータがないため、ケアラーの数はあくまで推計です。

### チャンス・機会



世界や国の取り組みに沿った、統一した介護戦略を採り入れて、（乳幼児から高齢者まで）生涯を通じたケア提供を助けるサービスや支援によって、家族ケアラーの生活改善を図る。

生涯を通じたケアラー支援の戦略をまだ策定していない州で、6段階の戦略的プロセスを推進する（公式な認知、ニーズアセスメントと支援、ベストプラクティスの共有、本人中心の政策、関係者の関与、評価）。（詳細リンク有）

全米で、ヤングケアラーへの認知や支援を向上させる。



## 経済的支援

ケアラーの経済的安定を支援したり、ケア提供による経済的なプレッシャーの軽減を図る施策。



米国

### 経済的支援

家族ケアラーは、ケア提供コストの負担を減らすために、経済的支援、収入または税の控除を受けることができます。これらの選択肢は、様々な政府プログラムや税の優遇措置に組み込まれており、特定の要件を満たした場合に使えます。この支援は非常に限定的で、ニーズテストが行われます。支援を受けるには長い待機リストがあり、またすべての州で提供されているわけではありません。

Medicaid Support for Caregivers (メディケイド・ケアラー支援) は、州の裁量で提供されています。多くの州では様々な画期的な支援策が、これまでも現在も試されています。中には、要介護者が自分で在宅ケアを管理するために、現金給付が可能なケースもあり、このようなプログラムはたとえばConsumer-Directed Care (消費者主導ケア)、Participant-Directed Services (参加者主導サービス)、In-Home Supportive Services (在宅支援サービス) またはCash and Counseling (キャッシュ&カウンセリング) と呼ばれています。このようなプログラムの中には、家族をケア提供者として雇用できる州もあります。 [\(詳細リンク有\)](#)

**Medicaid  
(メディケイド)**  
は、低所得者の医療をカバーする連邦政府のプログラムであり、国内の医療費支払いで最も大きな制度の一つです。

退役軍人省では、4種類の経済的支援を提供しています。

1. Veteran Directed Care (退役軍人主導ケア) : 毎月支払われ、これを使ってケアラーの選定や支払いを行えます。
2. Aid and Attendance benefits (A&A、援助&付き添い) 給付 : 軍人恩給を補足する給付で、ケアラー(家族も可能)のコストをカバーするのに役立ちます。
3. Housebound (外出困難者) 給付 : 軍人恩給の受給者で、自宅から出るのが実質的に困難な人へ、毎月支払われる年金の補足給付です。この給付とA&Aは、同時に受け取れません。
4. Program of Comprehensive Assistance (総合支援プログラム) : 2001年9月11日以降、職務中に負った外傷の結果として支援ニーズが続いている退役軍人の家族ケアラーに、毎月支払われる給付です。2018年のVA Mission Act (退役軍人ミッション法) でこのプログラムは、他の紛争で戦った退役軍人にも拡大されました。

無償の家族ケアラーで代理受取人となっている人(例: ケアラー向け信託の受託者)は、要介護者の社会保障障害給付を申請できます。要介護者には2種類の障害給付が支払われ、ケアラーの支援にこの資金を使うことができます。

- ・ Supplemental Security Income (補足的保障所得) : 低所得の高齢者や障害者を対象に、連邦政府から毎月支払われる現金給付で、衣食住の基本的なニーズを満たすためのものです。
- ・ Social Security Disability (社会保障障害給付) : 障害によって1年以上働けない人を対象に、連邦政府から毎月支払われる現金給付です。

民間介護保険の中には、在宅での医療や身体介護サービスの費用をいくらかカバーしたり、同居の配偶者や他の家族への支払いまで適用範囲を広げているものがあります。しかし民間保険は非常に限定的で、多くの人にとっては価格が高すぎ手が届きません。





## FINANCIAL SUPPORT (CONT)



米国

### 税制優遇

Family Tax Credit (家族税額控除) または Credit for Other Dependents (他の被扶養者控除) では、家族ケアラーが生活費の50%以上を支払っている場合、そのケアラーへ依存している人を対象に500ドルの税額控除を申請できます。

Medical Expense Deduction (医療費控除) : 申請対象となる医療費の合計が、当該年における調整後総所得の10%を超え、また項目別控除の合計が基準控除額を超える場合、払い戻されなかった医療費は誰でも控除の対象にできます。



Child and Dependent Care Credit (子女および被扶養者ケア控除) : 家族ケアラーは、ケア提供費用の一部を申請できます。対象となる費用の上限は、子女または被扶養者が1人の場合は3,000ドル、2人以上(例: 13歳未満の子供と、身体的または精神的な理由でセルフケアができない配偶者)の場合は6,000ドルであり、この費用は要介護者のウェルビーイングや保護を目的としたものでなければなりません。この申請ではまた、他に控除可能な被扶養者ケアの給付を差し引く必要があります。

Flexible spending account (FSA、医療費支出口座) および Health savings account (HSA、税制優遇措置付き医療貯蓄口座) : 税引き前所得からこの医療貯蓄口座に資金を預けることができ、自分や被扶養者の医療費で自己負担分を支払う必要が出た時に、それを使えます。FSAまたはHSAから支払った医療費は、医療費控除の対象とはなりません。 [\(詳細リンク有\)](#)



持続可能な介護システムを保証するためには、保健や社会分野の政策やプログラムで、ケアラー独自のニーズや貢献を考慮すべきであるとIACOは考えます。

### チャンス・機会



家族ケアラーが支払うケアの自己負担金(平均で年7,000ドル)に対し、適切な支援を展開する。

ケアラーがフルタイムでケアの役割を担うために自発的に離職した場合、社会保障の老齢年金への権利を守り維持する。





## 仕事 & 教育

就労・学業の継続・復帰で、ケアラーが他の人と同じチャンスや機会を得られるよう、協力的な職場や教育環境を作る実践。



米国

### 仕事 & ケア

米国には、総合的な有給家族休暇に関する国の指令はありません。

1964年のCivil Rights Act (公民権法) では、働く人を差別から守っています。2007年にUS Equal Employment Opportunity Commission (EEOC、米国雇用機会均等委員会) は [Employer Best Practices for Workers with Caregiving Responsibilities \(ケアの役割を担う労働者への雇用主のベストプラクティス\)](#) という手引きを発表しました。これはケア提供に特化した、雇用主の優れた実践に関する資料です。AARPのファクトシート [Protecting Family Caregivers from Employment Discrimination \(家族ケアラーを雇用差別から守る\)](#) では、このEEOCの手引きを要約しています。

2020年6月に導入された連邦法 [\(家族ケアラーを差別から守る法\)](#) では、働くケアラーに対して雇用主が解雇、降格、不当な扱い、採用の拒否、その他雇用に関する不利な行動をとることを禁じています。 [\(詳細リンク有\)](#)



連邦レベルにおける [Family and Medical Leave Act \(家族・医療休暇法\)](#) の下で、利用資格のある労働者は、特定の介護の理由によって無給の就労保障休暇を取ることができ、休暇中も、就労中と同じ条件でグループ医療保険を引き続き利用できます。その背景には、働く人が仕事とケア提供のどちらかを選ばなければならない、という状況を作るべきではない、という考えがあります。新生児または深刻な健康状態の配偶者、子供または親をケアするために、利用資格のある従業員は、12か月間で12週の休暇を取ることができます。軍のケアラー休暇では、26週まで認められています。 [\(詳細リンク有\)](#)

30を超える州で、有給および無給の家族・医療休暇に関する複数の法案が成立しました。 [\(詳細リンク有\)](#)

雇用主の中には、有給の家族休暇や病気休暇など、職場での福利厚生をケアラーに提供している所もあります。

ハワイでは2018年に、試験事業として [Kupuna Caregivers Program \(KCGP、高齢者ケアラープログラム\)](#) が始まりました。対象はハワイ住民で、雇用されていると同時に高齢親族の無償主介護者でもある人です。このプログラムでは、ケア提供の経済的負担を軽減する一方で、ケアラーが自宅以外の場所で雇用を継続できるよう支援します。このプログラムは、Kupuna Caregiver Law (高齢者ケアラー法) とも呼ばれています。

### 教育 & ケア

[American Association of Caregiving Youth \(AACY\)](#) は2006年、米国で初めて [Caregiving Youth Project \(GYP、ヤングケアラープロジェクト\)](#) を立ち上げました。このプログラムでは、ヤングケアラーが教育を受け続け、高校を卒業できるよう支援します。



ヤングケアラーは週に平均20時間をケア提供に費やしています。

ヤングケアラーは自分の教育や心身のウェルビーイングを犠牲にしています。

ヤングケアラーは友達から孤立し、交流機会も不十分です。

ヤングケアラーは子供としての体験をできていません。

### チャンス・機会



家族ケアラーの役割を担う従業員に対し、認知向上や対応を支援するプログラムのメリットについて、雇用主の理解を高める。 [\(詳細リンク有\)](#)

従業員が家族の役割と仕事の継続を両立しやすくなるよう、ケアラー支援政策(例: 有給家族休暇)が必要である、というコロナ禍の経験から学ぶ。 [\(詳細リンク有\)](#)

ヤングケアラーの教育推進を支える戦略を策定する。



## 健康 & ウェル ビーイング

ケアラーの心身の健康を保ち社会的なつながりを促し、またケアラーがケアの役割以外の関心を追求できるようにする支援。



米国

### レスパイトケア

レスパイトは、[National Family Caregiver Support Program](#) (NFCSP、全国家族介護者支援プログラム) を通じて利用でき、このプログラムでは、州に助成金を提供しています(「情報&知識」のセクション参照)。2014年度は、60万4000人を超えるケアラーに600万時間近くのレスパイトケアサービスが提供されました。これらのサービスは、在宅、成人向けデイケアまたは施設で提供されました。

The [Lifespan Respite Care Program](#) (ライフスパン・レスパイトケアプログラム) は、機関への競争的助成金です。このプログラムでは、利用しやすい地域レスパイトケアサービスの組織的なシステムを、州および地域レベルで提供することを目指しています。プログラムの対象は、児童やあらゆる年齢の成人で特別なニーズがある人の家族ケアラーです。

[退役軍人省](#) では、在宅とナーシングホームでのレスパイトを提供しています。

レスパイトは、要介護者の医療保険に含まれることもあります。多くの在宅および地域サービスでも、医療提供者を通じてレスパイトを提供しています。

[Medicare](#) (メディケア) では入院患者として、最長5日間の短期レスパイトケアを含めることができます。これはホスピス事業者がアレンジし、複数回にわたって適宜提供できます。[Medicare Advantage](#) (メディケア・アドバンテージ) プランでは、日常生活動作(ADL)の支援でケアラーが休息を取れるよう、レスパイトケアの給付を提供するものがあります。[the Special Supplemental Benefits for the Chronically Ill](#) (慢性疾患患者向け特別補給給付) プログラムでは給付の中に、付き添いケア、夫婦カウンセリング、家族カウンセリング、有償保育、または孤立や情緒・認知機能向上の対応支援プログラムも含むことがあります。従来のメディケアでは、いくつかのCPT(または「請求」)コードで、家族ケアラーへの提供サービスに対して事業者への支払いが可能となっています。

メディケイドではいくつかの州のオプションで、在宅や地域サービスへの支払いが可能となっています。その中には、利用者へのレスパイトや身体介護サービスが含まれており、家族ケアラーが休息をとるのに役立てられます。(詳細リンク有)



[State Respite Coalitions](#) (州レスパイト連合) は、州や地域、公共および民間の団体から成る、草の根の会員組織です。この組織は、あらゆる年齢の障害者や慢性疾患患者、家族ケアラー、地域や信仰ベースの団体、およびレスパイト・社会サービス・医療提供者を代表しています。主な活動内容は、アドボカシー、ネットワーキングおよび公共教育です。中には、研修やレスパイトのバウチャーを提供している連合会もあります。運営者は、ボランティアの所もあれば、有償スタッフの所もあります。

成人向けデイプログラムでは、家族ケアラーへの支援やレスパイトを提供しています。米国では4,000を超えるプログラムがあり、利用者数は15万以上に上ります。(詳細リンク有)



IACOでは、特定の患者グループについて、ケアラーの役割や影響に関する認知向上に取り組んでいます。(詳細リンク有)





## 健康 & ウェルビーイング (続き)



米国

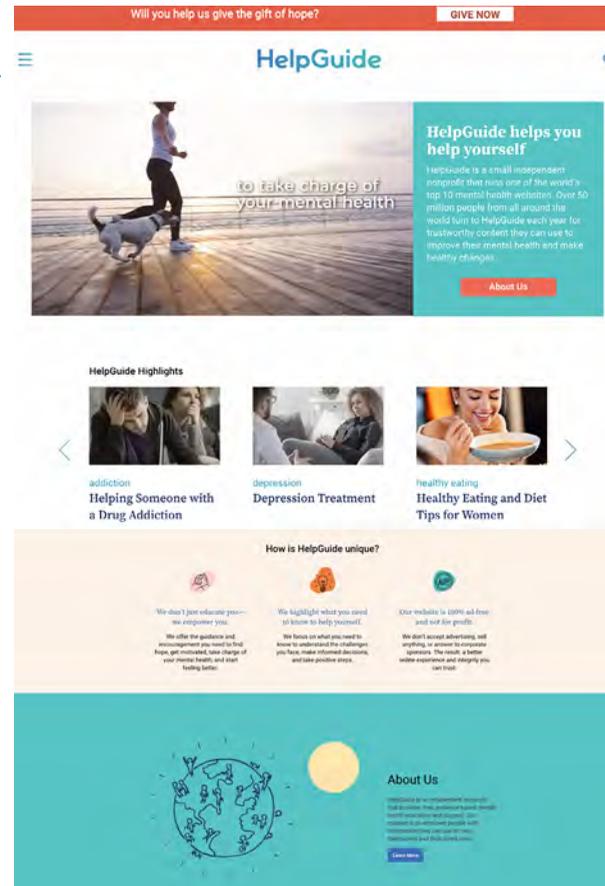
### 心理 & 社会的サポート

保健福祉省では、ケアラーのストレスに関する情報を提供したり、[HelpGuide](#)などの資源をケアラーに案内しています。HelpGuideは独立した非営利団体で、世界でトップ10に入るメンタルヘルスのウェブサイトを経営しています。

ほかにもケアラーに資料を提供したり、オンラインでチャットやカウンセリングの場を設けたりしているサイトの例として、[AgingCare](#) や [Family Care Alliance](#) などがあります。

Caregiver Action Network では、無料のケアラー・ヘルプデスク（電話、メール、チャット）を運営し、ケアラーへ支援や情報を提供しています。 ([詳細リンク有](#))

[Community Care Corps \(地域ケア部隊\)](#) は、医療以外のケアで、地域のボランティアが家族ケアラーや高齢者、障害者を自宅で支援して自立の維持を図る、画期的なモデルを促進する全国プログラムです。ここで目指しているのは、高齢者や障害者およびそのケアラーへ医療以外のケアを提供する、地域レベルのボランティアプログラムを増やして、フォーマルなケアシステムを補うことです。最終的には、効果的な地域モデルを見出して、全国的なボランティア部隊を展開できるようにすることを目指しています。



### チャンス・機会



取り組みをコーディネートし、生涯を通じたケアラー支援を全国で行うために、その基盤づくりに向けた統一戦略が必要です。[From Momentum to Movement \(機運から運動へ\)](#) では、本人を中心とした重要分野に関する様々な政策優先事項を、州の介護擁護団体の取り組みと協調させる戦略的なプロセスを打ち出すことで、そのような基盤づくりを推進しています。



## 情報 & 知識

ニーズや状況に合った形で、ケアラーをエンパワーする資源。



米国

### The [National Family Caregiver Support Program](#)

(NFCSP、全国家族介護者支援プログラム)では各州や領土へ、70歳以上の人口割合を基にして助成金を出しています。この資金は、高齢者ができるだけ長く自宅で生活を続けられるよう、家族ケアラーへ様々な支援を行うために使われます。ここでのサービスには、以下が含まれます。

使えるサービスに関するケアラー向けの情報

ケアラーがサービスにアクセスする際の支援

個別カウンセリング、サポートグループやケアラー研修の企画

レスパイトケア

限定的な補足サービス

[Caregiver Action Network](#) のヘルプデスクでは、全国の家族ケアラーへ無料で支援を提供しています。ここにはケアの専門家が配置されていて、ケアラーが課題へ対応するのに必要な情報を見つけるのを助けたり、その他の関連支援を提供しています。

[Help for Cancer Caregivers](#)では、癌患者のケアラーが自分や家族をケアするのに役立つ、情報や教育および支援を提供しています。たとえば、ケアラーが現在抱えている負担を基に、Personal Care Guide (パーソナルケアガイド)を作成しています。

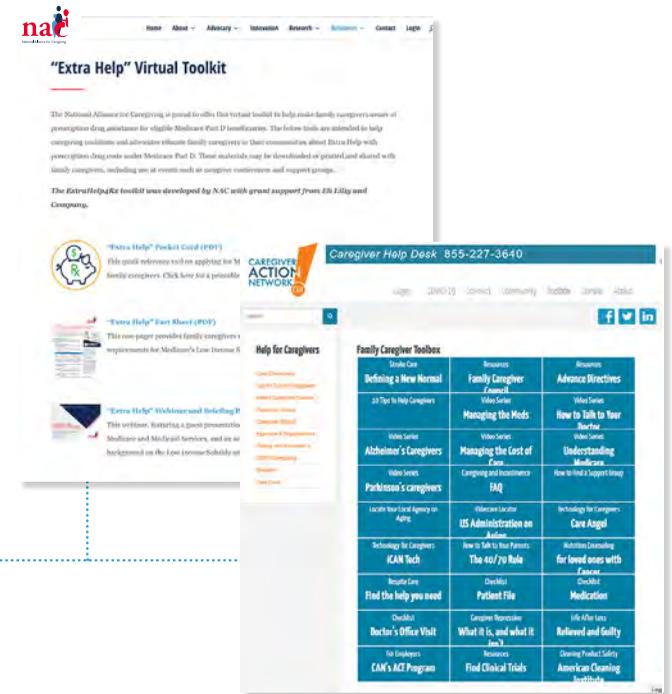
[Rare Caregiver](#) (希少ケアラー) は、希少疾患の人の家族ケアラーが持つ特有のニーズへ対応する、総合的なオンラインガイドです。

[Alzheimer's Association](#)では、ケアラー向けに情報や様々なヒントを提供しており、病気の進行度合いや家族の状況に応じて、予測すべきことや準備の方法などを学べます。認知症専門家とのライブチャットも利用できます。

連邦政府では、連邦、州および地域レベルにおける、[ケアラー向けの資料や支援のウェブ情報](#)を提供しています。

[VA Caregiver Support Program](#) (退役軍人ケアラー支援プログラム) と [National Family Caregiver Support Program](#) (全国家族介護者支援プログラム) はともに、研修や教育資料を提供しています。

無償家族ケアラーは[Family Caregiver Alliance](#)、[AARP](#)、[the National Alliance for Caregiving](#)および[Caregiver Action Network](#)を通じて、研修や情報にアクセスできます。



### チャンス・機会



州は、家族ケアラーが安全にケアのコーディネーターおよび必要な医療や看護業務を行う準備を整えられるよう、対応すべきです。それを実現するために、利用しやすく介護の状況に応じた情報、教育および研修を、文化的に適切かつエビデンスに基づいた方法で提供すべきです。(詳細リンク有)

# 画期的なケアラー実践



Innovative Carer Practices (画期的なケアラー実践)とは、医療と社会的ケアの統合を通じてケアラーのニーズに応える、エビデンスに基づいた政策や実践のことです。このような実践を特定および共有することで、IACOでは世界で行われている先進的な実践の認知向上や普及を進めています。[\(詳細リンク有\)](#)

## 米国でのイノベーション

医療製品開発における家族ケアラーの役割

2019年に発表された[Paving the Path for Family-Centered Design: A National Report on Family Caregiver Roles in Medical Product Development](#) (家族中心のデザインへの道を拓く：医療製品開発における家族ケアラーの役割に関する全国報告)では、医薬品、生物療法、診断法および医療機器の開発で、ケアラーが持つ重要な知識を組み込む方法について取り上げています。このプロジェクトは、National Alliance for Caregiver (NAC)が主導し、[Leaders Engaged on Alzheimer's Disease \(LEAD\) Coalition](#)と提携して行っており、医療製品開発に取り組む40以上のステークホルダーグループから、ケアラーの生の経験や視点を捉えることを目指しています。



この取り組みでは、どのような医薬品や機器が必要とされているか、どのような治療効果がどの程度重要か、どの程度のリスクや潜在的な有害性であれば許容できるか、臨床研究をどのように実施すべきか、そして安全性や効果をどのように測定すべきか、といった点について、ケアラーの重要な見識を活用するための提言を行っています。

[Embracing Carers™](#)は、ドイツのMerck KGaAが主導するグローバルな取り組みです。同社は米国とカナダでは、EMD Serono、EMD MilliporeおよびEMD Performance Materialsとして運営しています。世界中の主要なケアラー団体によるこの連携では、見過ごされがちなケアラーのニーズについて、認知、議論および行動を強化することを目指しています。この取り組みでは、COVID-19が無償ケアラーに及ぼす現在および長期の影響(例：経済、身体および心理的なウェルビーイング)を判断するために、[Carer Well-Being Index ケアラー・ウェルビーイング指標](#)を作成しました。



National Alliance for Caregiving (NAC)

1996年設立)では、家族ケアラーが自宅、職場および人生で活躍できるよう、彼(女)らを大切にし、支え、エンパワーする社会を描いています。NACの使命は、家族ケアラーの生活を改善するために、研究、アドボカシーおよびイノベーションでパートナーシップを築くことです。NACの活動を導いているのは、純粋で熱意に満ちた家族ケアラーへのコミットメントであり、そこでは人間を中心に据え、データに基づき、連携や包摂を重視しています。



Caregiver Action Network (CAN)は、National Family Caregivers Association (1993年設立)を前身とする、米国で主要な家族ケア

ラ団体です。米国では、慢性的な症状や障害、病気があったり、高齢で虚弱状態の人のケアラーが全国で9000万以上おり、CANは、このようなケアラーたちの生活の質(QOL)改善に向けて取り組んでいます。CANは非営利団体で、教育やピアサポートおよび資源を、全国の家族ケアラーへ無料で提供しています。

以下の方々には、専門的なご助言や質問へのご回答および本章原稿のレビューを行っていただきました。この場をお借りして感謝申し上げます。

- C. Grace Whiting氏 (National Alliance for Caregiving会長兼CEO)
- Lisa Winstel氏 (Caregiver Action Network COO)